

平成 27 年

塩竈市議会会議録

(第152巻)

第1回臨時会 6月4日 開 会
6月4日 閉 会

第2回定例会 6月12日 開 会
6月26日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 7 年 6 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (6 月 4 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6 . 4	木	本会議	会期の決定、議員提出議案第 4 号ないし第 6 号	1

平成 27 年 6 月 定例会 日程表

会期 15 日間（6 月 12 日～6 月 26 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6. 12	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、請願第 11 号、議案第 48 号ないし第 59 号、議員提出議案第 7 号、農業委員会委員の推薦	1
13	土	休 会		2
14	日	〃		3
15	月	〃	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 9:00～	4
16	火	〃	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 9:00～	5
17	水	〃	東日本大震災復旧・復興調査特別委員廃棄物処理業務等に関する小委員会 10:00～	6
18	木	〃	総務教育常任委員会 10:00～	7
19	金	〃	民生常任委員会 10:00～	8
20	土	〃		9
21	日	〃		10
22	月	〃	産業建設常任委員会 10:00～	11
23	火	〃	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会 10:00～	12
		本会議	一般質問 13:00～ ①伊勢 由典 議員 ②志賀 勝利 議員 ③小野 幸男 議員 ④阿部かほる 議員	
24	水	休 会	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会 9:00～	13
		本会議	一般質問 13:00～ ①田中 徳寿 議員 ②菊地 進 議員 ③浅野 敏江 議員 ④曾我 ミヨ 議員	

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
25	木	休 会	議会運営委員会 13:00～	1 4
26	金	本会議	委員長報告 13:00～	1 5

塩竈市議会平成27年6月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成27年6月定例会会議録

(6月臨時会)

第1日目 平成27年6月4日(木曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議員提出議案第4号ないし第6号	3
提案理由説明	3
質 疑	7
浅野敏江君	7
阿部かほる君	7
田中徳寿君	8
採 決	9
閉 会	9

(6月定例会)

第1日目 平成27年6月12日(金曜日)

開 会	11
議事日程第1号	11
開 議	13
会議録署名議員の指名	13
会期の決定	13
議長辞職勧告動議	14
採 決	15
諸般の報告	15
請願第1号	31
議案第48号ないし第59号	31
提案理由説明	31
総括質疑	49
伊 勢 由 典 君	49
浅 野 敏 江 君	55
曾 我 ミ ヨ 君	59
志子田 吉 晃 君	61
小 野 絹 子 君	66
議員提出議案第7号	72
提案理由説明	72
農業委員会委員の推薦	73
散 会	74

第2日目 平成27年6月23日(火曜日)

議事日程第2号	75
開 議	77
会議録署名議員の指名	77
一般質問	77

伊 勢 由 典 君 (一問一答方式)

(1) 国民健康保険事業について	77
①国民健康保険の財政調整基金と国保税の減税について	
(2) 子供の医療費の中学生の外来拡充について	78
①これまで実施した医療費拡充の検証について	
②中学生外来の拡充について	
(3) 本町・仮設店舗解体と本町くるくる広場の今後の取り組みについて	79
①若い人の定住促進のためのマンションについて	
(4) 県立利府支援学校の分教室(二小)との対応について	79
①利府支援学校通学の対応について	
(5) 道路復旧工事(発注予定箇所今後の進め方について)	79
①海岸通1号線・5号線・6号線の復旧工事について	
(6) 新清水沢団地の歩道バリアについて	80
①サンコーポラス新清水沢(優良賃貸住宅)前の2カ所の十字路歩道のバリアフリー化について	

志 賀 勝 利 君 (一問一答方式)

(1) 市長の政治姿勢について	94
①4期目の目標について	
・水産業・水産加工業の振興	
・商業の振興	
②業務委託における事業者との信頼関係について	
・業者との信頼関係における基本的考え方について	
・信頼関係を表す具体的な内容について	
③市長のモットーとする公明正大について	
・基本的考え方について	

小 野 幸 男 君 (一問一答方式)

(1) 地方創生について	113
①地方創生戦略の推進について	
(2) 生活困窮者対策について	114

①生活困窮者自立支援制度実施について	
(3) 交通安全対策について	114
①自転車の安全対策について	
②通学路点検について	
(4) 公園環境について	115
①身近な公園整備及び市営住宅公園整備について	
(5) 読書環境の整備	115
①子どもの読書活動について	
②図書館窓口の設置について	
阿部 かほる 君 (一括質問一括答弁方式)	
(1) 地方創生地方版人口ビジョンと総合戦略策定に向けて	129
①次世代を担う若者層対策について	
・人口動態に対する取り組みについて	
・子育て世代に選ばれる子育て環境の充実について	
②総合戦略策定について	
・地域経済収支及び財政収支の黒字化	
ふるさと納税の積極的活用	
プレミアム商品券の活用	
・暮らしやすい持続可能な地域社会の創造	
地域交通 (市内バス) 路線の見直し拡充	
塩釜駅周辺変則交差点の解消	
・シニアが生き生きと活躍できる地域社会	
再雇用の促進	
・自治体の連携推進について	
散 会	144

第3日目 平成27年6月24日 (水曜日)

議事日程第3号	147
開 議	149

会議録署名議員の指名	149
一般質問	149
田中徳寿君（一問一答方式）	
(1) 基金について	149
①基金の平成27年5月末における運用状況について	
②5月末の出納閉鎖日にはどのような取扱いをするのか	
(2) 地方債について	149
①一般会計・特別会計・企業会計における地方債の発行・償還の仕組みについて	
②地方債残高の確認の仕組みについて	
③水道事業会計の過去の地方債について（平成11年度～平成25年度）	
(3) 市立病院の入札制度について	150
①薬・備品の入札制度について	
菊地進君（一問一答方式）	
(1) 政治姿勢について	168
①長期総合計画について	
・（仮称）仙台塩釜ソイルセンターの計画	
・清掃工場建設	
・魚市場卸売機関の一元化	
②財政の健全化（財源対策等）について	
・第三次塩竈市行財政改革推進計画	
③定住問題と人口減少について	
④街の活気元気について	
(2) 教育について	169
①けやき教室について	
②不登校児童の実態と不登校対策について	
(3) 福祉について	169
①第4次障がい福祉計画について	
・親亡き後の福祉施設整備について	
・重度障がい者の自立支援について	

②老々介護の実態と行政の役割について	
浅野敏江君（一問一答方式）	
(1) 安心の地域づくりについて	184
①空家（特定空家）の調査結果について	
②施行された空家法に伴う本市の対応	
(2) 子どもたちを取り巻く環境について	185
①放課後児童クラブの充実した環境について	
②児童虐待等の現状について	
③発達障害について	
④子どもの貧困対策	
(3) 小規模企業対策について	186
①水産加工団地の現状と見通し	
②仲卸の現状と課題・対策について	
曾我ミヨ君（一問一答方式）	
(1) 塩釜港の振興策について	202
①塩釜港の現状と課題についての見解	
②水産加工業、観光業、浅海漁業と調和のとれた塩釜港の振興策に対する施策について	
(2) 離島の災害復旧について	202
①寒風沢漁港の物揚げ場及び道路の復旧工事について	
（漁業者からの要望にそった復旧について）	
②桂島漁港に面した防潮堤整備と宅地地盤のかさ上げ等の対応について	
(3) 税務行政について	203
①税滞納世帯に対する対応について	
（宮城県滞納整理機構への移管された事案について）	
②総務省通知（平成27年1月27日）との関係での対応、問題	
(4) 災害公営住宅の建設に伴う環境整備について	203
①錦町災害公営住宅等NEWしおナビ100円バスの路線拡充についての検討は	
②西塩釜駅の通路利用専用エレベーター設置について	
散会	216

第4日目 平成27年6月26日（金曜日）

議事日程第4号	217
開 議	219
会議録署名議員の指名	220
議案第48号ないし第59号、議員提出議案第7号	
(総務教育常任委員会委員長議案審査報告)	220
(民生常任委員会委員長議案審査報告)	222
(産業建設常任委員会委員長議案審査報告)	223
討 論	224
曾 我 ミ ヨ 君	224
阿 部 かほる 君	225
採 決	226
請願第4号及び第11号 (総務教育常任委員会委員長請願審査報告)	227
(産業建設常任委員会委員長請願審査報告)	227
討 論	228
小 野 絹 子 君	228
小 野 幸 男 君	231
採 決	233
議員提出議案第8号及び第9号	233
提案理由説明	234
討 論	236
志 賀 勝 利 君	236
採 決	236
東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告	237
(東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告)	237
議員提出議案第10号	243
提案理由説明	244
採 決	245
閉 会	245

平成27年6月臨時会	6月4日	開会
	6月4日	閉会
平成27年6月定例会	6月12日	開会
	6月26日	閉会

議案審議一覧表
議員提出議案

塩竈市議会 6 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議員提出 議案第 4 号	記録の提出拒否に対する告発について	原案可決	27.6.4
	議員提出 議案第 5 号	記録の提出拒否に対する告発について	原案可決	27.6.4
	議員提出 議案第 6 号	記録の提出拒否に対する告発について	原案可決	27.6.4

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第48号	塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決	27.6.26
	議案第49号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	27.6.26
	議案第50号	東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	27.6.26
	議案第52号	塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例	原案可決	27.6.26
	議案第53号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27.6.26
	議案第55号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	27.6.26
	議案第56号	工事請負契約の締結について	原案可決	27.6.26
	議案第57号	工事請負契約の締結について	原案可決	27.6.26
	議案第58号	工事請負契約の締結について	原案可決	27.6.26
	議員提出議案第7号	塩竈市証人等の実費弁償に関する条例	原案可決	27.6.26
民 生	議案第51号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	27.6.26
	議案第53号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27.6.26
産業建設	議案第53号	平成27年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	27.6.26
	議案第54号	平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	27.6.26
	議案第59号	公有水面の埋立てに関する意見の答申について	原案可決	27.6.26
	議員提出議案第8号	「復興・創生期間」における東日本大震災復興交付金の自治体一部負担について見直しを求める意見書	原案可決	27.6.26
	議員提出議案第9号	人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書	原案可決	27.6.26

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議員提出 議案第10号	塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌 処理会社に対する地区住民への説明会 等の取組に関する意見書	原案可決	27.6.26

平成27年6月12日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 1 1 号
受 理 年 月 日	平成27年6月8日
件 名	塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する地区住民への説明等の取組に関する請願
要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対して、地域住民への誠意ある取組の実行を進出企業に指導していただくよう宮城県に対して意見書の提出を求めます。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>この度、汚染土壌処理会社が港町地区に進出予定であります。同地区は観光船の発着場に近く、更に湾内は多くの浅海漁業者の養殖場となっていることから、地域住民の住環境の保全はもとより、観光地としての景観、湾内の水質保全が大変重要な課題ととらえております。今年の1月に地域住民に対して第1回目の説明会が開催されましたが、その内容は汚染物質がどのようなものであるかも明示されない、住民に対して誠意が全く感じられない内容で不信感をいだかせるものでした。</p> <p>第2回目説明会が先日開催されましたが企業側は安全性を謳うものの、説明を受ける側にとって十分理解できる説明ではありませんでした。着工ありきで住民の十分な理解が得られないまま、型通りの3回の説明会でことを進めるといふことであれば反対をせざるを得ない状況にあります。</p> <p>宮城県は進出企業が地域住民の納得を得られるまで説明会を開催し、約束事の確実な履行も含め、地域住民との合意が得られるまでは工事に着手しないよう進出企業に対して、指導頂くよう要望いたします</p>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	<p>塩竈市貞山通三丁目3番27号 蜂屋食品株式会社 代表取締役 蜂屋 嘉一郎 塩竈市港町二丁目15-31 株式会社武田の笹かまぼこ 代表取締役 武田 和浩 塩竈市港町二丁目14番13号 プリンス食品株式会社 代表取締役 古内 隆弘 塩竈市貞山通三丁目8番8号 ㊤阿部商店 阿部 輝夫 塩竈市藤倉二丁目14番14号 株式会社シーフーズあかま 代表取締役 赤間 廣志 塩竈市中の島4番1号 塩釜市中の島自治会 会長 武石 繁雄 塩竈市港町二丁目14番5号 港三・四町内会 会長 鈴木 一郎 塩竈市港町二丁目7番18号</p>

	港二親交町内会 会長 村上 善博
紹介議員名	菊地 進 議員 伊勢 由典 議員 曾我 ミヨ 議員
付託委員会	産業建設常任委員会

議員提出議案第4号

記録の提出拒否に対する告発について

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年6月4日

提出者 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会
委員長 志賀勝利

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

記録の提出拒否に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1. 告発人及び被告発人

(1) 告発人

住 所 塩竈市旭町1番1号
塩竈市議会議長 佐 藤 英 治

(2) 被告発人

住 所 塩竈市北浜一丁目4番26号
職 業 元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長
氏 名 和 田 忠

2. 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3. 告発の事実

本市議会は、平成27年2月定例会において、「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」に地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項、4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項の事務に関する調査のため、被告発人を関係人として、平成27年4月24日までに当議会に記録の提出を請求したが、塩竈市災害復旧連絡協議会の請

求明細書について、理由を明示されず提出されていない。

このため、関係人 元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠 は、正当な理由がなく提出を拒否しているものである。

4. 添付書類

- (1) 会議録の写
- (2) 記録提出請求書の写
- (3) その他証拠となる書類

5. 告発書提出先

仙台地方検察庁検事正・塩釜警察署長

議員提出議案第5号

記録の提出拒否に対する告発について

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年6月4日

提出者 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会
委員長 志賀勝利

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

記録の提出拒否に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1. 告発人及び被告発人

(1) 告発人

住 所 塩竈市旭町1番1号
塩竈市議会議長 佐 藤 英 治

(2) 被告発人

住 所 塩竈市松陽台一丁目3番5号
職 業 株式会社 千葉鳶 代表取締役
氏 名 千 葉 勇 夫

2. 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3. 告発の事実

本市議会は、平成27年2月定例会において、「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」に地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項、4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項の事務に関する調査のため、被告発人を関係人として、平成27年4月13日までに当議会に記録の提出を請求したが、株式会社 千葉鳶の請求明細書

について、理由を明示されず提出されていない。

このため、関係人 株式会社 千葉鳶 代表取締役 千葉 勇夫 は、正当な理由がなく提出を拒否しているものである。

4. 添付書類

- (1) 会議録の写
- (2) 記録提出請求書の写
- (3) その他証拠となる書類

5. 告発書提出先

仙台地方検察庁検事正・塩釜警察署長

議員提出議案第6号

記録の提出拒否に対する告発について

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年6月4日

提出者 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会
委員長 志賀勝利

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

記録の提出拒否に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1. 告発人及び被告発人

(1) 告発人

住 所 塩竈市旭町1番1号
塩竈市議会議長 佐 藤 英 治

(2) 被告発人

住 所 塩竈市白菊町6番43号
職 業 株式会社 晃信建設 代表取締役
氏 名 和田野 晃

2. 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3. 告発の事実

本市議会は、平成27年2月定例会において、「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」に地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項、4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項の事務に関する調査のため、被告発人を関係人として、平成27年4月13日までに当議会に記録の提出を請求したが、株式会社 晃信建設の請求明細

書について、理由を明示されず提出されていない。

このため、関係人 株式会社 晃信建設 代表取締役 和田野 晃 は、正当な理由がなく提出を拒否しているものである。

4. 添付書類

- (1) 会議録の写
- (2) 記録提出請求書の写
- (3) その他証拠となる書類

5. 告発書提出先

仙台地方検察庁検事正・塩釜警察署長

議員提出議案第7号

塩竈市証人等の実費弁償に関する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年6月12日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江

田中徳寿

阿部かほる

菊地進

曾我ミヨ

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

塩竈市証人等の実費弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条及びその他法令の規定により出頭した証人、参考人及び公聴会に参加した者等（以下「証人等」という。）支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 証人等が出頭し、又は公聴会に参加したときは、その実費を弁償する。

2 前項の実費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料（次項において「鉄道賃等」という。）とする。

3 鉄道賃等の額は、職員等の旅費支給条例（昭和32年条例第25号）に基づき1級の職務にある者に支給する旅費に相当する額とする。

第3条 証人等には、日当として1日につき5,000円を支給する。

(支給方法)

第4条 支給方法は、一般職の職員の例による。

(適用除外)

第5条 本市から議員報酬又は給料を受ける側にある者が、職務の関係で証人等になった場合には、この条例による実費の弁償は行わない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(塩竈市議会委員条例の一部改正)

2 塩竈市議会委員条例（昭和47年9月30日条例第28号）の一部を次のように改正する。

第28条の2を削る。

(提案理由)

法令等に基づく証人等の出頭等に要する経費を償うため、新たな条例を制定しようとするものである。

議員提出議案第8号

「復興・創生期間」における東日本大震災復興交付金の
自治体一部負担について見直しを求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年6月26日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
嶺岸淳一	田中徳寿
志賀勝利	香取嗣雄
阿部かほる	西村勝男
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
高橋卓也	小野絹子
伊勢由典	曾我ミヨ

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

「復興・創生期間」における東日本大震災復興交付金の
自治体一部負担について見直しを求める意見書

先般、国は集中復興期間後の復興事業の地元負担のあり方について、案を示しましたが、その内容は一部事業について地元負担を求めるなど、これまで被災自治体が求めてきた内容とは大きく異なり、国の支援の枠組みを後退させるものであります。

政府は6月24日、復興推進会議を開き、東日本大震災からの復興事業に関し、一部事業において、地元自治体に1.0～3.3%の負担を求めることを決定し、被災3県の負担総額は220億円程度になる見込みです。

未だ復興の途中にある中、一部とはいえ地元負担を求めることは、各地でようやく本格化し始めた復興への歩みの減速が懸念されるばかりか、より被害の甚大な復興に長期間を要する自治体に対して深刻な影響が生じるものです。

これまで、東北の被災自治体は、未曾有の震災被害から立ち上がり、失われた故郷を早期に取り戻す気概を持って、地域の復興に向けた方策を真剣に考え、立ち向かってきました。

したがって、国におかれましては、復興は道半ばであることを踏まえ、東日本大震災復興交付金について、一部自治体負担について見直しを行い、平成28年度以降においても自治体負担が生じることのないよう要望いたします。

以上、地方地自法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 佐藤英治

関係機関あて

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣)

議員提出議案第9号

人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年6月26日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
嶺岸淳一	田中徳寿
香取嗣雄	阿部かほる
西村勝男	菊地進
志子田吉晃	鎌田礼二
伊藤栄一	高橋卓也
小野絹子	伊勢由典
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書

近年、主に在日韓国・朝鮮人を標的とした差別と憎悪をあおるヘイトスピーチデモが全国各地で行われており、大きな社会問題となっています。

2014年7月、国連自由権規約委員会は、日本政府に対し、人種や国籍差別を助長する街宣活動を禁止し、犯罪者を処罰する自由権規約第20条に適応した立法措置を求める勧告を出し、さらに8月には、国連人種差別撤廃委員会が、日本政府がヘイトスピーチ問題に毅然と対応し、法律で規制するよう勧告しました。

また、最高裁判所は12月、京都朝鮮学校周辺における街宣活動に対して、人種差別撤廃条例で禁止した人種差別に当たり、違法と指摘した大阪高裁の判決を支持し、ヘイトスピーチは差別であることを認め、賠償命令を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、諸外国では法規制が行われています。安倍首相はホロコースト記念館でスピーチし、「特定の民族を差別し、憎悪の対象とすることが、人間をどれほど残酷にするのかを学ぶことができた」と述べました。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。

訪日外国人も年間1,300万人を超えました。人種差別や民族差別的行為の放置は、国際社会における我が国への尊敬と信頼を失墜させるものとなります。

よって、政府においては、人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を速やかに講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 佐藤 英治

関係機関あて

(衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・法務大臣)

議員提出議案第10号

塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する
地区住民への説明会等の取組に関する意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年6月26日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
嶺岸淳一	田中徳寿
志賀勝利	香取嗣雄
阿部かほる	西村勝男
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
高橋卓也	小野絹子
伊勢由典	曾我ミヨ

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する
地区住民への説明会等の取組に関する意見書

この度、汚染土壌処理会社が港町地区に進出予定であります。同地区は観光船の発着場に近く、更に湾内は多くの浅海漁業者の養殖場となっていることから、地域住民の住環境の保全はもとより、観光地としての景観、湾内の水質保全が大変重要な課題ととらえております。今年の1月に地域住民に対して第1回目の説明会が開催されましたが、その内容は汚染物質がどのようなものであるかも明示されない、住民に対しての誠意が全く感じられない内容で不振回をいだかせるものでした。

第2回目説明会が先日開催されましたが、企業側は安全性を謳うものの、説明を受ける側にとって十分理解できる説明ではありませんでした。着工ありきで住民の十分な理解が得られないまま、型通りの3回の説明会で進めるということであれば反対せざるを得ない状況にあります。有害物質による実害、更には風評被害等を考えたとき、地区住民や企業への被害に対する補償等のあらゆる状況を考え将来的に「万が一」が起こった時に備えることが大切であると考えます。

宮城県は進出企業が地域住民の納得を得られるまで説明会を開催し、約束事の確実な履行も含め、地域住民との合意が得られるまでは着工しないよう、進出企業に対して指導くださるよう強く要望いたします。

以上、地方地自法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議員 佐藤英治

宮城県知事 あて

平成27年 6 月 4 日（木曜日）

塩竈市議会 6 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成27年6月4日（木曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議員提出議案第4号ないし第6号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

出席議員（17名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部 政策調整監	佐藤修一君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

議事調査係長 鈴木忠一君

議事調査係主事 片山太郎君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） 去る 5 月 28 日、告示招集になりました平成 27 年第 1 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6 番香取嗣雄議員、7 番阿部かほる議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤英治君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議員提出議案第 4 号ないし第 6 号

○議長（佐藤英治君） 日程第 3、議員提出議案第 4 号ないし第 6 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

志賀委員長。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第 4 号ないし第 6 号について、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

初めに、議員提出議案第 4 号について説明いたします。

記録の提出拒否に対する告発について

地方自治法第 100 条第 9 項の規定により、次のように告発する。

1. 告発人及び被告発人

(1) 告発人

住 所 塩竈市旭町1番1号

塩竈市議会議長 佐藤 英治

(2) 被告発人

住 所 塩竈市北浜一丁目4番26号

職 業 元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長

氏 名 和田 忠

2. 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3. 告発の事実

本市議会は、平成27年2月定例会において、「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」に地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項、4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項の事務に関する調査のため、被告発人を関係人として、平成27年4月24日までに
当議会に記録の提出を請求したが、塩竈市災害復旧連絡協議会の請求明細書について、理由
を明示されず提出されていない。

このため、関係人、元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠は、正当な理由がなく
提出を拒否しているものである。

4. 添付書類

(1) 会議録の写

(2) 記録提出請求書の写

(3) その他証拠となる書類

5. 告発書提出先

塩釜警察署長または仙台地方検察庁検事正

次に、議員提出議案第5号について説明いたします。

記録の提出拒否に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1. 告発人及び被告発人

(1) 告発人

住 所 塩竈市旭町1番1号

塩竈市議会議長 佐藤英治

(2) 被告発人

住 所 塩竈市松陽台一丁目3番5号

職 業 株式会社 千葉鳶 代表取締役

氏 名 千葉 勇 夫

2. 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3. 告発の事実

本市議会は、平成27年2月定例会において、「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」に地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項、4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項の事務に関する調査のため、被告発人を関係人として、平成27年4月13日までに当議会に記録の提出を請求したが、株式会社 千葉鳶の請求明細書について、理由を明示されず提出されていない。

このため、関係人、株式会社 千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫は、正当な理由がなく提出を拒否しているものである。

4. 添付書類

(1) 会議録の写

(2) 記録提出請求書の写

(3) その他証拠となる書類

5. 告発書提出先

塩釜警察署長または仙台地方検察庁検事正

さらに、議員提出議案第6号について説明いたします。

記録の提出拒否に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1. 告発人及び被告発人

(1) 告発人

住 所 塩竈市旭町1番1号

塩竈市議会議長 佐藤 英治

(2) 被告発人

住 所 塩竈市白菊町6番43号

職 業 株式会社 晃信建設 代表取締役

氏 名 和田野 晃

2. 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3. 告発の事実

本市議会は、平成27年2月定例会において、「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」に地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項、4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
に関する事項の事務に関する調査のため、被告発人を関係人として、平成27年4月13日までに
当議会に記録の提出を請求したが、株式会社 晃信建設の請求明細書について、理由を明示
されず提出されていない。

このため、関係人、株式会社 晃信建設 代表取締役 和田野 晃は、正当な理由がなく
提出を拒否しているものである。

4. 添付書類

(1) 会議録の写

(2) 記録提出請求書の写

(3) その他証拠となる書類

5. 告発書提出先

塩釜警察署長または仙台地方検察庁検事正

以上であります。

○議長（佐藤英治君） これより議員提出議案第4号ないし第6号の質疑に入ります。

1番浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君） 私からただいまの議案に対する質問を行わせていただきます。

今回告発された3者に対します理由は、さきに4月28日の特別委員会におきまして否決された内容と同じであります。そのときは議長初め9名の議員が反対して否決されました。しかし、同じ理由をもって5月12日に可決したわけでありますが、このときも議長初め議会の議員の半数がこの告発に対して慎重にすべきということで反対いたしました。特別委員会の委員長の判断で可決いたしました。

本来であるならば、このような重大な案件でありますので、議会の半数の議員が反対している中身であるならば、もう少し慎重に審査をすべき、継続審議とすべきではなかったのかなと思いました。そのことについて、委員長がこのことについて判断し、急ぐ理由をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 志賀委員長。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君） どこまでも100条の9項に基づいて判断したわけであります。それ以上それ以外の何物でもありません。以上であります。

○議長（佐藤英治君） その他。阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） それでは、自由民主の会を代表いたしまして、議案第4号、第5号、第6号、一括して質問させていただきます。

記録の提出拒否に対する告発について。100条委員会におきまして委員会から調査に必要な関係書類の提出を要求された場合に、記録、書類提出期限については地方自治法及び会議規定において特定されておられません。法律の専門家の解釈によれば、提出期限の延期願の届け出、このことに対しては1カ月あるいは2カ月先ではないので悪質とは認められず、待つほかはないんですというお返事をいただいております。これが一般的解釈であります。したがって、提出期限の問題は社会通念上の判断に基づくことになるのではないのでしょうか。

今回の塩竈市災害復旧連絡協議会並びに2つの会社に対する告発理由は、請求した書類は提出されましたが、一部明細書の添付がなかった、そしてその理由も明示されていない、このことに対する告発であります。果たしてこの一部明細書の提出がないために調査特別委員会の調査に大きな影響が出たのでありましようか。

それよりも、今、特別委員会の調査は順調に推移し、新たな段階を迎えようとしております。市民の疑惑に応えるべく慎重調査、慎重審議し、問題の解明に意を尽くしているさなかであります。今回のこの告発提案は時期尚早と言ってもいいのではないのでしょうか。委員長のご意見をお伺いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志賀委員長。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君） 今議論のさなかだというお話でしたが、もう2年間やっております。我々としては議論はし尽くしていると思います。そして、日程については小委員会で決め、100条本委員会で提出期限については決定しております。その100条の第9項に従って全て物事を進めているわけですから、それ以上のそれ以外の何物でもありません。以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） では、私のほうからも質疑させていただきます。今回の記録の提出拒否に対する告発についてであります。

災害復旧連絡協議会などに膨大な資料の提出を求めている当委員会が、東日本大震災で市内の瓦れきの片づけや解体家屋の調整のため日夜努力された協議会会長や事務局担当2者を形式の不備で告発することには反対であります。資料などの分析により、災害復旧連絡協議会の平成25年6月議会に提出された総会資料において私文書偽造の疑いがあると思われるので、これらを精査して、告発は自信と確信が認められたとき告発するべきと思います。このようなことの委員長の見解をお伺いしたい。以上です。

○議長（佐藤英治君） 志賀委員長。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君） これは全て、先ほど言いましたように小委員会、100条本委員会で提出期限を決めております。そのときも議論されております。それに従って事を進めているわけですから、それ以上のそれ以外の何物でもありません。以上であります。

○議長（佐藤英治君） ほかに質疑ありますか。これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号ないし第6号について

ては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第4号ないし第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議員提出議案第4号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第5号については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第6号については、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後1時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年6月4日

塩竈市議会議員 佐藤 英治

塩竈市議会議員 香取 嗣雄

塩竈市議会議員 阿部 かほる

平成27年 6 月 12日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成27年6月12日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第11号
- 第 5 議案第48号ないし第59号
- 第 6 議員提出議案第7号
- 第 7 農業委員会委員の推薦

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

追加日程 議長辞職勧告動議について

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 浅野敏江君 | 2番 | 小野幸男君 |
| 3番 | 嶺岸淳一君 | 4番 | 田中徳寿君 |
| 5番 | 志賀勝利君 | 6番 | 香取嗣雄君 |
| 7番 | 阿部かほる君 | 8番 | 西村勝男君 |
| 10番 | 菊地進君 | 11番 | 志子田吉晃君 |
| 12番 | 鎌田礼二君 | 13番 | 伊藤栄一君 |
| 14番 | 佐藤英治君 | 16番 | 小野絹子君 |
| 17番 | 伊勢由典君 | 18番 | 曾我ミヨ君 |

欠席議員（1名）

- 15番 高橋卓也君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭 君 副市長 内形 繁夫 君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	阿部徳和君	震災復興推進局長	荒井敏明君
建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	赤間忠良君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会委員長	柴田仁市郎君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	選挙管理委員会 委員長	坂井盾二君
公平委員会委員	小倉和憲君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主事	片山太郎君		

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） 皆様、こんにちは。

去る 6 月 5 日、告示招集になりました平成 27 年第 2 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、15 番高橋卓也議員の 1 名です。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8 番西村勝男議員、10 番菊地 進議員を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤英治君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は 15 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 15 日間と決定いたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（佐藤英治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。（「議長、動議」の声あり）

志子田議員。

○11 番（志子田吉晃君） 議長に対する議会運営に不信が増大していますので、議長辞職勧告を動議といたします。（「賛成」の声あり）

○議長（佐藤英治君） ただいま議長に対する辞職勧告動議が出されました。この動議は 1 人以上の賛成がありましたので、議員からの佐藤議長に対する辞職勧告動議の成立を認めます。

暫時休憩いたします。

午後1時03分 休憩

午後1時10分 再開

○副議長（鎌田礼二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



議長の辞職勧告動議

○副議長（鎌田礼二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の会議において、佐藤英治議長の辞職勧告動議が提出され、1人以上の賛成者がありましたので成立しております。

佐藤英治議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。佐藤英治議長の辞職勧告動議を追加日程とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君） ご異議なしと認め、佐藤議長の辞職勧告動議を追加日程とすることに決しました。

佐藤英治議長の辞職勧告動議を議題といたします。

動議提出者の趣旨説明を求めます。11番志子田議員。登壇して。

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃です。

ただいま私から佐藤英治議長に対する5回目となる議長辞職の動議を出しましたので、趣旨説明を行います。

前回の2月定例会までこれまで4回、佐藤英治議長に対する議長辞職の動議、及び動議ということではないですけれども辞職勧告を提出させていただき、4回とも可決となっておりますが、いまだに佐藤英治議長は議長辞職勧告に対して辞職をする法的責任がないとして議長職にとどまっております。私が議長職の辞職勧告ということですが、これは議員の職を辞職しなさいという意味ではございませんで、あくまでも議長としての議長職を辞職するよという動議でございます。

それでは、趣旨説明を行います。これまで4回辞職勧告を出しましたが、主なる理由として、昨年の6月から3つの理由、それからそれ以降も前曾我副議長に関する問題点、それ

からそれ以降毎回、各議会あるごとに議会運営がスムーズな運営ができないということで、議会ごとにこの勧告を出させていただいています。そして、さらに2月定例会以降も議長の権限を逸脱した行為が目立っております。特に6月4日に臨時議会が開催されましたが、その開催を要請したときの地方自治法第101条3項に違反して会期日程をおくらせるような行為をとるなど、議会運営をスムーズに運営するということに対して、佐藤英治議長はそのような行動が見られないということに対して不信感を抱いております。

また、佐藤議長は塩竈市民の代表として塩竈以外のまちへ行って、塩竈市民の代表としていろいろな発言をなされるわけですが、そのような発言に対しても市民を代表するような意見というよりも独自の発言ということが余りにも目立ち過ぎまして、これまで議長辞職勧告4回もしたにもかかわらず、行動及び発言に対して反省の色が見えないということなので、改めて本日、5回目の議長辞職勧告を提出した次第でございます。

以上、ご検討お願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。佐藤英治議長辞職勧告動議について、動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（鎌田礼二君） 起立全員であります。佐藤英治議長辞職勧告動議については可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時17分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。



日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤英治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定されておりました専決処分の報告であります。専決第1号「車両損傷事故による損害賠償額の決定について」、専決第2号「損害賠償の額を定め和解することについて」、専決第3号「平成26年度塩竈市一般会計補正予算」、専決第4号「平成26年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」、専決第5号「平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、専決第6号「平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」、専決第7号「平成26年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」、専決第8号「平成26年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」、専決第9号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、専決第10号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、専決第11号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」、専決第12号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」、専決第13号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、専決第14号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上14件について、専決第1号「車両損傷事故による損害賠償額の決定について」は3月10日に、専決第2号「損害賠償の額を定め和解することについて」は3月12日に、専決第3号ないし第14号については3月31日に、それぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により6月5日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

次に、報告第1号「一般会計、下水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計、藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計繰越計算書」については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号「水道事業会計繰越計算書について」は地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ6月5日付にて議長に報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告7件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成27年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君） それでは、諸般の報告で何点か確認をさせていただきます。

今報告がありました専決13号、議案でいいますと条例第14号ということで、この中に文書

上、条例が示されております。この中身を子細に見ますと、課税限度額の引き上げということが専決処分の中に規定されておって、それを専決処分として行ったと。医療分では51万から52万、後期高齢支援分については16万から17万、介護については14万から16万、今まで81万円の課税限度額がざっと4万円引き上げられて85万ということで専決処分、そして条例がつくられたというものです。

そこで、1点目は、限度額の引き上げ等々に伴う影響といたしますか、世帯といたしますか、どのぐらいなのか、世帯数と金額等々について、わかればひとつ教えていただきたいと思えます。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） それでは、ただいま専決第13号の塩竈市健康保険税条例の一部を改正する条例についてご質問をいただきました。

まず、影響額ということでございましたが、改正の内容を簡単にご説明申し上げたいというふうに思います。まず、1点目でございます。国民健康保険税の賦課限度額の引き上げでございます。ただいま伊勢議員からお話ございましたように、国民健康保険税のうち、医療分に係ります賦課限度額を従前の51万円から52万円に1万円引き上げ、それから以下同様に、後期高齢者支援分に係ります賦課限度額を16万円から17万円に1万円、それから介護納付金分に係ります賦課限度額を14万円から16万円に2万円、それぞれ引き上げるという内容でございます。

ご質問の改正による影響ということでございます。現在のところ、本年度の国保税の賦課額が確定しておりませんことから、参考といたしまして、昨年の年度当初の賦課実績からの推計値でご説明をさせていただきます。

まず、賦課限度額の引き上げに係ります対象の世帯人数でございます。医療分でございますが、208世帯、636名、それから後期高齢者支援分といたしましては288世帯、864名、介護納付金分といたしましては106世帯の183名を対象というふうに捉えているところでございます。

影響額といたしましては、合計で約600万円ほどの増ということで試算をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。

今回の「塩竈市の国民健康保険・後期高齢者医療特集」、平成27年6月1日付のパンフレットの中にそういったことについての中身が示されております。計算方法等々、この中には示されております。

もう一点、今回の引き上げの分について、600万、あるいは世帯ごとずっと示されましたので、昨年度の大体推計値に基づいて今ご回答がございました。もう一つ、今回の法律の改正等に伴うもう一つの点でいいますと、低所得者への負担割合というものが変更されているようにお聞きをしているんですね。7割あるいは5割、3割、こういうところで、どのような内容での引き下げ、軽減策なのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま国保税条例の一部改正について、2点目のご質問をいただきました。

改正の2点目でございます。ただいま伊勢議員お話しなさいましたように、2点目の改正内容といたしましては、低所得の被保険者等に対します国保税の軽減措置の拡充でございます。低所得の被保険者につきましては、これまでも被保険者の所得と世帯ごとの被保険者の数に応じまして、平等割と均等割をそれぞれ2割、5割、7割軽減をさせていただいているところでございます。

今回、軽減判定所得の算定におきます被保険者の数に乗すべき金額でございますけれども、5割軽減の対象となる世帯につきましては従前の24万5,000円から26万円に増額と。それから、2割軽減の対象となります世帯につきましては45万円から47万円に増額し、軽減対象となる所得の幅を拡大させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そこで、1つは、軽減で5割あるいは2割ということでのそれぞれ軽減策がありますと、こういうことです。そこで、5割ないし2割の、先ほど前段お尋ねしたように、世帯なり、その金額等についてお示ししていただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいまの低所得の被保険者に対する軽減の影響額ということでご質問いただきました。対象となる世帯と人数でございますが、新たに5割軽減に該当

する世帯、人数が120世帯、250名、それから新たに2割軽減に該当する方々が170世帯、350名程度になるものと考えているところでございます。その結果でございますけれども、今回、軽減対象の拡大の対象となりませんでした7割軽減を含めまして、軽減措置の対象となる世帯の総数でございますが、平成26年度当初の5,014世帯から5,184世帯、170世帯増加というふうに見込んでおりまして、影響額といたしましては約700万円ほどの減というふうに見込んでおりましたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。所得の低い方々の関係では対応があるということはわかりました。

そこで、もう一点は、今回のパンフレットを子細に見ますと、限度額の引き上げというのは、説明はここの中にされておりますが、軽減策についてこの下段のほうの、パンフレットを見ますと、市民の広報を見ますと、所得の少ない世帯に講じられている均等割と平等割の軽減措置の対象基準が拡大していますと。納付でとお知らせする、ごらんくださいということなんですが、これもできればこの広報、毎年出している、去年あたりからですか、出しているようですので、低所得者の方々への軽減策なども示してはどうかと思うんですが、その辺のお考え、来年度に生かすという点で、何らかの対応が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 桜井部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま、改正内容を全て広報にというご質問でございました。ご案内のとおり、今回の改正内容につきましては、広報しおがま6月号に国保の特別号ということで折り込みをさせていただきまして、昨年の12月定例会でお認めをいただきました国保税の引き下げ等とあわせましてお知らせをさせていただいているところでございます。

なお、今回の詳しい内容、詳細につきましては、私ども7月中旬に今年度の国保税の本賦課の納税通知書を各世帯にお送りさせていただく予定になっておりますので、その中に詳しく記載させていただいて、皆さんに正しくお知らせをさせていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。

ひとつその辺の対応はよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、私ども、ですから、影響、限度額の引き上げ、あるいは軽減という新たな施策等に対する関係で、やはり専決処分ということについては、従来から、やっぱり専決処分の指定はだめであって、臨時会を開いて必要な条例改正、市民に対する影響が及ぶ問題についてしっかり審議すべきだという立場でございます。既に専決処分で報告する形になっていますので、決定済みということですので、その辺を指摘しておいて、専決処分に対する質疑を終了させていただきます。

○議長（佐藤英治君） 10番菊地議員。

○10番（菊地 進君） 諸般の報告関係でちょっと質問させていただきます。

まず、監査の47号と4号について、結果の報告で、なお監査の過程で改善または留意すべき点が見受けられるというふうな、講評の場で職員関係に改善の検討をされるよう要望したとありますが、どういった内容なのか。2月定例会でも、こういった趣旨の文言、書いてありますが、事務屋さんでそんなにそんなに監査から指摘を受けるような留意点というものがあるものなのか。ちょっと疑問に思いますので、その辺、どういった内容なのか、お知らせください。

○議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 定期監査の報告についてのご質問です。お答えいたします。

やっぱり定期監査していますと、書類の中には日付が記入されていないとか、印鑑が漏れているというようなケースが出てまいります。また、契約関係ですと、随意契約する場合には一定の規則上の何条何項をもとに随意契約をしますとかというような適用する部分がありますけれども、それが該当させるものがちょっと一つ間違ってしまったといいますか、勘違いして別な条項を適用させたとか、そういうような事務的なミスというものは必ず出てまいります。それで、ここでなお書きで、一部改善または留意すべきというような表現されている部分については、大体平均的な部分よりちょっと目立って多いというようなケースのときにこういうような書き方をさせてもらっております。全くなお書きがない部分については、平均的よりもかなり少ないという部分については、そういった部分を記載しないで報告しているというような状況にあります。全体的にですけれども、ここ3年ぐらい前から、こういったようなミスの部分が指摘する内容はかなり減ってはきておることは事実です。それによ

って平均が少し下がってきているということもありますけれども、やっぱり平均的に見て多い部分についてはこのような形で指摘させてもらっているという状況になります。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） ありがとうございます。

今監査のほうから指摘したような内容を説明されたんですが、日付が書いていないというのがまず第1点。もう1点は、私は、行政として印鑑の押し忘れというのは、それは押さないということは認めていないということでないのかなと思うんですが、その稟議書なり、その書類に。そうすると、押していないということは責任の所在がないんじゃないかなと思うんですが、その辺は、監査としては甘んじて、指導して、要望するだけでいいのかなと思われるのか。やっぱりいろいろな書類を見ますと、最初の起案から何からいって、職員の方が一人一人、そして最後には大体部長あたりまでの印鑑がいくのではないかなと思うんですが、そういうものの印がないといえばどうなのかなと、それで事業をされていって本当に大丈夫なのかなと。責任の所在のための私は印鑑だと思うんですが、そういった意味で、行政がそういうことをやっているといえば、どういうふうな組織運営がなされて、行政運営が本当にいいのかなと疑問に思うんですが、その辺の思い、議員としての思いはそういった思いで質問しているんですが、監査委員さんに聞いても、監査の時点でこう来ているんだから、仕方ないけれども、これは総務部長あたりがそういうものの指導をするのか、監査がするのか、その辺の所在、指導監督がどこまでできるのかというもののお答えをお願いします。考えですか。

○議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 監査の権限としましては、漏れていますよという注意までだとは思いますが、実際には、そういった今お話ありましたように、印鑑が漏れているということは意思決定がされていないんじゃないかということにつながってくるということで、こういった部分については、必ず押ししてもらって、その事後報告を受けて、こういうようにしましたという報告は受けております。そういう形での、私どもとしてちょっと入り過ぎかなという部分もありますけれども、そこまではお話しして、ちゃんと印鑑を押ししてもらおうか、日付が抜けている部分はこうやって訂正しましたという報告は、最終的には、私のほうとしては、監査が終わると講評をやっておりますけれども、その段階には課長なり部長のほ

うから報告を受けているという形で確認はしております。

以上です。

○議長(佐藤英治君) 菊地議員。

○10番(菊地 進君) どうもありがとうございました。

今監査委員さんの心温まるそういった指導関係を職員の方がどこまで遵守してやっていくのかなというのはこれからの課題かなと思っています。よろしくお願いします。

あと1点だけ、一般的にちょっと監査委員さんにお伺いしたいと思うんですが、まず日付とかというのはわかりました。例えば数年たってからの金額の違いとかそういうものがもし万が一出た場合は、監査としてはどのような事後処理を指導するのか。ただ1年たったら監査は終わっているからいいですよというのか。その辺の考え方だけお知らせください。

○議長(佐藤英治君) 高橋監査委員。

○監査委員(高橋洋一君) ちょっと監査のやり方というか、ちょっとご説明したいと思えますけれども。

今現在の監査の体制で、市役所で事務処理をしている書類全てを見るというのは実質上できないです。我々のやり方としましては、同じような案件については一部分を、例えば1カ月分だったら1カ月分を集中的に見ると。そこで特に大きな問題がなければほかの月も大体同じような形で処理されているだろうということを前提にして、今回の報告のような定期監査の報告という形で、抽出した部分を見てやっているというのが実態でございます。

仮にその後に新たな事実といいますか、そういうところが出てきた場合については、その状況にはよりますけれども、一定程度、必要があれば随時監査、そういった制度を使いながらやるということなんかその状況を見ながら判断していきたいというふうに思っておるところです。

○議長(佐藤英治君) 菊地委員。

○10番(菊地 進君) 何百億というお金が動くわけで、そういった金額なので、抽出してやっているというのは本当にご苦労だなと思いますが、今後ともどうぞよろしくお伺いしたいと思います。まず、きょうはそういった考え方だというものをお伺いしておきます。

専決処分に移ります。

専決第2号なんですけど、損害賠償の額を定める、和解をすることについてということなんですけど、市立病院の件なんですけど、私ちょっと疑問に思うんですけど、自動吻合器のふぐあい

によりという、機械のふぐあいによるといったら、これはメーカーの責任なのか、それとも病院としての何かのミスなのか、その辺がちょっと全然理解できないんですよ。例えば自動吻合器のふぐあいだったら、やっぱりメーカーとか、そこまで言うのか。それともどうなのか。その辺ちょっとわかりませんし、平成26年10月24日付で自動吻合器の操作を誤ったためだとして向こうから訴えられたということなんですけど、誤ったためだと患者さんから言われて、こういった問題が提起されたと思うんですけども、それはどういう状況なのか、ちょっとわからないので、吻合器というものが、例えばメーカーのそのものが悪いのか、それとも何か医療ミスがあったのか、その辺が全然、我々として判断できませんので、説明ちょっとしていただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） じゃあ、私のほうからお答えいたします。

損害賠償の額を定め和解することについてお答えいたします。

示談までの経緯についてであります。本件につきまして、平成25年12月18日に申立人が市立病院で直腸切除手術を受けた際、自動吻合器のふぐあいのため、平成26年7月25日までの間、人工肛門の設置が必要となったことについて、市立病院に対しまして、自動吻合器の操作を誤ったとして、治療費、入院費、慰謝料等で322万501円の損害賠償を求めてきたものであります。

市立病院としては、医療ミスではなく、自動吻合器のふぐあいに原因するものであり、操作に問題はないとの趣旨を市立病院の代理人弁護士を通じて主張したところであります。しかしながら、自動吻合器が一度限りの使い捨ての機器であるため、機器のふぐあいを裁判で立証することは困難であること。結果的に、一時的とはいえ予定外の人工肛門増設という事態に至ったことなどを考慮し、治療費相当額と慰謝料の支払い額について、相互代理人弁護士間で協議を重ね、申立人に示談金230万円を支払うことで合意したところであります。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 何となくわかりました。

操作というか、手順がちょっと、吻合器の機器のやり方がちょっと、操作、作動させるものがちょっと手こずったのかなというふうな思いです。何かこれを見ていると、吻合器のふぐあいというのと、患者さんのほうから操作を誤ったんじゃないかという、どちらが、機械

が悪いのか、操作を誤ったほうが重いのかどうかというその辺、我々わかりませんので。ただ、病院としても責任を持って患者さんに対応していると思いますし、患者さんも市立病院がよくて治療を受けにきていたと思うので、そういった相互の関係があると思いますが、患者さんにおかれましてはこういった感じで和解になったということで、おさまったようですけれども、今後、こういった操作のミスとかないよう考慮いただいて、市立病院、安心して通える病院づくりに今後ともご尽力賜りたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 11番志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） じゃあ、私からも質疑させていただきます。

最初に専決第1号車両損傷事故による損害賠償額の決定についてということでお聞きします。

資料は、資料1と資料1-2ということで状況が書かれておりまして、損害額12万2,000円ということ。これの事故の説明と、それからその原因となった根本的な問題、あるいはそういうふうこれから起きないようにするための対策等ありましたら、この事件に関してお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） ただいま車両の損傷事故についてご質問いただきました。

資料の1にまずございますとおり、1の1ページ目になりますが、専決第1号にございますとおり、事故の状況についてでございますけれども、平成27年1月7日水曜日の午後5時30分ごろ、塩竈市尾島町24番20号地先、こちら図面のほうは資料1-2のほうをお開きいただきますと1ページにございます事故発生の見取り図というところがございますとおり、45号線と市道尾島町東通線の交差点から北の方向に入ったところでございますが、そちらで発生いたしております。

事故の概要でございますけれども、車両が中の島の信号から45号線の交差点を尾島町東通線を北上するような形で走行しておりましたところ、当日、強風警報が発令されておるような状況でございまして、瞬間最大風速24.6メートルという状況の中で、そこに事前に設置しております資源回収用のプラスチックのかご、これが風にあおられて散逸しまして、その箱が車両のボンネット及びヘッドライトに当たったと。そして、その方から被害報告を受け、ということで確認をして、こういった事故の確認に基づきまして、国家賠償法に基づいて、

やはり当日風が強い中でそういったものが置かれていることによって、事故の予見可能性というものがありますので、塩竈市の10割過失ということで示談のほうをさせていただいたというような内容でございます。

こちらの事故の再発防止でございます。風の強いときにかごを設置しないということが最もいいわけでございますけれども、市民生活にかなり大きな影響が出てくることもございます。ごみの集積所については、多少、種類というか、状況がいろいろ異なる状況がございます。今回のように、歩道の上に単にかごを並べるというような集積所ですと、非常にもろに風の影響を受けるということでございまして、そういった箇所が市内870ぐらいの集積所のうち100カ所程度あるというふうに私ども集計しておりますので、そういったところについては、暴風警報とかが発令された場合にはネットに囲み込むですとか、あるいはそういう場合はひもで固定するというのもやりながら、再発防止の対策を講じていこうということで進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

そういうところが市内に100カ所もあるということになると大変な対策をしなければならぬかなと。こういうところは、そうするとこのままだと風が吹いたらそういうふうになる可能性がやっぱりあるということなので、回収を早めるとか、その日は出さないとか、そういうところの何らかの、このまま事故が起きて、何も前進がないということではよくないので、先ほど部長さんが言われたような対策を係の人とか業者の方に徹底してもらいたい。それから、市民の呼びかけについても考えていただきたいというふうに思います。

じゃあ、このことは、専決処分の1号については、金額的にもそんなに大きくないし、人身でもなかったもので、このことについては聞くのは終わりにしたいと思います。

続いて、資料No.2で、専決処分3号ということで、平成26年度塩竈市一般会計補正予算が、平成27年度ではなくて、平成26年度のほうの一般会計補正予算が出ております。そのNo.2の4ページを見ていただきますと、まず最初に、平成26年度の一般会計補正予算がこの6月の議会のきょうの日にこれを協議するというような決め方、それから全体的に平成26年度の最終的な予算額を決定するに当たりどのような処理をするかという、その締めの問題があると思います。そういう意味での、平成26年度の塩竈市一般会計補正予算がこのように確定す

るための作業ということについて、全体的な仕事の意義を教えてくださいたいと思います。
よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） ただいま議員からご質問ございました一般会計補正予算の基本的な考え方ということでございます。

今回の専決補正予算につきましては、決算に向けた整理予算といたしまして、2月補正の予算以降、ことしの3月31日現在での歳入歳出見込み額に合わせまして、最終の補正ということでご予算調製をしたものでございます。

大きな観点で述べさせていただきますと、補正額につきましては、歳入歳出ともに3億2,848万6,000円の減額補正でございまして、補正後の予算額として478億2,212万8,000円で、補正前と比較いたしますと0.7%の減となるものでございます。

中身といたしましては、歳入につきましては、交付税の確定や収納見込みによる決算整理といたしまして、市税で7,947万3,000円、地方交付税で1億7,215万3,000円を増額いたします一方、国庫支出金で3億4,069万5,000円、県支出金で8,231万1,000円を減額しておりますほか、事業費の確定などに伴いまして、繰入金で1億1,241万9,000円、市債で9,800万円を減額いたしております。

歳出につきましては、各特別会計、企業会計の決算整理に伴いまして、一般会計繰出金で1億266万円の減額補正をいたしましたほか、主に復興交付金基金への積立金の減額など、各種基金への積立金2億2,582万6,000円を減額補正いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

それでは、今部長が最後に言われた、最後の2億2,582万6,000円、頑張ってもらったというところを聞いたかったので、資料の2番の4ページのところの総務費のうちの総務管理費で最終的に2億2,582万6,000円減額補正されたということは、いろいろ支出を抑えたからではないのかなという意味で聞いたんですが、そういうことのご理解でよろしいでしょうか。総務管理費の減額補正のことについて、もう一度説明をお願いします。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 歳出予算の補正のうち、総務費で2億2,582万6,000円の減額

補正ということでございます。この主な内容といたしましては、第11回申請の東日本大震災復興交付金事業におけます桂島地区漁業集落防災機能強化事業につきまして、復興庁との協議が一部継続協議となりましたことにより減額査定を受けたことに伴いまして、2月補正予算で計上させていただきました東日本大震災復興交付金の基金への積み立てが2億2,680万円の減額となったことが大きな内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） わかりました。

頑張ったのかなと思って聞いたんですが、逆に減らされたので減らさざるを得なかったと。でも、使うお金ではなかったのしょうから、わかりました。

ということで、平成26年度のほうの予算と決算が帳尻合うように締めていただいて、今回のそれまでの間の議会がないので、きょうの議会の初日に議題になったということは理解させていただきました。

次のことを聞きます。専決処分の11号ですが、市税条例の一部改正する条例、これの主な改正点のうち、軽自動車税関係の特例と施行日の延期のことについて、その辺のところを市民の方にお知らせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今回、専決第11号で塩竈市市税条例等の一部を改正する条例ということでご報告させていただいておりますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本市市税条例の規定のうち、平成27年4月1日までに施行する必要がある内容について条例改正の専決処分を行ったところでございます。

内容は、大きく分けて8点ほどございまして、ただいま議員のほうから軽自動車税のことということでご質問をいただきましたので、このことについてご説明をさせていただきます。この内容といたしましては、税率の特例の導入と新税率の施行期日の延長の2点がございます。

まず、税率の特例でございますが、一定の環境性能を有する四輪車と軽自動車税でございますが、これに軽減措置を実施する内容となっております。平成27年度に新規取得をいたしました一定の環境性能を有する軽四輪等について、例えば電気自動車、天然ガス自動車とい

うものにつきましては、これを75%軽減する。それから、燃費基準を大きく上回るような自動車につきましては50%、燃費基準を達成している自動車につきましては25%など、燃費性能に応じた軽減を平成28年度分に限りまして実施するという内容が一つでございます。

もう一つは、新税率の施行期日の延長でございます。平成27年度から適用予定でございました原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に対する新税率、これは引き上げを予定していたものでございまして、例えば50ccの原付バイクですと、年額これまでの1,000円から2,000円になるという内容でございましたが、これが平成28年度からの適用へと1年間延長するという内容になっているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） どうもありがとうございました。

そういうことで、市のほうでもいろいろと市民に対する税率の減税措置いろいろとられているということをお聞きいただけたかなと思ひまして、質問させていただきました。

それと、次に資料No.4なんですけれども、繰越計算書というものも報告に出しておりますので、これのことについて、一般会計ほか4つの特別会計の繰越計算書について、繰り越しになったいきさつ、特に下水道事業の51億3,300万円が大きな金額だと思うんですけれども、この辺の繰越計算書の出されたいきさつというか、説明の主なる考え方、繰越明許費あるいは事故繰越の考えと、私が聞きたいのは下水道事業の51億3,300万円のつけかえのことについてお尋ねしたいと思ひますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私のほうから繰越計算書の総括的なご説明をまずさせていただきます。

地方公共団体の予算といいますのは、基本的に会計年度独立の原則に基づきまして、毎年度の歳出をその年度の収入をもって充てることとされております。しかしながら、やむを得ず、当該年度で事業が終わらない場合には、限度額の議決を受けた上で繰越明許費として翌年度に繰り越すことができるとされておるものでございます。今回の例で申しますと、平成26年度に予算措置をいたしましたので、年度内に支出が終了しないため、平成27年度に執行するものということで、2月補正において繰越明許の議決をいただいていたものに、最終的に幾ら繰り越しになったかというものをこの表で報告をさせていただいたものでございます。

続きまして、事故繰越でございます。これは予期できない事情の発生などによりまして繰越明許費が翌年度においても終了できない場合は、事故繰越としてさらに翌年度に繰り越すことが認められてございます。今回の例でございますと、もともとは平成25年度に予算を措置したものでありますが、これを終了しないため平成26年度に繰り越し、さらに諸事情で終了しなかった部分を平成27年度に繰り越しをさせていただく部分ということで事故繰越の報告書とさせていただいているところでございます。

なお、下水道については建設部長のほうから。

○議長（佐藤英治君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 横長の下水道事業特別会計の事故繰越計算書のほうをごらんいただきたいと思うんですけれども。資料No.4の繰越明許の後の横長の部分でございますが、一般会計の裏面でございますが、後ろから3枚目の資料でございます。平成26年度宮城県塩竈市事故繰越計算書の左上に下水道事業特別会計というふうに書いておるところでございます。その真ん中のほうにございます翌年度繰越額というところ、19億8,727万3,304円でございますが、昨年度ご報告申し上げました繰越明許費と比較をいたしますと、ここが54億2,800万円の減というふうになってございます。ここが今志子田議員お尋ねになった点かと思えますけれども、これが繰越明許から事故繰越で54億も減っているのはなぜかというふうなところの主な要因につきましては、繰越明許費において実施予定でありました北浜地区の下水道施設の災害復旧事業が詳細設計に不測の時間がかかり、工事完了の与えられた期間の中で、明許繰越、事故繰越というふうな2年間という期間の中で工事を終了させるというめどが立たなくなってしまいました。そうすると、工事が途中で終わると残った分の工事というものが、市費でこれをやらなければいけませんのでそういうふうなことを、多額の54億という事業費になりますので、市費でこれをやるというのは現実的に不可能だろうということになりまして、一旦、県のほうに補助金をお返しすると。そして、再度、災害復旧の再調査または再配分というふうな制度を使いまして、必要な金額を平成27年度以降に再度予算を計上させていただくということがつけかえという制度でございます。

今私申し上げました詳細設計に不測の時間がかかったというふうなことについて、少し丁寧に説明をさせていただければというふうに思いますけれども、北浜地区の下水道施設の災害復旧事業、雨がちょっと多く降るたびに北浜沢乙線が交差点のところ、ガソリンスタンドのところ、水がたまってしまう。ここはその箇所だけに問題があるのではなくて、北

浜の二小の下の方とか、ああいったところからの水が集まってあそこの場所に来るわけです。

塩竈市としては、将来のことを考えると、内水、内側に降った雨を外に吐き出すためには自然流下というものが一番お金がかからない排水方法でございます。詳細設計ではその自然流下というものを最初検討させていただきました。ところが、やはり高さの関係、それから今回の被災での地盤沈下等の関係で自然流下がどうもこれがうまくいかないということで、とすれば、ポンプでかき出すしかないということで、あの辺のエリアのポンプは藤倉第二ポンプ場というところがあそこのエリアの排水区のポンプ場になります。

藤倉第二ポンプ場、場所を申し上げますと、保健所とJR東塩釜駅の間のところにあります。ちょっと小さいポンプ場なのでございますけれども、そのポンプの機能を強化させればいいのかという、敷地が狭くて、この間、全員協議会などでもポンプ場の敷地を見ていただきましたけれども、かなりの広大な敷地がポンプ施設のためには必要です。ポンプ強化できないということも検討いたしましたけれども、敷地の関係でポンプが強化できないということになりました。

それでは、構造的に水害、雨が降ると水がたまってしまふあのエリアをどうすればいいかという、次に私どもが考えましたのが、北浜公園の下にそれにふさわしい水をためる調整池をつくらうということで設計をいたしまして、国にこういうふうなことで設計協議をいたしまして、認められて、その方針で今実施設計に入っているというところでございます。

そういったことで必要な予算を確保して、今年度以降、工事のほうに取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） どうも詳しくありがとうございます。

そういうことで、予算のほうもつけかえていただいて確実な事業にしてもらったということと、それからポンプ場のほうも北浜公園に新たに計画し直して、ポンプ場のほうもつけかえていただくということで、二重につけかえていただく事業、詳しく説明していただきました。そのようにしていろいろ予算を確保等されているということで、事故繰越の金額が減ったということがわかりましたので、私の質疑はこれで終わります。

○議長（佐藤英治君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第4 請願第1号

○議長（佐藤英治君） 日程第4、請願第1号を議題といたします。

今定例会において所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第48号ないし第59号

○議長（佐藤英治君） 続いて、日程第5、議案第48号ないし第59号を議題とします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第48号から第59号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第48号「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」ですが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第49号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」ですが、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。たばこ税の特例の廃止や、これまで課税免除となっておりました津波被害区域を対象とした固定資産税・都市計画税の減免の実施等が主な改正内容となっております。

次に、議案第50号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは東日本大震災による被災者に対し行っておりました市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、平成27年度分の税額も対象とするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第51号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に転入されてきた被保険者の

国民健康保険税の減免につきまして、平成27年度分の税額も対象とするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第52号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例」であります。浦戸地区における研修活動等を通じ、新たな漁業従事者等の招致育成及び市民の交流活動の促進を図る施設として、寒風沢・桂島に旧小学校を活用した浦戸ステイ・ステーションを設置するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、議案第53号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」であります。平成26年度11回配分として交付決定を受けました東日本大震災復興交付金事業の計上や第12回塩竈市復興交付金事業計画の申請に基づきます。本市東日本大震災復興交付金基金への積立金のほか、重点分野雇用創造事業、被災者健康支援事業、海岸通地区震災復興市街地再開発事業などの災害関連事業費や浦戸地区集落再生促進施設運営事業、コミュニティ助成事業、がん検診推進事業など緊急的措置が必要な事業費を計上し、歳入歳出それぞれ19億3,051万1,000円追加いたしまして、総額を485億4,051万1,000円とするものであります。

主なる歳出といたしましては、

東日本大震災復興交付金事業のうち、北浜地区及び藤倉地区復興土地区画整理事業に伴います住居表示整備事業といたしまして 975万3,000円

同じく、第12回塩竈市復興交付金事業計画に基づきます東日本大震災復興交付金基金への積立金といたしまして 6億3,328万3,000円

災害関連事業のうち、被災された方々の雇用支援のための重点分野雇用創造事業といたしまして 3,950万円

同じく、18歳から29歳までの市民の皆様を対象とした歯周疾患検診を実施いたします。被災者健康支援事業といたしまして 183万8,000円

同じく、海岸通地区再開発組合への補助金の交付であります。海岸通地区震災復興市街地再開発事業といたしまして 250万円

通常事業のうち、浦戸ステイ・ステーションの管理運営経費であります。浦戸地区集落再生促進施設運営事業といたしまして 504万8,000円

一般財団法人自治総合センターが、コミュニティ活動のため、備品の整備や集会施設を整備する町内会、防災資機材を整備する自主防災組織などに対して助成金を交付いたします。コミュニティ助成事業といたしまして 2,080万円

これまで実施してまいりました子宮頸がん、乳がん検診につきまして、いまだ受診されていない対象者に対して受診勧奨を行いますがん検診推進事業といたしまして 562万3,000円
市営新浜町住宅の地盤沈下対策工事であります市営住宅改修事業費といたしまして
2,500万円

宮城県仙台土木事務所が所管します、朴島防潮堤復旧工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業といたしまして
4,917万2,000円

復興交付金事業の実施に伴う下水道事業特別会計への繰出金といたしまして
10億1,156万円

などを計上いたしております。

また、これらの財源につきましては、東日本大震災復興交付金の第12回申請分やがん検診推進事業、市営新浜町住宅の地盤沈下対策事業などに係る国庫支出金といたしまして
6億4,129万1,000円

被災者健康支援事業や重点分野雇用創造事業、あるいは朴島海岸埋蔵文化財発掘調査事業に係る県支出金といたしまして
9,051万円

東日本大震災復興交付金基金からの基金繰入金といたしまして 7億8,004万6,000円

コミュニティ助成事業に係る諸収入といたしまして 2,080万円

市営新浜町住宅の地盤沈下対策事業等に係る市債といたしまして 2,800万円

を計上いたしております。

一方、歳入の減といたしましては、

東日本大震災の被災者支援のための市民税、固定資産税、都市計画税の減免に係る市税の減額といたしまして
4億1,572万円

を計上しており、あわせまして市税減免分や各種事業の本市負担分に係る震災復興特別交付税といたしまして
7億2,298万7,000円

を計上いたしております。

債務負担行為につきましては、寒風沢漁港の防潮堤等の整備である漁港施設災害復旧事業を追加するものであります。また、地方債につきましては、防災対策事業債を追加いたしますとともに、市営新浜町住宅地盤沈下対策事業のための公営住宅整備事業債を増額変更いたしますものであります。

次に、議案第54号「平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。

26年度第11回配分として交付決定を受けました東日本大震災復興交付金事業といたしまして藤倉二丁目地区下水道整備事業、越の浦地区下水道整備事業、北浜地区区画整理関連下水道事業を計上し、歳入歳出それぞれ10億4,456万円を追加し、総額を98億7,956万円といたすものであります。

債務負担行為につきましては、今回、補正予算を計上いたしました東日本大震災復興交付金事業の翌年度以降実施分といたしまして、藤倉・北浜地区下水道事業、越の浦地区下水道事業費をそれぞれ追加計上いたすものであります。

地方債につきましては、東日本大震災復興交付金事業の予算計上に伴いまして、公営企業復興交付金事業の限度額を増額変更するものであります。

次に、議案第55号「工事請負契約の一部変更について」であります。浦戸地区集落再生促進施設整備工事の一部変更でありまして、着工後の現地調査により追加工事等が発生いたしましたことから、契約金額2億8,080万円を3,132万円増額し、3億1,212万円に増額変更いたすものであります。

続きまして、議案第56号から議案第58号までは「工事請負契約の締結について」でございます。

まず、議案第56号につきましては、「新浜地区漁業集落防災機能強化（その1）工事」であります。新浜地区の道路舗装工及び排水工の工事請負契約であります。去る4月28日に単体企業でもあるいは特定建設工事共同企業体でも入札参加できる混合型一般競争入札の公告を行いましたところ、単体企業の5社から参加の申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、東亜道路工業株式会社 多賀城出張所が6億1,560万円で落札し、5月27日に仮契約を締結いたしましたものであります。

次に、議案第57号につきましては、「藤倉二号雨水幹線・汚水枝線築造工事」でございます。これは藤倉二丁目地区の区画整理事業と連動して実施をいたします雨水幹線及び汚水枝線の下水道整備事業でございます。去る4月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、2社から参加の申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、ライト工業株式会社 東北統括支店が4億3,200万円で落札し、5月27日に仮契約を締結いたしましたものでございます。

次に、議案第58号につきましては、「北浜地区復興土地区画整理事業基盤整備工事」であります。これは北浜地区の区画整理事業に伴う道路舗装や排水あるいは地盤改良、宅地造成

のための工事請負契約でございまして、去る4月28日に一般競争入札の公告を行いましたところ、2社から参加の申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、株式会社千葉鳶が3億1,320万円で落札をし、5月27日に仮契約を締結いたしましたものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

次に、議案第59号「公有水面の埋立てに関する意見の答申について」であります。これは宮城県及び国土交通省東北地方整備局が実施予定の貞山通地区の公有水面の埋め立てについて、公有水面埋立法及び港湾法の規定に基づき、港湾管理者である宮城県から意見を求められたもので、異議がない旨を答申することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 私から、議案第48号「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号5、塩竈市議会定例会議案並びに資料番号8、市議会定例会議案資料をご用意いたします。5番と8番でございます。説明の都合上、資料番号8の議案資料7ページ、8ページをお開き願います。

ここにごございますように、1. 条例改正の趣旨でございますが、平成25年5月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法のことでございますが、説明上、ここでは短く「番号法」と表現させていただきます。この法に基づきまして、本年10月から個人番号の通知が行われ、平成28年1月からは個人番号カードの発行等各種手続で個人番号の利用が開始されることとなります。番号法が平成27年10月5日から施行されることに伴いまして、市が保有いたします個人番号を含む個人情報である特定個人情報につきまして適正な保護を講じるため、本市条例の改正を行おうとするものでございます。

2. 主な改正内容についてご説明いたします。改正内容は、大きく3点ございます。

まず、（1）の個人情報の定義の変更であります。現行の個人情報保護条例上、事業を

営む個人及び法人等の役員に関する情報は、個人情報の定義の範囲から、現在、除外する規定となっておりますが、番号法上は、これら事業・役員情報についても個人情報の範囲に含めておりますため、本市条例におきましても法の規定に準じて改正を行うものでございます。

次に（２）の定義の追加でございます。番号法において新たに定義されました「特定個人情報」及び「情報提供等記録」につきまして、本市条例におきましても同様の定義を規定するものでございます。

次に、８ページに移っていただきまして、（３）特定個人情報の取扱いに係る項目の追加でございますが、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、表に記載してございます改正項目、「利用の制限」から「他の法令による開示実施との調整」までの６項目に関連いたしまして、必要な改正を行おうとするものでございます。

３の施行日についてであります。特定個人情報に関する規定につきましては平成27年10月5日から、情報提供等記録に関する規定につきましては番号法附則に規定されます施行の日から、これは今後定めるものでございますが、とする内容でございます。

なお、同じ議案資料の前のほうになります。１ページから６ページには、条例一部改正の新旧対照表を記載しておりまして、また資料番号５、定例会議案の１ページから３ページには、本条例の改正案をお示ししてございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第49号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

説明の都合上、同じく、資料番号８の23ページをお開きください。

塩竈市市税条例の一部改正についてでございますが、本条例の主な改正内容につきましては、ここに記載のとおり、大きくは３点ございます。

初めに、（１）地方税法の改正による市たばこ税の特例の廃止でございます。市たばこ税のうち、旧３級品、中身といたしましてはエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット等でございますが、このたばこに係る税率、これまで約半分に軽減される特例がございましたが、平成31年４月１日をもってこの特例が廃止され、平成28年４月１日から平成31年３月31日までの期間、この表に記載のとおり、経過措置が講じられる内容となっております。

条例の施行日につきましては、平成28年４月１日からとなるものでございます。

次に、（２）津波被害区域を対象とする固定資産税・都市計画税の減免でございます。こ

これまで国の制度として実施してまいりました津波被害区域の固定資産税・都市計画税の課税免除につきましては、平成26年度で制度が終了となりましたので、平成27年度は本市の市税条例を改正いたしまして、引き続き減免を行おうとするものでございます。

減免区域は、平成26年度と同様といたしまして、復興事業により土地利用の制限に係る区域では全額減免を、その他の津波被害区域では2分の1の減免といたすものでございます。

この改正につきましては、公布の日から施行し、平成27年4月1日から遡及適用するものです。

ページが飛んで大変恐縮でございますが、同じ資料の28、29ページ。

28、29ページには、本条例の改正によります対象区域の図面を掲載しておりまして、ピンクの部分が全額免除、ブルーの部分が2分の1減免となるものです。28ページが本土地域を、29ページには浦戸地域をお示ししてございます。

また、23ページに戻っていただいて恐縮でございますが、23ページ、最後の(3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴う関係規定の整備でございます。

番号法の施行に伴い、個人番号及び法人番号の指定・通知が実施されますことから、住民税、法人市民税申告書及び各種減免申請書等の規定の整備を行うものでございます。

この改正は、平成28年1月1日からの施行となります。

同じ議案資料の前のほう、9ページから22ページにつきまして、本市市税条例一部改正の新旧対照表を記載しておりまして、資料番号5、定例会議案の4ページから13ページには、本条例の改正案を示してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第50号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

同じく、資料番号8の27ページをお開きいただきたいと思います。

1. 概要にございますように、東日本大震災による被災者に対する市税の減免につきましては、県内では唯一本市が平成23年度から継続して行っておりまして、平成27年度につきましても、平成26年度と同様の減免を実施しようとするものでございます。さきにご説明させていただきました議案第49号の市税条例の一部を改正する条例で行います固定資産税・都市計画税の減免は津波被害区域を対象にしておりますが、本条例につきましては津波被害区域以外の震災被害も対象とするものでございます。

2. 減免額及び減収額の表でございますが、平成23年度以降平成27年度見込みまでの記載をしてございます。本条例改正により、引き続き本市が独自に減免を行おうといたしますものは、この表の中で条例減免額の欄に記載がしてあるものとなります。平成27年度見込みで、条例減免額の欄をごらんいただきますと、個人市民税では1億6,300万円となっております。これは津波被害のいかんにかかわらず、半壊以上の住宅の損害の程度及び所得金額に応じた減免や原発事故による避難者に対する減免等を、次の行、法人市民税221万1,000円でございますが、これは津波震災エリアでの法人の均等割額の免除を実施するものでございます。また、固定資産税5,013万2,000円及び都市計画税1,086万5,000円につきましては、震災による家屋、土地、償却資産の損害程度に応じた減免を実施するものでございます。

これとは別に、減収額という欄に記載をしておりますのは、表の下のほう、米印で書いてございますように、個人市民税につきましては、確定申告に基づく雑損控除による額をあらわし、固定資産税・都市計画税につきましては、平成23年度から平成26年度は地方税法によりまして津波被害区域を対象として課税免除を行った額で、平成27年度につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第49号でご提案しております条例改正により同じ津波被害区域を対象として減免を行う額をあらわしてございます。本年度、平成27年度では、条例での減免額2億2,620万8,000円と減収額1億8,951万2,000円を合わせまして、合計で4億1,572万円を見込んでおりまして、減免が始まりました平成23年度から平成27年度の5年間で本市が実施いたします減免・減収の累計額は、30億5,906万円となるものでございます。

同じ資料番号、前のほうでございますが、24ページから26ページにつきましては、本条例の一部改正の新旧対照表を記載しておりまして、また資料番号5の14ページから15ページには、条例の改正案を示してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

恐れ入ります。続きまして議案第52号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例」についてご説明を申し上げます。

説明の都合上、同じ資料番号8の33ページをお開き願いたいと思います。浦戸ステイ・ステーションの設置の考え方につきまして、初め、この資料でもって説明をさせていただきます。

1. 設置の目的であります。人口減少と少子高齢化が急速に進む浦戸地区において、新たな漁業従事者や島づくりの担い手等を確保し、あわせて市民交流活動を促進し、浦戸地区の振興に結びつけるため、旧浦戸一小、二小を活用して漁業体験従事者等が中長期の滞在も

想定いたしました宿泊ができる施設として整備をするものでございます。

2. 設置場所につきましては、表に記載のとおり、寒風沢地区の旧浦戸第一小学校である寒風沢ステイ・ステーション及び桂島地区の旧浦戸第二小学校でございます桂島ステイ・ステーションの2カ所を開設いたします。

3. 施設概要で、これは2つの施設に共通の内容でございますが、(1)開館時間は午前9時から午後9時まで、宿泊の場合を除くでございますが、を基本とし、(2)年中無休の開館を行ってまいります。(3)の施設の使用料につきましては、野々島にあります宿泊研修施設であります浦戸諸島総合開発センターの使用料を参考に設定いたしまして、施設1階の多目的室及び体育館、2階の宿泊室について、表記載の時間区分に応じた使用料を設定しようとするものでございます。

34ページに移っていただきまして、4. 施設の利用形態でございますが、施設目的の漁業等の就業希望者の宿泊研修時の利用を基本にいたしまして、幅広い交流活動に活用いただきたいと考えてございます。

5. 施設の管理運営でございますが、(1)管理運営の基本方針でございますように、運営を軌道に乗せていくため、開設当初の体制づくりが重要でありますことから、島民の方々と連携調整を図りながら、ここに書いてございますが、宮城県が支援いたします復興応援隊制度などを活用いたしまして人材を募り、経費を抑えた運営を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、(2)の施設供用開始に係る管理運営経費、それから、下、6. 事業費及び財源内訳につきましては、表に記載しております内容により本定例会の一般会計補正予算に計上している内容でございます。

7. 今後のスケジュールでございますが、本年8月末に施設を竣工させ、必要な備品等の整備等も行いながら、11月からの供用開始に向けまして準備作業を進めてまいります。

恐れ入ります、ここで資料番号5に移っていただきまして、定例会議案資料番号5の17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例」でございます。本条例は、前段でご説明申し上げました考え方を踏まえまして、施設の設置及び運営に関する基本的事項について、新たに条例を設け規定しようとするものでございます。

条文は19ページにかけまして記載してございますが、全体で11条から構成しておりまして、

第1条の設置から以降、第2条、第3条に休館日、使用時間を、第4条から第6条に使用に当たっての規定を、18ページに移りまして、第7条から第9条に使用料関係の規定を、第10条に損害賠償を、第11条に規則への委任を規定いたしまして、条例の施行日は本年11月1日としているものでございます。

以上、議案第52号につきまして、よろしくお願い申し上げます。

また続けまして、恐れ入りますが、議案第53号、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、また資料は資料No.8、議案資料に戻っていただきまして、35ページをお開き願います。

ここに掲げてございます表は、一般会計及び特別会計の6月補正後予算額の総括表でございます。今回補正いたします金額は、一般会計19億3,051万1,000円、下水道事業特別会計10億4,456万円、合計では、一番下段にございますように、29億7,507万1,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、その右側にございますように、743億6,957万1,000円となりまして、補正前に比べますと4.2%の増となります。

次に、一般会計の補正予算の概要につきまして、歳出からご説明申し上げますので、38、39ページをお開き願います。

ここでは、歳出予算を目的別に分類しております。

補正額の欄で、費目1議会費500万円ですが、右ページ備考欄にございますように、議会調査事務では100条委員会設置に伴います議事調査のための経費を、議会運営事務では塩竈市議会のケーブルテレビ放映のための委託料を計上してございます。

このあと同様に各費目、主な内容は右側の備考欄でご説明をさせていただきます。

費目2の総務費6億9,103万1,000円でございますが、市有地保全事業では本市所有の公有財産を保全する工事費等を、市民活動推進費では市内3団体に対して助成する一般コミュニティ助成事業を、浦戸地区集落再生促進施設運営事業では浦戸ステイ・ステーションの管理運営費を、集会所関係費では集会所施設の整備に対して助成するコミュニティセンター助成事業を、東日本大震災復興交付金基金費では第12回塩竈市復興交付金事業計画に基づきます復興交付金の基金への積立金を計上してございます。

費目3の民生費210万6,000円でございますが、生活保護事務費といたしまして生活保護基準の改定に伴います生活保護システムの改修委託料を計上してございます。

費目4の衛生費2,581万7,000円でございますが、健康増進事業費ではこれまで実施してまいりました子宮頸がん及び乳がん検診におきまして、いまだ受診をされていない女性対象者へ受診を勧奨いたしますががん検診推進事業を、被災者健康支援事業では、18歳以上29歳以下の被災者を対象に実施いたします歯周疾患検診に係る被災者特別検診事業を、広域火葬場運営負担事業では新斎場建設に向けて実施いたします調査業務に伴い塩釜地区消防事務組合の負担金を計上してございます。

費目5の労働費3,950万円ですが、重点分野雇用創造事業といたしまして、被災された方々の雇用支援に係る人件費や水産加工の復興支援のための業務委託でございます。

費目8の土木費10億4,978万5,000円ですが、住居表示整備費では北浜地区・藤倉地区の土地区画整理事業におきまして新たな住居表示を設定するための委託料、道路維持補修工事費では本塩釜駅前の倒壊のおそれがある時計台の撤去工事費用、下水道事業特別会計繰出金では下水道事業におけます復興交付金事業の実施に伴う一般会計からの繰出金を、海岸通地区震災復興市街地再開発事業では再開発組合に対する事務局体制整備のための補助を、市営住宅改修事業費では市営新浜町住宅の地盤対策工事費を計上してございます。

費目9の消防費210万円ですが、防災対策事業といたしまして杉の入小学校少年消防クラブなどに対する地域防災組織育成のためのコミュニティ助成事業でございます。

費目10の教育費4,917万2,000円ですが、宮城県仙台土木事務所が所管します朴島防潮堤復旧工事に伴う埋蔵文化財発掘調査事業でございます。

費目11の災害復旧費6,600万円ですが、漁港施設災害復旧費として野野島漁港、寒風沢漁港の防潮堤整備のための測量設計等の委託料でございます。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明申し上げますので、前の36ページ、37ページをお開き願います。

費目1の市税4億1,572万円の減は、右ページ、備考欄にございますように、昨年度に引き続き実施いたします市民税、固定資産税、都市計画税の減免措置に伴います減額補正でございます。

この後、同様に、主な内容を右側の備考欄でご説明をいたします。

費目10の地方交付税7億2,298万7,000円は、市税の減免及び復興交付金事業の実施に伴います震災復興特別交付税の増額補正でございます。

費目13の使用料及び手数料102万9,000円は、浦戸ステイ・ステーションの利用者が負担す

る使用料でございます。

費目14の国庫支出金6億4,129万1,000円は、生活保護システム改修に係る生活困窮者就労準備支援事業費等補助金やがん検診推進事業補助金、市営新浜町住宅地盤沈下対策事業に係る社会資本整備総合交付金、第12回塩竈市復興交付金事業計画に基づきます東日本大震災復興交付金の追加でございます。

費目15の県支出金9,051万円は、被災者健康支援事業補助金のほか、重点分野雇用創造事業費補助金、朴島海岸埋蔵文化財発掘調査事業実施に伴います委託金でございます。

費目18の繰入金8億4,161万4,000円は、今回の補正に係ります所要一般財源のための財政調整基金の繰入金のほか、各事業の財源としての東日本大震災復興交付金からの繰入金でございます。

費目20の諸収入2,080万円は、コミュニティ助成事業のための助成金でございます。

費目21の市債2,800万円は、市所有地保全事業に係る防災対策事業債や市営新浜町住宅地盤沈下対策事業に係る公営住宅債でございます。

この資料40、41ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表を掲載しておりまして、また42ページは、投資的経費の内訳でございますので、後ほどご参照いただくようよろしくお願い申し上げます。

私から、最後になりますが、議案第55号「工事請負契約の一部変更」でございます。

資料番号の5と、また資料番号8をご準備いただきまして、最初に、資料番号5、議案の20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号「工事請負契約の一部変更について」でございますが、本議案は、昨年12月定例会におきまして議決をいただきました浦戸地区集落再生促進施設整備工事、いわゆる浦戸ステイ・ステーションの整備に係る工事請負契約につきまして、着工後の現地調査の結果、増工事など追加工事が発生いたしましたことから、本事業の入札差額の範囲内におきまして契約金額2億8,080万円を3,132万円増額し、3億1,212万円に変更するものでございます。

契約変更に係る工事概要につきましては、資料8のほうでご説明をさせていただきます。資料8の60ページないし61ページでございます。

60ページには、寒風沢の旧浦戸第一小学校の施設に係る変更概要を、61ページには、桂島の旧浦戸第二小学校の施設に係る変更概要を図面などでお示しいたしているところでございます。

60ページに戻っていただきまして、60ページの左下の欄の表に本変更に係る工事種別と内容、増工の金額を記載してございます。表中、寒風沢の施設につきましては、校舎等の外壁・内壁改修の増工や体育館の外壁・屋根改修など、総額で1,803万6,000円の増工を、その下、桂島の施設につきましては、校舎等の外壁・内壁改修や附属棟の木工事など総額で1,096万4,000円の増工について変更をお願いいたすものでございます。

以上、議案第55号、工事請負契約の一部変更でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） それでは、続きまして、一般会計補正予算のうち、復興交付金事業につきまして、資料No.8を用いてご説明申し上げます。資料No.8の43ページをお開きいただきます。

第12回塩竈市復興交付金事業計画の申請内容についてのご説明になります。

まず、1番目にあります申請内容でございますが、今回申請いたしました事業費、こちらは基幹事業並びに効果促進事業を合わせまして9億8,052万6,000円となっております。この事業費に対します復興交付金額は、総額で6億3,328万3,000円となりまして、この額を今回の補正予算におきまして東日本大震災復興交付金基金のほうに積立金として計上いたしております。

2の申請事業の内訳でございます。

①の桂島地区漁業集落防災機能強化事業6,110万円、こちらは第11回申請におきまして事業費の一部、こちらは採択してございますけれども、内水排除等の見直しを行った結果、道路側溝の整備あるいは集落道ののり面整備等を増額申請したものでございます。

②の海岸通地区震災復興市街地再開発事業の7億2,907万円、こちらは平成27年度事業分といたしまして、権利返還計画の策定費、建物の実施設計費、それから建物の除却及び補償費用、こちらを申請したものでございます。年度内の本工事着工につながる大きな事業費ということになります。

③番の海岸通下馬線道路事業3,233万円、こちらは再開発事業の施工エリア、こちらの確定に伴いましてエリア内に存在いたします市道整備を申請したものでございます。

④番目の新浜一丁目地区下水道事業2,915万5,000円、こちらのほうは藤倉ポンプ場の増設工事に係ります労務単価あるいは資材単価の高騰に伴います工事費の増額を申請したもので

ございます。

以下、漁業集落復興効果促進事業1,222万円並びに市街地復興効果促進事業といたします1億1,665万1,000円、こちらのほうは①番と②番に係ります一括配分額を計上したものであるということになります。

資料の、恐れ入ります、44ページをお開きいただきます。

こちらのほうは、ただいまご説明申し上げました基幹事業、①から④の事業箇所、こちらをあらわしておりますので、こちらのほうはぜひご参照いただければと思います。

続きまして、次の45ページをお開き願います。

こちらは本6月補正予算に計上いたしました復興交付金事業及び復興関連事業の内訳というふうになってございます。

1の内訳書でございますが、No.1の復興地域づくり加速化事業975万3,000円、こちらは提案理由でもご説明ありましたように、藤倉地区と、それから北浜地区の復興土地区画整理事業、こちらの進展に伴いまして新たな街区の形成に合わせました住居表示の変更に係ります調査設計費ということになります。

No.2の海岸通地区震災復興市街地再開発事業250万円、こちらは再開発組合のほうからの要望というものを受けまして、本組合設立によりまして本格化いたします今後の事業の取り組み、これが安定的に行われるための支援として、組合の運営費を補助するものでございます。

No.3からNo.5、これはいずれも第11回申請で採択された事業でございます。No.3の藤倉二丁目地区下水道整備事業2億円、こちらは資材の高騰あるいは地盤改良費の増額に伴いまして、5億8,363万円のうち、平成27年度支出分を追加補正するものであります。

No.4の越の浦地区下水道事業5億1,456万円、こちらは既に土木建築費、こちらのほうは採択されてございますが、土木建築費の高騰による増分、このほかに電気機械、それから放流渠整備といたしまして総額27億5,430万円、このうちの平成27年度分の支出を追加補正するというものでございます。

No.5の北浜地区区画整理関連下水道事業3億3,000万円は、こちらは雨水・汚水に係ります資材費等の価格の高騰分に伴います増額6億2,066万円、このうちの平成27年度支出分を追加補正するものということでございます。

2番目にございます債務負担行為に係ります内訳でございますが、ただいまご説明申し上

げましたNo.3とNo.4の藤倉・北浜地区下水道事業費の増額のうち、平成28年度の支出分として6億7,429万円を計上するもので、同様に、越の浦地区の下水道につきましても、増額分のうち、平成29年度までの支出分として22億3,974万円を計上するというものでございます。説明は以上になります。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 続きまして、議案第53号、一般会計補正予算のうち、漁港災害復旧事業に係る部分につきまして、資料番号8の56ページでご説明をさせていただきたいと思っております。8の56ページ、見開きの資料をごらんいただきたいと思っております。

1の事業概要でございますが、東日本大震災により被災を受けました野野島漁港と寒風沢漁港について、災害復旧事業の予算を計上するものでございますが、住民の合意形成や設計が整い次第発注ができますよう予算の計上をお願いするものでございます。

2の事業内容でございますが、漁港施設災害復旧事業として実施いたします野野島漁港の防潮堤と寒風沢漁港（馬越）防潮堤の委託設計費及び寒風沢漁港の工事請負費に係る補正予算としての債務負担行為を計上させていただくものでございます。

3番の事業費及び財源内訳、①をごらんいただきたいと思っております。①の表でございますが、野野島と寒風沢（馬越）分の委託設計費6,600万円について記載してございます。内訳としましては、野野島分が4,600万、寒風沢漁港の、これは馬越分というふうになりますが、こちらが2,000万円となりまして、この一般財源はいずれも震災特別交付税が充当されるということになってございます。

続いて、②の寒風沢漁港の債務負担行為でございますが、期間としましては、平成27年度の現年度分の予算と合わせまして平成28年度、平成29年度を債務負担の期間とさせていただきまして、事業費としてこの2カ年分の事業費18億6,010万7,000円を計上させていただくものでございます。

右側に施工場所等々を記載してございます。上の図面が野野島でございまして、ブルーセンター前から毛無崎に至る赤い実線の部分が防潮堤の予定箇所ということでございます。また、下の図面のほうですが、寒風沢の漁港エリアというふうになってございまして、上の赤い実線、これは実は野野島に位置しますけれども、漁港区域としては寒風沢の馬越というふうに私どもが呼んでいる部分でございます。こちらの設計費の部分が2,000万円、並びにこの青の実線で記載しております防潮堤、物揚げ場、護岸並びに道路につきまして債務負担行

為を設定させていただく箇所でございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） それでは、議案第56号、契約案件についてご説明をいたします。

資料No.5の21ページをお開きいただきたいと思ひます。

工事名でございますが、27-復・交 新浜地区漁業集落防災機能強化（その1）工事でございます。一般競争入札により6億1,560万円で東亜道路工業株式会社 多賀城出張所と平成27年5月27日に仮契約を締結いたしました。工期は平成28年3月31日としております。

次に、資料No.8の62ページをごらんいただきたいと思ひます。

当該箇所でございますけれども、新浜町地内の新浜町大通線、それから新浜町二十二号線の道路及び歩道部の道路舗装と排水工の整備ということになります。新浜町大通線の工事概要は、路線延長1,716.25メートル、幅員は27.5～28メートルでございます。舗装工、排水工の一式となります。新浜町二十二号線につきましては、路線延長127.7メートル、幅員は5.7メートルの舗装工、排水工一式となるものでございます。本整備により、本市の基幹産業集積地の路面状況、また排水の向上に貢献できるものと考えております。

なお、12月の繁忙期につきましては、関係機関と協議しながら工事の調整をしながら進めてまいりたいと思ひます。

建設部からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） それでは、続きまして、契約案件につきましてご説明申し上げます。

議案第57号の契約案件でございます。恐れ入ります、資料No.5の22ページをお開きいただきたいと思ひます。

工事名は27-復・交 藤倉二号雨水幹線・汚水枝線築造工事でございます。工事の概要は、後ほど議案書のほうでご説明申し上げます。契約方法は、一般競争入札にて業者の選定を行ってございまして、契約金額4億3,200万円でライト工業株式会社 東北統括支店が落札してございます。去る5月27日に仮契約のほうを締結いたしまして、契約の期間は、平成28年3月31日までとしてございます。

次に、議案第58号の「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。23ページをご

らんいただきます。

工事名は、27-復・交 北浜地区復興土地区画整理事業基盤整備工事でございます。概要のほうは後ほどご説明申し上げます。こちらにも契約方法は、一般競争入札にて業者を選定してございまして、契約金額3億1,320万円で株式会社千葉鳶が落札してございます。仮契約のほうは5月27日に締結いたしまして、契約期間は平成28年3月31日までとしてございます。

それでは、2件の工事の概要につきまして資料No.8でご説明申し上げます。資料No.8の64ページをお開きいただきます。

数的なちょっと表示が不足してございますので、数的な内容を中心にご説明申し上げたいと思います。

まず、27-復・交 藤倉二号雨水幹線・汚水枝線築造工事でございますが、これは平面図の右側でございます交差点の中央部から左側、つまり西側に向かって小さな四角で示してございますマンホール、組立形のマンホール、ここまでが口径2,000ミリの雨水幹線、こちらを推進工法で14メートルを布設いたします。さらに西側に向かって3つ目のマンホールまで、こちらの口径のほうは1,800ミリ、雨水幹線を開削工法にて126.8メートル布設いたします。全長140.8メートルを整備するものであります。特に開削部分につきましては、軟弱な地盤のために沈埋工法という特殊な工法を用いまして地盤を安定させながら布設いたします。

枝線につきましては、これは区画整理の区域内に整備いたします。図面の実線で示してございまして、汚水枝線の口径は200ミリ、全長174.8メートル、こちらにも開削工法にて整備いたします。

資料下でございます横断図、こちらは左側が街路、右側が街区の道路というふうな位置を示してございまして、左側の雨水幹線、こちらは幅員12メートルの街路、こちらの区画整理側のほうに、道路下2.9メートルから3.8メートルの位置に布設いたします。右側の汚水枝線のほうは、幅員6メートルの街区道路、これのほぼ中央部の下1.2メートルから1.7メートルも下に管を布設するものでございます。

続きまして、65ページ、こちらのほうは工事契約台帳でございますので、ご参照いただければというふうに思います。

続きまして、66ページをお開きいただきたいと思います。

27-復・交 北浜地区復興土地区画整理事業基盤整備工事の概要についてご説明申し上げます。図面の黒で塗り潰した箇所、こちらのほうが道路の舗装、それから宅地の造成部とい

うふうな箇所になります。また、図面の右側の斜線部分、こちらが地盤改良の工事箇所というふうになります。道路の舗装につきましては、幹線道路側、いわゆる産業道路側のほうの細い部分、こちらが歩行者専用の道路で幅員は4メートルから5メートル、全長308メートルを整備するものでございます。

それでは、区画整理内の街区道路、こちらのほうは海側のほうのエリアと、それから街区内のエリアのほうに位置してございまして、幅員のほうは6メートルから10メートル、全長1,139メートルを整備いたしまして総延長1,477メートル、面積で申し上げますと8,680平米、こちらのほうを整備するというふうな内容でございます。

あわせて、自由勾配側溝、こちらのほうは2,800メートル敷設いたしまして、雨水排水の勾配というものをきちんと確保してまいります。

黒塗りの部分の宅地造成につきましては、これは容量といたしますと4,700立方メートルの盛り土整地工事でございます。移転、解体が進んでいる箇所から順次整備をしてまいります。盛り土後の高さというのは、TP、プラス1.8メートルほどになりますので、十分な高さを確保していくという工事になります。

図面の右側のほうの地盤改良につきましては、これはプラスチック製のボードを深さ22メートルほど埋め込みまして、地下水の吸水とあわせて盛り土をさらに加えることで沈下を促進させるという工法を取り入れます。これによりまして安定する期間を大幅に短縮するという内容でございます。

右側の下にあります道路標準横断図にありますように、車道は6メートルを確保いたします。また、路肩の整備のほかに、幅員10メートルの道路には、幅2.5メートルの歩道というものを設置いたします。

それから、67ページ、先ほど申し上げましたように工事の契約対象でございますので、こちらのほうをあわせてご参照いただければと思います。

ただいまご説明申し上げました藤倉地区の区画整理事業、こちらにつきましては、建物解体、これが結構進んできてございます。現在、基盤整備のほうを進めております。今回の下水道工事、こちらに当たりましては、上水道やガスと並ぶライフラインの整備として早期に再建を願います住民の皆様在宅地として引き渡すために、重要かつ早期完成が求められる工事ということになります。

また、北浜地区の区画整理事業につきましては、こちらは企業あるいは住宅が混在する地

域でございますので、移転解体した部分から順次基盤整備工事に着手してございますが、企業活動あるいは住宅の再建に影響を極力生じさせないということを配慮いたしまして、工期の短縮、これに十分配慮した工事としております。また、既に宮城県と協定を締結いたしました北浜の災害公営住宅整備、こちらのために必要となる道路整備を含んだ事業で、計画的な完成が求められるというふうな工事でございます。

ぜひ、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 暫時休憩いたします。再開は15時25分といたします。

午後3時10分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第48号ないし第59号の総括質疑に入ります。17番伊勢議員。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表しまして、議案48号、いわゆるマイナンバー制に関連した塩竈市個人情報保護条例と議案第52号、浦戸のステイ・ステーションと議案第53号、一般会計補正予算、特に海岸通の再開発事業に絡んでについて、理解を深めるため総括質疑を行います。

質問の1点目は、議案第48号、マイナンバーと個人情報保護条例についてであります。マイナンバー、これは個人で12桁で番号をつけるというものでありますが、それを法制化したことにより、ことし10月から、氏名、年齢、生年月日ですね、そして性別、住所、年金、雇用保険、医療保険、福祉、税金の確定申告書、そして被災者の生活再建支援と被災者台帳、あわせて法人事業者では、健康保険、厚生年金、税金の源泉徴収もマイナンバーの対象としております。

一方で、最近、直近の新しいニュースとして日本年金機構への不正アクセスによりまして125万件の年金の個人情報流出が今問題となっております。今後、自治体と国が情報をやりとりする中で、そのかなめとしてマイナンバー制度での中間サーバーは全国で1カ所で、全ての国民の個人情報、つまりプライバシーが1カ所に集まるシステムであり、大変リスクの高いものであります。

国会では、個人情報保護法の改定の中に、財界が求めるビックデータの活用促進として新

たな産業創出の配慮と明記しており、衆議院内閣委員会で日本共産党の国会議員団はこの個人情報保護法に反対をいたしました。

そこで、質問は3点でございます。

1点目は、今回提案の議案第48号、マイナンバー制度の対応に則した個人情報保護条例によって個々の情報、つまり個人、個人の情報が守られるのか、まず最初にお聞きをいたします。

続きまして、2つ目は、塩竈市のコンピュータシステムでは情報を保有するサーバーシステムがあります。マイナンバー制度導入に伴う不正アクセスなどの対処はどうなっていくのか、今後の想定も含めてお聞きをいたします。

3番目は、平成29年1月、国の機関との情報交換連携開始としております。前段述べたことを踏まえながら、国の関係機関と不正アクセスとマイナンバーシステム、そして個人情報保護にとって懸念を持つものでございます。国との連携開始と個人情報の保護は万全なのか、お聞きをいたします。

質問の2番目は、議案第52号にかかわってであります。いわゆる浦戸のステイ・ステーションでございます。今回は、使用料や契約変更などの提案がされております。理解を深める上で次の2点をお聞きします。

1つは、浦戸の浅海漁業や寒風沢の農地NPOによる米づくりなど、浦戸の定住と産業再建の拠点となり得るのか、考えをお聞きいたします。

2つ目は、内陸部、つまり浦戸島以外のこちらの塩竈市の内陸部の市民の活用あるいは小中学校の利活用なども一助と考えられますが、考え方をお聞きいたします。

質問の3番目は、議案第53号の関係であります。第12回塩竈市震災復興交付金計画9億8,052万6,000円のうち、これは市の単費のようですが、6月補正で250万円が計上されました。再開発組合の正式な発足に伴って人件費としております。海岸通再開発事業について、ついせんだって復興局に伺いまして、50億5,000万円についてお聞きをいたしました。いわば建設費用ということになるわけですが、国の補助金で21億4,300万円、そしてマンション事業者の参加組合負担金として10億5,100万円等々の説明を受けました。

そこで、その関連で51億5,000万円の関係で、再開発事業のかなめをなすものとして事業、あるいは商業施設、事業施設等の保留床について、そして再開発準備組合の負担金について、2点お聞きをいたします。

1点目であります、1区、2区の事業施設と商業施設の保留床処分金は幾らなのか。また、この保留床処分金と再開発組合と市の支援対象についてお聞きをいたします。

2つ目であります。再開発組合負担金の資金調達について、どのような金額なのか。また、資金調達そのものについての塩竈市の対応と支援なりについてお聞きをし、第1回の総括質疑とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から議案第48号「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてご質問いただきました。

初めに、本市の情報セキュリティーについてご質問いただきました。本市の個人情報を扱う住民基本情報や税情報などのシステムにつきましても、専用の機器構成となっており、通常業務で職員が使用するパソコンとは別の運用を行わせていただいております。さらに、その接続する回線ではありますが、インターネット回線と物理的に遮断された専用回線を使用いたしております。不正アクセスに対する防御システムといったようなことについては、このようなシステムの中で取り組まれております。

また、システム端末を取り扱う運用面についてのご質問でありました。専用のセキュリティーカードを挿入しパスワードを入力しないとアクセスできないというようなシステムとなっております。また、運用できる職員を限定し、誰がシステムにアクセスしたかを把握できますようアクセス録を記録できる仕組みとなっております。さらに、個人情報を管理するサーバー室への入退室も専用のセキュリティーカードにより管理権限を持つ者しか入室できないという環境をつくっております。

制度面では、全庁的な電算機の管理組織を設けて、それぞれシステム管理者、運用担当者を位置づけて、セキュリティーポリシーを定めて、適正、厳格な運用を図っているところであります。

次に、番号制度導入後のシステムへの不正アクセス等についてのご心配をいただきました。番号制度における個人情報の安全管理といたしましては、システム面と制度面の両方からの対策が講じられるところであります。番号制度導入後は住民基本情報や税情報等に個人番号が含まれることとなりますが、システム面からの対策といたしましては、今回の番号制度が導入後におきましても従来の独立したシステム機器を用いてインターネット回線とは別の遮

断された専用回線を使用していくという内容であります。

また、各機関が保有する個人情報とは国のもとで集中的に管理されるのではなく、各行政機関等で整備する独立したシステムに分散して保管されることとなり、仮に国の機関で情報漏えいがあった場合でも、いわゆる芋づる式に全ての個人情報が漏えいするという事にはならないシステムとなっております。さらに、各行政機関が情報をやりとりする場合には、マイナンバーを直接使用せずに暗号化された別の符号が使用されるなど、不正アクセスや情報漏えい等に対する厳重なセキュリティー対策が講じられることとなります。

制度面からの対策といたしましては、マイナンバーを使用する手続では厳格な本人確認を義務づけますとともに、国の第三者機関による監視・監督、法律違反に対する罰則強化など、不正防止や犯罪抑止に向けた厳格な対策がとられるところでございます。

国等と連携するに当たって、情報漏えいでの面での懸念についてのご質問いただきました。前段お答え申し上げましたとおり、番号制度につきましては、システム面、制度面で不正アクセスなどによる情報漏えいを防御する仕組みを構築いたしており、本市におきましてもこれに準拠して、厳正に対応いたしてまいりたいと考えております。

なお、このたびの年金関係での情報漏えいがあったことも厳密に踏まえ、国におきましてはさまざまな視点、観点から検証、検討を重ねていくものと考えておりますので、今後の国の動向、番号法に基づく通知等を適時的確に捉えまして、迅速に対応をいたしてまいりたいと考えております。

次に、議案第52号、塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例についてご質問いただきました。基本的な活用の方法についてのご質問でありました。浦戸地区、ご案内のとおり高齢化率が60%を超え少子高齢化が急速に進んでおりますとともに、震災後に残念ながら人口減少が加速するなど、この状況で推移いたしますと島の内部、島民では漁業、農業等の生業の維持、集落の維持さえも極めて厳しい環境になるものと予想いたしております。

この状況を踏まえ、将来の島づくりの担い手を島外から招致確保していくことを喫緊の課題と受けとめまして、将来の島のなりわいや集落づくりの担い手を育成する拠点として浦戸ステイ・ステーションの整備を進めているところでございます。

この施設の活用の基本といたしましては、まずは農業、漁業の担い手づくりを図るため、漁業や農業の就業希望者の方々の滞在施設として、例えば漁業権の取得や農業で自立営農が可能となる2ないし3年間の中長期の滞在研修を受けるようなシステムといたしております。

さらに、その視野の拡大につながる、例えば水産高校や農業高校などの短期の滞在研修への活用も行うなど、島の将来の担い手育成を図ってまいりたいと考えております。これらの設置目的を踏まえた滞在型研修施設として整備をいたすもので、野々島にあります浦戸ブルーセンターとのすみ分けを図ってまいりたいと考えております。

市民の方々の利用についてご質問いただきました。浦戸ステイ・ステーションは基本的には農業、漁業後継者育成の拠点とさせていただきますが、浦戸の交流人口の拡大あるいはコミュニティ活動の活性化を図るための拠点として位置づけをさせていただいております。このため、一般の市民の方々にも幅広くご利用いただきたいと考えております。例えば市民の方々の農業・漁業体験学習ツアーでありますとか、エコツーリズム等の参加者の方々の利用、あるいは先ほどご質問いただきました小中学生の方々、あるいは大学生の方々のボランティア活動でありますとか、研修の場としてもご活用いただきたいというふうに考えているところであります。

次に、議案第53号、一般会計補正予算のうち、海岸通地区震災復興市街地再開発事業につきましてご質問いただきました。議員の皆様方大変なご支援のおかげをもちまして、5月19日に事業認可を県のほうから頂戴いたしたところであります。5月31日には設立総会を開催し、法人格を有する海岸通1・2番地区市街地再開発組合が正式に設立をされたところであります。今後、再開発組合が本年度末の建設工事着工に向け、土地測量や地盤調査、建物の実施設計、さらに地権者の方々の土地、建物の権利を資産価値に応じて新しい建物の床の権利に置きかえをしてまいります、いわゆる権利変換計画を実施する予定となっております。

まず、保留床処分についてのご質問でありましたが、権利変換計画の進捗に伴い、権利者の権利床が確定していくことにより、他の事業者売却や貸し付けのできる保留床の面積や価格が決定をされることとなります。保留床の処分につきましては、並行して商業コンサルを交えながら保留床を取得していただく事業者の選定なども進めることとなりますので、今後、組合が参加者への理解を求めていくということになるものと考えております。

資金繰りについてご質問いただきました。負担金の全体事業費は、現在約50億と見込まれておりますが、他事業者売却するなど、収益施設を除いた補助対象事業費は約24億円と考えております。このうち復興交付金として国からいただける費用が約10億円と見込んでいるところであります。県に認定されました事業計画では保留床の処分金を約16億円と計画をいたしておりますので、さきにお話をさせていただきました保留床処分の考え方にに基づき資金

計画を立てていくこととなりますが、今後の課題は、マンション棟や商業棟の建設費をでき得る限り抑制していくことが大きな課題であると考えております。また、賃貸する保留床部分につきましては、組合が出資して立ち上げる予定のまちづくり会社が不動産運営を担うことになるものと予想いたしておりますが、まちづくり会社の資本調達も今後の課題の一つと考えております。

本市といたしましては、本事業を市の中心市街地の整備に当たって大変重要な課題と認識をいたしておりますことから、6月1日付で震災復興局内に新組織となる再開発推進室を設置し、組合の運営の円滑化と事業促進を図るための業務支援体制を強化したところであります。

さらに、国・県の各種補助制度への助言や公的な金融機関とのつなぎ役として、また公共駐車場を有していた地権者として、再建される駐車場の買い取り、運営などを通して、中心市街地再生に向けた動きを全力で支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） マイナンバーについては遮断された回線等々、セキュリティーシステムについて、るる説明がございました。

いずれにしましても、年金情報の漏えい、あるいは最近では東京商工会議所の情報漏えい等々そうした事態が発生しております。コンピュータの開発に携わっている方々については、そういったメールでコンピュータに入っていくことについて、それを防ぎ得ることはなかなか困難だというふうなお話もるる伺っておりますが、いずれにしてもそういった問題が懸念されるだけに質疑をさせていただきました。

浦戸の関係は、大体おおよそわかりましたので、その辺は委員会の付託の中でまた検討していただければと思います。

最後になりますが、再開発事業の関係で、保留床処分金の16億円、組合の資金調達というのはざっとどのぐらいの考え方で捉えていけばいいのか、その辺だけお聞きをします。

○議長（佐藤英治君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） 先ほどの市長のご答弁もございましたように、今後、例えば保留床を賃貸するケースの場合、まちづくり会社の設立も必要になってまいります。そ

ういうケースでいいますと少なくとも4億以上の出資、そういったものをまず集めていただくことが必要になるかと思えます。それから、当然ながら、自己資金だけではなくて、いわゆる公益法人的なものとして政府系の金融、調達した民間資金、あるいは政策金融機構等からの資金というものも実際、組合の皆さんもいろいろお調べいただきましたし、実際にそういうご担当者とも話し合われているということもございますので、まずはそういった自己資金を集めるのとあわせて、有利な、低利な資金調達、こういったものもあわせて今組合さんの活動の中で進められているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君）（登壇） それでは、私のほうからも議案第54号、塩竈市下水道事業特別会計補正予算についてお聞きいたします。

復興交付金事業10億4,456万円のうち、藤倉二丁目地区下水道整備事業2億円、越の浦地区下水道整備事業5億1,456万円、北浜地区区画整理関連下水道事業3億3,000万円が計上されております。そこで、特に越の浦地区下水道事業についてお聞きいたします。

現在、ようやく越の浦地区でポンプ場建設のための基礎工事の準備に入っていると思いますが、今回のポンプ場設置後の越の浦地区の排水能力はどの程度でしょうか。特に国道45号線は台風や集中豪雨で何度も通行どめになるほどの冠水する箇所です。期待される効果についてお聞きいたします。

また、ポンプ場が設置されるため池に通じる水路は、遠く庚塚、松陽台から2水系の水路が続いております。この水路がところどころで水草、土砂のために流れが滞り、大雨のときは決まったように洪水になります。特に越の浦、ダブル踏切付近ですが、清掃、除草はなぜ進まないのでしょうか。ポンプ場が設置後もこの付近の整備が進まなければ、強制排水能力が高いポンプを設置しても途中で流水が滞る心配があるのではないのでしょうか。

また、今後の工事についてお聞きいたしますが、JR仙石線の下を放流管の工事はどのように行われるのですか。国道45号線とJR仙石線の下を放流管を通すと聞いておりますが、JRとの協議等はどのようになっているのかお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から議案第54号、塩竈市下水道事業特別会

計補正予算のうち、特に越の浦地区下水道事業についてご質問いただきました。

初めに、越の浦地区の下水道事業の全体的な計画についてというご質問であったかと思えます。

前段申し上げますが、越の浦排水区であります。庚塚、青葉ヶ丘、楓町、松陽台、杉の入りなど115ヘクタールの排水区域を抱える区域であります。今現在は、ご案内のとおり国道45号の脇に300ミリ1台と400ミリ1台、600ミリ1台の計3台のポンプがありまして、1秒当たり約1.2トン排水するというような状況でありました。結果といたしまして、議員のほうからお話しいただきましたとおり、大雨の際には、残念ながら国道45号が冠水をいたしまして、車両の通行規制を行わなければならないという状況がたびたび発生をいたしてまいりました。今回整備をいたします越の浦ポンプ場ですが、口径が1,200ミリを2台、600ミリを1台整備し、1秒当たり、現在の約7倍に当たりますが、8.5トンの排水を行う規模であります。あわせて、今、いわゆるため池と呼んでおりますが、調整池が今現在1万1,500トンぐらいの調整能力を持っておりますが、これを1万6,100トンに広げまして、完成後は1時間当たりの降雨量44.5ミリに対応できる計画とするものであります。最終的には、さらにため池等を掘削いたしまして52.2ミリ、いわゆる10年に1回の大雨に対応できるような規模まで将来は整備をいたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、国道45号というお話をいただきました。国道45号については、既に国のほうから地域の住民の皆様方に道路のかさ上げ工事を実施します説明会を開催いただいております。このポンプ施設の整備にあわせて、国のほうでも現在の道路高を高くする計画と一緒に取り組んでいただけるという内容であります。

次に、越の浦排水場からの上流側の水路が全然整備をされていないのではないかというようなご質問でありました。特に市道と交差する部分の暗渠が時々詰まってというようなご質問であったかと思えます。実は、越の浦ポンプ場の整備にあわせて上流域の水路についても整備をとり行いたいということで、復興庁のほうに申請をさせていただきました。ただ、残念ながら、復興庁では、ポンプ場については補助対象になりますが、上流側の水路については、基幹事業の範囲ではないというような話で、いまだに了解をいただけない状況であります。

現在は、しからばということで、効果促進事業を活用させていただけないかということで、提案の方法を若干変えていきたいというふうに思っております。できる限り、上流側の水路

もポンプ場と一緒に整備をしていきたいというのが私どもの思いであります。そういったことで上流側の水路が整備をされますと、議員のほうからご質問いただきました、例えば、土砂払いでありますとか雑草の除草といったようなことも地域の皆様方にご心配いただかなくても済むような水路形態になるのではないかとということで、今後、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

3点目であります。ポンプ場から塩釜湾内までの放流渠についてのご質問でありました。放流渠につきましては、越の浦ポンプ場からJ R仙石線、国道45号については、土の中というか、アンダーパスと言っておりますが、土の下側に配水管を整備いたします。越の浦漁港部分につきましては、開削工法ということで、水路を開削していきまして塩釜湾内に放流するという形をとらせていただく予定であります。

仙石線の部分につきましては、J R東日本との協議の中で、鉄道の下についてはJ Rが直接工事を行いますということで、委託をしてくださいというような申し出がされております。委託工事をお願いする場合には平均2年ぐらいかかるということでありますので、平成27年度中に手続を終了し、平成28年度に工事を進めていただくということで今考えております。

また、45号のアンダーパスにつきましては、国道事務所と協議を進めておりますが、基本的には本市が施工を行うということでほぼ了解点に達しているところであります。

また、全体の工程であります。これから今回提案をさせていただいております電気工事、機械工事の予算等をお認めいただいた後には、ほぼ2年半ぐらいの工期が見込まれますので、完成については29年度中というようなことで今考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

今、市長のご答弁で、大体、全体像がつかめてまいりました。先ほどもお話にありましたように、今のため池もまた整備されていくということで、本当に青葉ヶ丘、あの辺は周りみんな山で囲まれていまして、ちょうどそこに全部の水が集まってくる場所でありまして、ただ越の浦地区のほうはどんどん人口も今少なくなっております。そういった意味で、先ほどの2水系の部分、その部分もなかなか今まで整備が進まなかったのかなというふうにも感じておりました。大変期待されるポンプ場ですので、一日も早く着工していただいて完成することを祈っております。

そこでお聞きしたいのですが、一番の懸念は、まず1点は2水系の部分の効果促進事業、今市長のほうでは申請を考えているというお話でございましたが、やはりこれまでダブル踏切のところは、市の部分の管理するところもございましょうが、JRの部分もあるということで、なかなかそこで、私たち市民からしますと除草と土砂を取り出すのは何かすぐできるような感覚でいるんですが、それがなかなか進まない。あそこはやはり通学路でもありますので、どうしても子供たちが大雨の中、またあそこで踏切があるために車両の関係もあって、雨が降るとどうしてもあそこは通行どめになってしまう場合もあります。そういった意味で、今できることは、この間も土木でいろいろお話ししましたが、今できる範囲でやっていただくということも必要かなと。もちろん予算の関係づけもありますでしょうし、大がかりな整備も必要と思いますが、まずできることをやっていただきたいと思います。

それから、もう1点、国道45号線と、それからJRの部分であります。JRの部分も今委託をして、そしてJRでも、この間ようやく仙石線が石巻まで全面開通になりましたが、大変仕事量も多いと聞いております。ぜひこの部分が一日も早く、塩竈市のほうでも効果を待っているということで、JRのほうに強く申し入れをしていただきたいと思います。

また、45号線の部分で、完成が平成29年の中途に完成する予定となっておりますが、やはり、その間、今、梅雨どきを迎えようとしておりまして、またことしもさまざまな異常気象なども想像されます。そのときの45号線の洪水の部分と、そのときの対応、どのようなお考えでいるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 前段、建設部としてできることを今年度取り組んでまいりたいというふうに思います。具体的には、ダブル踏切の北側にあります消防団の器具置き場がありますけれども、その下の暗渠が一部狭くなっているところがございまして、そこについては広げるというふうな工事を今年度、約700万の予算でございまして、その中で取り組みをさせていただくということで予定しております。ちょっと抜本的な対策工事にはなにくいかもしれませんが、そういう意味で、やれることをやっていくということで考えております。

それから、JR関係でございまして、今、JR仙石線の下、それから国道の下を通るというふうな工事でございますので、私どもの基本的な設計でいいのかというものをJR

の専門のコンサルタントのほうに発注をいたしまして、そことJR本社のほうと具体的な工事内容について協議を、具体的な設計内容の協議が始まっております。それでよしということになれば、受託工事の中で取り組んでいくということになるかと思えます。

今、浅野議員おっしゃったように、JR、やはり被災沿岸部を走っているということで、非常に受託工事がふえているというふうなことがございますが、いろいろ昨年度からJRとの協議を丁寧にやってきた経過がございますが、今年度は非常に順調に協議のほうは進んでおるといところでございます。

それから、国道のほうも、越の浦ポンプ場の国道45号線の横にある本市で持っておりますため池、既存のポンプ場のところ、そこを一部、今年度、国道45号線の維持管理の中でかさ上げをしていただく予定になっておりますし、そこからもうちょっと市内のほうに戻りまして自動車会社の前あたり、ちょうど市の100円バスの車庫になっている駐車場の前あたり、その2カ所を大分かさ上げをしていただいて、国道45号線の雨水対策等に今年度、2カ所取り組んでいただくというふうなことになっておりまして、地元町内会等についても説明会等が終わっておるところでございます。

そういったことで、今年度につきまして、平成29年度、抜本的な対策に取り組むまでの間、できる限りのことに取り組ませていただきたいというふうに思っております。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（佐藤英治君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 共産党市議団を代表いたしまして、議案第53号、一般会計の補正予算にかかわってお伺いしたいと思います。

平成27年度一般会計の補正額は19億3,051万1,000円とされました。特にこの中で、漁港施設災害復旧費として6,600万円が、野野島漁港と寒風沢漁港の災害復旧が計上されております。具体的には野野島漁港の防潮堤等と寒風沢漁港の防潮堤の委託設計費及びそういう設計と工事を行うためのものであるというふうに説明されました。その中で、設計については、住民の生活環境に配慮した設計を行うという先ほどの説明がございました。そこで3点お伺いいたします。

1つは、野野島漁港の防潮堤と寒風沢漁港の防潮堤、それぞれ住民の合意が得られているのかどうか、現段階で得られているのかどうかということ。

2つ目には、仮に合意が得られていない場合には、いつごろまで合意を得られるように取

り組もうとしているのか、お伺いします。

3つ目は、防潮堤を早期に完成させるために住民合意が重要だと考えます。住民の合意を得るという場合には、行政の計画を納得してもらって進める方法と、もう一つは、住民の要望に沿って計画を見直していく方法が考えられます。合意を得る方策についての考えがあればお伺いします。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま曾我議員から議案第53号、一般会計補正予算のうち、漁港施設災害復旧事業についてご質問いただきました。

先ほど担当から資料8に基づきまして、今回の委託費については野野島漁港の防潮堤と、それから寒風沢漁港区域内に含まれる野野島の馬越の防潮堤についてというご説明をさせていただきました。この防潮堤の整備計画を進めるに当たりまして、地域住民の方々の同意が得られておるのかといったようなことが1点目のご質問でありました。去る4月、本年4月30日でありましたが、私も直接浦野野島の地域住民の方々、約30数名であったかと思えます。ブルーセンターにお集まりをいただきまして、旧来の防潮堤の考え方から新たな形で提案をさせていただいたところでもあります。

ご案内のとおり、旧来の防潮堤というのは、物揚げ場の直背後、約10メートルの背後に3.3メートルの防潮堤を整備すると。現在の地盤からほぼ1メートル50から2メートルの高さになるというような形で説明をさせていただいてまいりました。住民の皆様方からは海が見えなくなるということを最大の理由として、もっと高さを下げてもらいたいというふうなお話でありました。

今回参りましたのは、今現在、地盤高が地震による沈下等でほぼ五、六十センチ、TP、プラス五、六十センチになっている状況であります。それを1メートルから1メートル50上げていただきまして、地盤高を2メートルぐらいに土盛りをさせていただけないかというようなお話をさせていただきました。その後ろにコンクリート基礎をつくってうちを建てると、うちの床面が3メートル、2メートル七、八十の高さになる。道路沿いに1メートル弱の防潮堤を整備させていただければ、うちの中からも十分海が見えるような環境、それから道路を通行されていても海が見える環境というのは保全をされるのではないかというようなご提案をさせていただきました。

地域住民の方々からは、例えばうちを1メートルあるいは1メートル50上げると風当たりが強くなるということが懸念されるというようなご質問等々もいただきました。残念ながら、我々の計画を説明した段階で同意といったようなところまでは行っておりません。今後、さらに足を運びながら、地域住民の皆様方にこのような提案の趣旨についてご理解をいただきたいと思っております。

一方、馬越地区であります、ご案内のとおり、渡船の船着き場であります。山の中腹に1軒うちがありますが、それ以外には全く住家がない状況でありますので、馬越につきましては、3メートル30の高さで施工していただくことについては依存がないというようなご回答をいただいております。

次に、住民の合意の得方として、一つは塩竈市が提案させていただいております、恐らく議員のお考えは3メートル30の高さで提案していくという方法が1つではないかと。もう一つは、3メートル30の高さを下げるということも場合によっては検討すべきではないのかというご質問だと思いますが、今、地域住民の方々のご提案は2メートル30という高さであることはご案内のとおりであります。我々、今日まで、昭和35年のチリ地震津波以降、現在まで整備してきた防潮堤の高さが2メートル70であります。それをさらに切り下げるような高さで、なおかつ、塩釜湾内よりも沖合にあります島でありますので、我々は一定程度数値的な根拠に基づいて高さというものの見直しをやっていくという考えに立ちましたときに、2メートル30という、今まで何十年やってきた高さを結果として否定するような中身というか、根拠がない数字になりはしないかということ懸念いたしております。

そういったことも、先日もお話をさせていただいたところでもあります。今までも既に何十年、チリ地震津波から約50年ぐらいですかね。2メートル70ということで地域全体を守ってきた。それをさらに40センチ引き下げるということになるわけでありますので、この高さの根拠を我々はなかなか理解しにくいというようなお話をさせていただいて帰ってまいったところでもあります。今後もできる限り足を運びながら、我々の考え方はもとよりであります、地域住民の皆様方の考え方についてもなお聞き取りをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブを代表いたしまして総括質疑をさせていただきます。52号と53号についてでございます。

議案第52号、塩竈市浦戸ステイ・ステーションについては、管理運営の仕方をお聞きしたいと思います。特に、予算的には504万円ついておりますので、どのような管理運営をされるのか、お聞きしたいと思います。

次に、議案第53号、平成27年度塩竈市一般会計予算についてお聞きします。まず、今回の補正について、追加で19億3,051万円が計上され、合計が一般会計485億4,000万円余りとなりました。この今回の補正について、基本的な考えと、今回の6月の補正についての意義についてお考えをお聞きしたいと思います。

この中身は、一番目に主なものとしては、復興加速のための補正が7億5,400万円ほどついております。それから、もう一つの予算計上の主なものとしては、下水道の繰出金として10億1,100万円ほど、それから考え方としては、減免による市税の減額補正が4億円ほどされております。そういう意味で、特に津波被害区域を対象とする固定資産税、都市計画税の減免についての考え方をお知らせください。

また、今回の6月の補正では通常事業の補正が1億6,400万円とほかの項目に比べて少ないと思われませんが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

その中でも、通常事業の中でも、道路維持費については97万円の補正だけが入っております。通常事業についての予算の使い方についても、今回の補正の全体的な予算配分について市当局がどのように考えるか、お聞かせください。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から3点にわたるご質問をいただきました。

初めに、議案第52号、塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例のうち、施設の管理運営をどのようにしていくのかというご質問でありました。

施設の管理運営につきましては、基本的に直営で行うことといたしております。漁業後継者の育成プログラムの構築や漁業・農業体験ツアー等の各種ツアーの企画実施、さらに定住希望者の受け入れ策の構築と、島民の方々と緊密な連携調整を図り、現在、島に深く根差した支援活動を行っていただいておりますNPO団体等に復興応援隊制度というものがございしますが、この制度を活用して運営を行っていきたいというふうに考えております。

復興応援隊であります。被災地の地域づくりを目的とした住民主体の地域活動を促進す

るため、宮城県が市町村及び関係団体と連携して被災地域の復興に向けて意欲的に取り組む人材を確保し、地域住民の活動支援に従事するというようなものであります。

浦戸ステイ・ステーションの運営はこの復興応援隊制度の活用に適したものと考えておりますので、今後、島民の方々のご理解、ご協力を賜りながら、復興応援隊の支援もいただきながら、その運営管理体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、補正予算について基本的な考え方というご質問でありました。3点であります。

まず、本市の災害復旧・復興を加速させるための予算7億5,487万4,000円でございますが、復興交付金を財源として実施をいたします区画整理事業に伴う住居表示整備費用や第12回東日本大震災復興交付金事業計画に基づく復興交付金基金への積立金のほか、野野島・寒風沢漁港の防潮堤整備のための漁港施設災害復旧費、また18歳から29歳までの方々を対象に歯周病検診を行う被災者健康支援事業、被災された方々の一時的な雇用の場を確保する重点雇用創造事業などがこの事業の中身であります。

2点目であります。長期総合計画実現のための予算であります。1億6,407万7,000円を計上いたしております。浦戸地区集落再生促進施設、いわゆる浦戸ステイ・ステーションの運営事業費、11月からでありますので、その後の月数であります。また、本市のコミュニティ活動の充実を図る目的としましたコミュニティ助成事業、子宮頸がん及び乳がん検診の検診促進を図るがん検診推進事業などを予算化させていただいたところであります。その他、下水道事業特別会計の繰出金10億1,156万円ではありますが、第11回交付分の復興交付金事業の予算化に伴います一般会計からの繰出分を計上させていただきました。

また、歳入予算につきましては、議員のほうからもご質問いただきましたが、被災された市民の皆様の負担軽減のため震災後から継続して実施をいたしております市税の減免措置に伴う減額補正をいたしております。

減額補正の内容についてご説明させていただきます。今回の減額補正に関しましては、議案第49号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」で、新たに提案をいたしております津波被害区域を対象とする固定資産税・都市計画税の減免と議案第50号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」で提案をいたしております東日本大震災による土地家屋の損害程度に応じた条例による市民税・固定資産税・都市計画税の減免の継続によるものが主な内容となっております。

議案第49号で提案しております津波被害区域を対象とした固定資産税、都市計画税の減免

につきましては、先ほども図面等でもご説明させていただきましたが、国の制度として実施をしておりました津波被害区域の課税免除が平成26年度で終了となりました。このことから、市税条例を改正し引き続き減免を実施しようとするもので、固定資産税で1億3,188万円、都市計画税で3,063万円の減額となるところであります。

また、東日本大震災による土地家屋の損害程度に応じた条例による減免につきましては、県内で唯一塩竈市だけが平成23年度分から平成26年度まで継続して減免を行ってまいりましたが、平成27年度につきましても、これまで同様、減免を実施させていただきたいという内容であります。

この減免により、減額補正する金額といたしましては、個人住民税で1億6,300万円、法人市民税で221万円、固定資産税で5,013万円、都市計画税で1,086万円を見込んでおります。さらに今回の条例改正とは別に、個人市民税では確定申告に基づく雑損控除による減収額が2,700万円ございます。以上を合計した4億1,572万円を平成27年度分の減収減免額として、今回減額補正をさせていただく内容でございます。

なお、塩竈市が実施をいたしました平成23年度分から平成27年度分までの5カ年の減収減免額の合計金額は30億5,906万円となっているところであります。

また、道路維持費等についてのご質問をいただきました。担当のほうからご説明をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 平成27年度の道路維持補修関係の予算につきましては、昨年、平成26年度と比較いたしまして約1,000万円ほど多くつけていただきまして、それを4月から計画的に危険な箇所等を含めて、設計が終わり次第取り組んでおります部分と、それからパトロールをして維持修繕という見つかったところを補修していくというふうなところを委託の中でそちらも含めて取り組んでおりまして、議員ご質問いただきましたのは、年度途中で、まだ4月に予算をつけていただいて、まだ6月でございますので、まだそういった鋭意取り組んでいるというふうな状況でございます。

それから、今回、道路維持補修の中で計上させていただきました97万2,000円でございますけれども、本塩釜の駅前広場の中に立っております、ロータリークラブさんからいただきました時計塔が腐食が進みまして危険な状態になっておりまして、ただ、いただいたもので

ございますので、一定程度、撤去に合意をいただかないと失礼に当たる部分ございまして、そういった合意を得られたということで、今回、予算計上させていただいて撤去をするというふうな予算の計上となっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

じゃあ、2回目の質問をさせていただきます。

52号ですけれども、浦戸ステイ・ステーションですね。どういうこれからの維持管理をしていくのかなと思って、どういう形態なのかなということを考えたときに、今、市長さんから復興応援隊の支援で直営だと、こういう方式だということで、その方式でいくと、予算計上してある504万、これは運営費だけでなく、いろいろな資材なんかも入るでしょうけれども、これからもそういう形で何年かは直営ということで、後々はそういう団体さんに指定管理なり、そういう業務委託ではなくて、どういう形でこれから、今回、ことしは応援隊ということですが、どのように運営方法をこれから考えて維持されていくのか、まず一つお聞きします。

○議長（佐藤英治君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） お答えいたします。

まず、復興応援隊制度でございますが、基本、最長3年ということで制度が組み立てられています。その後の管理運営等につきましては、団体等への業務委託あるいは指定管理者も視野に入れながら、島民の方たちのまずご理解が一番重要というふうに捉えておりますので、この3年間の中でさらに見きわめをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。先々のことまで考えて計画してもらいたいと思います。

それから、53号の一般会計補正予算ですけれども、市長さんからいろいろ説明いただきました。基本的な方向ではそれでいいと思いますので、私もそういう意味では、復興のための追加予算だと、6月の補正予算は、そのように思いますし、それから被災者支援のための市独自の市税の減免措置も入っているということで、財源のほうも心配ないということで動い

でもらっておりますので、このところは大いに市民の方にアピールしていただきたいなと思ってお聞きしました。そういうことでいっぱい一生懸命やられていると。

もう一方では、通常事業ですけれども、去年の追加の補正のときから私もたびたび質問をさせていただいているんですけれども、なかなか道路の補修のほうがなかなか追いついていないと、一般の。途中で予算が足りなくて、なくなった。だけれども、補正予算はつかないということで、来年の新年度まで待ってくださいということでやられていますが、やっぱり確かに今部長さんが言われたように、昨年度と比べては1,000万円ほど余計に当初予算をつけていただいたので、去年のようなことはないかとは思いますが、やっぱり一度台風とか来たりすると、その後に補修できないような状態になる懸念をしていますので、6月の補正から私は懸念しているので、お聞きした次第です。

でも、まだ6月ですから、部長さん言われたとおり、具体的にはないということですが、そういうことであれば、去年からの積み残してある宿題を早急に、予算早目に使い切るぐらい早く仕事をしていただいて、目に見える形で市民の方に喜んでもらえるような道路行政を望みたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇） 最後になりましたが、質問させていただきます。総括質疑をさせていただきます。

6月議会は市長にとっても、市議会議員にとっても今期の最後の定例議会になりました。市長選挙、市議会選挙が8月30日に行われます。私は今期をもって勇退することになりました日本共産党市議団の小野絹子でございます。質問の最初に議員になって40年、長い期間お世話になりました市民の皆さん、市職員の皆さん、議員の皆さん、関係する皆さん方に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これより議案第53号と54号と関連する議案関係について総括質疑を行います。

議案第53号は、平成27年の一般会計、特別会計の補正であります。一般会計で19億3,051万1,000円を、特別会計の下水道事業で10億4,456万円の補正額が提案されております。多くは11回の震災復興交付金の積み立ての一般会計からの繰り入れと事業計画の実施によるものです。53号資料に、第12回塩竈市復興交付金事業計画について、基幹事業4事業と2つの効果促進事業で9億8,052万6,000円の申請内容と事業の内訳が示されております。

質問をいたしますのは、今後の復興交付金事業計画の見通しについてお聞きします。あわせて平成28年度から自治体の一部負担金が求められることについて、きのうのテレビ報道によりますと、塩竈市は1億5,400万円の負担と報道されておりましたが、改めて市の試算についてお聞きし、さらに一部負担についての市長の見解と対応についてお伺いいたします。

次に、議案第54号と関連する請負工事の議決案件についてお伺いします。

藤倉二号雨水幹線の工事請負契約の締結が提案されております。雨水幹線は2回不調になったと聞いておりましたので、大変心配いたしました。今回、ライト工業株式会社 東北統括支店と4億3,200万円での契約締結案件が提案され安堵しております。延長140メートルの管路の布設工事と区画整理事業内の汚水枝線築造工事であると説明されました。二号雨水幹線の藤倉大通にあります大きいますから西へ14メートルは推進工法で、さらに126メートルは開削工法で行うとお聞きし、平成28年3月31日までの工期と説明されました。工事期間中は片側通行での対応になるのかと思いますが、交通安全対策と工事期間中の安全対策についてお伺いしておきます。

さらに、2億円の補正と債務負担行為が示されております。二号雨水幹線の延長は700メートルですが、残りの工事の発注と2号雨水幹線の完成時期についてお考えをお聞きしておきます。

次に、越の浦地区下水道整備事業についてお伺いします。

下水道事業特別会計では、5億1,456万円を補正しており、資料によりますと変更後の事業費が18億4,336万円となり、機械設備工事や電気設備工事がその内容になっております。先ほど来、質問がありましたが、2月議会初日で議決された越の浦ポンプ場の土木建設工事ではありますが、築造工事をりんかい日産建設株式会社 宮城営業所が進めております。先日、全員協議会で視察しておりますが、現在の竣工状況について、つかんでおりましたらお聞きしておきたいと思っております。さらに、今回の議会の中で予算が提案されており、機械や電気工事の発注を急ぐべきだと考えますが、発注時期についてのお考えをお聞きします。

当局の誠意あるご答弁をお願いしまして、総括質疑を終えます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野絹子議員から議案第53号初めのご質問いただきました。

初めに、本当に本市の市勢発展のために多年ご苦勞いただきましたことに市民を代表いた

しまして心から感謝を申し上げるところであります。

初めのご質問であります。12回塩竈市復興交付金事業についてのご質問でありました。本定例会では、復興交付金第12回申請に要望を行いました桂島地区漁業集落防災機能強化事業ほか3つの基幹事業に係る事業費と、これらが満額採択された場合に一括交付される効果促進事業分を合わせまして、交付金ベースで6億3,328万3,000円を補正予算として計上させていただきました。

ご質問のありました、まず今後の申請見通しについてでございますが、現在、13回申請につきましましては、実施の可否について正式に示されてはおりません。これまで73事業、約550億円の事業費が配分をされており、本市震災復興計画に基づく基幹事業につきましましてはおおむね申請がなされたものと考えております。ただ、効果促進事業につきましましてはかなり限定的な配分がされておりますので、今後は効果促進事業につきましまして、できる限り、本市の復興・復興に直接効果が及ぶものでありますので、積極的な対応をいたしてまいりたいと思っております。

また、一括配分を受け、現在、枠が残されており、個別協議が必要となっております効果促進事業費が約43億円ございます。これらについては、できるだけ早急に福祉の向上、都市基盤整備あるいは産業振興に資する事業などに活用させていただけますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと思っております。

次に、平成28年度以降、いわゆる復興創生期間の一部負担に伴う本市の影響額についてのご質問をいただきました。

国は、平成28年度以降の5年間を復興創生期間と位置づけ、被災地の自立につながる新たなステージへの施策展開期間と位置づけられております。この中で、平成28年度以降に実施する一部の事業に地方負担を求めてきておりまして、地方負担の対象となる本市の事業であります。3点であります。1つは、新魚市場整備に係る水産基盤整備事業、2つ目でありましたが、高潮対策として整備する防潮堤整備に係る農山漁村地域整備事業、そして3点目でありましたが、先ほども触れさせていただきましたが、いまだ配分をされていない効果促進事業となります。

いずれの事業も地方負担の95%は国費で措置するという一定程度負担軽減に配慮した考え方ではありますが、補助率の違いによりまして地方負担の率が異なることとなります。

本市の影響額であります。先ほど触れましたが、水産基盤整備事業では18億1,800万の

事業費が残されておりますが、1.7%の負担を行わなければならないということになります。したがって、約3,000万円の負担が発生いたします。また、農山漁村地域整備事業では1億8,000万円の事業費が残されておりますが、この2.3%に当たる約400万円を負担いたしますこととなります。さらに効果促進事業であります、まだまだ未申請部分がございます。今国で認められている35%の効果促進事業費を全て申請した場合で最大事業費が119億5,200万となります。この1%に当たる1億2,000万円が負担額となります。この3事業で影響額は最大で1億5,400万円という数字になりますので、マスコミ等の報道につきましてはこの事業費をもって本市の負担額ということで計上したものと判断をいたしております。

一部負担についてというご質問をいただきました。

我々は最後の最後まで、ぜひ10年間、100%国費でということをお願いしてまいりましたが、残念ながら、我々の思いが届かなかったということについては大変申しわけなく思っておりますが、今後は、より有効な復興交付金事業の活用等で何とか乗り切ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、藤倉・北浜地区下水道整備についてご質問いただきました。

総括的に申し上げます。両地区の区画整理事業であります、ようやく形が見えつつありますが、まだまだ地域の皆様方のご期待に応えられるような進捗状況ではないというふうに反省をいたしております。今後、復興のスピードを高めていくためにも、この両地区の復興土地区画整理事業は極めて大きな役割を持つわけであります。例えば北浜地区については災害公営住宅を整備する。あるいは藤倉地区については街路事業もあわせて整備を行うということで、万万が一、災害等が発生した場合の緊急の避難路として大変重要な役割を果たすということになりますので、いつとも早くこういったものを整備してまいりたい。下水道を初めとする各ライフラインの確保を最大の急務として取り組んでまいりたいと思っております。既に用地の確保、建物の補償等が完了しつつあります。施工の条件の整った区域から、排水側溝の先行布設や道路路盤までの暫定整備等に既に取り組みをさせていただいております。

より一層、事業の短縮につながる取り組みを継続してまいりたいと思っております。今定例会にも契約案件等を計上させていただいております。このような事業をもってなお促進を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、越の浦地区下水道事業についてご質問いただきました。

受注者であるりんかい日産建設の取り組み状況についてのご質問でありました。今現在、ようやく作業ステージが完了いたしました。そちらのほうにこれから地盤改良工事等に入るものと考えております。地盤改良後に基礎地盤の掘削を行いながら、建屋を建設いただくものと考えております。契約工程から見ますと、ほぼ計画どおりに進められているものと判断をいたしておりますが、ご質問にございました土木建築工事に続いて計画をされております電気・機械設備につきましても、今定例会に補正予算を計上させていただいておりますし、9月の定例会にはぜひ契約案件としてこの2つの工事を提案させていただきたいと思っております。先ほど、浅野議員のご質問にも約2年半という工期をご説明させていただきました。1カ月でも、2カ月でも縮まるよう、なお一層の努力をしてみたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問で残り時間もないと思いますので、先ほど、今回契約された藤倉の二号雨水幹線の安全対策の面はどうするのかという点が1点です。

それから、もう一つは、実際に700メートルのうち、工事が進捗、今やっている部分、あるいはこの契約を入れた分を含めても3分の1ぐらいでしょうか、もっといつているかしら。今後の計画です。やはり、早く管を入れないとうちが建てられないというのがありますね。ですから、そういう意味で区画整理の分はもちろんです、一丁目のほうの分野についても、これは早く整備してもらおう。そのために発注してもらおうということが必要だと、予算は全部来ていると思いますので、それが1点です。

それから、越の浦の関係では、私、2月議会でかなりこの問題について論議させていただきました。きょうの浅野議員の質問の中でも明らかになりました。一つは、先ほど、災害復興交付金の関係で、効果促進事業が非常に危ういと、危ういといますか、非常にやる箇所も多いですと。しかし、市長はいろいろ藤倉の二丁目の裏側、あるいは藤倉の児童館側も含めて効果促進事業でやるというふうに言っているわけです。さらには、越の浦の今お話がありましたダブル踏切からの流入、ポンプ場に流入させるところも効果促進事業で、これは震災復興事業というふうに言っていました。基幹事業ではない事業ですね。ですから、効果促進事業だろうと思いますが、いずれにしても、それは新たな提案としてさせていただくということを2月議会で述べておりますので、きちんと対応していただきたい。

確認ですが、先ほどの質問の中で、700メートルの区間、北部消防団の分署のある脇の素掘りの水路を言っているのだと思いますが、そのところについて700万かけて整備するというのですが、具体的にちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段で効果促進事業について、我々はさまざまな事業を塩竈市の震災復旧・復興のために効果促進費を使わせていただきたいというようなことを要望し続けてまいりました。ただ、国のほうにつきましても、復興創生期間には、残念ながら25兆円の前期の事業費の約2割ぐらいの6兆円というような予算を考えているようではありますが、我々是可以る限り積極的に取り組んでまいるといことはお約束を申し上げます。できる限りの努力をいたしてまいります。

後段の部分については担当からご説明いたさせます。

○議長（佐藤英治君） 荒井震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（荒井敏明君） それでは、藤倉地区の雨水二号幹線のことでご質問ございました。

まず、安全対策というお話でございます。今回の雨水幹線の布設箇所、できるだけいわゆる区画整理の区域内側に布設するというように考えております。一部、推進工法で行うということと、それから開削工法にして行うということになります。開削工法の部分については、やはり車両のほうにかなり影響するということがあります。ただ、あそこの道路そのものというのは、皆様方の生活道路ということの位置づけが非常に強うございますので、できるだけ片側でいけるような、そういった配慮をしていきたいと。

それから、安全対策のお話になりますが、基本的に我々の工事のほうでは、基本設計、実施設計、そして工事請負業者が決定したときに、全て説明会を開催させていただいております。その中で、私たちも気づかない部分というものがたくさんございますので、説明の中で皆様にご不安なところ、そういったところをできるだけ払拭できるような、そういった安全対策を考えていきたいと思っております。

それから、街路のほうを含めた全体の雨水幹線、口径が2メートルから1,100と、1,100から2,000というところですが、これから残り約694.4メートルという布設になります。平成26年度から今年度、今回の契約の案件まで含めればおおむね230メートル完成する。残り466メートル、これにつきましては、今回補正予算で計上させていただいております歳出補

正並びに債務負担、これをお認めいただきますれば、すぐに設計、それから契約のほうに移行いたしまして、年内中にできますれば契約、これはまた議決案件という形になりますが、契約を結んだ中で平成28年内の完成を目指していきたいというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 素掘りの側溝ではなくて……

○議長（佐藤英治君） 簡潔に。

○建設部長（阿部徳和君） 庚塚のほうから水路が流れてきていまして、道路のところですぼまっているんですね。それを拡大するというふうな工事でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（佐藤英治君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第6 議員提出議案第7号

○議長（佐藤英治君） 日程第6、議員提出議案第7号を議題とします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第7号について、提出者の代表者から趣旨の説明を求めます。

10番菊地 進議員。

○10番（菊地 進君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第7号「塩竈市証人等の実費弁償に関する条例」につきましては、地方自治法第207条及びその他法令の規定により出頭した証人、参考人及び公聴会に参加した者等に支給する費用弁償に関し、必要な事項を定めるものであります。

市議会では、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況に係る4件の調査事項について、証人喚問を行いながら調査を進めており、証人等の実費を弁償するため、議員各位のご協力のもと、この条例案が取りまとめられたも

のであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） これより総括質疑に入ります。ありますか。（「なし」の声あり）

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。



日程第7 農業委員会委員の推薦

○議長（佐藤英治君） 日程第7、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

推薦の方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

農業委員会に関する法律第12条第2項に規定する農業委員となられる方を指名いたします。本市議会から推薦する農業委員には、17番伊勢由典議員を推薦いたします。

ただいま指名いたしました方は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を本市農業委員会の委員として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方を本市農業委員会の委員として推薦することに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明13日から22日まで特別委員会及び常任委員会開催のため休会とし、23日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明13日から22日までを特別委員会及び常任委員会開催のため休会とし、23日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年6月12日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 鎌田礼二

塩竈市議会議員 西村勝男

塩竈市議会議員 菊地進

平成27年 6 月 23 日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成27年6月23日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(16名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(1名)

15番 高橋卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	阿部徳和君	震災復興推進局長	荒井敏明君

建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	赤間忠良君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 参事兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部環境課長	菊池有司君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主事	片山太郎君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） 皆様、こんにちは。

ただいまから6月定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議の欠席の通告がありましたのは、15番高橋卓也議員の1名です。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願い申し上げます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番志子田吉晃議員、13番伊藤栄一議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（佐藤英治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

これより、一般質問は一問一答方式にて行います。

17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表しまして一般質問を行う伊勢由典でございます。8月末に控えた市議会議員選挙の前の最後の一般質問となりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

質問の第1番目は、塩竈市国民健康保険事業についてであります。

塩竈市の広報6月号、国民健康保険、そして後期高齢者医療保険、医療特集が市民の皆様に配布されました。見出しは「平成27年度の国民健康保険税率を引き下げます」。国民健康保険税変更のポイントとして、①資産割を廃止します。2つ目、②医療保険分の税率を引き下げます。その内訳として、所得割7.80%を7.70%にし、資産割、固定資産税額の9%の廃止、後期高齢者医療支援分固定資産税の2%廃止、介護納付金固定資産税分の5%廃止、そして均等割額は2万8,400円を2万8,000円、平等割2万8,000円を2万6,000円としております。

日本共産党市議団はこの3年間、国民健康保険税の減税を求めてきました。この間、国保税の国民健康保険税の引き下げは平均世帯、年で、平成24年、3.8%減で7,293円、これは平均

であります。平成26年、25年、失礼しました。26年度、3.22%、5,372円、平成27年度、3.33%で5,339円で、合計で1万8,004円の国民健康保険税が軽減が行われました。したがって、日本共産党市議団は国民健康保険税の引き下げ条例は賛成してきました。

しかし、最近行った日本共産党市議団のアンケートを、これを実施いたしました。ざっと300通を超える回答が寄せられまして、その回答には、国民健康保険税という項目をつけ加えて、の中で、意見として国民健康保険税が非常に高い、特に塩竈は高いと、こうした負担を感じている60歳の女性の方、あるいは多賀城市に住んでいたが、塩竈市の国民健康保険税の高さにびっくりした60歳の女性の方、年金のうち15%の国保税は高いという70歳の男性の方などの数々のご意見が寄せられました。

6月議会が終了すれば、先ほど言いましたように、8月末予定の塩竈市長選挙と市議会議員選挙となります。国民健康保険税の減税についても重要な争点になるのだと考えております。

そこで、質問は次の2点でございます。

1点目は、平成27年6月現在、国民健康保険税の財政調整基金の残高はどのくらいなのか、金額を明示していただきたいと思っております。

2点目は、国民健康保険税のさらなる減税、軽減についてどのように考えているのか、お聞きをいたします。

質問の2番目は、子どもの医療費についてであります。助成についてであります。

市民運動や、あるいは議会との取り組みで、子ども医療費の拡充、子どもの医療費助成の拡充が実現してきました。日本共産党市議団は、昨年12月議会並びにことし2月議会で、子どもの医療費で特に外来の中学生の助成の拡充を求めてきました。若い年齢層の定住政策の上でも重要な課題だと考えております。

先ほど紹介しましたように、日本共産党市議団アンケート、市議団のアンケートの子育て支援の中でも、子どもの医療費助成、ぜひ中学生まで。40歳代の女性の方、子育て支援・教育の充実は国の将来にかかっていますという80歳代の女性の方の意見などが寄せられました。利府町では子どもの医療費の外来助成は中学生まで実施をしております。

そこで、次の2点についてお聞きをいたします。

1点目は、これまで実施してきた、こうした子どもの医療費助成拡大の検証について、まず最初にお聞きをします。

2つ目は、中学生までの子どもの医療費外来拡充は、定住政策上、非常に重要な施策だと考

えます。塩竈としての考え、どのように考えているのか、お聞きをいたします。

質問の3番目は、本町の仮設店舗解体と、よく言われる、本町くるくる広場と言われておりますが、今後の取り組み方についてであります。東日本大震災以降、店舗を失った事業者の方々に対し、貸し店舗として提供し役割を果たしてきましたが、同広場の仮設店舗は既に解体され、きのう現在見ましたが、既に更地となっております。震災前は観光バスの乗り入れ場所として活用されてきました。一方で、市内での中心地の人口の空洞化が加速しております。このくるくる広場を人口定住を図る政策として進める上でも活用してはどうかと考えます。

質問は、人口定住政策として、1つの案ですが、マンションの建設なども一つの考えだと思っておりますが、市の考えをお聞きいたします。

質問の4番目は、県立利府支援学校の分教室、これは塩竈市立第二小学校に分教室をつくる予定になっておいて、についてであります。その今後の対応についてお伺いをいたします。経過は、平成26年11月に宮城県教育委員会から、県立支援学校の児童生徒の増加に対応するとして、塩竈市、松島町、七ヶ浜町をエリアにした、こうした対象地域にして、分教室の候補地を塩竈市立第二小学校を受け入れ候補とすることが、さきの総務教育常任委員協議会に報告されました。小学部15人から20人の方々を受け入れ、5教室、あるいは保健室、職員室、集会所等々で、合計8教室を活用するということが報告されました。今後の課題として、特別支援学校の送迎バスによる送迎と、塩竈市立第二小学校に通学する安全対策、時間帯の調整を検討するとしております。そこで、これに関連して4点質問いたします。

1点目は、支援学校送迎のマイクロバスの台数について、何台なのかお伺いいたします。

2点目は、塩竈市立第二小学校の通学路は、宮町側から小松崎を登るルートと、主には梅の宮神社からのルートと考えられますが、どちらを支援学校のほうでの通学ルートにしているのか、またどのような検討がされているのか、お伺いをいたします。

3点目は、仮に宮町側からのルートですと、冬場、かなり急な坂なものですから、冬場の雪道、凍結などの対応などについての対処方についてお伺いをいたします。

4点目は、利府支援学校の通学の、塩竈市立第二小学校に来る予定ですが、その通学時間帯は何時ごろなのか、どのような検討がされているのか、お伺いをいたします。

質問の5番目は、道路復旧工事に関してであります。つまり発注予定箇所今後の進め方について伺います。さきの産業建設常任委員協議会で、道路復旧予定箇所として海岸通5号線、

北浜一丁目から四丁目、貞山通 6 号が示されました。質問は、主に海岸通 1 号線、5 号線、6 号線のこの道路の復旧工事の時期はいつとしているのかをお聞きします。

あわせて、海岸通の市道は東日本大震災で大きく地盤が沈下し、周辺のビルは下のほうで空洞が生じています。こうした対策も踏まえた海岸通の復旧工事と時期についてお聞きいたします。

質問の 6 番目は、新清水沢団地の歩道のバリアフリー、つまり段差解消について伺います。サンコーポラス新清水沢、これは市の所有で優良賃貸住宅になっておりますが、その前の 2 カ所の市道に沿う歩道に段差があり、地元の方から数年前からの歩道の段差解消の要望がありました。当市議団も毎年この要望書の中に書き込んで、塩竈市にも示しております。質問は、この新清水沢団地の歩道の段差解消についてどのように考えているのか、お聞きいたします。

これで、1 回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴方、大変ありがとうございました。

(拍手)

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から 6 点についてご質問をいただきました。

初めに、国民健康保険事業についてお答えをさせていただきます。

我が国が採用いたしております国民皆保険のまさに中核を担う大切な制度であります。まず、現在の国民健康保険財政調整基金についてのご質問でありました。専決補正後における次年度の国等への返還金を除きました実質の基金残額は約 8 億円となっております。昨年 12 月にお示しをいたしました平成 26 年度末における見込み額 7 億 500 万円より 9,500 万円多い状況となっております。これは昨年 12 月の財政見通しを作成する際には、交付見込みがないと想定をいたしておりました特別調整交付金が追加交付をされたことによるものでございます。

次に、国民健康保険財政調整基金の運用についてご質問いただきました。財政調整基金ではありますが、年間の医療給付費が現在約 50 億円の歳出で、例えば、インフルエンザなど臨時的医療給付が生じましても円滑にこの国保会計を運営できますこと、あるいは複数年での財政均衡を調整すること、また将来、国保事業の都道府県一元化に向けて国保財政の健全な運営を継続して行うこと等を担保するため、この財政調整基金を運用しているところでありますので、今後も財政収支や医療給付の動向を適切に見きわめ、水準の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税をさらに引き下げられないかというご質問でありました。国民健康保険税の引き下げにつきましては、1所帯当たり平均で平成24年度に3.88%、平成26年度には3.22%、さらに平成27年度から2カ年間は3.33%と過去4年で3回の引き下げを行い、合計では1所帯当たり平均で年額約1万8,000円、加入者の負担軽減を図ったところであります。国民健康保険税の今後につきましては、現在平成26年度の国保会計の収支決算を取りまとめさせていただいております。また、平成27年度の税率引き下げ後の国民健康保険税本賦課や医療給付の動向など1年間の運用状況を見据えた上で、国民健康保険税の適切な水準の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、子ども医療費助成についてご質問いただきました。子ども医療費助成制度であります。子どもの健康維持、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供さんが病気やけがなどにより受診した場合の医療費を助成する制度でございます。現在、本市が実施している助成内容と年齢であります。外来分についてはゼロ歳から小学6年生まで、入院分につきましてはゼロ歳から中学校3年生までを対象とさせていただいているところであります。

これまで実施した医療費助成の検証についてのご質問でありました。平成26年度に拡充いたしました小学4年生から小学6年生までの外来分は、助成件数が8,783件で助成額は1,817万3,000円を見込んでおります。子ども医療費助成を拡大することにより、子供の健康維持と子育て世帯の経済的負担軽減に一定程度貢献できたものと考えているところであります。

次に、外来分を中学生まで拡充することについてのご質問でありました。中学校1年生から3年生まで拡大した場合の助成額であります。年間約1,300万円ほどと推計をさせていただいております。平成25年度以降の子ども医療費拡充の財源には、本市におきましてはふるさとしおがま復興基金を活用させていただいております。基金には、ご案内のとおり限度がありますことから、継続的な制度運営を今後維持する場合には、やはり新たな財源確保といったようなことが喫緊の課題となるものと考えております。

このことから、まずは現制度の安定運営を図り、外来分を中学生まで拡充することの要望につきましては、医療費助成費並びに財源を総合的に勘案し検討させていただきたいと考えております。

次に、仮設店舗解体後における本町くるくる広場の利用についてのご質問でありました。本町くるくる広場でございます。震災前におきましては商店街の散策や買い回り、試食などのおもてなしのための各種イベントの実施や、大型バスの駐車場として活用し、中心市街地

を買い回りいただく皆様方の活性化を目的として活用してきた経緯がございます。現在、仮設店舗が解体されておりますが、基本的には今後も中心市街地における交流の活性化を中心として活用を検討させていただきたいと考えております。

議員のほうから、若い方々の定住促進のための、例えばマンション建設等についてはというご提案をいただきました。現在、海岸通地区震災復興市街地再開発事業におきまして、市街地再開発組合により戸数が65戸のマンション建設の計画が既に進められているところであります。地理的な面から見ましても、本町くるくる広場と隣接をいたしており、若い方々の定住促進や商店街への経済波及効果などにつきましては、このマンションでも同様の目的が果たせることと考えております。なお、市といたしましても事業の支援を通じて今後要望の趣旨につきまして、どのような対応ができるか取り組みを検討させていただきたいと考えております。

次に、県立利府支援学校の分教室となる二小の通学の対応についてのご質問でありました。これまでの経過を若干ご説明させていただきます。平成26年11月に宮城県から県立利府支援学校の児童数増加に伴う分教室設置についての協議がなされました。市内小学校の受け入れ状況等を調査した結果、学区内に障害者施設があり、地域の方々の理解が深く、県が求める教室数に対応可能でありますことから、第二小学校を受け入れの候補地とさせていただいたところであります。

送迎バスであります、児童の分教室への通学する児童であります、送迎バスを利用することとなり、バスが校内に進入いたしますことから、安全対策には万全を期してまいります。支援学校の児童は午前9時ごろに送迎バスで登校いたしますが、二小の児童は午前8時15分までには登校を済ませますので、朝の時間帯については重ならないものと考えているところであります。

また、支援学校の児童の下校時刻であります、午後2時半から午後3時ごろとなる予定であります。送迎バスと児童の下校の時間帯が重なる可能性もございますので、学校敷地内では送迎バスと児童の通学路の動線が重ならないような配慮をいたしてまいりたいと思っております。

なお、台数と主なるルートということのご質問をいただきましたが、後ほど担当からご説明をいたさせます。

また、冬場の送迎バスの運行についてもご心配いただきました。第二小学校周辺には急な坂

道や幅の狭い道路等が数多く残されております。今日までも地域住民の皆様方の通行の安全・安心のために、例えば冬場の安全対策等を既に工事させていただいているところですが、なお除融雪等については万全を期してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、道路復旧工事についてご質問いただきました。海岸通1号線、5号線、6号線の復旧工事についてのご質問でありました。本塩釜駅北側の北浜沢乙線と新町側の間にある海岸通地区内の市道3路線であります。震災で大きな被害が発生し、ご指摘のとおり路面の沈下や陥没等が多数発生をいたしたところでもあります。残念ながら道路災害復旧工事としては、これらのかさ上げ等が対象となっていないということがございまして、今現在は復興交付金枠の効果促進事業等を活用して、抜本的な対策が講じられます、例えば路面のかさ上げ、側溝・歩道等の一体的な整備といったようなことを実現いたしてまいりたいと考えているところでもあります。

今後のスケジュールについてもご質問いただきました。現在、復興局と協議を重ねております。基本的に効果促進事業の活用については、一定程度のご理解をいただいたものと考えておりますが、具体的な実施内容につきましては、今後の調整という状況になっております。誠心誠意頑張ってまいりたいと思っております。

次に、新清水沢団地の歩道バリアフリー、具体的にはサンコーポラス新清水沢前の2カ所の十字路歩道のバリアフリー化についてのご質問でありました。この周辺の歩道につきましては、団地内歩道ということもございまして、歩道と車道分離をし、歩行者の安全を守るということで、縁石で分離をさせていただき、歩道面を車道面より高くすることで歩行者の安全通行を確保いたしております。

ご質問の交差点部分の段差解消についてのご質問であります。全ての段差を切り下げることによりまして、歩道に例えば通行車両が進入するといったような危険も想定されることとなります。私も早速現場を調査させていただきましたが、1点問題がありまして、この交差点周辺には横断歩道が設置をされていないということでもあります。したがって、通行される方々はやはり段差のあるところをおりられて横断をされるということになるかと思っております。

今後は、例えば横断歩道の設置が可能かどうかといったようなことにつきまして、公安委員会等と協議をさせていただき、もし横断歩道が設置をできるとすれば、その部分だけの段差を切り下げするという事は可能と考えておりますので、それらの建策を重ねさせていただ

きたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） バスの台数等についてでございます。

今まさに検討、調整を図っているところではございますけれども、話の中では2コース、2台程度というような話をされているところでございます。なお、コースにつきましては、時間帯ということで一方通行等もありますので、入ってくる場合には梅の宮のほうから入ってくるようなコースになるだろうなど。それで、帰りについては宮町のほうから下がるを得ないだろうなどということで、ただ、ここにつきましても、今後第二小学校の保護者の方、町内会長対象の説明会なども予定しておりますし、関係者の方々も含めてさまざまなご意見をいただきながら、安全・安心なコースについて検討を重ねていきたいというように考えているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） ご回答ありがとうございます。そこで、国民健康保険税について再度確認をさせていただきます。先ほど重要な、皆保険制度の重要な柱ということで、我が市のその国民健康保険税決算でいいますと70億、これは25年度、70億4,745万円、加入世帯は8,842世帯、1万4,971の方が医療保険、この国民健康保険の医療保険の加入になっております。

そこで、1つは先ほど今後の財調についても触れていただきました。8億等々、今年度のは事業も見てと、財源も特別調整交付金等が追加でということでした。それはそれでこれまでの経過ですので、そこで1つは、県内での国民健康保険税、35市あります、そのうちのまず調定額についてどのぐらいの一人調定額なのか、35市のうちどのぐらいの順位なのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま国民健康保険税のその1人当たりの調定額、県内の状況と、それから本市の状況、順位というご質問でございました。

県の国保の担当課が毎年度、県内の状況の取りまとめを行っております。私どもの手元には、平成25年度の状況が届いておりますので、参考までに25年度の状況についてご答弁を差し上げたいというふうに思います。まず、県内35市町村の1人当たりの調定額、平均でございますが、1人当たり9万7,893円でございます。

それで、一方、塩竈市の1人当たりの調定額でございますが、10万3,200円ほどということ
ございまして、調定額の順位でございますけれども、高いほうから塩竈市は11番目と。35
市町村中11番目という状況でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そこで、そういう順番で、1人当たりの指標で35市町村で11番目ですと
いうのが、今述べられました。そこで、もう一つの指標であります、その保険料、ないしは
税の収納率というのは35市町村の中でどのクラスでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま国保税のその収納率の順位というご質問でございまし
た。データとしては先ほどご説明申し上げました県の国保担当課が取りまとめしている資料
をもとに答弁させていただきます。これも平成25年度の順位でございますが、大変残念なが
ら35市町村中35番目という結果でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） あわせて収納率のパーセンテージはどうでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 収納率ということでございました。県内35市町村平均では
90.19%ということになっております。一方、本市の収納率でございますが、これは申しわけ
ございません、現年分についてご説明申し上げます。85.71%ということでございます。以上
です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。そこでなんです、つまりその調定額等々については、
1人当たりの調定額は11番目、しかし実際の収納率に置きかえますと県内35市町村の中で
85.71%、35位と。ここがやはり1つは、今後国民健康保険税を考えていく上で大事な勘どこ
ろなのかなというふうに感じます。といいますのは、例えば先ほど一般質問の前段でご紹介
しましたが、やはり高いと思われている方々がまだまだいらっしやって、そういう点からも
この国民健康保険税の、もちろん財源を見ていかなきゃないし、ある程度のいろんな、何て
いうんですか、国民健康保険の流れも見ていかなきゃならんことも事実だろうと思うのです
が、例えば5%を県内90%ですから、現在の例えば85%、塩竈市35位、これは仮に5%ぐら
い県内平均に追いついたら、どのぐらいの財源が生み出るのでしょうか。わかりますか。お

よそでいいです。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 大変申しわけございません。手元に資料がございません。後ほどご答弁申し上げたいというふうに思います。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 額については、やはり5%というのは結構大きいですよ。そうしますと、考えていけばやはり税の減免あるいは軽減策というのは、私は収納率向上のほうに影響するんじゃないか、そうすると残念なことに県内でも収納率が低いという順位を何とか挽回できるのではないかと、そういうところが、今後国民健康保険税を考えていく上での大事なかなめの問題ではないかなというふうに考えます。

あわせて、これは決算のほうで去年、26年の9月議会、その際に資料も出していただきました。例えば当時の、去年の9月で、これは所得200万円、基礎控除33万、167万のモデルケースというふうになっておりますが、平成25年度、減税もしていますから、この数字は若干動くかもしれませんが、当時の国民健康保険税、25年度でモデルケースでいうと45万3,900円、所得に占める割合は22.7%、先ほど多賀城のちょっと声もご紹介しました。多賀城から塩竈に移った方の事例もご紹介しました。この資料を見ますと39万700円、所得に占める割合は19.5%と、こういうふうになっております。

今年度から8回から12回に納める分について制度を改善しましたので、国民健康保険の加入者にとっては1つの朗報かと思いますが、今後のこのこういったことも含めてやはり県内の比較、先ほど言った収納率の関係並びに二市三町でもまた高いほうに入っているという比較からいうと、私はやはりある程度のこの今後の財政調整基金ということになるのでしょうかけれども、国保の、そういった引き下げ等々も当然視野に入れていくべきではないのかなというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） まず、先ほど収納率5%は大体どのぐらいの金額に当たるのかというご質問でございましたが、概算で大体8,500万円程度というふうに見込んでおるところでございます。

さらに、ただいまご質問いただきました今後の国保税、税率の引き下げということですが、先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、27年度始まったばかりということも

ございます。インフルエンザ等、流行性の疾病が流行するということになりますと、一気に数千万の給付費が必要というような状況もございますし、財政調整基金につきましても、私ども国・県の指導等を受けまして、ある程度適正な規模を保有しておきたいという考え方もございますので、国保税の引き下げにつきましても、今後の国保の財政収支等を踏まえまして、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 最終年度といいますか、決算を迎える時期のおよその基金の捉え方というのはどんなふうに考えればよろしいでしょうか。そして、どのぐらい必要なのか。その辺についてお尋ねします。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 保有すべき基金の適正規模ということによろしいでしょうか。一般的に国保の基金の適正な保有規模でございますけれども、保険給付費の3カ年平均の5%程度というふうに言われております。本市の場合、直近の3カ年の給付費でございますが、1年当たり約60億程度というふうに捉えているところでございますので、基金としては約3億程度が適正な規模ではないかというふうに捉えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 大事なお答えをされたと思うんですね。60億、3カ年、3億。そうしますと、基金を活用できる、いわば体力、もちろん疾病等が広がったときの関係で、物は考えなきやないですよ、だけれども、やはりこういうところでのいわば使い道もあるんじゃないか。やはり市民の皆さんが国民健康保険税について高いなと思われている中で、先ほど8億と言いましたが、保有金ですね、そうするとある程度の財源措置を施して、行って、減税を行うべきではないのかなというのが、いろいろ聞いた中で総合すると、市民の負託に応じていく大事な施策ではないかというふうに考えるところであります。

前段で佐藤市長もいろいろ、1回目の回答も含めて適切な今後、税率の引き下げは見据えた上で適切な判断とこうしておりますので、これは来るべき8月の選挙の中でいろいろと論じたりしていくことになると思いますが、きょうは議会ですので、そういうことも、この経過もきちんと踏まえて、やはり減税、国民健康保険税の引き下げは可能ではないかと、こういうふうに考えるところでございます。これ以上論じても、恐らくはあれでしょうから、あとはこういった事実を踏まえて、経過も踏まえて、しかも収納率を引き下げる、引き上げるこ

とによって85%、5%引き上げると8,500万円の財源確保ができますので、言うならば減税をして基金、そして税を下げて、そして収入がふえると、そういった安定的な運営に寄与する政策ではないかというふうに思うところでありますので、これはこれで終了させていただきたいと思うところであります。

次に、子どもの医療費の関係なんですね。新しい制度として、この間、実施をしてみいました。いろんな効果が出ていることは、私もそのとおりだというふうに感じております。そこで、決算の報告を見ますと、新しい財源を確保しなければならないと、こういうふうなご回答で、なった、決算の報告の中でもそういうふうに言われております。それで、利府町では、同僚議員からお聞きをしましたら、利府町では1億3,284万円で中学生の分の外来の助成枠事業拡大をやったと言われております。これは地方創生交付金を使ったようで、対象は824人だそうです。

そこで、それは利府町の関係ですので、先ほど言われた新しい小学校6年生までの関係で、財源上の組み立てはどうなったのか、ちょっと再度確認させていただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま平成26年度に拡充をいたしました、小学校4年生から小学校6年生までの外来分のその所要財源ということでございました。先ほど市長からご答弁申し上げたとおりでございます、全てふるさとしおがま復興基金を取り崩して充てているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 私が聞いたのは、つまり新しい外来、小学校6年生までの実際に予算として見込まれた金額、それからふるさと基金を使いましたと、その他の財源もありますので、これらがどういうふうな組み立てになっているかというのをお聞きしたので、その辺についてお答え願えればと思います。わかりますかね。

○議長（佐藤英治君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま財源、ふるさとしおがま復興基金、どのようにということでございます。予算編成上の手法ということなのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） これで正しいかどうかだけ、ちょっと確認させてください。新しい制度でその、私がちょっとこの間いろいろ聞いた中で、新しい子どもの医療費の助成制度、小6

までの関係で1億3,400万円ぐらいでふるさと基金が5,900万円、地方消費税交付金が4,000万円、県支出金が2,800万円、一般財源が1,400万円としているようですが、これでよろしいのかどうか。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

今議員おっしゃったとおりの基本的な財源構成になっております。通常部分に関しましては、県からの補助金、それと市の一般財源等を充当されております。拡大分、小学校3年生以上になるのかと思います、4年生以上になるのかと思いますけれども、その拡大分に関しましては、ふるさと基金が充当されているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そこでなんですね、ふるさと基金というのはどのぐらいあと残が残っていますか。およそでいいです。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えします。

初日にご報告申し上げました専決補正予算後の数字でございますけれども、ふるさとしおがま復興基金の残高、全てで36億9,100万円の見込みでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、先ほどその中学校の外来で中1から中3までで1,300万円と推計しているということでの大体おおよその回答が最初ありました。そうすると、中学生までの財源については、ある程度充当できるのでは、例えばそのふるさと復興基金財源ですか、基金について全て使い道がもう固まっちゃって全然動かないよというのか、あるいはいやいや、まだまだこういうものでの充当は可能ですよと、その辺の見きわめだけちょっと捉えていきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

ふるさとしおがま復興基金は、大きく3つの内訳がございます。1つは、震災後、特別交付税ですとか、あとは各自治体からの支援金等々を合算しました一般分、それと平成13年度になるかと思いますが、県の基金交付金分、13億6,980万円というベースの原資の部分でございます。それと、3つ目が津波被災住宅再建支援分でございます。14億7,750万円という

数字が最初の原資の数字でございます。この3つを合わせまして先ほどの金額が残高の見込みになるというものでございます。

それで、県の基金交付金分と津波被災住宅再建支援分に関しましては、基本的に現在議会等にもご報告申し上げておりますとおり、計画に基づきまして、今後支出は全て行う予定でございます。さらに、一般分に関しましても拡大分、子ども医療助成の拡大分等を含めまして、今後の収支見通し上でも一般分として、財源として充当することを検討しておりますことから、最終的にふるさと復興のために資するためということで、基本的には使い切っていく方向で考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。そういう点からいっても、その外来分についての使い方については、36億ですか、そのうちその一般分と言われているものについて、財源構成上も充ててもいいのではないかと私的にはそういうふうに判断するわけです。それはあと最終的には市の担当といたしますか、最終的には政策上の関係になりますから、これ以上議論は避けませんが、ただ言って言えることは、利府の町議の方、日本共産党の町議の方、あるいは利府町の担当の方も、中学生になるとさほど外来の医療費はかからないというふうに言っているんですね。確かにそうですね。小学生まではちょっと病気がちだったり、どうしてもけが、ところが中学生になると結構体力もついてまいりますし、そういう点でさほどかからないですよというふうによくよく言われるのです。1,300万円かかるといえばかかると。

しかし、大事な子供たちですよ。この子供さんたち、しかも塩竈でも中学校3年生まで医療費助成になったんですよとなると、やはり定住、それから塩竈市の内外のアピールという点でも、ああ、素晴らしいことをやってくれましたねと、こうなるんだろうと思うのです。ですから、ここはやはり政策の選択だと思いますね。この辺の判断というか、やはり定住政策で人口をふやす、やはり人口をふやすためには必要な施策を行っていくということが大事です。

そこで、今中学生ですね、小学校と中学生の27年の直近の子供さんの数だけちょっと最終的に確認させてください。

○議長（佐藤英治君） 菅原教育部長。

○教育委員会教育部長（菅原靖彦君） ただいま確認いたしますので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 協議会の報告で見ますと、総務教育常任委員協議会の27年度で小学生が2,493人、中学生が1,358人というふうになっているのですが、それで正しいでしょうか。よろしいんですね。大体そういう協議会の報告なので、その人数で間違いはないと思うのです。なぜ数を、この中学生の人数を確認しようと思ったのかというと、利府町で外来の助成の人数が824人、先ほど言いましたように、中学生が1,358人ですから、ざっと500人ぐらいふえるのかな、塩竈市のほうが多いと思われま。

いずれにしても、将来の子供さんにとって、あるいは実際に子供さんたちを抱え育てている親御さんにとっては大事な施策であり、そういう点からも今後とも鋭意検討していただいて、この取り組みについてぜひとも進めていただきたいということを私のほうからも再度ですが、つけ加えさせていただきたいと思います。

次に、本町の広場の問題について、ちょっと確認をさせていただきます。これは当時、三升さんの時代でしたかね、取得したところの土地なのですが、そこで当時どのぐらいの経費をかけてこの土地を取得したのか、ちょっと改めて、私もちょっとうろ覚えなのでお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 議員お尋ねの本町くるくる広場です。もとは商業施設の跡地ということになります。ここの土地は、隣接する元銀行の土地と含めまして当時の土地所有者は整理回収機構ということで、取得したのは平成12年後半になります。それで、徳陽あるいは商業施設跡地両方合わせますと420坪ということで、当時1億4,700万円ということで取得をしております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 言ってみれば、当時そのぐらいの金額で使われた。前段の仮設店舗の方々に便利を供用するという点では大変役割を果たしたのかなと思います。しかし、一方で当時の1億4,700万円ですか、これらの取得で経費がかかったわけですね。それで、そこで420坪の土地、これらはちょっともったいないと。例えば観光バスが来るのはそれはそれでいいかと思います。ただ、もうちょっと活用の仕方ですね、いろいろご検討されたらどうなのかなと。確かに再開発事業で65戸のマンションが予定されていますよというものの、しかし産業建設常任委員会のをきのうも聞いていますと保留所を処分とか、そういう件も含めて

なかなかそれを、再開発事業を満遍なく展開するのはなかなか大変なのかなというふうに考えます。それはそれで再開発事業です。

一方で、やはり定住政策としてせっかく結びつけるなら、この土地の利活用をもっと本気で考えたほうがいいんじゃないかと。本町や周辺の中では、これ以外にあと土地はないんですよ。これ以上の土地はね。宮町分庁舎の跡地は別にしまして。ですからどういうふうな検討が必要なのか。例えば庁内で検討するのもよろしいかもしれないのですけれども、やはり本町関係の方々、周辺の住民の方々も一緒に交えて、じゃあこの活用についてどうするかというお考えがあるのかどうか、あるのかないのかだけお答えいただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） この土地は市が所有しておるとい土地でもございます。一部は時間貸しの駐車場、何回も今現在活用させていただいているところでございます。基本的には市長の答弁で申し上げさせていただきましたが、今のところは中心市街地の交流活性化に資するような、そういう土地活用ということで現在のところは考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。ちょっとだけ確認、念のためね。さっきこの広場の関係で駐車場の位置、駐車場としてつまり料金を払って使っていますよというお話でしたが、これは議会のほうに報告があったのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

今の部長が答弁申し上げました駐車場の件につきましては、一部民間業者に対して貸し付けをしている状態でございます。金額的なものでは議決要件にはなりませんので、市のほうで判断をさせていただいております。ちなみに、年間64万円程度の収入を、貸し付けることによって64万円の賃借料を市のほうがいただいているというような状況でございます。その設備等の管理等についても全て業者側が責任を持って管理すると。市のほうは一切その負担をしないというような形態でもっての契約になっております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 市の判断でそういうふうになっていると。実は本町を歩いていて、あれ、何でいつの間にか公共の広場なのに駐車場になっていたけれども、どうなっているのですか

と言われたものなんです。だから、ちょっと改めて再確認の意味合いで聞いたわけなんです。それはそれでそういうことも含めて、土地をただ寝かしているというだけではもったいない。やはりこれだけの広さの土地をどう活用するかというところにやはり真剣に心血を注いだほうが、私は今後の市の中心地の振興のためにも役立つのではないかというふうに考えます。だから、先ほど言ったように、地元の方々のご意見なども伺う機会を設けたほうがいいのではないかということを一言申し添えておきたいと思います。

次に移ります。利府支援学校についてちょっと確認をさせてください。そうしますと、先ほどの回答で、学校のほうに入ると特に帰りかな、帰りのときに入ることでのお話がございました。帰り、子供さんたちが帰るとき。一部その送迎バスですか。そうすると、その辺のその配慮というか、万全は期すとはいうものの、やはり子供さんたちですから、その辺やはり安全対策面等々について、どのような検討が今現在されているのか、ちょっと確認だけさせてください。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 富谷の富ヶ丘小学校が同じように分教室を既に開設しております。そちらを見学に行っていました。その中で校舎の敷地内は歩車道分離をしていますというようなことがありましたので、二小の中はご存じのとおりちょっと狭いところもありますので、今とまっている職員の車を移動するようなこともちょっと考えたりしながら歩車道分離をしていきたいと。それから、帰る道すがら大分グリーンのあれでしたが、それも敷けないような狭いところもございますので、そういったところは人力で支援学校の先生がそこに立って誘導する等の配慮をしながらやっていくべきでしょうねというような県からの見解でございました。今後その辺も具体的にどこに誰がどのようにということについては、今後検討していくことになると思います。以上であります。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） そうしますと、それらも含めて関係する学校関係者、それから町内会の周辺、いつごろのその説明なり意見交換をするような機会になるのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） まずはこの議会でこういうことがあるということをお知らせした上で、今後7月ころをめどに保護者の皆様、そしてその後に地区の皆様説明会を開いていきたいということで考えておるところであります。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） これは絶対地域の理解がないとできない事業ですので、ひとつその辺はくれぐれもよく十分ご説明、あるいは納得ずくの取り組み協力をいただければと思います。

次に、海岸通の道路の復旧なのですが、確認なのですけれども、日程は今調整中ということでご回答がございました。あるお店の海岸通に来ましたら、その店の前に何か商品を置いているかごみみたいなものがあるんですね。それが今度の震災で置けなくて、こういうふうに斜めになっちゃって、そのお店から置いていたものが置けなくなっちゃったんですね。それほど下がったということなんです。向かいの本塩釜の駅、向かいには以前45号線は見えなかったのに、今度は車が見えると、それほど沈下しているということなのです。

そこで、そうしますと、道路のかさ上げ、それから先ほど言ったビルの間といいますか、この辺のすき間も相当あいていて、ある方に言わせると電柱3本ぐらいの何か鉄のくいを打っているとかというふうに言われていたのですが、それらががらっと下がり、道路も下がって、この辺は空洞、この辺の対処もあわせてやっていただけるのかどうか。効果促進事業との関係でそうなのか、確認をさせてください。

○議長（佐藤英治君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 先週の金曜日でございますけれども、復興交付金の効果促進事業の、これまで3億円といった枠の撤廃が記者会見で報道されました。私どもこれまで効果促進事業は3億円の枠ということで、こちらの道路の改修を目標、そういった金額の枠の中で達成しようと思っておったわけですが、先週の金曜日に示された新しいその予算の獲得の道が見えましたので、その中で抜本的な対策については検討しながら復興庁のほうと協議をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 以上で、伊勢由典議員の一般質問は終了いたしました。

5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。質問の機会を与えていただいた市民クラブ同僚議員の方々に感謝いたします。

私のほうからは3点ほどご質問させていただきたいと思います。

まず、今月の1日、新聞に佐藤市長の4選出馬の記事を拝見いたしました。その意欲は敬服するところでございますが、この佐藤市長就任以来の12年間を振り返りますと、残念ながらお題目はたくさん並べられているのですが、今の塩竈市の現状を考えたときに、果たしてよ

回答については簡単明瞭にお願いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。よろしく
お願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から3点にわたるご質問をいただきました。
簡潔明瞭にというお話でありましたが、若干私の思いを述べさせていただければと思います。

初めに、水産業、水産加工業についてであります。

もともと本市の行政推進の基本であります。平成23年4月に策定いたしました本市の第
5次長期総合計画が基本になるものと思っております。ご案内のとおり、平成23年度から平
成32年度までの10カ年間の本市の目指すべき方向性を明確にお示ししたものであり、基本的
な考え方は普遍的であるというふうに考えているところであります。

しかしながら、震災により新たに発生した諸課題もございます。これらの諸課題にも当然立
ち向かっていかなければならないわけでありますので、この東日本大震災の復旧・復興とい
う新たな課題もあわせて取り組みをさせていただくということになるものと考えているとこ
ろであります。

具体的に申し上げます。まず、本市の基幹産業であります水産業、水産加工業の振興につ
いてであります。長期総合計画におきましては、本市魚市場の水揚げは、漁業環境の変化など
によって減少傾向にありますことから、今後は産地市場としての知名度を生かしたブランド
化事業の引き続きの推進、あるいは今現在既に取り組みを始めておりますが、魚市場施設の
高度衛生管理型への改修整備の促進、あるいは卸売機関経営基盤の強化など、将来を見据え
た水産都市の基盤づくりが今求められているものと認識をいたしております。

そして、これに加え、東日本大震災に伴う原発事故により風評被害や良好な漁場エリアがい
まだ残念ながら漁業禁止という措置を受けておりますこと、さらには世界的な水産資源管理
のための漁獲規制強化など、漁船漁業の環境変化の影響も大変厳しいものと考えております。
本市場ではここ10年間に、水揚げを振り返りますと、多い年では平成19年の126億円、ある
いは平成24年の141億円でありますが、少ない年では平成21年の82億9,000万円や、平成26年、
84億4,000万円であり、好不調の差が40億から60億と、大変大きいことが本市場の特徴であり
ます。これは本市の魚市場の扱い魚種が、例えばはえ縄船のマグロと遠洋トロール船のキン
メダイやツボダイなど、ごく限られた魚種に偏重していることが原因ではないかなと考えて
おります。今後、産地市場の課題として、この状況の改善に取り組むことが急務であると考

えております。

また、東日本大震災以降、新浜町の水産加工団地では、既にさまざまな制度の活用により、冷蔵庫や冷凍庫などが整備をされました。凍結庫の能力は震災以前の160トン、1日から、現在はほぼ2倍以上になっており、また製氷能力も向上いたしておりますので、取り扱い魚種を拡大して、これまで受け入れが困難でありました、例えばサバなどの前浜ものも扱える環境が整ってきております。

また、最新鋭の加工ラインを有した水産加工工場も完成いたしており、漁労部門を持つ企業では、イカやカツオなど自社船による水揚げから加工、出荷までを一貫して扱うといったような動きも生まれてきております。現在建設中の新しい魚市場におきましては、こうした動きをさらに拡大させ、幅広い魚種を扱っていくよう、両卸売機関と協議を行っているところであります。今後は一本釣りの冷凍カツオ船と巻き網によるサバなどの前浜ものを柱に加えることにより、基礎的な水揚げ金額が毎年少なくとも100億円を維持し、さらにそこからの上積みを目指すことができますよう、産地市場としての環境を整えてまいりたいと考えております。

ご質問の水産加工業についてであります。同様に、長期総合計画におきましては、水産加工業につきましても海外市場の影響や流通形態の変化などによりまして、原材料の安定的な確保や販路の拡大などが課題となっており、今後は新商品の開発や生産技術の高度化、あるいは歴史や文化を生かした塩竈ブランドの展開、経営資金の安定確保に向けた融資制度の拡充が求められるものと認識をいたしているところであります。本市における水産加工業は雇用を生む力と地域経済の圏域外までを市場とする販売力の両面におきまして、他の産業を大きく上回る名実ともに基幹産業であります。震災に起因した取引の減少や風評被害、電力料金の値上げなどにより打撃を受け、ここ数年は円安による原料高、資材輸送経費の増嵩により危機的な状況であります。

これらの対策として、国におきましても復興事業の一環として復興水産加工業販路回復促進事業を打ち上げ、本格的な支援を開始したところであります。これら制度の活用や本市独自の水産加工がんばる塩竈支援事業、さらには復興特区法に基づく民間投資促進特区による税制特例や事業復興型雇用創出助成金事業などの活用を促進することにより、販売力の向上を図り、何とか当面の危機を乗り越えていただけるよう、ともに努力をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

また、商業の振興についてもご質問いただきました。ご案内のとおり、本町通り、確かに大変厳しい環境であります。今そのような状況を抜本的に改善に向けた引き金となりますよう、海岸通り1・2番地区で復興市街地再開発事業に取り組みを始めたところであります。ぜひ皆様方からもご支援、ご助力を賜れば、大変幸いです。

次に、業務委託における事業者との信頼関係についてというご質問でありました。

まず、基本的な信頼関係についてであります。ご案内のとおり、我が国は法治国家であります。お互いに法を遵守し法令にのっとりた行動を行っていくことが大変大切なことではないかと思っています。

1点目の業者との信頼関係における基本的考え方についてというご質問をいただきました。事業の実施に伴います業務委託契約につきましては、地方自治法第234条及び同法施行令、そして塩竈市契約規則の規定に基づきまして入札方式を決定し、契約の締結をいたしているところでございます。本市におきます入札方式の決定でございますが、入札方式につきましては、一般競争入札のほか地方自治法施行令第167条によります指名競争入札、さらには同第167条の2及び本市契約規則第14条、第15条に基づきます随意契約がございまして、契約行為を進める場合、実施事業の設計金額や業務内容を確認の上、前段申し上げました各法令に基づきまして決定をさせていただいているところであります。特に随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2に定められておりますとおり、契約の相手方が例えば障害者支援施設、地域活動支援センター、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体などである場合、事業の性質や目的が競争入札に適さない場合、緊急性が高い場合など一定の条件が認められる場合には、特定の相手方と契約ができる旨が定められているところであります。

また、事業者との信頼関係によります契約の締結についてのご質問でありました。契約とは、当事者との当事者間の意思が合致することによりまして成立する法律行為でございました。発注者と受注者はあくまでも対等の立場でございます。委託契約書の前文にありますが、発注者と受注者とは対等な立場における合意に基づいて契約を締結、信義に従って誠実に履行する旨の信義則に従いまして、本市では両社が業務を適正に遂行するための努力をいたしているところでございます。議員からご指摘のありました一連のことについては、以上でございます。

次に、公明正大な市政運営の基本的な考え方というご質問でありました。

市役所は、ご案内のとおり市民への最大のサービス産業であり、私も職員と一丸となって常

に法令遵守と公平性・透明性・競争性を心がけ、公明正大な姿勢を貫いて市民本位の市政運営に取り組んでまいったつもりでありますし、これからもその覚悟でございます。

委託事業での事業者への委託料の支払い等についてのご質問でありました。書類確認が不備であり、公明正大とはなっていないのではないかなというようにお話も頂戴いたしました。市では標準的な設計積算に基づいて発注を行っております。受注者側にも履行に当たって創意工夫が認められているということを前提に、市では委託事業の根拠となります制度や契約、協定内容に基づいて適正に事業が執行されているかどうかを意向確認させていただき、公金の支出をさせていただいているところであります。

なお、私どもにまだまだ力足らずの部分がございます。今後もなお一層適正な事業の執行に努力をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。まず、初めに水産業の振興というところでいろいろお話をいただきました。それで、私もこの4年間、事あるごとにこの質問を繰り返してまいりました。それで、その都度、大体同じような内容の答えが返ってきました。ブランド化とかなんとか、だけど、それをずっと言って、言い続けていても、具体的な策というものが残念ながら私自身感じる事ができないんですね。何をやっているのだろかと。では、ブランド化って何をやっているのだろかと。ひがしもの、その次はない。新商品開発、予算はない。今年度は一応1,000万円つきました。そういった中で、お題目だけが先行してですよ、具体的なことがされていない。魚市場の水揚げにしても、かつては500億ありました。けれども、ここ10年来、100億台に低迷して、今度は100億を割る状況にある。そういった状況はずっと続いているわけですから、それをいかにどうするかということを考えなきゃいけないのに、またこれから考えていきますとかなんとかという話ではどうにもならないし、やはりその辺のところを、じゃあ具体的に、例えば販路開拓ということに絞りましょうか。販路開拓を具体的にどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、現状の塩竈市魚市場であります。その魚市場の状況を踏まえまして、今販路開拓につきましては、先ほどご説明を申し上げたかと思いますが、やはり前浜ものに着目をしていかなければならないのではないかなというようにお話させていただいてまいりました。つい2週間ほど前でありましたか、私も清水、焼津のほうにも足を運

ばせていただきまして、塩竈に水揚げをいただいております生産者の方々をご訪問させていただいて帰ってまいったところでありまして、これから先の、例えばサバの水揚げ、あるいはその他の前浜ものといったようなことにつきまして一生懸命足を運びながら市場の拡大に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったですかね。販路拡大については、加工品のほうで私お聞きしていました。申しわけありません。もう一度お答えください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ついつい四、五日前でありましたか、復興庁と、それから宮城県が協力いたしまして、都市センターでたしか販路拡大のための商談会を開催いたしておりました。さまざまな形で、例えば金融機関でありますとか、本市出身の商社の方々なり、さまざまな取り組みを行っていただいておりますし、塩竈市におきましても、先ほど毎年かと言われましたが、やはり継続は力であるという部分がございますことも、議員もご了解かと思っております。さまざまな機会にあらゆる場所で今後も販路拡大のための努力をいたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そういった国の制度とか県の制度とかにのっとってやっていらっしゃるというのはわかります。ただ、私も県の販促のイベント等に参加させていただいていますが、残念ながらその場限りで終わっております。出店した方は結局採算合わないなという声も聞こえてまいります。それはそれとして別にやっていただくのは結構なのですが、もうちょっと違った観点から、実際商売をやるという、自分で商売をやるという観点から販路開拓というものを組みんでいかないと、これは県や国の制度というのは、これは地域全体のことを見ているわけですからね。塩竈の場合は塩竈の加工品をどうやって売り込んでいくかということを考えればいいわけですから、そこにどういった販路を求めていくかということを私は問いかけているわけですから、やはりそういうところを考えていらっしゃるのかなというところでお聞きしているわけです。一般的に総論だけでやっていったって、実際この産地間の競争に勝ち残れないんですよ。その勝ち残るためにどうすべきかと、地域としてどうすべきかということをお聞きしているわけです。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私どもは行政という立場であります。特定の個々人の会社を支援するというのは、これはなかなか難しい話になると思っています。したがって、塩竈市全体として取り組むということを中心に考えさせていただいておりますので、先ほど来ご説明しておりますような商談会的なものをやらせていただくということでお話をさせていただいているわけでありまして。志賀議員も民間会社で経営をされておりますので、やはり各社の経営の拡大ということについては、それぞれの企業の方々も当然取り組まれていると思いますし、またそれぞれのノウハウがあるかと思っています。逆にそういったものを明らかにできないというものもお伺いをさせていただいているところであります。我々はこれからもオール塩竈という形でどんなことができるかということについてしっかりと対応いたしてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 私がお話ししたのは、別に個々の企業を応援しろと言っている話ではないわけです。個々の企業が販売の窓口を開くためにどうしたらいいかということなのです。それは、これはもう前からやられていることですが、地場産品を持っている自治体の長は、トップがみずからトップセールスで歩いていますよ。そういうことは確かに市長から言わせれば、いや、その提携している、例えば市町村にお邪魔していますよとかというようなお話になるかと思いますが、販路を開くというのは、個々の事業者では例えば大手流通業者と取引する場合、なかなか塩竈の業者がぼこっと行ってもバイヤーに会えません。だけれども、そこを塩竈市長がお邪魔して、何とか塩竈の物をお買い上げいただけませんかという窓口を開いて、例えばですよ、開いて歩くことだって1つは方法でしょうということをお話ししているわけです。それをやらずして販売を広げるというのは、なかなか難しいですよ。一企業のましてや塩竈市内では大きいと言ったって、全国的に見たらみんな小さい会社なんですよ。その小さい会社を生き延ばせるためには、そういった行政からのバックアップも必要でしょうと私はずっと考えているわけです。残念ながらそのところが塩竈市に欠けているなというふうに私はずっと感じているわけです。ほかのことを何もやらないと言っているんじゃないですよ。やり方がもうちょっとないのかなと。けれど、そこにはそういう考えが多分ないんだろうなと。

それと、ブランド化という問題を1つとっても、確かにひがしものができました。じゃあそのほかのものをどうするんだといったときにですよ、つくっている方は一生懸命自分のとこ

るのがおいしいものだと思っつつくっていますよ。だけれども、本当に第三者から見て、客観的に見て、それがおいしいかどうかというのは、これは第三者が判断しなきゃいけないわけです。そうすると、塩竈のつくっているものが、第三者が判断しておいしいものであるという評価を得るような仕組みをやはりつくってあげるのも役所の仕事だと私は思っております。そういうことをやらずしてブランド化と言ったって、これはブランド化できませんよ。そういうことをやはりやっていくことによって、1つの個々の会社の品質レベルを上げていくことによって価格競争に打ち勝っていくということでないで、今までのように量をはけばいいという商売ではもう個々の企業が成り立たないわけですから。当然前浜もの、市長がおっしゃいましたけれどもね、前浜ものも大事な仕事です。大事な資源です。だけれども、今の塩竈市魚市場が今の場所にある限り、これは歴史的な事実として船は入りません、残念ながら。幾らあっても、たまには入るかもしれないけれども、頻繁には入らない。こういう現実があります。

ただ、今まで何もなかった、受け入れ設備が何もなかったところにですね、たまたま今回震災で受け入れ設備ができたというところで、入ってもらえる可能性は出てきたわけです。あとはそこにどうやって船を呼ぶかというのは、これは魚市場であり問屋である、そういったところが努力していくことになるわけですがけれども、ただ、私がこちらに昭和55年に帰ってきて、塩竈に青と、昔は塩竈は青物の基地でした。それがなぜなくなったかということを勉強した結果は、漁場から一番遠い港だからもう入らないという結果が見えたわけですよ、私自身はね。そのために、だからそれを解決するには、魚市場を外洋に面したところに持っていかないと、もう塩竈の市場は将来はないというふうにならずと私は思っています。そのための二市三町合併なんですよ。観光産業もそのとおりなんですよ。だから、回っている先の、じゃあ市長はほかのことを何か考えていらっしゃいますか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 現在建設中の魚市場を否定されますと、我々は非常に心外であります。関係者と皆さん方でこれから目指す高度衛生管理型の魚市場はどうあるべきかということを実際に議論して、今建設が始まっている矢先に外洋に出さなきゃだめだと言われても、それを我々はい、そうですかとは、残念ながら言えません。それは、我々今つくっている市場をどのように有効に活用していくかということについて、これから知恵を絞って皆さん方と一生懸命入っていただくように努力をする。事実、ついつい1週間前ですよ、マグロの

まき網船が入りました。1隻は境港からわざわざ塩竈に来ていただいたと。船長さんに私も早速行ってお礼を申し上げました。わざわざ境港から来ていただきまして大変ありがとうございますと。塩竈ではそれなりの値段で買っていただけると。だから、我々はほかよりもここに来ますよと。では、ぜひまた来ていただきたい。いやあ、高く買ってけさいん、市長さん。だから、その入っていただくという要素はさまざまなものがあるんだと思います。私は決して値段だけではないと思います。そこで魚を扱っている皆様方の心意気なりですね、あるいは地域全体としてそういった方々をどうお迎えするかということにあるのかと思っています。

議員のほうから、魚の食べ方もしっかりPRしなきゃないよと、まさにそのとおりかもしれません。ただ……（「私そんなことは言っていないよ」の声あり）まあまあ、ですから魚をおいしく食べていただくことをPRするというのも、我々の仕事だと思っております。そのことにつきましても、仲卸市場のほうに、例えばちっちゃな焼き炉でありますとか、そういったことを整備しながら、皆さんに食文化、魚食文化のすばらしさというのを体験していただいて、まだ魚を食ってみようという、魚を愛するファンの方々をふやしていくというのも、やはり地道な努力ではないかなと思っています。確かに即効薬も必要であります、やはり1つは時間をかけて足場をしっかりと固めていくというのも大切なのかなというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 少しずつ足場を固めている間に、どんどんどんどん崩れていきますので、そこに追いつくように頑張ってください。前浜と言ったってですよ、マグロだって、マグロは前浜です。だから、普通一般的に前浜というのは青物のことを言うんですよ、魚の場合は。マグロはキロ何百円です。青物はキロ20円、30円です。1円高いか安いかで船が売り上げ変わるのです。そのことを私はお話ししているのです。マグロはここに来るのは前から来ています。何十年前から来ていますよ、境港から。だから、そういうことを例にとって言うんじゃないくて、だから来ているんだという話じゃなくて、青物、一番漁獲量の多い青物、前浜ものが、塩竈に入れるためにはどうしたらいいかということを考えたときに、先ほど言ったように外洋に面したところに持っていかないと無理ですよというお話を私はただけであって、今の市場は、今度新しくなったことによって、やはり20年、30年あそこになきゃいけない。だけれども、その次のことを考えたときに、やはりそれを考えていかないと、塩竈の市場と

というのは産地市場として危うくなりますよということを、ただ私はお話しただけでございます。それだけのことでございます。否定していません。市場を否定していませんよ。

ただ、高度衛生管理になったからといって、競争力は出ませんよということを何回も申し上げていますよね。石巻も気仙沼も同じに高度衛生管理の市場になっています。宮城県内4つ市場があつて、特三漁港も3つあります。昨年度は女川にも負けました。そういった中で、じゃあどうするのといったときは、やはり今のところマグロに特化していく以外ない。それから、ツボダイという、ああいった単発的な漁が出たときに、金額がふえたからそこに期待せざるを得ないのかもしれませんが。もともと塩竈の市場というのはまき網に頼っていた市場ですから。これはもう伏線がいっぱいありますよ。そういう中で何とか本当に皆さん頑張ってきているわけで、これからも同じ状態が続くと思います。ただ、その中で一番コンスタントなえ縄なんかをどうやってここにコンスタントに入ってもらおうかということだって前にもお話ししましたけれどもね。市長からしたら取るに足らないことかもしれませんが、管理事務所で御神酒持っていくのだったら、市長みずから、船頭さん、船主さんが多いわけですから、持っていかれたらどうですかと。そういうことだって漁船誘致につながるんじゃないですかとお話ししたことがありましたけれども。そう私としては、市長ご自身として、じゃあ市場のそういった水揚げをどう考えたときに、何か具体的にお考えなのかどうかがいとも聞きたくて質問させていただくのですが、総括的な答えしかいただかないので質問していたわけです。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 決して私、マグロを前浜ものと言った記憶はないのですが、先ほど来、例えばカツオとかサバといったような新たな魚種に拡大をしていかない限り、塩竈で安定的に100億円の水揚げを記録していくのはなかなか難しいのかなと。そういったことの一環もありまして、つい先日、焼津のほうにお邪魔をして、カツオの船主の方をご訪問し、ぜひ塩竈に船を入れていただけないでしょうかというようなお話をさせていただきました。そのとき、向こうから要望されたのが、残念ながら塩竈に入っても選別機がないんですよと。選別機がないと、なかなか魚価が上がっていかないと。そういったことも塩竈で取り組んでいただけないでしょうかというようなお話を賜ってまいりまして、早速関係者の皆様方にそのようなことをご報告させていただき、今後カツオの漁獲を伸ばすとすれば、やはり選別機をどのような形で導入していくかということについても、既に担当者のほうに指示をさせてい

ただいたところであります。

また、志賀議員のほうからもこの間、勉強させていただきましたサバというものについても、塩竈はこれから可能性が若干出てきたのではないかと。1つには、やはり確かに高度衛生管理だけで全てが解決するというは我々申し上げておりません。ただ、高度衛生管理型というのは、これから先少なくとも最低限の条件じゃないですかと。それすらないような産地市場に、果たして船が入ってくれますかと。ですから、まずは我々その最低条件だけでもきちっと整えていこうということで、今新たな魚市場の建設に関係者の知恵もおかりしながら、一生懸命取り組みをさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 私は別に高度衛生管理の市場を否定も何もしておりません。それは生き残るために当たり前のことだと思っております。ただ、最近、言葉が出なくなりました、前は高度衛生管理のほうで付加価値ついてという言葉がよく出てきました。それが出てこなくなっただけ進歩したのかなとは思っています。

あと、水産加工品のことについても、これは加工品の味つけとかそういったものを一般の方に評価してもらいながら、やはりつくっている側の自己満足に終わらせない、全体的なおいしさを追求していくという仕組みをつくったらどうですかと私はお話ししているだけです。

じゃああと次、時間ですので、次の質問に移りたいと思います。

本当は信頼関係、先ほど市長はいろいろ例を挙げて業者との信頼関係についてお話しされました。私がきょうこの場でお話ししたいのは、私は特別委員会の委員長をやっているものですから、なかなかその部分で質問ができないものですから、きょうこの場で質問させていただきます。

今現在、100条委員会が進んでおりまして、きのう塩釜警察署のほうに告発状を正式に受理していただきました。そういった中で、この特別委員会の中でたびたび連絡協議会から来た請求内容について、市はしっかりと確認をしたのですかという委員会の質問があったはずで、その都度市長は、信頼関係に基づいて支払いをしたと。下請から日報は上がっていない、何もチェックしていないでただ単に信頼関係で支払ったということを市長はずっとお話しされているわけです。ですから、その連絡協議会、例えば特定します、連絡協議会と市長との信頼関係というのはどういう信頼関係なのでしょう。説明ください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 塩竈市長とその協議会という意味でよろしいのでしょうか。（「塩竈市長と連絡協議会で信頼関係に基づきチェックしなかったということなんです」の声あり）いや、それは発注者と、私は発注者であります。それで協議会は受注者であります。それで、発注者としての発注責任、あるいは受注者としての受注責任ということについて、今特別委員会で議論されているのかなと思っています。たびたび発注者としての発注責任については果たさせていただいておりますということを申し上げさせていただきました。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員にちょっと申し上げます。通告の内容と内容の枠内で、この業者との信頼関係について質疑してください。特別調査委員会の業者の信頼、委託の問題については特別委員会のほうでやってください。通告に従った内容で、枠内でやってください。

○5番（志賀勝利君） どこが問題ですか。聞きます。信頼関係ということについて聞いているんですよ。ちゃんと通告したことなのでしょう。おかしいでしょう。もう一回出しますか。審議案を。ちゃんと精査してくださいよ。特別委員会の信頼関係ということで聞いているのですから。さっき言ったように。特別委員会でいい話だから、一般的にでしょ、だってそういうところで信頼関係どうなのですかと聞いて何が悪いのですか。行政との間の信頼関係ということをおっしゃっているわけですよ。だから、その信頼関係というのは何なのですか。そうすると、役所としては入札とかなんかで決まったものは価格も決まっているから何も。それならそれでいいんですよ。ところが、ここから議論というのは価格が決まっていない。出来高制ですよ。それについて本来であれば請求内容は行政がきちんとチェックしなきゃいけないんですよ。そこを怠って払ったものに対して委員会で質問が出て信頼関係を払っているということをおっしゃっているから、信頼関係って何ですかって聞いているんですよ。

○議長（佐藤英治君） はい。だから、通告の内容の枠でお話してください。以上です。どうぞ。

○5番（志賀勝利君） もう一回市長、申し上げますけれども、市と連絡協議会の信頼関係というのはわかりますよ。お互い信頼して払っていると。だけれども、それが請求内容をチェックすることなく払うということにつながるのでしょうか。そのところを私はお聞きしたいのです。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今契約者は塩竈市長であります。それから、受注者が協議会であります。ここの中身について私が検査をしているわけではございませんので、担当のほうからどういう検査をやったかということについてご説明をさせていただきますので、よろしくお願

たします。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） それはこの委員会でさんざん聞いております。聞いています。だって、日報がないということを知っているのですもの。日報をなくしてどうやってチェックできるのですか。下請の日報がなくて。先日の証人喚問でもそうでしょう。証人の方、日報がないや、野帳はあったけれども捨てた。全部破棄した。チェックするも何もない。そういった中で金は払ってきたから、そういうことを知っているわけで、じゃあそのチェックしないという根拠というものを、ここに当時の担当の方はいないんですね。強いて言えば小山部長が次長という立場でいらしたのでしょうかけれども、何も見ていませんよね。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 一般質問ということですので、ちょっとあんまり個別、具体的なことということではなかなか答えづらい部分もありますけれども、日報が、日々の日報が必ずしもなくとも、業務報告書ということで日にちを追って月報の中に日にちの履行が確認されているというようなことをもって、当初設計で定めたものが全体的に今履行されているということが確認できるということで、必ずしも日報が必要ではないという理解でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 結局そういうことは履行、確認できていればということなのですが、それだただ確認というのはその提出、つくり込まれた日報で確認しているだけで、現実の確認できていないですね。それで、またこれを言うとあれでしょうけれども、実際証人喚問の中で、下請で来た数字と塩竈市に出した数字は一緒なんでしょうねと。品名なんかもね。これは全部ほとんど違います。それだけ申し上げておきます。あと、また議長に言われますからね。この分は。ということだけお伝えしておきます。あと、どうぞ。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 繰り返し申し上げますが、担当部長の答弁に重なるかもしれませんが、我々まで、業務委託を出した場合、委任した場合に、提出に必要な書類というのは一式ございまして、その中にあるものについては確認をさせていただいておりますが、下請等のその日報ということについては、発注者のほうのその審査書類の中に入っていないということは今担当部長が申し上げたとおりでございますので、そちらはぜひご理解いただければと思い

ます。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ですから、そのシステムだと、水増し請求されても二重請求されても何もわからないですよということを私は申し上げたいのです。現実的に今回それが見えて、わかって、事実的にわかっているわけですから。残念なことに。下請から上がってきた商品名が塩竈市に一切上がっていないのはいっぱいあるんですよ、市長。そういう現実がありますので、お伝えしておきます。

その次、公明正大についてお聞きします。これは市長、常日ごろそういった公平、公平ということをお話ししています。それで、私もこの内容に絡んで、実は平成24年の9月の定例会の一般質問の中で、私は市長に対して倫理観とか正義感とか、また真理というものを、ご自身の中でどのように捉えていらっしゃるかと質問をさせていただきましたのは、覚えていられるかどうかわかりませんが、そのときの市長の答弁は、どういう意味で質問されたのかよく理解できないが、常に市長というのは公平であるべきであるとおっしゃっていました。

それで、繰り返しになりますけれども、これも前にこの場で言いましたけれども、例えば水産加工業の8分の7の補助事業の中で、最後に決定したアラ処理の15億円の補助金、この結局は募集要項について、私も前にも言いました。だけれども、またあえてちょっとお伺いしたいと思うのです。結局15億円もの事業を締め切りの1カ月前に説明を受けて、計画できますかね。間に合いますかね。そここのところを市長としてどのように判断されますか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前にも同じご質問をいただきました。私が答えるより、担当部長がこの一連の発注の手續を実施いたしておりますので、担当部長からどういう手續を経たかということについてはぜひお伺いをいただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） お尋ねいただきましたのは、東日本大震災復興交付金事業を活用しまして、塩竈市が水産業共同利用施設復興整備事業ということで、総額では70億円交付金を塩竈市としていただきまして、それを地域の水産加工業、水産業の復興に資する水産加工業の事業を営む方々の新しい工場の設置等々について補助金を事業費の8分の7交付させていただくという内容でございます。それにつきましては、今ご質問いただきました第3回

目の復興交付金事業の公募につきましては、これまでの1回目、2回目に比べまして大体、1回目が20日間、2回目が26日間に比べて40日間の公募期間を設けさせていただいて、手挙げ方式で事業計画を上げていただいて、結果的には1社が手を挙げていただいたというような形になっております。

したがいまして、募集期間ということで比較させていただきますと、1回目、2回目に比べると、もう相当手を長くさせていただいておるといふこととですね、あとは事業計画といふこととでございますけれども、その詳細な設計書まで出すとかといふことではございませんので、必ずしもこの期間で不公平があるとか、あるいは短過ぎるんじゃないかといふことには至らないのかなと私のほうとしては思っております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） それはそれで理解したとしましょう。ただ、この会社、応募して当選した会社は、1年前からわかっていると、この事業を。そういうことを私は聞いております。準備をしていたと。それをやはり役所のほうで知らんと言ったって、それは誰もわからないですよ。ただ、私はそういう現実を聞いていますとお話ししているのです。はい、どうぞ。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今のは明らかに間違いだと思います。と申し上げますのは、今担当から申しあげましたとおり、我々70億を手を挙げました。ただ、残念ながら復興庁から査定をされて55億に圧縮をされました。それで、我々は地元の窮状を目の当たりにしておりましたので、また議員の方々からももっとそういった事業を拡大したらいいんじゃないのかといふことを数多くいただきました。それを受けてですね、ぜひ追加の採択をお願いしたいといふことを申しあげ、かなりの期間がたちましてから、もし今までどおり水産加工業の製造業については、もうこれはだめですと。ただし、その処理施設とかそういったものであれば、今までの枠とは別枠なので、改めて手を挙げていただいて結構ですといふようなお話がありまして、我々は追加で手を挙げさせていただきました。もし応募者があればという思いで、追加で手を挙げさせていただきました。

今担当部長からその話がなかったようではありますが、十数社、説明会には十数社の方々がお越しをいただきましてですね、そこで説明したのが先ほど申しあげましたとおりでありますので、1年前からわかっていたといふのは、それは予算を要求しておりませんので、それはないと思いますが、ぜひそのご認識は我々の話をご理解いただければと思います。

- 議長（佐藤英治君） 志賀議員。
- 5番（志賀勝利君） それでは、その別枠でという話がいつごろ出たのか、ちょっと確認させてください。
- 議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。
- 産業環境部長（小山浩幸君） ちょっと今手元の資料で確認させていただきますと、まず震災直後の平成、震災が23年の3月でございまして、その後、こういった復興交付金関係の予算のほうで成立したのがその次の年の24年の1月ごろだったと記憶しておりますけれども、その直後から1回目、2回目のほうは申請させていただきました、3回目のほうは24年のたしか春くらいに計画段階での事務折衝というか、そういったことについて復興庁とお話し合いを始めたというふうに記憶しております。
- 議長（佐藤英治君） 志賀議員。
- 5番（志賀勝利君） 今、24年の春ということでお聞きしました。それで、これは15億円が決定したのはいつでしたっけ。
- 議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。
- 産業環境部長（小山浩幸君） 復興交付金の配分というか、交付可能額の通知が来たのは25年の3月でございます。はい、そうです。
- 議長（佐藤英治君） 志賀議員。
- 5番（志賀勝利君） ということで、じゃあそういう話があるというのはわかっているわけですよ。そういう話が生まれてきているというのは、1年前に。もう一回ちょっと言ってください。
- 議長（佐藤英治君） 再度。小山産業環境部長。
- 産業環境部長（小山浩幸君） ちょっと私どもは常に事務的にはいろいろ可能性を、いろんな可能性を含めて、ものになるもの、ものになるもの、当然……（「端的に答えてください」の声あり）はい。そうすると、説明会を開催したのは25年の7月でございます。
- 議長（佐藤英治君） 志賀議員。
- 5番（志賀勝利君） だから、24年の3月にはそういう別枠でという話があったということなのでしょう。私は別枠の話はいつあったのですかと確認したんですよ。いつあったのですかと確認したんですよ。だから、今24年の別枠、30億と25億は1月、2月で、1回目、2回目はありましたと。3回目は24年の4月ぐらいに別枠という話がありましたということではない

んじゃないですか。私の質問が理解できていないのですか。私は別枠の話がいつごろ来たのかと聞いているんですよ。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 3回目のいわゆる今おっしゃられている別枠というものが、可能額ということで通知いただいたのは25年の3月でございます。25年の3月でございます。その後、それを正式に受けましたので、25年の7月に地元の業界の方々に説明会を開催させていただきました。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） だから、最初からそういうふうに言ってください。説明が違いますもん。言っていることが。（「もう一度しますか」の声あり）いやいや、ちゃんと、別にいいですよ。だから、25年の3月と今のように言えば、それでわかる。最初は24年の3月、24年の4月と言っているからおかしいでしょうと言ったのです。（「3月……」の声あり）まあ、いいです。

そして、その後決まった後に、結局これのハードルとしては50%の国産原料使用というハードルがありましたよね。それをこの前質問したとき、農水省に塩竈市内から出るあれは全部国産原料に認めてもらうように話をしていると。決まった後にですよ、それね。採用が。これって公平なのでしょうか。辞退している人はそれによって辞退している人もいますわけですよ。そのことに引っかかって。塩竈市内のかまぼこ屋さんは結局輸入、国産原料というのは全然該当しないから、皆さん辞退、応募すらできなかった。その中で、唯一1社、北海道の事業者から依頼を受けたコンサル会社がここに来た。ところが、その方も結局国産原料50%というのはどうにもこうにも、ここではできないと。それで辞退した。ところが、決まった後に今度はそれを取っ払う交渉を小山部長が農水省の担当の人に話をしていますと言いましたよね。そのことは公平なのでしょうか。じゃあお聞きします。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 水産庁のいわゆる補助の指導要綱に基づきまして、国産水産加工枠、国産水産物を50%以上使うことということについて、当初から説明をさせていただいております。それで、その解釈として、前段の議会でご説明したとおり、国産というものの定義としてはどうなのかということについては、塩竈市内の例えば水産加工屋さんで出た廃棄物については、それは国産ですということはこの間答弁申し上げたということです。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ですって、言い切っていないですよ。今交渉していると言ったんですよ。私が農水省の担当に電話しましたよ。認めないでくれって。そういうことは不平等だから。不公平だから。話がころころ変わっていくんですよ。だから、そこを、そういうことが起きていながら、平等、公平だという話をされるので、いかななものかなと私は思っているわけです。それできょう、この公平ということについてお聞きしました。

これ以外にもありますよね。前にも私は杉村惇美術館についてもそうです。私がどういう申し込みがあったのかと聞くと、いや、教えられません。聞いたら教えられません。おかしいべって言ってねじ込んだら、いや、じゃあ聞いてみますと言って、1時間後ぐらいに連絡来る。そういう形。我々がなぜそういうことを聞いて教えられないか、私は不思議なんです、物すごく。そういう体制が、塩竈市役所の体制が。杉村惇美術館のほうに渡辺課長がいらっしゃいますけれどもね、結局1社、2社応募したと。じゃああと1社はどうなんだと聞いたら、いや、それは教えられませんと。漏れた方のプライドにかかわりますから、そういう断りも。そんなばかな話ないべやと。何だそれ、入札した人に落札者をみんなに教えていないのか。おかしいから、ちゃんと聞いてくれと言ったら、いや、1時間ぐらいたった後、教えてもらいました。それが今の市役所の現実なんですよ。今手を挙げているから、渡辺課長。

○議長（佐藤英治君） 渡辺教育総務課長。

○教育委員会教育部次長兼教育総務課長（渡辺常幸君） 杉村惇美術館の件でご照会いただきました。たしか問い合わせ内容は2つございまして、事業者名と、あと事業者が提案した、そのコンペ内容を教えてもらえないかというようなことでしたので、合わせて、その2つを合わせてこちらで検討した上でお答えしますというような形で、そういった対応をさせていただいた覚えがございます。業者名については2回目の返答で答えさせていただきました。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） だから、言ったことを変えてだめですよ。私に言ったこと。プライドにかかわるから教えられませんと言ったね、最初。言ったんだよ。その場で教えないのでしょう、あなたは。1時間後でしょう、私に返事したの。その前は担当の女性に電話しました。前の日にね。そのまま放っておかれました。次の日もう一回電話したら、その子が出ました。また同じこと言っているから、じゃあ課長出せと言って、課長に出てもらったんですよ。今

塩竈市の体制はそういう体制なのです。どこが公平なのかと。おかしいですよ。問い合わせすると、結局、簡単に情報を開示していただけない。

それと、今度の殺虫・除菌等処理及び巡回パトロール業務に関する緊急雇用創出事業にしてもそうですよ。結局油代が170万もある、おかしいだろうと。説明してくれと言ったら、最初はリースでしたと。車がね。リースが入っています。領収書がない。トラックを買った。トラックを買えないだろう、仕事ができないだろうと。そうしたら今度はあった車を使いました。それで、じゃあその根拠を出してくれと言ったら、いや、それまで言うなら資料請求してくださいと。資料を要求しましたよ、私。その1のほうでね。それで見たら、その根拠となる資料は何もついていない資料でした。残念ながら。それが今の市役所の現状であるということをお話しして終わらせていただきます。（「よろしいですか」の声あり）いいです。

○議長（佐藤英治君） 以上で、志賀勝利議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（鎌田礼二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番小野幸男議員。

○2番（小野幸男君）（登壇） 平成27年度6月定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます、小野幸男です。佐藤市長を初め当局の誠意あるご答弁をよろしく願います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、地方創生について。地方創生戦略の推進についてお伺いいたします。

我が国の人口は、2008年から減少が始まり、若者の地方からの流出と、東京圏などへの一極集中が進み、このままいくと人口の減少により消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こし、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってしまうと考えられております。

人口の急減や超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、昨年12月に長期ビジョンと総合戦略など閣議決定を行い、都道府県

や市町村には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられております。

本市におきましても、昨年12月に、塩竈市まち・ひと・しごと創生本部が設置されました。平成27年度施政方針の中で佐藤市長は、人口減少の克服と地方創生の課題解決を図り、ふるさと塩竈の未来を創造していくと言われております。

そこで、お尋ねいたしますが、佐藤市長の描かれている地方創生への具体的なビジョンについてお聞きいたします。あわせて、基本目標のK P I、重要業績評価指標の設定についてのお考えをお聞かせください。

次に、生活困窮者対策。生活困窮者自立支援制度の実施についてお聞きいたします。

経済的に困窮する方を生活保護に至る前から支え、自立できるように積極的に後押しをする生活困窮者自立支援法がこの4月からスタートしております。この制度は、これまでともすると制度のはざまに置かれてきており、本来であれば最も支援される対象でありながらも、支援の手が届いてこなかった方々に、寄り添い型で包括的な支援を届ける仕組みであると聞いております。

そこで、生活困窮者自立支援制度の着実な実施について、3点お聞きいたします。

1点目に、制度のきめ細かな周知について。2点目に、関係部署や関係機関との連携体制の強化と早期発見・早期支援の体制構築と自立相談支援事業の充実について。3点目に、相談した後の出口の戦略として重要な任意事業の中で、特に就労準備事業と家計相談事業の実施について、本市のお考えをお伺いいたします。

次に、交通安全対策について2点お伺いをいたします。

1点目に、自転車の安全対策についてお尋ねいたします。自転車で危険な運転を繰り返す人への罰則が6月1日から強化されております。信号無視や酒酔い運転、スマートフォンを操作しながらの運転や傘を差しての自転車の運転もよく見かけますけれども、14項目の悪質運転・危険行為で複数回摘発されると、自転車運転講習の受講が義務づけとなりました。平成25年の12月1日には自転車の逆行が禁止され、進路左側の路側帯に限定され、自転車は車と同じ左側を走るはずなのに、走っている車に向かってくる自転車も多い状況もあります。

そこで、お伺いいたしますが、事故やトラブルの減少には安全運転の周知の徹底や道路のどこを走ればよいかを明示する自転車レーンの設置など、自転車の安全運転を図るための環境整備が喫緊の課題であると思います。本市のお考えをお聞きいたします。

また、教育現場や地域ぐるみで安全運転の指導の充実も大事であると思いますが、お考えをお聞かせください。

2点目に、通学路点検についてお伺いいたします。平成24年の4月以降に、全国各地で登下校中の子供たちが巻き込まれる交通事故が相次ぎ、文部科学省の要請により、市町村でも小学校の通学路の緊急合同点検が行われました。本市におかれましても、夏休み期間に3日間に分けて点検を行い、各関係者の協議が行われ整備されたと報告を受けております。私も一般質問や委員会等で、子供の目線での通学路総点検を行うことや、通学路の安全・安心マップの作成についてなど提案し、通学路の安全点検を継続的に行い、通学路の安全確保を求めています。

そこで、お尋ねいたしますが、通学路の安全対策について、この3年間の危険箇所改善状況についてお聞きいたします。あわせて、今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、公園環境。身近な公園整備及び市営住宅公園整備についてお伺いをいたします。子供の遊び場として見られてきた公園も、少子高齢化に伴い高齢者の方が公園を利用されることがふえてきております。公園でグラウンドゴルフをする高齢者の方、散歩やウォーキングをしながら公園に寄る高齢者の方、また体操や軽い運動をするなど、体力づくりをしている高齢者の方も見かけるようになりました。公園に設置されている遊具は、ほとんどが子供向けの遊具だと思っておりますが、最近では、高齢者の運動用に鉄棒や平均台など設置される公園もふえているとのお話も聞いております。

市内には125カ所の市が管理している公園があります。現在、公園の遊具は老朽化によりかなり古い物も多くなっていると思います。本市では経年劣化による事故の未然防止のため、古くなり危険と判断された遊具を撤去する作業が現在進められております。

そこで、お聞きいたしますが、遊具総数244基のうち20基が撤去の対象と報告されておりますが、遊具撤去の進捗状況と撤去完了時期をお聞かせください。あわせて、遊具撤去後の整備方針と高齢者向け健康遊具の設置などについてお考えをお聞きいたします。また、市営住宅に備えられている公園整備につきましても、遊具の点検・撤去、その後の整備計画についてお尋ねいたします。

次に、読書環境整備について、2点お伺いいたします。

1点目に、子どもの読書活動についてお聞きいたします。近年、活字離れが指摘される中、昨年の6月定例会一般質問において、子供たちを中心とした市民の方の読書意欲を高める効

果が期待されている。銀行のATMのように差し込むと借りた本の情報を預金通帳のように記入できる読書通帳の導入の提案をさせていただきました。答弁では、はっきりとしたお答えはいただけませんでしたけれども、この4月の18日から、子供向けの読書記録帳を始められたと聞き、とてもうれしく思っており、大変好評であるともお聞きをしております。

そこで、お尋ねいたしますが、読書記録帳の配布の状況など、今後の取り組みについてもお聞かせください。

2点目に、図書館の窓口設置についてお伺いいたします。図書館を利用されていない理由として、忙しくて図書館に行く時間がない、開館時間が利用しにくいなどの声があります。そんな要望に応えようと、東京の世田谷区では、4月から駅周辺の施設に図書館カウンターを開設する取り組みを始めております。図書館カウンターは、書架はなく広さは50平方メートル、図書館の利用者登録や更新、事前予約の本やCDの受け取り・返却などができ、司書の方が常駐し簡単な相談も受けられ、開館時間は午前9時から午後9時までとなっております。利用者の声として、会社帰りに立ち寄れるので助かる、買い物のついでに立ち寄れるので便利だなどという声が聞かれているようであります。

そこで、お尋ねいたしますが、図書館の窓口の設置は、従来の図書館機能を補完する役割が果たせるのではないかと考えますが、佐藤市長のお考えをお聞きいたしまして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から大きく5点についてご質問いただきました。

初めに、地方創生についてお答えいたします。特に地方創生戦略の推進についてのご質問がありました。

本市におきましては、昨年11月に施行されました、まち・ひと・しごと創生法に基づき、現在本市の総合戦略策定に全庁的な体制のもとで取り組みを始めております。

ご質問の具体的なビジョンと基本目標、そして重要業績評価指標の設定についてのご質問がありました。具体的な内容につきましては、やはり今年度中に策定をいたします総合戦略の最終案の中で明らかにさせていただきたいと考えておりますが、現段階の検討における基本的な考え方をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、本市の総合戦略の策定に当たって、国・県で策定をいたします総合戦略と連携を図る

とともに、本市の実態・現状を反映させ、地域の特徴を生かした独自性あるものにしていくことが基本でございます。

第1点目の基本ビジョンにつきましては、1つには、人口減少の克服、そして定住人口確保、2つ目には、定住促進の基盤と基幹産業、商工業の振興による雇用確保を長期ビジョンとして取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目の基本目標といたしましては、大きく5つの柱を想定いたしております。まず、定住の基本となる住環境の整備、産業基盤の創出と雇用の確保、そして少子化に対応し若者世代の定住を図る、安心して産み育てられる子育て環境の整備。

3点目であります、高齢化社会に対応した、高齢者が元気に生活できる地域社会の構築、また地域と地域の連携を強化するための広域行政のさらなる推進等を掲げさせていただいております。

次に、重要業績評価指標につきましては、今後、総合戦略に位置づけますこの施策事業と関連づけて策定をいたしてまいりますが、主要な指標、KPIにつきましては、これからの作業とさせていただきたいと思っておりますが、まず人口動態を示します住民基本台帳人口数、出生率、年少人口比率、社会増減数などを設定いたしますとともに、産業経済の振興を推しはかる指標として、企業・事業所数、雇用数、市民所得、税金、交流人口数などを設定していくべきものと考えているところであります。今後の策定の取り組みの中で、議会に対し協議会の方などでいろいろ議論されましたことを適宜ご説明させていただきたいと考えております。

次に、生活困窮者自立支援制度実施についてお答えをいたします。議員のほうから、制度のはざまにある方々というご照会をいただきました。この制度につきましては、本市では壱番館庁舎1階の生活福祉課内に生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者の相談業務を既に開始をいたしております。今年4月から始まりました生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前に支援を届ける仕組みとして設けられた制度でございます。したがって、仕事や健康で問題を抱えながら、従来の福祉制度や社会保障制度などの支援を受けることができない、先ほど議員のほうから、制度のはざまというご照会をいただきましたが、まさにこういった生活困窮者に新たな支援の道を切り開くものでございます。

この制度のきめ細やかな周知方法についてのご質問でありました。まず、市の広報4月号で、制度を早速お知らせをいたしましたところ、壱番館の窓口、4月、5月の2カ月間で、11件

のご相談をいただき、延べ19回の決裁をいたしたところでございます。今後ともさらに市民の皆さんの目に触れやすい場所にチラシを置くことや、民生委員の皆様方のご協力を賜り、地域の方々への周知になお努力をいたしてまいりたいと思っております。また、生活困窮者の中には、壱番館まで足を運ぶことすら困難な方々がおられるということも想定をいたしておりますので、情報を地域と連携し、訪問相談による支援も重ねて実施をしてまいりたいと考えております。

連携体制の強化、早期発見、早期支援の体制構築等について、具体的にということでご質問をいただきました。生活困窮者で支援を必要とする方々の多くは、抱えておられる悩みや問題が多様化・複雑化する傾向にございます。このため、税務課や保険年金課などの関係部署並びに社会福祉協議会やハローワーク、そして地域包括支援センターなどの関係機関等が連携し、今後、情報共有や問題解決に向けたケースごとの検討会を実施する連絡会議を設置いたしてまいります。この連絡体制を通じて、困窮者の把握や照会、あるいは受け入れ、つなぎ、そして自立に向けての一連の流れの中で、困窮者の実情に即した支援を行ってまいります。

また、就労準備支援事業と家計相談支援事業の実施の考え方についてのご質問をいただきました。本市におきましては、まず生活困窮者自立支援事業の必須事業であります自立相談支援事業により、支援対象者の相談をお受けし、地域の生活困窮の課題を把握しながら、ケースの実情に即して就労準備支援事業や家計相談支援事業の任意事業の実施に取り組んでまいります。

これらの2つの事業は、とても重要なものであると捉えており、就労準備支援事業といたしましては、生活のリズムを整えることや、一般就労にたえる能力を形成することに向けた支援、また家計相談支援事業では、家計管理や各種給付制度等の利用に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策についてご質問いただきました。道路交通法の改正による自転車の安全対策についてのご質問でございました。平成25年6月に自転車の安全対策を取り入れた改正道路交通法が公布され、同年12月には自動車の路側帯通行は左側とするということ、さらに今年の6月には安全運転義務違反や信号無視等の違反を繰り返した場合の自転車運転者講習の義務づけ等が施行されております。

ご質問の自転車レーンの整備についてであります。自転車専用通行帯は、交通規制基準によ

り、自転車の交通量が多いため、他の車両と分離する必要性があり、自転車通行帯を設けても他の車両の妨げとならない道路を対象とし、その幅員は原則として上下線それぞれ1.5メートル以上を確保することが望ましいとされております。自転車用通行帯により自転車・自動車・歩行者の通行帯が区分されますことから、安全対策には大変効果があると認識をいたしておりますが、しかしながら本市の実態といたしまして、幹線道路の多くが残念ながら片側1車線の道路であり、新たに自転車専用通行帯を設けることで、例えば既存の車道や歩道の幅員に影響が及ぶことも懸念をされます。早急に自転車専用通行帯を整備することは現状では大変困難な状況ではありますが、今後新たな道路整備等の場合には、このような取り組みを促進いたしてまいりたいと思っております。

具体的に一例をご紹介させていただきます。県の復興交付金事業として拡幅整備が予定されております都市計画道路、八幡築港線では、歩行者と自転車を分離した上下線とも幅員5メートルの通行帯の整備を検討しているようでございます。今後の県道や国道等の整備に当たり、幅員の確保が可能なものにつきましては、自転車の通行量を踏まえた上で、自転車専用通行帯の整備を働きかけてまいります。

次に、地域ぐるみでこういった安全運転指導に取り組むべきではないかというご質問でありました。本市はこれまでも自転車利用者の交通安全への意識を高めることが重要であるという認識のもとで、各交通関係団体のご協力を賜りながら、さまざまな取り組みを行ってきております。内容といたしましては、塩竈市交通安全母の会様による塩釜高校での自転車マナーアップ啓発運動、また交通安全指導隊教育班による各保育所や幼稚園等での交通安全教室、また中学校での自転車のマナーアップ等を目的に、春の交通安全運動期間中に実施する中学生交通安全啓発運動等を行ってきております。

今後とも警察を初め各交通安全団体との協力を積極的に働きかけながら、自転車の安全対策を推進いたしてまいります。

次に、通学路点検についてご質問をいただきました。この3年間の取り組みについてというご質問でありました。通学路の危険箇所の安全確保及び安全点検を震災前より進めてきておりますが、例えばガードレールやカーブミラー、あるいは道路照明等の交通安全対策を行ってきたところであります。

まず、平成24年度におきましては、学校から報告のあった指定通学路上の危険な場所について、学校、PTA、警察、道路管理者などの関係機関と緊急合同点検を8月までに実施をい

たしました。その結果、39カ所の危険と思われる箇所について関係機関と確認をし、路側帯のグリーン舗装、注意標示看板の設置、路側帯白線の引き直し、一時停止線の設置等の対策を行ってきております。平成25、26年度におきましても、引き続き通学路の安全点検を実施し、25年度には20カ所が、26年度は27カ所が学校から危険箇所として指定をされたところがあります。

改善状況についてのご質問がありました。平成24年度は39カ所中37カ所、平成25年度は20カ所中15カ所、平成26年度は27カ所中23カ所の対策を行っております。なお、残りの積み残しの箇所ではありますが、例えば地形的事情により道路の拡幅や歩道の設置が困難な場所等がありますため、若干お時間をいただきながら、今後関係機関とさらに協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、公園整備についてご質問いただきました。身近な公園整備及び市営住宅公園整備等についてのご質問でありました。市で現在管理しております公園、125カ所ではありますが、このうち遊具が設置されております公園が92カ所あり、遊具の総数は現在224基となっております。遊具の点検につきましては、国の指針に基づき毎年1回、有資格者による精密点検を実施し、経年劣化等により危険度が高いと判定された場合は撤去を行っており、議員のほうからもご質問いただきました20基につきましても、既に撤去を完了しており、現在のところふぐあいのある箇所はないものと考えております。

また、市営住宅は15団地ございますが、そのうち遊具がある住宅は11団地であり、遊具の総数が35基となっております。市営住宅の公園遊具の点検につきましては、職員が目視により確認を行いますとともに、入居者の方々からの情報提供などをお受けし対応いたしておりますが、今後一般の公園と同様に、有資格者による点検を行い、一層の安全管理を徹底してまいりたいと考えております。

今後の公園整備につきましては、ご質問をいただきました高齢者向けの鉄棒、平均台等の新たな遊具等の設置も含め、町内会の皆様方や地域の皆様のご意見を伺いながら、健康づくりにも配慮して市民の皆様方が本当に安心して集い楽しんでいただきます公園管理に努めてまいります。

続きまして、読書習慣、特に読書環境の整備についてのご質問でありました。子どもの読書活動についてでございます。市民図書館では毎年、子どもの読書習慣を中心に、お勧め本のブックリストの配布でありますとか、クイズによるどどこ図書館などを行い、子供さんた

ちが本になれ親しむ機会を創出し、読書習慣を身につけるきっかけとしていただいてまいりました。

今年度からは新たな取り組みとして、幼児から小学生を対象に、読んだ本の記録ができる読書記録帳を4月からスタートをさせました。この事業は、市民図書館で読書記録帳を希望者に配布をし、本を読むごとに感想や心に残った言葉などを自分で書き込んで、読んだ本が30冊になりますと表彰状を送らせていただいております。さらに、記録帳が10冊に達した場合には、ささやかではありますが、記念品も送らせていただく内容となっております。

4月のスタートから大変好評で、既に53人のお子さんが読書記録帳を使用いただいているところであり、夏休みにかけてますます増加するものと期待をいたしております。これらの取り組みが子どもの読書習慣を身につけ、読書意欲を高めるきっかけとなり、さらには学校での図書利用にもつながるものと期待をいたしているところでもあります。

最後に、図書館窓口の設置についてご質問をいただきました。議員からは、忙しく図書館に行く時間がない方々のために、東京都世田谷区の事例による本の予約や貸し出し、返却等に係る窓口の設置を行ってはどうかというご質問でありました。

まず、現状についてご説明をさせていただきます。本市で既に組み合わせていただいております内容ではありますが、市民図書館とエスプの2カ所で、利用者の都合に合わせてどちらでも相互に利用できるよう、利用者サービスの充実を図っております。また、返却につきましても、壺番館やエスプに24時間随時利用できる返却ポストを設置しご利用いただいているところでもあります。このような対応でなお不足する部分につきましては、本市の規模や利用者のニーズを捉えさせていただいた上で、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

なお、議員からご質問いただきました世田谷区の事例とは若干異なる形ではありますが、本市の取り組みを紹介させていただきます。会社勤務等によりなかなか図書館に足を運べない方々につきましては、ご自宅のパソコンやスマートフォンなどから24時間随時図書の検索・予約ができ、受け取りにつきましても、土日曜日を含め1週間の期間の中で開館中のご都合のよい時間に受け渡しを行っている予約システムを運用いたしておりますので、ぜひ多くの皆様方にご活用いただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） 丁寧なご答弁をいただきまして、本当に大変にありがとうございます。

それでは、2回目、一問一答式で順次質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに地方創生戦略の推進ということで質問させていただきました。この地方創生戦略のところで一番大事だと言われている、私も思っているわけですがけれども、地方版総合戦略の策定に当たりまして、やはり施策ごとの数値目標をきちっと掲げていただきまして、最終的にはその目標の達成度合い等の検証をできるように、きちっとこの点をお願いしたいと思っています。

また、施策的には、地域の実情に応じながら計画期間5年間、実施する施策を検討するというところで来ていると思うわけですがけれども、全てが新規の施策でなくても、これまで実施している中でも、効果の高いものであれば、そういったものも含まれてもよいということもあると思いますので、この辺もきちっとこれまでのそういった効果的な部分を精査しながら、こういったものをきちっと取り入れた上で、きちっといろんな施策を考えていただきたいと思います。

それで、基本目標と基本的方向ということで、市長の答弁の中にもございましたけれども、1つに、地方における安定した雇用の創出とか、2番目には、地方への新しい人の流れをつくると、3番目には、若い世代の結婚、また出産、子育ての希望をかなえるんだということでありまして、4番目に、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するというところで、先ほど答弁にもありましたけれども、この辺の具体的なそういった地域と地域の連携をするということ、今の段階で考えられている部分で結構ですので、ちょっとお話をいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 今議員からお話がありました、地域と地域の連携、市長のほうからは、広域連携という形でお答えをさせていただきました。現在既に取り組んでおる事業といたしましては、例えばでございますが、松島ワンダーランド構想、広域観光というような視点で取り組みを進めている部分、これから重要な要素になるというふうに捉えているところでございます。

また、地域の公共交通体系、これもそれぞれの自治体が今、自治体バスということで運行してございますが、こういった部分とかも連携が図れるような取り組みというものも模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、具体的には広域行政ということで、効率的な行政運営をこの総合戦略の中で位置づけられればというふうに方向としては考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。今、松島ワンダーランドとか、地域の交通体系の連携ということで、この地域の交通体系の連携という部分は、やはり私、今言われて考えますと、この辺はもっと本当に広域で考えていくなれば、もっと充実したこういった交通体系ができるのではないかなと私も常々思っているところでありますので、こういったところなどなど、連携とると、また充実するという施策がほかにもあると考えますので、この点もひとつ今後、計画する中でよろしくお願いをしたいと思います。

また、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるということで、人材の確保という、そういったところから、国のほうでは戦略づくりを支援するために人材派遣制度というようなものも設けていると思いますけれども、こういったところ、塩竈市、本市におきましては利用、活用されるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 川村政策課長。

○市民総務部政策課長（川村 淳君） 今回のまち・ひと・しごと総合戦略の策定に当たりまして、人的な支援ということがうたわれてございます。この部分につきましては、現段階でまだ策定の前段ということもございますので、具体的な検討は行ってはございませんが、今後総合戦略を策定する中で、活用等については検討させていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。何か今回は首長の補佐役としてということでの話のようではありますけれども、現に宮城県では東松島とか、あと女川町ですかね、こういったものを活用するということで決まっている状況もあるみたいですね。塩竈市出身者とか地域の方の目というの、目線というのものもあるわけですが、全然違った、県外とか全然違う方が塩竈に来てですね、やはり見た目線というの、全然また我々とは違ったところがございます。そういったところも十分今後の塩竈の発展、活力、そういった部分で生かせる部分もあると思いますので、こういったところも十分に検討していただきながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それで、次に行かせていただきます。

次に、生活困窮者自立支援制度の着実な実施ということでございまして、本当にこういったものも、これが子どもの貧困というか、そういった部分にも今後つながってくるのだと思いますけれども、1番目の制度のきめ細やかな周知ということでありますけれども、せっかく制度を立ち上げて知られていないという、そういうこととか、あとそういうところがあったのではやはりこの制度が求めている成果というのは今後得られてこないのだと思います。

また、今回のこの生活困窮者自立支援制度の対象というのは限定されていないということでありまして、従来ですと課題別、対象別とか、そういったことがあったけれども、そういった制度ではないということでありますので、この点も十分理解しながらやっていくことが必要であるということを感じております。

先ほど答弁の中で4月号、5月号ということで、周知を徹底していただいたということでございまして、1回もう少し大き目に特集を組んでいただきながら推し進めていただければよろしいかなと思います。これで本当に、自治体によっては本当にそういった広報を全面を使ってと言うと大げさですけども、それくらいの角度で周知徹底を図っているところがございまして、よろしくお願いをしたいと思います。11件のそういった相談もやられたとお聞きいたしました。

また、2番目は、関係部署や関係機関との連携体制ということで、そういった強化と早期発見、早期支援ということで、そういった自立相談支援事業の充実について質問させていただきました。ここはやはり相談窓口職員を置いただけという、そういった感じで終わってはならないということを言われておりまして、そもそも生活困窮者という方は、やはりSOS的な部分を発するのが難しい方でありますので、アウトリーチを含めましたそういった相談体制、または地域の関係機関や部署との連携体制というのをきちっと構築していただきながら、早期発見、また早期支援をしていただきたいと思います。

本当に市役所で、例えば多重債務の相談をキャッチしたとするならば、やはり本人の同意も必要であると思いますけれども、関係部署、関係機関の窓口を紹介したり、着実な支援につながるような仕組みなども本当に自治体で取り組みやすいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。私も生活福祉課に相談に行ったとき、そういった連携体制で、もう塩竈市におきましてはきちっとやっていたいなということを感じておりますので、この辺は本当に感謝を申し上げたいと思っております。

また、3番目の相談した後の出口の戦略ということで、重要な任意事業の中で特に就労準備

事業と家計事業を実施ということで、この制度の成否の鍵を握っている部分かなと私は思っておりまして、本市におきましては必須事業、自立相談支援事業、また、任意では就労準備支援事業と家計相談支援事業ということで行っていくということで答弁がございました。自治体でやるとハローワークとは違って、やはり自治体でやるのは福祉の観点と職業面での支援というものを同時にきめ細かく行っていくという、そういう地域に対応した人材の確保というところがやはり大事なポイントになるのではないかなと思っております、例えばメンタル問題を抱えている方でいいますと、人との接触が苦手な方が就労希望でハローワークに来られた場合、残念ながら仕事がないんだということで終わってしまうことが多いと聞いておりますけれども、そういったところもやはり企業との連携を図りながら、環境整備の配慮をしながら、最終的にはやはり雇用へとステップアップされていくという、こういった取り組みが必要ではないかなと思っておりますけれども、こういった部分、本市ではこういった状況というか、こういったところは可能かどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 郷古健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君） ただいまの出口戦略ということでの就労準備支援事業と家計相談支援事業という任意事業についてのご質問がございました。その中で特に就労準備支援事業ということで、今なかなか人のおつき合いが苦手な方、そういった方々へのきめ細かな対応というようなお話だったと思います。そういった中では、本市におきましては現在、就労支援員という方がおりまして、その中で生活保護の相談も含めての形に現在はなっているのですけれども、そういったベテランの方がおりますので、いろいろな基本的な面接の仕方から履歴書の書き方、そういった基本的なところから指導しながらこの準備に、就労の準備ということに当たっております。

先ほどこの任意事業でありますので、この事業につきましては、地域の生活困窮の課題を把握しながら、ケースの実情に即して任意事業に取り組んでまいるといようなことを挙げておりますけれども、整理的にはそういった取り組みになりますが、現実的にはもう既にそういった形で就労の準備が必要な方にはそういった対応をさせていただいているというところでございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。よろしく願いいたします。生活困窮者の中でも適切な支援があれば、前に進むことができる人が数多くおりますので、この制度が生かされますよ

う、生活困窮者に寄り添う支援体制をお願いして、この質問は終わりました、次に行かせていただきます。

次に、自転車の安全対策について質問をさせていただきました。社会実験をなさっている自治体もおりまして、やはり事故防止のためには自転車専用道、または専用レーンの整備が望ましいけれども、やはりスペースが確保できないということが一番ではないのかなと思っておりますけれども、そういった中で、やはり自転車の走るべき場所を標示するという事で、車道の左側を走るというルールが徹底されたということでもあります。そして、半年がたって実施された社会実験の結果、歩道を走る自転車は少なくなったと。車道を走行することで自動車との事故の増加が心配されましたけれども、自転車レーンの存在をドライバーもはっきり認識できるようになり、事故はむしろ減少したんだということでございます。

私も車で走っていますと、最近ではやはり車道の左側を走る自転車も多くなってきたように見られます。また、ただ困るのは、やはり右側、車の進行方向、一緒になって右側を走ってくる自転車、こっちに向かってくるということも多くありまして、本当に危険を感じる事が多くなってきているのも現状ではないかなと思っております。ですので、やはりスペースの確保が難しいと言いながらも、自転車はここですよという、そういった標示をしていくのも、やはり一つの安全対策ではないかなということを感じております。

また、こういう交通安全の、安全教室ということで、交通安全週間等のそういった動きは理解しておりますけれども、今左側、車道左側を通行すると定めておりますけれども、例外として歩道の通行が可能な場合ということがありますので、やはりそういったところは自転車の歩道通過可能可の標識標示があるとか、また13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、道交法で定める身体障害者が自転車を運転しているとか、あとは3番目が一番身近な部分だと思っておりますけれども、道路工事中や交通量が著しく多いなど、安全を確保する上でやむを得ない理由がある場合は歩道を通行できるということで、車道を走る自転車が前に停止の車がいった、車両があった場合などは、やはりこういった場合は危険を感じる部分がありますので、歩道を走ることができるとか、要するに、車道を走って危険とを感じる場合は歩道を通行しても可能であるというそういったこともあるわけですので、こういった安全教室などの進め方というのも大切だと思っております。

きょうは、小学校、中学校という部分でありますけれども、今土曜授業ということでもありますけれども、そういった土曜授業を活用して校庭での交通安全教室を取り組んでいる学校も

ございますし、そういった中で地元の駐在所の警察官の方が横断歩道の渡り方、または自転車の安全な乗り方を丁寧に指導する、または市交通安全協会のメンバー、スクールガードの方々も補佐役として協力したり、やはり平日とは違って地域や保護者もかかわりやすいということもございまして、こういったことも取り入れながら、子供だけではなくて教師の方、または保護者、地域にとっても学びの場となる、そういった質の高い土曜授業というのはいいのではないかと思いますけれども、この辺、本市ではどういうふうに捉えているのかお聞きをしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今小野議員からご質問いただいておりますとおり、やはり道路の安全を確保するためには、本来は自転車レーンというのが整備されるのが望ましいということについては、我々も重々承知をいたしておりますが、しからば今の塩竈市内の一般道路で1メートル50を両側になりますと3メートル、現道の幅員から3メートルの幅をさらに拡幅できることがいがかかということになってまいりますと、実はかなり厳しいというのが率直な感想であります。今ようやく路側帯をグリーンのパインティングをしまして、ここはできれば子供さんたちが通る場所でありますからということのを了知いただいているというのが精いっぱいの中で、しからば早急にこういった整備ができるかということになると、なかなか難しい課題ではないのかなと思っております。

今、議員のほうからご発言いただきました、しからばここは自転車を通るんですよというものをどういう形で標示するか。実は道路管理者の場合は、なかなか路面標示が難しいです。看板等ではできますが、路面に自転車通行帯というような標示というのは、実はなかなか道路交通安全上は難しいという状況にありますので、このことについてはちょっとお時間をいただきながら、将来に向けての課題ということで捉えさせていただければ大変ありがたいと思っております。よろしくをお願いします。

○副議長（鎌田礼二君） 高橋教育委員会学校教育課長。

○教育委員会教育部学校教育課長（高橋義孝君） 先ほど学校における交通安全教室についてということで、新たなご提案をいただいたところではありますが、実際のところ、市内の全ての小学校においては、毎年4月あるいは5月の段階で、平日の授業のこまの中で年間指導計画の一つになっているわけですが、交通安全教室を実施しているところでございます。その際には、警察署のほうと連携しまして、実際に署員の方に来ていただいて、その方々に指導

を協力いただいているという現状がございます。さらに、そこに地域の方を交えての交通安全教室を実施してはということにつきましては、実際のところ、土曜授業を行うような学校のほうの校長先生とよく協議の上進めていかなければいけないというところがございます。ただ、その点については、今後こちらのほうで少し考えてみたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。それで、その自転車レーンとか、そういったことが難しいのであれば、やはりこういった安全教室とか、やはりそういった運転する仕方とか、そういった安全マナーとか、そういったところの徹底をしていながら安全を図れるようお願いをしておきたいと思います。

それで、通学路の点検は、やはり路側帯のカラー舗装とか、注意標示とか白線のし直しとか、そういったところを見られております。ですので、やはり事故を減らすためにも、子供たちが主体的に安全の確保について考える、考えられる教育等を考えておりますので、そういった子供目線での通学路の点検とか、そういった通学路の安全マップとか、こういう危険箇所のところも毎年変わるわけですので、そういったところも標示させながら、きちっと充実に向けて取り組んでいただくよう、よろしくようお願いをしておきたいと思います。本当にこういった点検もビデオを撮りながら、写真を撮りながらとって、そういったところをそういった事業の中で見て、子供にこういったときはどういった対応をするとか、そういった考えをして勉強していくのも一つかなと思いますので、ひとつ今後よろしくお願いをしたいと思います。

あとは、次に行かせていただきます。

身近な公園整備及び市営住宅公園整備ということで、今高齢者遊具の設置ということ、あるわけですがけれども、仙台では地域介護・福祉空間推進交付金というのをを使って、62カ所のうち39カ所が何かこういったものを設置しているということなのですがけれども、こういった地域介護・福祉空間推進交付金というのは、今でもこういったものが進められているのか、あるのか、この点、これを使ってそういった設置ができるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 阿部建設部長。

○建設部長（阿部徳和君） 近年、周辺の市町村で、おっしゃるとおり高齢者用のというか、大

人用の遊具が設置されている事例が多々見受けられます。今の小野議員お話しいただきました、その地域介護・福祉空間交付金、これについて建設部として導入を検討した経過はございませんので、申しわけございませんが、ちょっと勉強させていただきまして、有効に使わせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。時間がないので、別なときに公園関係はやらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

子ども読書活動については、やはり多賀城ですと今後通帳、機械的な部分も導入されておりますけれども、機械的でいいところはありますし、やはり手づくりは手づくりでいいところがありますので、同じようなことだけじゃなくて、こういったところをもっともっとやはり大意で進めていきたいなと思ひますけれども、こういったところ、豊かな、はぐくむということで、幼少からの読書習慣、大切だなと思ひています。また、記録帳のたまっていく部分で表彰状とか記念品と、楽しみながら読書に取り組むということで工夫が施されて、大変いいものだと思ひておりますので、今後取り組みをお願ひしたいと思ひます。

図書館の窓口設置については、予約システム、パソコンとかスマートフォンとか、そういった点はわかるのですけれども、そういったものを使えない方はやはりこういった窓口が必要だ、またエспでは6時までなんですよね、使えるといつても。ですので、やはり会社勤めの方は9時ごろまで、エспも9時ごろまでやっていますので、パソコン等のそういった接続が6時までだと聞いておりますけれども、そういったところも工夫しながら、まずはエсп等で試してみてもうなのかなといつて思ひておりますけれども、検討するといつて市長の言葉を信じまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で、小野幸男議員の一般質問は終了いたしました。

次、7番阿部かほる議員。なお、阿部かほる君は一括質問一括答弁方式にて一般質問を行います。

○7番（阿部かほる君）（登壇） 平成27年6月定例会一般質問の時間をいただきました、自由民主の会の阿部かほるでございます。当局におかれましては、わかりやすくご答弁のほうよろしくお願ひを申し上げます。

平成27年度は、復興集中期間の5年目となります。塩竈市にとりましても、震災から復興の山場となり、最も重要な年となります。去る5月25日、市議会全員協議会では復興事業の現

況調査を行うため、浦戸を除く市内16カ所の現場視察を実施しました。各現場はこれまでも何度か視察してはいましたが、回を重ねるほど確かな進捗状況に復興の手応えを感じております。市長を初め職員の皆様、工事関係者の方々には感謝を申し上げたいと思います。そして、一日千秋の思いで待っておられる被災者の皆さんには、一日も早く安心してお暮らしのできる日を心から願いつつ、完成を待ちたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1番として、地方創生地方版人口ビジョンと総合戦略策定に向けて。その中で、次世代を担う若者層対策として2点お伺いをいたします。

その1点目は、人口動態に対する取り組みについてであります。高齢化が一段と進む中、少子化問題は重要課題と位置づけられております。地域の社会、経済は、これからの人口動態に大きく影響を受けます。昨年11月28日、まち・ひと・しごと地方創生法が公布・施行されました。この法律によって各都道府県、各市町村長には、人口減少対策と地方創生の実現に向け、地方版人口ビジョンと総合戦略策定の努力義務が課せられました。この地方版総合戦略とは、地方人口ビジョンを達成するための基本方向、具体的な施策や事業を明記した行政計画を定め、今後5年の目標として取り組むことになるのであります。

そこで、我が市の人口減少の実態を正確に把握することが重要な課題解決の糸口となります。これまでの塩竈市の人口動態状況についてお伺いいたします。

2点目は、子育て世代に選ばれる子育て環境の充実についてであります。本年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、待機児童解消に国・地方で3,027億円を投じて、5年後ゼロ達成に向けて保育施設を整備する目標を掲げ、さらに地方創生関係では子育て世代包括支援センターを150市町村で整備する予算も盛り込まれました。子育て世代が住みたいまちと考えるのは、子育て環境の充実したまちであります。働く母親のニーズに対応した安心の施設もふえております。これからの女性が出産後も職場に復帰し重要な役割を担っていくのは時代の趨勢であります。

塩竈市における待機児童は、4月時点ではゼロとお聞きしましたが、ゼロ歳児に関しては、産休明けの方々、また就労するための入所希望者はその時点で待機児童となります。ちなみに仙台市は4月現在、待機児童419人、旧定義では631人と発表されております。本市におきましては、新たな海岸通地区震災復興市街地再開発事業がスタートいたします。大きな仙台圏域形成の視点を持って、この事業の中に認定こども園の設置を進めてはいかがでしょうか。

乳幼児保育、病後児保育、子育て世代包括支援センターとして、子育てに関する相談室の設置等、最寄り駅に近く立地条件もよく、周辺自治体、特に仙台市内の子育て世代に選ばれるまちとして再生する試みも魅力であります。市長のお考えをお伺いいたします。

第2に、総合戦略策定についてお伺いいたします。

地域経済収支及び財政収支の黒字化として、まず第1に、ふるさと納税の積極的活用についてお尋ねいたします。ふるさと納税制度は、都会への税収の偏りを是正する目的で、08年に創設されたもので、出身地など応援したい地方自治体に寄附すると、2,000円の自己負担を除いた分が住民税などから減額されます。2015年度から減税の上限額が2倍になり、手続も簡素化されました。この手続簡素化も地方創生の一つであり、税外収入として期待されております。我が市においては、これまでのふるさと納税制度の取り組みと、楽しみながら地域貢献ができる制度であることから、さらなる拡充策はお考えになっているのかどうか、その取り組みについてお尋ねいたします。

次に、プレミアム商品券の活用についてお尋ねをいたします。地域の商店街などで割安に買えることができるプレミアム商品券は、昨年塩竈市においても地域振興商店街活性化等の旗のもと2割増商品券が開発され、市民の皆さんはもとより、地元商店街を初め中小企業等の活性化にも貢献できたと思います。

さて、ことしは政府が平成26年度予算に計上した自治体向け交付金「地域住民生活等緊急支援交付金」4,200億円のうち1,589億円が使われ、全国1,788自治体のうち1,739自治体で発行されます。本市においても来月、2割増商品券として発売が予定されております。こうした地域限定の商品券の活用は、観光の誘客に役立てたり、プレミアム商品券をお祝いにプレゼントしている自治体もあります。

京都府では、満90歳を迎えた高齢者のうち、過去10年間に介護保険サービスの利用がないなど一定要件を満たした人を対象に、健康長寿を祝うプレミアム商品券を配付しています。本市におきましても、健康長寿の推進を図る視点から、このような活用はいかがでしょうか。お伺いいたします。

次に、暮らしやすい持続可能な地域社会の創造。

その1、地域交通路線の見直し拡充についてお伺いいたします。日々の暮らしやすさを持続発展させ、市民の暮らしの満足度を高めていくことは、住みなれた地域で安心して生活できる基盤整備が必要であります。市内100円バス、北回り、南回り等、巡回バスは多くの市民の

方々に利用されております。しかし、時間帯によっては乗り残し、便数の不足と、課題があります。高齢化が進む中、年々日々の買い物が難しくなっている買い物弱者問題等、常に商店街の衰退と関係して議論されております。震災後、努力をされて立ち上がった海岸通地区震災復興市街地再開発事業がいよいよ本格始動しますが、商業圏の再生は塩竈にとってまちの活性化を図る重要な施策であり、拠点施設でもあります。商店街を単なる商業施設として見るのではなく、地域の人たちが集う場所、コミュニティーを支える第2の公共の場と捉え、経済的に持続可能な地域発展に広く影響があることと利便性を考え、市内東西南北から海岸通へと交通網の路線を見直し、暮らしやすさの向上を図ることが求められております。海岸通の商業施設の再生にあわせて、市内交通体系の見直しについてお伺いをいたします。

次に、塩釜駅周辺変則交差点の解消についてお伺いいたします。塩釜駅は仙石線が開通し、東北本線との乗り入れが実現したことで、一段と利便性が高まり、駅周辺は暮らしやすい地域社会形成が進んでおります。また、駅前広場は昨年11月28日、整備事業が完了し、より安全で快適に利用できる広場へと生まれ変わりました。しかし、塩釜駅周辺道路は多方面から複雑に入り組み、駅南側は5方面から道路が変則的に交差し、特に交通信号がない地点では車の渋滞は慢性化しております。

一方、東玉川歩道トンネル工事が今年度着工するなど、駅周辺地域は大きく変貌しつつあります。この渋滞の原因である県道と市道の変則交差を整理し、安全で使い勝手のいい道路にしなければなりません。市と県の話し合いはどうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

次に、シニアが生き生きと活躍できる地域社会として、再雇用の推進についてお尋ねをいたします。退職後の長い人生を健康長寿の延伸を図りながら、安定した老後と生涯現役で社会参加できる環境を整えることが求められております。多くのキャリアを積んで来られた人たちは町の隠れた宝であり、このすばらしいキャリアを生かす方法としてシニアバンクを創設し分野ごとに登録、再雇用の推進に取り組んでいただきたいと思います。お考えをお伺いいたします。

質問の最後は、自治体の連携推進についてであります。

地方創生の取り組みは、地域が衰退しないようにこ入れをする当面の視点と、中長期的な視点に立った息の長い人口減少克服の取り組みであります。各自治体は同じ課題を抱えております。人口減少に歯どめをかけるためには、単に従来の沿線上の施策や事業を継続するの

ではなく、地域間連携や多様な主体が参画し協働することにより、創意工夫を凝らした地方創生を進めていくことであると理解しております。

その一つとして考えられるのは、近隣自治体と連携して新たな交通ネットワークの形成を図り、巡回バスの支援など交通網を整理することです。このような人口交流施策によって地域経済の活性化が見込まれます。本市におきましては、仲卸市場や新たな商業施設への誘客を図る上で、地域再生計画を策定することも必要と思います。お考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部かほる議員から、都市形成の重要な要素となります地方創生人口ビジョンと総合戦略の策定について、2点ご質問をいただきました。

初めに、次世代を担う若者対策に関して、人口動態に関する取り組みについてのご質問でありました。

まず、本市の人口予測推計についてであります。現在の第5次長期総合計画を策定いたしました際に用いました人口推計は、国立社会保障人口問題研究所の平成20年時の推計を用いさせていただいています。計画期間終了の平成32年の推計人口が5万1,201人と推計をされておりました。さらに、今回の国の地方創生に関連して示されました同人口問題研究所の平成25年時の推計では、平成32年の推計人口はさらに低下いたしまして5万441人と、平成20年時推計よりもさらに800人弱の人口が減少する推計となっております。

これに対します本市の人口の現状についてであります。平成20年の人口問題研究所推計で平成27年は5万4,275人、平成25年推計時では5万3,473人となっておりますが、27年5月末時点での住民基本台帳人口は5万5,712人で、20年推計時よりも1,437人、25年推計時よりも2,239人上回っている状況でございます。

これら推計値よりも人口の現状が上回っている原因ではありますが、例えば転入転出の社会増減で、本市の場合には抑制効果があらわれております。例えば25年時であります。人口減少がとまりまして逆にプラスというような状況に転じております。これは本市のこれまでの取り組みが一定程度ではありますが、効果を発揮しているのではないかと考えておりますが、残念ながら一方では、自然増減については依然として人口減少が毎年400名ぐらゐと、大変厳しい環境が続いているのも事実であります。

今後は、やはり自然増減のほうの幅を縮めていくということこそが我々の課題ではないかというふうに理解をいたすところでございます。

次に、子育て世代のお母さん、お父さんから塩竈市が選ばれるような、そういった環境の充実を図ってはどうかというご質問の中で、具体的には海岸通地区市街地再開発事業で認定こども園等の取り組みを行い、他市の子育て世帯を本市に呼び込んではいかがかというようなご提案でありました。

これまで海岸通1・2番地区市街地再開発事業の準備組合の段階でありましたが、その事業計画を策定する中で、先ほどもちょっと触れさせていただきました、1番地区への分譲マンション建設にあわせて子育て世帯などを積極的に呼び込むため、駅前保育所を開設したいというようなことを真摯に検討された経過がございます。

準備組合はおかげさまで、去る5月31日に本組合が正式に発足いたしましたことを踏まえ、今さまざまな角度からまちづくりの検討を始めているところであります。例えば1番地区に建設しますマンションについても、商業等とマンションを分離して、できる限りコストの削減を図る。また、志賀議員からもご質問いただきましたが、公営駐車場をいかに有効に活用して定住人口の促進につなげていくかといったようなさまざまな検討を行っておりますが、その中で組合も子育て支援施設をぜひ整備をし、その整備によってまちづくりにどのような効果が発現できるかといったようなことを多面的に今検証を始めているところであります。

議員のほうからご質問いただきました病後児保育までは、その検討の中に入っておらなかったかと思っておりますが、今後、議会におきましてそのようなご提案があったということについては、組合のほうにご報告をさせていただきながら、どのような子育て支援ができるかということにつきましては、真摯に取り組みをさせていただきたいと考えております。

次に、地域経済収支及び財政収支の黒字化についてご質問をいただきました。

具体的には、ふるさと納税の積極的な活用というご質問でありました。ふるさと納税制度につきましては、ご案内のとおり、地方税法等の一部を改正する法律の公布によりまして、平成20年4月に創設をされております。自分の生まれた故郷を応援し、ぜひふるさとに活気・元気を呼び戻すという趣旨であったかと思えます。

本市のこれまでの実績であります、平成23年度は110件で1,498万円、24年度は61件で1,092万円、25年度は78件で1,955万円、26年度が93件で1,213万円という状況でありまして、これまでの4年間は全て1,000万円を超える状況であります。この金額につきましては、実は

県内でも結構金額が多いほうにランクをされているところでもあります。

本市のふるさと納税の利便性を高めるために、さらなる取り組みはというご質問でありました。まず、今年度からクレジットカードによる寄附金の払い込みができるように制度を構築させていただきました。また、寄附者への御礼といたしましては、ふるさと塩竈の風景を印刷したポストカードを送付しながら、本市の特産品であります、例えば地酒や生マグロ、あるいは水産加工品などを本市を代表する特産品としてPRも兼ねてお送りをさせていただき、これらの産業の普及拡大をあわせて図っているところでもあります。

ご質問のように、27年度から寄附をした場合には、さらに2倍、旧来の1割から2割まで引き上げられましたほか、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設に伴い、これまで必要だった確定申告なしで税の控除が受けられるなど、利用しやすい環境の創出に取り組んでいるところでもあります。

その一方でありますが、実はこのたびの全国市長会で、総務省のほうから、このふるさと納税制度を活用してふるさと愛を高めていくのは結構ではありますが、一方では過度な返礼を行う傾向が加速をしてきてはいないかというような警鐘を鳴らされたところでもあります。余りこういったことが過度に触れた場合は、税については改めて調査なり取り組みをしなければならぬというようなことを、財務省のほうでは検討されているというようなお話も紹介をいただいたところでもあります。本市におきましても、秩序あるふるさと納税制度をしつかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでもあります。

次に、地方創生地方版人口ビジョンと総合戦略策定の中で、プレミアム商品券の活用についてご提案をいただきました。ご案内のとおり、2割増商品券、7月1日から発売をさせていただきます。ことしもいろいろな方から、いつ販売するのやということで、再三ご照会を賜っております。

また、あわせて子育て応援券も4月1日からお配りをさせていただき、今大変厳しい環境にある商業者の方々の支援の一助になればということで、取り組みをさせていただいております。

議員のほうからは、介護保険を使わなかった方々に対するプレミアム商品券はいかがかというようなご提案でありました。既に国民健康保険を1年間全く使用しなかった、あるいは2年間使用しなかったという方々に対して、一定程度の感謝の気持ちをささげるということについては、他の自治体では取り組みをされている事例もございます。本市でも、実は介護支

援ボランティア活動事業ということで、年間わずか1万円ではありますが、そういった制度を構築させていただきました。

ご提案の介護保険を1年間使わなかった場合についてということについては、まだ検討した経過がございませんでした。ただ、介護保険だけで今度はいいのかというような、別な問題も提起されるのかなということは今率直に考えているところであります。今後検討させていただきたいと思っております。

続きまして、暮らしやすい持続可能な地域社会の創造についてご質問をいただきました。

NEWしおナビ100円バスであります。大変好評いただいております、23年12月からは、要望の高かった午後の1便を増便いたしまして、今現在1日4便で運行いたしております、26年度は年間約5万人、1日当たりで200人以上の皆様にご利用をいただいております。200人掛ける100円でありますので、1日2万円の収入がということであります。

また、各定例会を通じて多くの議員の皆様方から、このNEWしおナビ100円バスの地域拡大をもっと積極的に取り組むべきではないかというご提案をいただいております。今後それらの問題・課題につきましても、どのような取り組みが可能かということについて、今検討を始めさせていただいているところであります。

運行経路につきましては、4コースともに全て本塩釜駅を発着点とさせていただき、そこから放射状に市内を循環するという形をとらせていただいているところでありますが、なお今申し上げましたように、今後の課題ということで検討させていただきたいと考えております。

また、ご紹介であります、復興庁から示されました28年度以降の復興事業の対応方針の中で、伊保石往来タクシー等の運行財源につきましても、特定被災地域公共交通調査事業においてご支援をいただくということも確定をいたしておりますので、このような事業制度の拡大といったようなことについても、あわせて検討させていただきたいと考えているところでございます。

次に、塩釜駅周辺変則交差点の解消についてというご質問でありました。塩釜駅周辺であります、県道泉塩釜線や市道南錦町東玉川町線、市道玉川利府線、市道野田留ヶ谷線など、主要な幹線道路が複雑かつ変則に交差する形状となっております。特に、利府町からのペアブリッジ完成後は、市道玉川利府線の交通量が年々増大の一途をたどっておりますことに加え、今後は多賀城橋の供用開始が見込まれておりますが、さらなる交通混雑が予想される場所でもあります。これらの状況から、県はまずは当面の対策として交通安全施設事業として、県

道泉塩釜線の東北本線との交差点部に人道トンネルを整備することといたしており、今年度中には工事が始まるというふうに把握をいたしております。

また、変則交差点ではありますが、これまで市道野田留ヶ谷線のスーパーマーケット側の路側帯の拡幅などにより、自動車や歩行者の見通しが一定程度よくなるような部分的な改良は実施をさせていただきました。ただし、残念ながら抜本的な解消というところには至っておりません。今後、当地区への交通の集中を緩和するためには、都市計画道路や市道を含めた道路網の再編がやはり不可欠でございます。

実は、平成19年度から20年度にかけて、県、本市と多賀城市、利府町が連携して、仙台都市圏総合交通戦略策定業務の中で、塩釜駅周辺の都市計画道路のあり方について検討させていただいた経過がございました。その中で、火葬場の前を通ってまいります県道泉塩釜線について、現在の5差路のところに接続させるのではなくて、ほかの路線に直接交差をさせるというような検討を行った計画がございました。まだ正式なという形にはなっていませんが、どうもなかなか5差路を抜本的に解消するという点については難しいということで、一時期そのような路線につきましても、今申し上げました二市一町と宮城県で検討させていただいた経過がございました。ただ、その際には大型量販店の駐車場を分断するような路線の形態もありましたことから、なかなかフォローアップ作業ができないという状況でありました。その後、震災が発生いたしまして、その後の検討というのが全く進んでいない状況が今の状況であります。一定程度震災復旧・復興がおさまりましたら、また塩竈市都市マスタープランとあわせまして、このような具体的な検討を進めさせていただきたいと考えているところであります。

次に、シニアが生き生きと活躍できる地域社会についてのご質問でありました。

シニア世代のノウハウを活用するため、人材バンク、キャリアバンクをつくってはどうかというご質問でありました。同様の趣旨と理解してよろしいのかどうかであります。現在塩釜市シルバー人材センターが一定程度この役割を担っていただいているものと考えておりますが、議員のほうから再雇用という形ということではあります。塩竈市ということであったかと思えます。若干業務の内容が塩釜市シルバー人材センターさんと競合するといったようなことも考えられることが1点であります。

また、シニア世代の方々について、今後どのような形でさまざまな業務に受け入れをしていったらいいかということについては、継続検討させていただいているところでありますが、

まだ明確な方向性が策定できずにあります。まち・ひと・しごとの中でも、こういった課題は大切な課題でありますので、あわせて建策をさせていただければと思っております。

次に、自治体連携、前段でも小野議員から自治体の連携をもっと強化すべきではないかというようにお話をいただきましたが、本市の地方創生を図るに当たって広域連携、自治体連携は、非常に重要な課題であるというふうに理解をいたしております。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中におきましても、町の活性化として広域連携が基本目標に位置づけられ、その主な施策として都市のコンパクト化と周辺とのネットワーク形成が示されております。

この考えを踏まえまして、塩釜地区広域行政連絡協議会の場におきましても、例えば松島ワンダーランド事業の広域観光の推進や、今年度商工会議所が主催をいたしますみなと塩竈・夢博へー市三町にも出店をお願いさせていただくなど、連携強化を図っているところであります。

また、そのほかにも斎場建設でありますとか、東部衛生処理組合の加入といったようなさまざまな連携強化のための検討を今進めさせていただいているところであります。加えまして、周辺自治体とのバスの連携といったようなことも、今後の大変大きな課題ではないかなと考えております。

例えば、若干ご紹介させていただきますが、七ヶ浜町の町民バスにおきましては、上り下り合わせ、平日では40便、休日では15便運行をいたしております。塩竈市内では、市役所入り口、市立病院、海岸通、本塩釜駅などの9カ所にこの七ヶ浜の町民バスが停車をいたしております。また、利府町民バスであります、平日で13便、休日で8便運行いたしており、市内では梨ヶ丘団地や千賀の台入り口など3カ所に停車をいただいております。さらに、大郷町民バスであります、上り下り合わせて6便運行しており、塩竈市内では塩釜高校入り口と塩釜駅の2カ所に停車をいただいております。ここは本市のNEWしおナビ100円バスとこれらのバスの連携を密にしながら、より広域的な連携の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、第2質問としてお話をしていきたいと思っております。

まず、人口減少に対しては、塩竈市の転入転出の社会増ということで、大変うれしく思いま

す。自然増となりますと、これはなかなか難しいことで、若い方たちがたくさん住んでいただけると、子供の人口もふえていくのだろうということで、施策的には若い人たちに一応視点を向けて進めていかれたらいいのかなというふうに思っております。

子育てに関しては、お一人でも多くの子育て世代の方々に住んでほしい、そんな思いで今回取り上げました。塩竈は今や仙台圏にもう入っております。駅前という非常に立地条件がいい、利便性がある、その中で住宅施設もできるということで、仙台圏からの人口流入を促進できるのではないかと、そういった大変絶好のチャンスかなというふうに捉えております。

本市のゆとりある子育て環境と4月以降の待機児童をゼロにするということ、私お伺いしましたが、毎年12月に申し込まないと、なかなか4月のスタート、保育所の入所のスタート、その時点でのゼロであって、その12月以降に申し込んだ分はあきがあれば入れるのですけれども入れないというような事情もお聞きしまして、ちょっと困った方もいらっしゃいましたので、ちょっといろいろと私も調べてみました。実に皆さんが住んで安心だ、若い方たちが、それは常に必要としたときに預けられる、そうした状況に対応できる、やはり子育て世代への対策というものは必要なんじゃないかと。例えば産休明け。何月から仕事に出なきゃいけない。でも子供が満杯で入れないという状況が生じますと、これはお母さんそのものが非常なストレスを抱えるわけですね。悩んでしまって、どうしようどうしよう。そういったことをやはり救ってあげなきゃいけないという部分では、塩竈市の今の待機ゼロの状況は、保育所がまず満杯に近いという状況があるということがわかりました。各保育所ともに定員ぎりぎりの空間でお預かりしているという状況があると思いますので、ぜひもう一つこういったすばらしい利便性のある、そして今度の商業施設には駐車場もあり、そして保育所もあり、魅力ある生活圏ではないだろうかというふうに思います。お勤めは仙台で結構です。住むのは塩竈に、そして駅前で預かって、安心してお仕事していらしてくださいということで、これは民間活力を導入して保育施設の整備というのも必要かと思えます。多様な保育にとって応えられるのは、やはりある程度そういった幅もなきゃなりませんので、これは今政府のほうでも民間保育所に関しては相当な力を入れておりますので、そういったことも活用しながら、すばらしい施設ができればいいかと思えます。仙台圏の方たちに大いにPRして塩竈に住んでくださいという呼び水になってほしいというふうに願っております。

そして、駅前保育所の設置というのは、子育て相談とかいろいろな子育ての拠点として、拠点施設として考えてみてはいかがでしょうか。市街地再開発事業、形成される駅前ですので、

こういったこともチャンスと捉えて、ぜひ若い方たちをとということで考えていただきたいと思います。

それで、次にふるさと納税の積極的活用について、これは税収外収入、これを目指せるということですね。東北の自治体では4月以降、寄附の申し込みが急増しています。本年度から制度拡充ということで、先ほど話に出ました。減税額が2倍に引き上げられて、そしてなおかつ確定申告が不要であるといった、手続上非常に簡素化されて効果があらわれているといったことが魅力かもしれません。また、そういったことで相乗効果、返礼品の相乗効果もあります。寄附の申し出が相次いでいるという自治体がたくさんあります。

ただし、先ほど市長が仰せられたように、返礼品に対してはいろいろ何か問題点も出てきているようではありますが、私はやはりこの制度は三方よしだろうというふうに思っております。ふるさとを思い、あるいは自分の大好きな旅行に行ったらとてもいいまちだった、じゃあ少し寄附をしようというお気持ちも出るかもしれません。そういったところに返礼品とはいいますが、これを地場産品のやはりPRも兼ねて、とにかくそのつながりを大切にするという意味では、この返礼品という位置づけというのは非常に重要であろうかというふうに思います。地域のことをPRして味わってもらおう。そして、それをまた次につなげていく。販路拡大にもなることですので、大変これはありがたいことだと思います。寄附者の方には観光PRも兼ねまして、塩竈市のことをよく知ってもらおう。喜んでもらう。そして、市は税収外収入の獲得という大変ありがたい、すばらしい、私は施策だということでぜひもっとも推進していただきたいというふうに思います。

例を挙げますと、今日本で1番なのが長崎県の平戸市です。2014年、12億7,884万円で、謝礼は分割して受け取れるように、有効期限なしのポイント制にしているのが非常に魅力的だそうです。カタログから特典を選べる。季節によって選べる。そして、その自分のためたポイントでまた申し込みができるというような、非常に利便性を考えて、何かこの謝礼を、何か相当の人気があるようです。

それから、もう一つは、大変びっくりしたのですが、このふるさと納税制度に地方銀行が加わっているということで、秋田と、それから身近なところでは、中央にもあるのですが、山形銀行ですね。ふるさと納税をした人を対象に、1年物で金利を、今ちょっとこれ余りここで言うのはあれですので、金利をちょっとプラスアルファして預金をしていただくと。それもきちんと預金担保の対象にして、保険の対象にしているということで、経済効果、あるい

は経済の広がりを生んでいるということなんですね。こういった取り組みも一つの地方の大きな経済再生につながっていくのかというふうに思います。

こういった、ちょっとまだまだそこまでは考えられませんが、まず塩竈の今の現況を考えますと、もう少し謝礼の額をもう少し上げていただいて、そして選べるものということ、とても大切だと思いますので、ぜひその辺の推進をしていただきたいというふうに思います。

次に、プレミアム商品券なのですけれども、ことしも心待ちにしております。先ほど京都市の私は例を挙げましたが、京都の場合は10年間なんですね。10年間介護保険サービスを使わなかった方という、非常に大変結構条件が高いんですね。それで、その方たちに本当に健康長寿を維持するのは大変な努力ですということでお祝いをさせてあげることなのですが、私はこういったことも一つの生活習慣病とか言われるような分野でも、そういったことを抑制する、予防する意識啓発になるのではないだろうか。元気に長寿社会を形成するためにご活用なさってはいかがでしょう。元気に長寿でいらっしゃるということは、私たちの先輩としてお手本であります。医療費あるいは介護保険料の抑制ということは、大変ありがたいことですので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、地域交通路線の見直し拡充についてですけれども、買い物弱者の方たちの問題につきましては、前にも議会で取り上げました。高齢化が進んで運転免許を返上なさる方が年々ふえております。また、災害公営住宅等、新たな生活圏の増加等もあります。ぜひとも見直しをしていただけたらというふうに思います。

前にも申し上げましたが、海岸通の商業圏、誘客の取り組み、これは私たちが周りから応援できる一つの施策であります。何とかお客様を町中心部にお運びする、そして地域の方たちには楽しんで買い物できる環境づくりをしてあげるといことは、この巡回バスというのは本当に大事なものですので、ぜひ自治体が応援できる、一段と加速化してこの件を進めていただきたい。市街地再開発の完了をめぐりに進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、塩釜駅の周辺の変則交差点の解消、もう限界が来ております。実は、きょうも私は朝来たのですが、ちょうど9時台に、こちらに10時までと来たのですが、母子沢のほうまで渋滞しております。陸橋はもちろんですけれども、私もあそこの変則交差点を抜けるのに10分かかります。そういう状態で、非常にでも皆さんが注意なさっているので、交通事故等

は避けられておりますけれども、何とかこれは早急にお話、なかなか道路ですので大変難しい面もありますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、シニアが生き生きと活躍できる地域社会、再雇用の推進についてであります。長い間、それぞれの分野で活躍されてきた経験豊かな方たちが退職を迎えられ、そして地元に戻ってこられる方もあります。技術系、営業系、あるいは専門分野、資格をお持ちの方もあります。私は、これはシルバー人材センターもありますけれども、この部分では別枠としてシニアバンクの創設をお願ひしたいと思ひます。

実は市役所のことだけではないんですね。ちょっとお聞きしましたら、水産加工業の方たちも一応販路拡大でいろいろ努力なさって、大変な思いをしていらっしゃる。営業面での結局販路拡大、これは喫緊の課題であります。しかし、なかなか人手不足で負えない。そして、お話を聞きましたら、商談会でまとまったということで、その商談会などの機会をつくってあげられる。でも、今度はお客様、商談が成立して、そこから次の段階に行くときになかなかうまくいかないという例があるのだそうです。これはやはりノウハウが必要なのだろうというふうに思ひます。進めていくにはですね。では、どうやって進めたらいいのかという悩みを抱えていらっしゃるというお話も耳にいたしました。営業面で長らくキャリアを積んでこられた方は、もちろんこういったことはもうなれていらっしゃる方が多いわけですので、こういった面でもしできるならば、例えば事業所さんなりが一軒一軒で雇用することが大変であれば、ある程度組合とか、そういったまとまりの中で雇用をする。そして、その方にも全国、あるいは海外にも行って、そのキャリアを生かして働いていただく。その力をかしていただくということも非常に大切なことだろうと思ひます。そのキャリアが若い世代に引き継ぐためのものでもあります。

私は今こうしてお話をしていますけれども、それぞれの人脈、全国にも人脈をお持ちになっている方がたくさんありますし、専門性の高い分野で活躍なさってきた方もあります。人口減社会においては、こういったノウハウを持った方たちも、その技術あるいはノウハウを継承していく、つなげていく、これは社会にとっては大変なやはり財産だと思ひますので、ぜひここをつなげてほしいというふうに思ひ、このシニアバンクを創設していただきたいというふうにお願ひを申し上げました。また何かありましたらお答えをいただきたいと思ひます。

それから、自治体の連携推進につきましては、今市長からお話がありました。さまざまな齋

場建設やいろんな面で、自治体広域連携というのができ上がってきております。1つの自治体でできないことが、近隣の自治体と手を組むことによって住民サービス、あるいは地域の発展がなされる、そして財政のやはり縮小もできる。お互いにメリットは大きいかと思いません。

今交通路線のことで私は乗り入れをとということを今回はお願いをいたしました。私たちのまちとしては、新たな商業圏ができますので、ぜひ周りの市町村の方たちに来ていただきたい。七ヶ浜、大郷町のバスを時々見かけます。でも、この路線バスがどこでとまって、どこを回っているか、塩竈の方は存じ上げていないんですね。そうしますと、このバスを利用することもできるわけですね、ある区間は。ぜひこういったことを系統立てて、何かのマップにしてもらおうとか、そういったこともちょっと必要ではないかというふうに今思いました。

広域連携が図られていく、これはもう本当に交通ネットワーク形成でございます。何とかバスのお互いの乗り入れによって利便性を高めていただきたい。七ヶ浜に住んでいらっしゃる方が、バスの便が悪くて案外塩竈に出向くことが多いんですよといった話も聞いておりましたので、ぜひそういったことをもう一度構築をしていただきたいというふうにお願いを申し上げます。ぜひよろしくお願ひいたします。

第2質問を終わります。

○副議長（鎌田礼二君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、阿部かほる議員から行政全般にわたっていろいろご質問をいただきました。恐らく基本はやはり塩竈の人口問題を今後どのように解決していくか、これは全ての議員の皆様方の思いもそこにあるのかと思っております。それを歯どめをかけ、できれば将来その人口増加というような地域社会というものを我々も理想とはしながら、今現在は何とかまずは歯どめをかけようということをやっております。これは私の言葉ではありません。ある方が人口の配当という言葉を使っておられました。人口がふえることによって、さまざま地域社会が好転していくということは、過去の歴史をひもとくまでもなく事実であります。我々も今、阿部かほる議員からご提案いただきました、人口に起因をする、例えば子育て支援の問題、あるいはふるさと納税の問題、そしてプレミアム商品券の問題、さらには市内の地域交通体系の問題、さらに加えて隣接する町村との連携の問題、そして人材バンク等々、全てがその本市の人口ということが出発点となっておりますので、そういった行政

の推進に、なお議員の皆様方からさまざまなご指導を賜りながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。若い方たちに、住んでみたい、住みたいと言われるような、選ばれるまちを目指して、皆さんで心一つにしていきたいものと思います。まちづくりは、小さな課題でも一つ一つ取り上げ、それを住民の方たちの満足度につなげていくことが施策づくりだというふうに思っております。今後ともよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で、阿部かほる議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明24日定刻再開したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明24日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後5時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年6月23日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 鎌田礼二

塩竈市議会議員 志子田吉晃

塩竈市議会議員 伊藤栄一

平成27年 6 月 24日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成27年6月24日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員(16名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(1名)

15番 高橋卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	櫻井史裕君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	阿部徳和君
震災復興推進局長	荒井敏明君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君

水道部長	赤間忠良君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君
建設部技監 兼震災復興推進局技監	赤間忠良君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	菅原靖彦君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主事	片山太郎君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから6月定例会3日目の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、15番高橋卓也議員の1名です。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番小野絹子議員、17番伊勢由典議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（佐藤英治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

4番田中徳寿議員。

○4番（田中徳寿君）（登壇） さいせいクラブの田中徳寿でございます。今回の一般質問の機会を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様に厚く御礼申し上げます。

また、8月30日に市長選挙、市議会議員選挙が決まり、6月議会が一般質問の今期の最後の機会であり、財政の仕組みと入札の仕組みについて質問いたしますので、市長並びに当局の誠意のある答弁を期待して、通告に従いまして質問いたします。

1番目として、基金についてお伺いいたします。

基金の残高と運用状況について、平成27年3月末と5月末における運用状況についてお伺いいたします。

また、基金は5月末の出納閉鎖日にはどのような取り扱いを行う仕組みなのか、お伺いいたします。

2番目として、地方債についてお伺いします。

地方債の一般会計、特別会計、企業会計における発行、償還の仕組みについて市長にお伺いいたします。

また、地方債残高の確認の仕組みと県、総務省にどのような報告をしているのかを教えてください。

3番目として、水道事業会計について市長にお伺いいたします。

水道事業会計の平成11年度から平成25年度までの年度において、企業債の取り扱いについてお伺いいたします。

水道事業決算書において、1、資本的収入及び支出の1款1項企業債の決算額と、2番目として、水道事業剰余金計算書の企業債受入額と、3番目の企業債の概況の本年度借入高と、4番目の企業債明細書の当年度額と、5番目の決算監査意見書の水道事業会計において、資本的収入及び支出で、収入の資本的収入の企業債の数字が同額と考えておりますが、どのような状況になっているのか、市長にお伺いいたします。

4番目として、市立病院の入札制度についてお伺いいたします。

薬・備品など、年間どのくらいの件数、金額で、どういう仕組みで入札が行われているのかお伺いいたします。

以上で質問は終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、田中議員から3点についてご質問いただきました。順次お答えをいたします。

初めに、基金の運用状況についてのご質問でありました。

まず、5月末日におきます基金残高であります。総額313億99万465円でございます。その内訳であります。本市復興交付金事業の財源となります東日本大震災復興交付金基金が236億4,667万3,020円と全体の75.5%を占めております。このほか、庁舎建設基金やカメイこどもの夢づくり基金、災害救助支援基金など特定の目的の基金は、復興交付金も含めると全体の96.5%となっております。用途が限定された基金が多いという状況であります。年度間の財政調整が目的となります財政調整基金は10億9,401万6,933円で、全体の3.5%という状況でございます。

なお、議員のほうから専決処分をいたしました3月末日のというお話もいただきました。後ほど担当のほうからご答弁を申し上げます。

また、出納閉鎖期におけます基金の取り扱いについてのご質問でありました。

各基金の運用につきましては、出納閉鎖日となります5月末日を運用の満期日としており、

金融機関などの運用先から基金の運用資金を引き上げました後、各事業の財源とするための取り崩しや、あるいは基金の積み立てなどの最終調整を行わせていただいております。繰り越しとなる事業につきましても同様でございます、財源となります基金から事業の財源相当額を取り崩し、繰越事業費等充当財源繰越額として翌年度へ繰り越しをいたすこととなります。

また、満期を迎え、最終調整をした基金の運用につきましては、同日付で新たに運用を行っており、副市長を中心として会計管理者及び会計課、財政課が、年度途中の各種事業の進捗やその時点での本市の資金状況を見計らいながら、安全、確実かつ有利な運用方法を検討し、運用期間や運用先等を決定させていただいているところでございます。

次に、地方債についてご質問いただきました。

各会計における地方債の発行、償還の仕組みについてのご質問でありました。一般会計、特別会計、企業会計ともに、基本的な仕組みは同様でございます。

まず、地方債の発行額の決定でございますが、発行限度額を次回にお認めをいただいた後、その限度額の範囲内におきまして、地方債を財源とする事業予算の執行状況を見定め、当該年度における予算執行額に見合った発行額を決定いたします。また、地方債を発行する期日につきましては、借入先ごとに異なる内容となっておりますが、借入先が、例えば財政融資資金や地方公共団体金融機構資金などの公の機関の場合は、借入日が指定をされております。また、借入先が金融機関の場合は、借入先との調整の上、決定をいたしております。一般会計や特別会計におきましては、主に年度末の3月や出納整理期間となります5月に借り入れを行っているところであります。水道会計、病院事業会計の公営企業会計は、出納整理期間が設けられておりませんことから、3月に借り入れを行っているところでございます。

また、地方債の償還につきましては、借り入れの際に取り決めました期日に借入先にお支払いするものでございまして、9月と3月の年2回の支払いが主な償還期限といたしております。

次に、地方債残高の確認についてご質問いただきました。

地方債残高につきましては、各担当課におきまして、年度中の借り入れや償還額を起債管理システムで管理をいたしております。また、借り入れや償還などの会計処理につきましては、担当課で事務処理をした後、会計課におきまして、遺漏遅滞なく適切に執行されたかどうか、その都度点検をいたしているところでございます。

なお、地方債残高を確認するためのチェック機能というご質問でありましたが、財政融資資金につきましては、財務省東北財務局からの貸付金残高の突合についての照会により互いに把握をしている残高の突合を行っておりますほか、金融機関におきましても、毎年の勘定残高確認の照会を通じ残高について適切に管理をいたしているところでございます。

次に、水道事業会計についてご質問いただきました。過去に発行した地方債について、企業債決算額や借入高企業債明細は同額で処理しているのかというご質問でありました。

金額については、違いが発生をいたしております。理由をご説明させていただきます。2つの理由がございます。1つは、企業債を財源とします繰越事業が生じた場合、もう1つは、同じく企業債を財源とします災害復旧事業を実施する場合、この2つの場合に金額の差異が発生をいたしております。具体的に申し上げます。

まず、繰越事業が生じた場合についてであります。事業を繰り越して企業債を2カ年に分けて借入れを行う場合、繰越年度の決算書において、企業債決算額や借入高の数値は、その年度の借入額を決算として計上させていただいております。一方、企業債明細書につきましては、2カ年分の発行額を合計して記載をすることが企業会計の中でルールとなっております。したがって、同じ決算書の中で数値の差異が発生するということとなります。

また、災害復旧事業の場合でございますが、財源となります企業債には、通常の企業債のほか原状復旧のための収益的企業債を発行する場合がございます。この場合、企業債明細書や借入高は発行総額を明記いたすこととなっておりますものの、資本的収入の決算額は、通常の企業債のみの計上となりますことから、数値の差異が生じるものでございます。

本市水道事業会計といたしましては、地方公営企業法に基づき、このような決算処理を行っているところでございます。今後、なお、よりわかりやすい表記に努めさせていただきたいと考えているところであります。

次に、市立病院の入札制度についてご質問いただきました。

具体的に、薬や医療機器などの備品を購入する際の契約手続についてのご質問でありました。基本的には一般会計と同様に、地方自治法及び地方自治法施行令の規則に基づき契約手続をいたしております。市立病院におきましても、一般会計に準じ、契約に関する必要事項を塩竈市立病院契約規程に定めているところであり、塩竈市立病院組織規程に基づき、入札は担当部が行い、契約手続は事業部業務課が行っているところであります。

具体的な契約手続についてであります。例えば、薬品の購入における契約につきましては、市の入札参加登録者名簿に登載をされました全ての業者から見積徴取を行い、薬品のそれぞれの品目ごとに落札業者を決定し、契約を締結しているところでございます。また、医療機器の購入につきましては、規定により一般競争入札または指名競争入札により購入業者を決定することといたしておりますが、医療機器という性質上、納入できる業者がある程度限られますため、指名競争入札により業者決定をしているところでございます。

なお、指名業者の選定につきましては、購入金額が500万円以上の場合には、塩竈市立病院工事請負業者等指名委員会規程に基づき、病院の指名委員会を開催し、指名業者を決定することといたしているところであります。

今後も契約手続等につきましては、一般会計同様に法令を適正に遵守し、適正な執行に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 補足としまして、26年度末の専決補正後の基金の残高をご報告申し上げます。

総合計としましては、312億9,933万1,000円でございます。312億9,933万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 市長、答弁ありがとうございました。基金とか起債とか、ふだんわからないことだらけのことなので、今回、最後なものですからお聞きしました。これから順次質問します。

27年3月末と27年5月末の基金の差額について、それと、大幅に変更になっているところを教えてくださいたいのですが。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

専決補正後の3月末現在と5月末の残高の差でございますが、これは、4月5月の2カ月間の出納整理期間におきましても基金を運用しておりますことから、その運用益の利息分が5月末のほうに加算されているというような状況でございます。それが差になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 金額的に教えていただきたいのですが。差というのは、財政は数字だと思うので、言葉でないので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

差は165万9,465円になります。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） ありがとうございます。

それで、27年5月末までの基金の運用状況の中身、要するに、預金であるのか何であるのか、教えていただきたいのですが。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

5月末までの運用、各基金でございますけれども、外部に対する、金融機関等に対します預託でございますとか、一般会計に対する繰替運用になっております。この2つが基本的な運用の内容になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） できたら金額、おのおの教えていただきたいのですが、数字の話をしているものですから、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） ご報告申し上げます。

一般会計の繰替運用につきましては、件数は1件でございますが、運用額が190億円ちょうどでございます。それに対しまして金融機関等への預託運用でございますが、全体で15件ございまして、123億99万465円になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） ありがとうございます。

この一般会計繰替運用の中に一般会計のマリンゲートの貸付金が入っていると思うのですが、

それは今は5月末で幾らなのでしょう。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えします。

マリンゲートに対する資金としての基金からの長期借入でございますが、これは一般会計としての財源として借り入れているものですから、今基金には存在しないお金ということになりますので、これは現在運用はしておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 運用でなくて、貸している額はどのくらいあるのか、貸付金として教えていただきたい。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えします。

現在、基金からの長期借入でございますけれども、合計で3本ございます。まず1つが、今お話ございました旅客ターミナル施設取得分としまして庁舎建設基金から借り入れをしています。これは平成13年に借り入れをしたものでございますけれども、現在、数字としましては、26年度末の残高を報告させていただきますと、まだ償還していない部分、残高は、4億7,460万円になります。4億7,460万円でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） それだけですか。4億7,460万円だけなのですか。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） 説明が足らず、失礼いたしました。

借り入れしているのが3本ございまして、そのほか2本ございます。1つが、同じく庁舎建設基金、平成18年度に長期借入をしたものでございまして、この26年度末残高は、1億8,800万円でございます。最後もう1つが、ミナト塩竈まちづくり基金から長期借入をした部分でございまして、これは平成17年度に借り入れをしたものでございます。この26年度末残高は、1億6,180万円でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） きょうこういうことを聞いているのは、公会計が複式簿記と聞いているものですから、自分ところの基金を借りるといことはどういう会計処理をするのか、ちょっと難しいなと思っていたのです。正直言うと。頭では理解できるけど、帳簿処理というのは結構難しいものですから、それをどのように処理するかと考えますと、それまでにこういうものを穴埋めして、要するに佐藤市長が就任して、駐車料会計、それから魚市場会計、病院会計、赤字を埋めてきたわけですよ。ようやくこの基金の残高が、返済というか、自分の残高を減らすのか、あるいは返済するのか、もとに戻すのか、そういう仕組みをすることによって塩竈市のマイナス要素が消えるわけですよ。今回、塩竈市が災害により膨大な資産を国費によってつくっていくわけですよ。そうすると、つくった後から維持費がかかりますよ。その維持費に備える財政に立て直していくためには、どうしてもそういう赤字部門を埋め切っておかないと体制が整えられないから、こういう質問をしているわけです。そうすることがこれから先必要なので、市長がどういう考えでおられるのか、ちょっとお聞きしたいので、お答えをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今後の財政の健全化という意味でのご質問と受けとめさせていただきます。

就任以来、行財政改革推進ということを旗印に取り組んでまいりました。今お話しいただきましたように、例えば、魚市場あるいは病院、そして、土地開発公社といったような累積債務を、何とか方向性を見出せたものかなとっております。

これから先は、過去の轍を踏まないように、いち早く財政の健全化に必要な対策をまず講じるということではないのかなとっております。我々行政がみずからそういったことを市民の方々にお示しをさせていただくということで、過去におきましては、職員給与の独自削減、約6億を超えるような職員の給与削減も取り組みをさせていただきましたし、また、職員定数につきましても、たしか就任時840でありましたものを、今ようやく200名ぐらい削減をいたしてまいりました。今、震災ということで、県外他市からいろいろご支援をいただいております中で、職員定数については、今横ばいということで議会からもご理解をいただいているかと思っております。一定程度復旧・復興が一段落しましたら、また、職員と知恵を絞りまして定数削減等の我々の内なる改革と、それから、市全体としての財政健全化ということに取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） そこで問題なのです。今、塩竈市の基金残高は三百何十億あると言われております。それで今、マリゲートなどに貸している金が7億ですか、8億ぐらいの話だと思っておりますけれども、数%ぐらいの話なのです。でも、その数%が、後で重荷になることが出てくるのです。企業で言えば、昔、4大証券の一角が、ケイマンに飛ばした債権のもとで、その当時の財政力であれば簡単な話が、ある時期、追い込まれたときに破綻して、涙をもって謝罪した社長がございました。アリの一穴からも負けていくことがあるんですよ。そういうものを財政に抱えながら全てやっていくことが、これから起こるであろう財政再建あるいは震災復興でできる資産を維持管理するための費用を捻出するためには、どういうアリの穴も塞いでいかないとだめだと思っているから、このような話をしているわけでありまして。それが現実なのです。多分、お金は生き物なのです。穴が塞がったところにたまってくるんですよ。穴があいているところには逃げていくということをきょう申し上げて、この質問は終わりにします。

次に、25年度の決算資料の中で、24年度の起債残高が626億2,829万7,000円と書いてありまして、24年度の資料で償還額と決算額を引きますと2,636万8,000円ほどの違いがあります。どうしてこのような違いが出てきたのか、そして、今後どのようにしてこういう違いが出ないようにするのかをお伺いしたいのですが。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えします。

今議員ご指摘の数字の差異でございますけれども、まず、決算時に市が提出いたします各種資料がございます。1つが、歳入歳出事項別明細書でございます。それと、監査のほうから出します監査意見書、それと主要な施策の成果の巻末にございます各種地方債関連の数字、そしてもう1つが、決算特別委員会に提出いたします、財政課がまとめました地方債関係の資料、この4つがあるかと思っております。

実はこの4つの資料、同じ地方債の関連の決算数値ということになりますけれども、実は2つございます。1つが、事項別明細書と監査意見書が採用しております数字としまして、いわゆる素の状態での決算数値、円単位で表現しております素の状態の決算数値でございます。もう1つが、主要な施策の成果の巻末にございます数字と、あとは決算委員会で提出いたし

ました資料の数字、これは、総務省の決算統計という全国の市町村の決算統計をするに当たっての国が定めたルールがあるのですが、このルールに基づいて算出した地方債関連の数字、これは千円単位でございますけれども、これとの違いが存在しております。具体的に申しますと、素の数字は当然素の決算の数値でございますけれども、この決算統計のほうの数字というのは、各年度におきまして地方債の借りかえをした場合、過去に借りていた地方債、高利なものを低利で借りかえをする場合ですとか、もしくは事業を実施するに当たって、財源のための地方債を借りるのでございますけれども、市中銀行から借りる場合には、5年間で一度借りかえをするという行為をします。利率を見直しするための借りかえ行為をします。そういった借りかえをするタイミングがある場合に、国のルールに基づきますと、借りかえですから一度償還する。そして、同額を借り入れる、いわゆる借りかえ分が、歳入歳出からその同額を差し引く行為をします。これはルールとして認められたものです。それともう一つは、これもルールでございますけれども、先ほどご質問にもございました基金からの長期借入金。その借入金に対します一般会計から基金に対する元金相当分と利子相当分を公債費で払っておりますけれども、これはルール上、市一つの会計の中での処理ということで、決算統計上では、地方債ではなくて補助費等という、専門的な用語になって大変申しわけないのですが、組み替えをしております。要は組み替えをしております。この2つ、借りかえと組み替えによって数字がまざりしているというのが実態でございます。

ただ、このずれに関しましては、同一の決算の数値をご報告するに当たって2つの異なった数値が存在すること自体は、確かに混乱を招く部分でございますし、かつ、数字を、悪い意味ではないのですけれども操作をするわけですから、当然あってはならないことですが、間違いが生じる可能性もあるかと思っております。

こういったことから、昨年度の決算後、財政課としましてもそういったところを素直に反省いたしまして、次回の決算委員会からは、基本的に素の決算の数字を使って全ての資料を統一したいと考えております。ただ、主要な施策の成果の巻末につきましては、総務省ルールに基づいた数字というのは、これはこれで当然重要な数値で、これをベースに健全化4指標ですとか、経常収支比率ですとか、ああいった主要指標を出す重要な数値になっておりますので、それはそれで表記はさせていただきますが、これは素の数字とは違うんですよというのをどなたが見ても理解できるように、誤解が生じないように対応していきたいというふうに考えております。

ご指摘ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） なぜ、そのようなことを言うかといいますと、去年の決算委員会の資料の中で、私が5年間の事項別明細書をそろばんを置きまして、全部ただして、利息と元本を出したら、その資料がいたく違っていたものですから、そういうことから始まったわけです。なぜそのようなことを調べ始めたかという、これから質問する水道が絡んでいたのですよ。水道の記載が、その表記と私が見ている資料と違っていたものですから、私がそういうことに興味を持ち始めたことなのです。

それではこれから、水道のほうに移っていきたいと思います。水道についてお伺いします。

先ほど市長の答弁で、一つの指標である資本的収入及び支出の1款1項企業債と水道事業剰余金計算書の借入資本金、それと企業債の概況、あるいは企業債明細書、あるいは決算書の借入資本金、そして監査意見書の資本的収入の企業債が同額であることがまず望ましいんですけれども、事業遂行上、多分繰り越しという事業が発生する場合にそういう差異が生じた。それは今まで誰もわからなかったんですよ。私も知りませんでした。そういうことが起きているということは、1つの決算書に違う数字が記載されている事態を、私も把握していませんでした。だから、私もこの資料を調べ上げたときに、愕然としました。どうしてかという、そういう話を今まで誰からも聞いたことがなかったものですから、今回こういう質問をして、議員の皆様が理解されることが大事かなと思って、きょう質問しているわけなのです。

それで、水道事業の年度末の企業債の問題なのですけれども、それをまず24年度、23年度のあたりで質問しますので、どのようになったのかを教えてくださいたいのです。23年度の企業債で、資本的収入決算額、要するに資本的収支企業債決算額では1億2,650万という記載がされていますけど、本年度借入額という企業債概況では1億5,040万の記載がありまして、明細も1億5,040万なのです。そして、企業債の資本的収入、要するに決算監査意見書は1億2,650万と。借入額との差額が、23年度で2,390万発生しているわけなんですよ。これの説明をお願いしたいなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） まず初めに、資本的収支企業債決算額1億2,650万。確認させていただきますが、企業債の本年度借入高、これが1億5,040万、企業債明細が1億5,040万とな

っております。監査意見書のほうが1億2,650万という形になっています。

まず、1億2,650万の内容につきましては、これらにつきましては資本的ということで、建設改良費に係る部分の借入額の決算額となってまいりますので、それがまず入ってまいります。また、借入高のほうで1億5,040万という形で出てまいります。これにつきましては、まず資本的負債ということで、災害復旧関係のほうに係る部分で1,000万ほどございました。そのほかに起債の前借りということで、資本的収支の部分で23年度の前借りの部分がございます。それが9,250万ということでございまして、それぞれの内訳になってございます。ですから、2,390万につきましては、今申し上げましたように、まず収益的負債という部分での借入高の1,000万の部分がございますので、それが1つございます。あと、起債前借りという部分でございまして、2,390万という形になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） では逆に聞きますけれども、23年度に借り入れた1,550万の前借りはどのような性格のものなのか、教えていただきたい。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 起債前借りにつきましては、先ほど市長も答弁しましたように2カ年に分けて借り入れするということがございます。それで、初めに現年度分の出来高についてまず企業債を発行させていただくということで、要するに事業完了までのつなぎ資金というふうな形で活用できる起債前借り制度がございます。これは、国の財政融資資金の一部ということで、企業債の一部ということで前借りという形で借り入れし、企業事業が完了した段階で残額分を借りるという形のものでございますので、これを活用した場合には、起債前貸し分は借り入れた年度でまず決算します。残りの分は繰り越した事業年度で決算するという形になりますので、それで、先ほど市長答弁申し上げましたように明細書のほうはこれの合算額が入ってくるものですから、そこで差異が生じるという形になります。そういう形のものでこれらの処理をさせていただいているということでございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 合算するとき問題が1つ発生するんですよ。要するに、公共的なものであれば、その前借りしたやつと合算するとき、その前借りした分を償還した形を記載しなければ、誰も理解できないんじゃないかということなんです。それが普通、正しいやり

方だと思っんですよ。それは、ある種合算したからいいという表記の仕方ではなくて、公会計という責務がある以上、市民に知らせるといふ責務を持つている以上、まず最低限議会にはそういう処理の扱いをすることがまず大事だと思っんです。見解をお願いします。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 先ほどの市長の答弁にもございましたが、よりわかりやすい形での表記の仕方についてでございますが、これは明細書のほうにつきましてもそういう形で今後やっていきたいと思っっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） そこで問題なのですよ。要するに、今回23年度で前借りで1,550万借りたと。前借りというのは一借なんですよ。企業債としては認められていまして、それはわかるんですけども、では10億の金を持つている水道部が、その前借りをしなければならないのかと。では前借りの金利何ぼかというと、私の資料では1.6%なんですよ。では、それを預けている預金金利は幾らでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 定期のほうで預託してあります金利は、0.02%でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） そこがマネジメントなんですよ。経費削減ということは、こういうことから始まっていくのですよ。そういうことが一番大事なんですよ。もしお金がないのであれば、そのとおりでいいますし、そうして事業を遂行していくことは市民の幸せのために大切なことですから、いいことだと思っんですけれども、金があるということは、そういうこと、要するに前例踏襲から見直ししていくことによって、1つずつ前に進むわけですよ。その金を借りるときに印紙を張るわけですよ。契約書ですから。そうすると、下手すると金利より印紙のほうが高いかもしれません。そういうことを考えて仕事をなさっているか、そういうことをお聞きしたいのです。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 私のほうとしましても、今後の資金管理、運用につきましては、議員ご指摘のとおりのことと、ごもつとも思っっておりますので、そういうことも踏まえながら今後きちんとした形で運用管理をしていきたいと思っっております。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） それで監査に聞きたいんですよ。どうして未完成工事が資産計上できるのか、どういう観点でそれをなさってきたか、教えていただきたい。

○議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） その中身につきましては、局長のほうからお答えいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤監査事務局長。

○監査事務局長（佐藤勝美君） 議員にお答えいたします。

未完成工事というご質問ですけれども、未完成工事、どういうふう理解しているかといいますと、皆さんのお手元にはないと思うのですが、うちのほうでは監査審査意見書の中で、工事が終わらないものに関しましては建設仮勘定、もちろん企業会計ですから、建設仮勘定というのはまだ完了していない工事、こういうものをきちんとした形で計上されておることを確認しております。ですから、建設仮勘定の中にその未完成分は入っているということです。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） それならば、決算書に表記しなければならないのではないかとというのが私の見解なのです。建設仮勘定であれば、起債の残高に挿入することに問題があるような見解もあるかもしれません。ただし、今それを議論している暇はないものですから、ただ、建設仮勘定で処理するのであるならば、償却の問題が抜けているわけですよ。起債に入れて処理をしていくということは、償却が次の年から発生するわけですよ。ところが、それを合算してから償却する。そうすると、その後からしか償却が発生しないはずなんです。そういう問題の整理はどのようになっているのかお伺いしたい。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 地方公営企業の会計の基準の見直しということで、平成26年度の予算決算から大幅な見直しがされております。その中の勘定の中におきまして、借り入れの資本金制度の廃止というのをごさいます、これらにつきましては借入資本金ということで、今後は資本から負債のほうに計上するというふうな形になりますので、その中で負債関係という形で計上されるような形になってまいりますので、26年度の予算決算のほうからそういうふうな計上の仕方になりますので、その辺は明らかになっていくのかなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） そのように新しい制度になるのなら頑張っていたきたいのですが、やはり、議会に報告するときに議員が理解できないような仕組みでは、多分今後もそういうことがあるかもしれませんので、一つ一つわかるようにかみ砕いて、議員が見えるような、そういう会計にしていきたいと思います。そういう努力も監査のほうによろしくお願ひしたいと思います。

次に、収益的負債というものがあります。「3条予算」だと思っておりますけれども、その収益的負債の償却はどのように考えているのか、お伺ひしたい。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 収益的負債につきましては、建設改良の部分の企業債とは別でございまして、あくまでも収益的という形のものでございまして、資産形成にはならない、要は維持管理の部分での修繕、そういう部分の原状復旧部分になりますので、資産のほうに還付するものはないということで上がってはまいりません。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） そうすると、その起債が交付税措置されて、多分返済が回っていく。ではどのくらいの交付税措置がなされているのか。そうすると、引き当てとして経費の中に、多分単年度修繕費計上しなければならないのかなというのが私の考えだったのですよ。なぜかと。資産計上しないものに対して、流動性負債をどうやって把握するのか、どのくらいなのか、そういう問題はどのような見解でやってこられたのか、お伺ひしたいのですが。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 収益企業債を借り受ける場合につきましては、県のほうにもご相談しながら、予算計上につきましても「3条予算」、要は収益的収支のほうに計上しなさいというふうな形になっていますし、また、貸借対照表の固定負債のほうに企業債という形で計上させていただいておりますので、そういう形で処理させていただくように県から指導されていまして。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 指導はそれでいいと思うのですが、マネジメント、経営戦略考えるときに、どのような資金運用の中に考えるのかということなのです。それが大事だと思うのです。水道事業というのは経営なのです。その経営の中で、お金足りなくなれば値上げ

していくのが、今までの水道部の歴史なのです。そのためにその負担割合を明確にし、そして、それに対して経費、どのような引き当てをするのかという考え方が及ぶはずなのです。そうすることによって会計の健全性が出てくるように思うのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 赤間水道部長。

○水道部長（赤間忠良君） 議員おっしゃるとおりだと思います。私のほうとしましては、この収益的負債を発行する上での考え方としましては、保留資金もあるということもございますので、そういう部分も考えながら今後資金運用をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） わかりました。今回、先ほども申しましたけど、このような質問をしたのは、2年後に複式簿記になるのです。複式簿記になるということは、結構大変なのです。単票の操作では、プラスマイナスが出たときに、ただ単純に合わせればいいのですが、複式になると、出た数がマイナスなのかプラスなのかを意識して計算しないと合わないのです。そういう発想を今まで単式簿記になれている方がやっていくということは、結構大変な作業になるんですよ。だから、今からそういう発想を準備されていかないと、とても2年後の複式簿記導入は大変になるというのが、私の感想なのです。なぜかというと、企業会計ベースで一般会計を見ていくということになっていくわけです。そうするには、本当にそういう処理になれて、パソコンでできるからいいんだと、じゃあパソコン間違ったらどのようにして直すのか、どこを追いかければいいんだと、機械の中は見えないわけですから。アナログの伝票をつくってやっていたときはいいのですが、その伝票がなくなったときに、きちんと処理することが大変になるわけです。それが公会計の責務だと思っているのです。それをこれからもやっていくためには、次代のために、今塩竈市が背負っているものを少きれいにしていかなければ前に進んでいけないから、きょうこのような質問をしているわけです。基金であれ、起債であれ、きちんとした物の処理の仕方をし、そして、それがどのような形になっていくか、ある種、市の幹部の方々が理解していないとだめだろうというのが私の感想なのです。それができないと、どこかの部門で穴が、要するに穴というのはお金がなくなることではないのです。処理が間違ったときにどのようにして直していくかということ、結構至難です。あの大手銀行が、あれだけのお金をかけて会計のコンピューターを統合しても、震災のとき、日本全国の皆さんが預金を送った。それだけでダウンしてしまうんですよ、コンピューターというのは。自分たちの頭で設計したものは自分たちの想像を超えないわけですよ。

それが、現実なのです。

そしてもう一つ思っていることは、システムを理解する。ソフトをつくる人は優秀でも、業務を完璧に知っている人間がいないと、そのソフトをつくり得ないということなのです。それがコンピューターの欠陥なんです。事業をきちっと知っている人がいて、その事業を伝えて、それを機械言語に直す能力を持っている人との融合ができないと、ソフトは完成しないのです。それが、ソフトのつまずきなのです。なぜかと。ソフトをつくる人は業務を知らないわけですよ。業務を知らない人がシステムを設計するという現実を考えると、これが一番難しいかなと思っていたのです。なぜかという、市役所の業務は、企業と違いましていっぱいあるんですよ。そのいっぱいあるのを一つに統合してやっていくということは、結構至難だろうと思っていたのです。だから、今回このような質問をしているのです。今までは見過ごせたことが、これからは見過ごせなくなるだろうと。だったらばそういう考え方をもとにして物を考えていかないとだめだろうというのが、私の考え方だったのです。

そして、最後に市長に、資産形成をした後、この災害から塩竈市が、今、災害復興工事で500億以上、あるいは600億、700億、800億ぐらいの資産を計上していくわけです。そして、それが終わった、つくられた後に、どのような形でこのまちを健全化していくという考え方を今から準備していかなければ、多分大変だろうと思っています。それならばメンテナンス、どのくらい財政は考えているのか。その財政の話聞いてから市長に答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

現在、復旧・復興に伴いまして数々のハード整備をしております。それに対する今後のコストに関するご質問でございました。

昨年26年4月に総務省から総務大臣通知があったのですが、公共施設等総合管理計画というものを作成するよう要請が全国の都道府県市町村にございました。この公共施設等総合管理計画というのは、トンネルの崩壊事故等も踏まえた部分かと思うのですが、全国的に公共施設の老朽化が問題になっている中、一方、人口減少等によりまして公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえまして、各地方公共団体の公共施設等の全体の状況を把握して、それを計画的に更新や統廃合、もしくは長寿命化対策をすとか、そういったことを計画的に行っていく。そして、財政負担をなるべく軽減する、平準化する。そし

て、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とした計画でございます。

本市におきましても、今年度27年度の当初予算で2,800万の予算をお認めいただきました。現在、その公共施設等総合管理計画を策定するための契約事務を進めているところでございます。この事業によりまして、総合管理計画でもって公共施設の現況と将来の予測、管理に関する基本方針、固定資産台帳の整備、ここも大変な作業になるかと思いますが、あとは管理システムの構築等々を塩竈市としてもいち早く作成することによりまして、このコスト対策、施設のあり方等について、将来予測を踏まえた上での検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 結局、今から多分始まると思うのです。そして、最終年度、5年か10年後にこの震災の資産計上が全部終わった後には、これからはその維持費のために頑張っているかなければならないわけですよ。そのころには塩竈市の人口は減るだろうと予測されているわけです。だから、この4年が大事だと思っているのです。そういうマネジメントを考える仕組みをこのまちにどのように導入されていくのか、市長の見解を聞いて質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、財政課長がお答えいたしました総合管理計画というのは、全国一律であります。私といたしましては、既に各部に対して、塩竈市らしい総合管理計画をつくらうということを申し上げさせていただいております。

具体的に申し上げます、例えば下水道であります。山手の堅剛な地盤を掘削してつくった下水道と、海を埋め立てて非常に地盤条件が悪いところにつくった下水道施設が、果たして耐用年数が同じであるはずがないわけでありまして。それを今まで我々は一律に、例えば30年ありますから、30年たったら更新をしなければならない。今お話をいただいております水道についてもしかりであります。常に海水が浸入している海っぶちに近いところの水道管と、山手に埋設した水道管で、果たして耐用年数が同じなのですか。そういう素朴な疑問を、もう既に各部に課題として挙げております。でありますので、塩竈市におきましては、例えば山手の水道は40年、50年使えますよ。残念ながら海辺のほうについては、侵食対策といえますか、さび対策のために一定程度の金をかけながらも、やっぱり耐用年数がどうしても短く

なってしまう。

あるいは、今申し上げたことの中でもう一つ、今ライフサイクルコストという概念があります。今まで我々は、さびてきた、壊れてきたから直すというのが公共施設の一般的な管理のあり方だったわけであります。これから先はそうではなくて、一定期間が来たらこういった修繕をやりますという修繕計画をつくっておいて、そういったものを適宜、適切にやることによりまして、要するに寿命を延ばせるのではないかと、これが、一般的に言われているライフサイクルコストであります。

新しく物をつくるということについては、当然莫大な費用がかかるわけでありますから、今からどんどん少子高齢化を強めていく地域社会の中で、やっぱりそういった負担をどうしたら軽減できるかということについては、既に私からは各部に問題提起をさせていただいております。当然のことながら、今財政課長が説明した総合管理計画というのが、全くそういったものでなく上がってきたら、私はそれはだめですよと申し上げます。各部各課の知恵がどこで盛り込まれてきたのか。それによって結果的に地域の皆様方のご負担をどれだけ減らせるかということ、今から一つ一つシビアに積み上げてまいります。今の段階でこうですということは、これは申し上げられません。今まで誰も取り組まなかった分野でありますので、若干時間がかかることについてはご理解をいただきたいと思いますが、今、既にそういった作業を開始しているということが、塩竈市の塩竈方式という形で取り組んでいく内容であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） それは管理計画なんですけれども、財政というのは、収入をふやすことをこれからしていかないとたないと思っております。それをしないと、これから先ならない、収入をふやすのは何でふやすのか、人でふやすのか、企業の税金でふやすのか、それを明確に打ち出していただきたいのです。

きのう、志賀さんが言っていましたけれども、総論ではなく各論で、確実に実行できる施策をもって塩竈のこの難題に取り組んでいただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 以上で、田中徳寿議員の一般質問は終了いたしました。

10番菊地 進議員。

○10番（菊地 進君）（登壇） 市民クラブの菊地でございます。今回質問の機会を与えていただきました同僚議員、先輩議員に心より感謝申し上げます。

質問の前に、市民の声として、議会は何をしているんですかというふうな素朴な疑問がありました。最近、新聞等で瓦れき処理の問題等が取り上げられ、そして、一昨日、警察が受理したというふうな記事があったかどうかは知りませんが、市民は、あなたたち、もっと早い時期に結論を出すような運動をしてたんですかというふうなお叱りというか、激励もされました。そんな意味で、私たちは、復興に向けて当局と一体となって努力していくことを私自身誓っておきたいなと思います。

最後に、なでしこジャパンがオランダに1対2で勝ったということで、ベスト8入りしたという縁起のいいところで、政治姿勢について市長に質問をしてみたいと思います。

日本で一番住みよいまちを目指し12年が過ぎましたが、誰もが忘れることのできない東日本大震災が、23年3月11日にありました。震災後、市長は、第五次長期総合計画と震災の復旧・復興は車の両輪のごとく推進していくことと決意を述べられておりましたが、復旧・復興は整備されつつあり、市民生活もおかげさまで落ちついているようです。しかし、復興は、国の復興交付金で賄い、多額の補助制度等を活用されて推進されておりますが、第五次長期総合計画絡みの予算、市民生活に充実感、達成感が見られませんかというふうな市民の声を私はお伺いしますが、市長はどう感じておられるのかお伺いしたいと思います。

長期総合計画は、市民と行政が一体となって築く目標であって、その目標を具体的に表現、実現していくことが長としての働きではないかと私は考えておりますが、市長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

また、政治姿勢という中で、未来を担う大切な子供の教育について、市長の予算的なお考えをお伺いいたします。

長期総合計画について。汚染土壌処理施設の計画、港湾について、商工、漁港、観光、復興の整合性はあるのか。港湾の事業として、市長はトン当たり4万円くらいの効果があるとおっしゃっていましたが、汚染土壌処理施設について質問いたします。特に汚染土壌の中で特定有害物質、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ホウ酸及びその化合物とありますが、人体に影響はないのか。浅海漁業のノリ、ワカメ、コンブ、ナマコ等前浜物と言われる魚介類の安全性、松島湾内の汚染は絶対安全なのかお伺いします。安

全の確認の担保は誰がとるのか。また、何か起きたときのその責任は最終的にどなたが負うのか、お伺いいたします。

財政の健全化についてということで、財源対策についてお伺いしてまいりたいと思います。

第三次塩竈市行財政改革推進計画、約42億円の財源不足の対応についてであります。健全化の指標は示されておりますが、具体的な作業手順を明確に示していただきたいのです。5カ年計画とか悠長な考えでいられる余裕があるか疑問です。健全化のためにも、早急な対応とスピードを持って実施遂行されたいと希望いたします。

次に、定住問題と人口減少について。

人口減少は、少々道半ばで目標の5万5,000人台に突入いたし、まだ歯どめがかかっていないと私は考えておりますが、今後人口減少は続くのか、年間400人ぐらいの減少と考えていればいいのか、お伺いいたします。

次に、街の活気元気について。

復興、市街地再開発、海岸通の再開発、1・2番地区の開発計画の進捗と、地権者が、資金の準備金が約10億円ぐらいと説明がありましたが、行政の地権者としての資金は幾らくらいになるのかお知らせください。

次に、教育について。けやき教室について。不登校児童の実態と不登校対策について。

いじめのない不登校のない教育を目指し、塩竈の未来を担っていただくような人材育成教育を希望いたします。そのためには、負の連鎖を断ち切るためにも広い意味でチャレンジ教室の市単独の拡大を願いたいし、スクールソーシャルワーカーの増員及び教育予算の大幅な増額をお願いいたします。

次に、福祉について。第4期障がい福祉計画について。

宮城東部自立支援協議会の事業実施の促進を願い、親亡き後の福祉施設整備と重度障がい者の自立支援について、行政としての最大の支援をお願いしたいと思います。行政は、計画行政で常に将来を見据えての計画を立案しておると思いますが、重度障がい者の親、障がい者の親亡き後の不安解消のためにも、デイサービス施設の不足、ショートステイ施設の不足が見込まれておりますが、ぜひ早急に施設整備に取り組んでいただきたいのですが、その決意をお願いしたいと思います。市内障害者支援施設の実態は、60人の待機者がおり、1年に1人入居するかしないかということですが、そうすると、単純に計算すると60年くらいかかるということです。行政として、このことを理解され、施設整備に最大限の力を注がれる

ことをお願いしたいと思います。

最後になりますが、老々介護の実態と行政の役割ということで質問いたします。

高齢化率が30%を超えている現況を鑑み、家庭家族の犠牲のものと介護福祉をなくしていかなければなりません。その家庭家族の犠牲のものと介護が老々介護だと思います。高齢者の二人暮らし、単身の実態を、どう行政として手厚く支援していくのか、市長の心ある回答をお願い申し上げまして、第1回の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から、大きく3点についてご質問いただきました。

初めに、本市の長期総合計画の評価についてのご質問でありました。

我々、毎年、長期総合計画に掲げる重点事業につきまして、市民の代表の方々、学識経験者あるいは長期総合計画にかかわっていただいた方々に評価をしていただく機会を設けております。数多くの町内会長様にもご出席を賜りながら、5点法で審査をいただいているところであります。議員の皆様方にもご案内をさせていただいておりますので、ご出席いただいた方々には、その概要をご理解いただいているものと思っておりますが、一定程度評価をいただいているものと考えておりますが、なお、今後も気を引き締めて長期総合計画の運営に当たってまいりたいというふうに考えているところであります。

そのような中、汚染土壌処理施設の計画についてのご質問をいただきました。現在、港町一丁目の港湾区域に、土壌環境基準によりリサイクルが必要な建設発生土をセメント材料とする汚染土壌処理施設の建設が民間事業者により計画をされております。

市の関与についてであります。民間事業者が土壌汚染対策法に基づき主体的に取り組まれている立地計画でありますことや、施設の設置に当たりましては宮城県が許可権者というふうになっておりますことから、県が定める汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱に基づき、今、審査をされているものというふうに理解をいたしております。したがって、審査機関はというご質問に対しましては、宮城県でありますということをお答えいたします。

この計画を進めるに当たりまして、県から市に都合3度、意見書の提出が求められることとなります。県からは既に本年2月10日付の文書で本市に対し、土地利用、環境保全の計画の支障の有無について、土地がどういった用途指定がされているか、周辺の環境等についてと

いう意見照会がございました。3月13日に県へ意見書を提出させていただきました。その意見書の中に、処理事業者におかれましては、今後、処理施設に搬入される土壌の成分や危険性及び施設設置による影響等について、地域住民が十分に理解できるよう説明を重ねることを求めますという内容で提出をさせていただいたところであります。

今後も県に対しては、市に対して県から2回意見を求められる機会がございますので、住民説明会の実施報告の内容や環境保全上の安全対策等の施設計画等を十分に見きわめながら対処いたしてまいります。

次に、財政の健全化についてのご質問でありました。財政見通しでは、今後5カ年間で40億円の収支差が発生することが懸念されるというようなご報告はさせていただきました。ただし、そのための対応策についてもあわせてご説明をさせていただいたところであります。

5月の協議会におきましてご報告を申し上げました第三次塩竈市行財政改革推進計画の収支見通しでは、平成27年度から31年度までの5カ年間で41億9,900万円の収支不足が生じるとご報告をさせていただきました。その主な要因につきましては、市税や地方交付税の慢性的な歳入不足と社会保障費などの増に伴います財源不足によるものであります。この計画に基づき、毎年度生じる収支不足につきましては、市税収入の確保対策や市有財産の有効活用、人件費総額の抑制や経常経費等の歳出削減などさまざまな財源確保対策を講じることによりまして、今後5カ年間収支見通しを立てるというご報告をさせていただきました。

このようなことから、財政見直しの財源対策や予算編成におきましては、さまざまな取り組みを行い、財政調整基金が現有のものが何とか確保できますよう、さまざまな努力を重ねてまいりたいと考えているところであります。

次に、定住問題と人口減少についてのご質問でありました。昨日、阿部かほる議員のご質問にもご答弁させていただきましたが、本市の人口推計等現状についてまず申し上げます。

いわゆる社人研の平成20年時の推計で、平成27年は5万4,275人、平成25年時推計では5万3,473人となっておりますが、27年5月末時点の本市の住民基本台帳人口は5万5,712人で、20年時推計よりも1,437人、25年推計時よりも2,239人上回る状況となっております。また、震災前の4カ年スパン、震災後の4カ年で捉えました社会増減の合計で申し上げますと、平成11年から14年時の4カ年間では1,737人の社会減、15年から18年時では1,292人の社会減、19年から22年時で1,072人、23年から26年時の4カ年間で403人の減少という状況であります。社会増減におきましては、確実に抑制傾向にあるものと考えているところであります。

これら推計値よりも人口の現状が上回って推移している状況についてであります、転入転出の社会増減で大きく減少していた状況に抑制効果が一定程度あらわれたのではないかと、うふうに考えているところであります。

本市の将来の目標人口についてであります、定住促進を長期総合計画の重点戦略に位置づけ、総合的なまちづくりを進めることで、推計値よりも人口減少を抑制することを目標に平成32年時での5万5,000人を将来人口とさせていただいております、この人口が少しでも減少に歯どめがかかりますよう、なお努力をさせていただきます。

次に、街の活気元気の中で、再開発事業についてのご質問でありました。昨日も再開発事業についてご質問いただきました。全体事業費が約50億円強であります。そのうち復興交付金の対象となる金額が、現時点では約19億円という状況であります。マンションの建設業者からの負担金でありますとか、将来、収入が見込めますものを差し引きましたときに、保留床という形で約10億円が必要になるということを、昨日、震災復興推進局長のほうから説明をさせていただいたところであります。保留床の処分につきましては、今、再開発組合の皆様方もさまざまな事業者の立地等を想定し、具体的な交渉に入っているというふうにお伺いをいたしております。我々も、このような将来立地をいただく方々の拡大等について、本市としてもできる限りのご協力をさせていただきたいと考えておりますし、また、本市として果たすべき役割等につきましても、再開発組合の皆様方と意見交換を毎週水曜日、本日でありますが、重ねさせていただいているところでございます。

次に、教育についてご質問いただきました。特に不登校児等についてご心配をいただきましたが、後ほど教育長のほうからご答弁をいたさせます。

次に、第4期障がい者福祉計画についてであります。

初めに、第4期障がい福祉計画についてでございますが、平成27年度からスタートした当計画であります、関係団体や市民の皆様のご協力のもと策定をし、その基本理念は、誰もが生きがいを持ち安心して暮らせるまちとして、自立と地域共生、あるいはバリアフリーを目指していくものでございます。

2点ご質問いただきました。まず、親亡きあとの福祉施設整備についてのご質問でありました。

重度の障がい者を在宅で介護されるご家族の方、特に高齢の方々にとっての介助は、身体的なご負担、また、親亡き後の将来に対する不安など、精神的なご負担は極めて大きいもの

と認識をいたしております。本市といたしましても、障がい者の親亡き後の生活をどのように支援していくかにつきましては、切実な課題として受けとめております。

これらの方々の課題に対応するための施設としては、やはり地域生活拠点施設が一番課題ではないかと考えております。この施設は、地域生活への移行相談やグループホームへの入居体験の機会の提供、そして、ショートステイによる緊急時の受け入れ態勢の確保などの機能を有した施設であります。国が示す第4期障がい福祉計画の成果目標では、平成29年度までに、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、地域生活支援拠点施設を市または圏域に1カ所整備することといたしております。本市の第4期障がい福祉計画におきましては、今後、地域生活支援拠点施設整備に向けて、塩釜地区二市三町で構成する宮城東部地域自立支援協議会を中心に関係機関が参画、連携し、協議をいたしていくことといたしております。今後、宮城東部地域自立支援協議会において、具体的な整備に向けた方針策定の協議を関係機関連携のもとに取り組んでまいります。

なお、私も昨年9月でありました。宮城県保健福祉部をご訪問し、障がい者の親亡き後についての相談を行い、さらに11月の宮城県市長会と知事との行政懇談会で、障がい者の親亡き後の受け皿について、知事に直接ご要望させていただきました。これに対して知事からは、県や市町村が策定する第4期障がい福祉計画には、地域生活支援拠点の設置も盛り込まれることになり、計画に沿った施設や体制の整備を県も支援を行っていくとの方針が示されたところであります。

次に、重度障がい者の自立支援についてお答えいたします。

本市の平成27年3月末の重度障がい者手帳所持者数であります。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の合計で3,252人となっております。このうち重度障がい者と言われる障がい者数であります。3つの障がい者合計で1,650人であり、障がい者全体の50.7%という状況でございます。

本市の障がい者自立支援の取り組みであります。障がい者総合支援法に基づき、生活介護やショートステイなどの障がい福祉サービスと、日常生活用具給付や訪問入浴など市独自で実施をいたしております。地域生活支援事業により、きめ細かな支援を行わせていただいております。

議員から重度障がい者の社会福祉施設の整備が必要ではないかというご質問をいただきました。本市におきましては、重度障がい者の福祉施設の必要性については十分認識をいたして

いるところであります。今後、どのような方式でどのような形にするべきかということについては、関係者の意見等を聴取させていただきながら、ともに取り組みをいたしてまいりたいと考えております。

続きまして、老々介護の実態と行政の役割についてというご質問でありました。

老々介護であります。65歳で両方の方が高齢世帯の場合をこのような名称で呼ばせていただいておりますが、平成27年3月末現在、2,739世帯の方々がおられます。全世帯に占める割合は11.9%であり、1年前に比較をいたしますと、81世帯増加をいたしております。このうち老々介護のようにどちらか一方が介護認定を受けている世帯であります。527世帯で全世帯の2.3%であり、大きな課題となっております。老々介護は、核家族化の進展により高齢者のみの世帯が増加していることもあり、高齢者の家族だけで継続的に介護を行う場合、介護する側が体調不良になったときに介護者の代役がないなど、介護の負担も増加の一途をたどる状況がございます。

このような中、老々介護の実態把握の方法につきましても、今後、さまざまな視点から検証させていただき、早急に、老々介護対策ということにつきまして一定の方策をお示しさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦磨君） 2点ご質問いただきました。まず1点目は、けやき教室の運営についてでございます。

教育委員会では、学校不適應等の理由によって学校を長期にわたり欠席している児童生徒の個々の状況に応じた指導を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性などを育て、学校生活へ復帰を図ることを目的にけやき教室を設置しておるところでございます。

けやき教室の運営に関しましては、二市三町の負担金を出し合い、指導員3名を配置して運営してきたところであります。しかしながら、26年度から、松島町と七ヶ浜町がそれぞれ独自の運営を希望されたため、本年度は二市一町で運営している状況でございます。

多くの保護者にけやき教室を知ってもらうために、年度当初より校長会で所長による説明会を開催し、その後、学校から保護者に対しましてお知らせのプリントを全保護者に配布するなどして周知に努めておるところでございます。

2つ目は、市内学校は、不登校やいじめのない教育の推進について、特に負の連鎖を断ち切

るためにチャレンジ教室を市単独費で行ってはどうか。それから、予算の大幅増額というようなお話をいただきました。大変にありがとうございます。

まず1つ目は、学校教育推進の中核になるのは、ご存じのとおり学校本体というところは、まず子供の居場所、そして、子供たちが伸びる、そういう場となることが前提であると思います。したがって、本市教育委員会におきましては学校学力向上プランの中で、教員の資質の向上、そして児童生徒の学ぶ姿勢づくり、さらに3点目として、家庭を取り込んだ触れ合い運動、家庭の中で夢が語れる夢タイムというようなことで、3本柱を建てて進めておるところでございます。

さらに、文科省のほうでは最近、チーム学校という考え方を打ち出しております。これは、日本の学校の教員が教育にかかる……（「あと2回目の質問で質問します」の声あり）もう一つだけ言わせてもらってよろしいですか。（「時間がなくなるので」の声あり）そうですか。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） すいません。時間を見ていると、教育関係でやりとりする時間がなくなるのかなと思って。先ほど予算をいっぱいとってくださいと言ったのは、それは教育委員会ではなく、私は当局に言いたかったので、教育長も行政に、大幅な予算の獲得を努力してくださいよ。我々は応援しますから。

それでは、2回目の質問をしていきます。

まず、大きな意味で政治姿勢ということで市長にお伺いします。

何か市民にとってこの塩竈の未来像、夢、希望が実感できないのですがという市民の方が、私のところに来ています。無気力感とか悲壮感とか、いろいろ私のところに話されている住民がおるのですが、市長はこういった市民の声をどういうふうに感じるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 極めて抽象的なご質問でありますので、私からは、一般論としてお答えをさせていただいておりますが、我々こういった長期総合計画をまとめております。この実現に向けて、今職員挙げて努力をさせていただいておりますし、3カ年計画ということで、議会の皆様方にも、この長期総合計画に掲げた目標をどういった形で実施をしているか。また、行政がみずからもそれに対して、行政が評価をさせていただいておりますが、それだけ

では客観公平ではないのではないかということで、先ほど申し上げました、毎年必ず長期総合計画の評価委員会というものを開催させていただいております。先ほども申し上げましたとおり、各町内会長さん初め何人かの方々がご出席をいただく中で、5点法で評価をさせていただいております。抽象的な話よりもこういった点数で評価したほうがわかりやすいのではないかということで、今塩竈市ではそのような取り組みをさせていただいております。決して満足をされているという方々だけではないということについては、私も重々認識をいたしておりますが、より満足いただく方々が多くなるように、なお一層努力をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 前段のほうよりも、私は後段のほうの今市長の意見のほうで、市長の政治姿勢に対する言葉かなと思っております。やっぱり住民の声の満足というのを図っていくべきでないかなと思っておりますので、今後さらなる努力をして、本当にみんなが幸福感、そして福祉の向上の充実感を得られるよう、さらなる努力をお願いしたいと思います。

もう一点、政治姿勢ということの大きな意味で、先日、浦戸、野々島の住民の方が、私にかさ上げの問題のことで言ってきたのですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず、市民、住民が希望している事業が一番いい事業だと。望まない事業は、たとえ国の方針でも県の方針でも、住民の意思を尊重して国、県に異を唱えてほしいんだという島民が私のところにこういう内容で言ってきました。また、市民への最大のサービスは住民が満足することだよというふうに私に言って、いろいろ30分くらいお話をしましたけれども、こういったかさ上げの問題、きょうは通告してませんが、そういう住民の気持ちをどう市長として捉えているのか、お知らせください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 通告にないのですが、議長、お答えしてよろしいのでしょうか。

（「気持ちね、気持ち、市長の気持ち」の声あり）気持ちは常に住民の方々と一緒です。ただ、今のことについて、あえて発言をさせていただきます。

地域住民の命は誰が守るんですかね。こういう大災害に遭ったときに、あのときもつこういう施設をつくっておけばという反省を、我々今までしてきたじゃないですか。今回だって、貞観の大地震であり、そういったものを全く顧みなかったためにこういう大災害が起こった

というのは、発災当時多くの方々がおっしゃってきたことですよ。そういったことに従って、今回、今ここで暮らす方々だけのためにではなくて、将来にわたってこの地域でお暮らしたく方々のために、今具体的に申し上げれば、防潮堤の高さについてはこういった高さでいかがでしょうかということをご説明させていただいている。

であれば、逆にお伺いしますが、2メートル30の根拠というのは何ですか。

○議長（佐藤英治君） 反問権ですか。菊地議員。

○10番（菊地 進君） 住民の声ですよ。住民が、では住民に聞いてくださいよ。私はそういうふうに言われたから、そういう考え方を市長に伝えただけで、2メートル30の根拠、チリ地震津波の高さだと私は思いますけれども、だからそういうやりとりではなく、そういう住民の声をどうするんですかと。政治姿勢の中で市長の考えとして、そういう住民の声を聞く耳を持ってやっていますよと言ってもらえばいいんでないですか。だから、説明会にも行っているし。それが、かさ上げの2メートル30がどうですか、根拠ですか、それは市長、おかしいと思いますよ。では住民の方に言ってくださいよ。住民の方に言って、名前も言いますから、住民の方に言って、その野々島と私言いましたので、野々島の住民の方に行って言ってきてくださいよ。私は、そういう住民の声を聞いたから、どうですかというお尋ねをただけで。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず、根本的に間違っていますけど、このことについては、私、先日も説明したんですよ。2メートル70がチリ地震津波の痕跡でありますと。それを下回る高さというのは基本的にはあり得ないということを、この席で皆さんに説明しているんですよ。議員も聞いているはずですよ。（「だから、住民はそういうふうに言っているんだからしょうがない。住民の声はどうするの」の声あり）だから、議長、待ってください。それから。

○議長（佐藤英治君） 市長、どうぞ。（「私が一般質問の」の声あり）

○市長（佐藤 昭君） ですから、私は今お答えしているんですから、聞いてください。

○議長（佐藤英治君） 市長の答弁を継続してください。

○市長（佐藤 昭君） 私は、職員とともに地元の皆さんを訪問しているんですよ。そこで、説明会をやっているんですよ。何でしたら一緒に行った職員みんなおりますから、それを私が一度も足を運ばないで……（「そういうこと言ってないでしょう」の声あり）いや、だからそこで説明しているんですよ。3メートル30の高さというのが……（「市長おかしい」

の声あり) おかしい。我々は、この高さこそが皆様方をお守りできる防潮堤の高さですということの説明させていただき、2メートル30については根拠がない数字でありますので、そこはご理解をいただきたいということを約2時間にわたりまして、私、説明して帰ってきております。

また、議員のほうから、再度行ってご説明せいということではありますが、それらについては、皆様方が一定程度ご審議をいただいた上で、改めて私も足を運んで、また、ご意見を徴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤英治君) 菊地議員。

○10番(菊地 進君) 私はそういう住民の声を届けただけであって、ここで2メートル30がどうのこうの、2メートル70がどうのこうの、説明しに行きなさいとかどうのこうのでなく、そういう住民の声もありますよということですよ。それを言って一々反論されたのだったら、何を提言してやればいいのかかわからないと私は思いますよ。ちょっとおかしいですよ。住民の声を言ってね。あと質問をいたします。だから言ったのですが。

財政の健全化について質問していきたいと思います。

まず、社会情勢の変化の対応ということで、行政の政策立案機能強化で市民の多様なニーズにどう対応するのか、市民への最大のサービスは住民が満足することと思っておりますが、どのような認識でおられるのかお答えください。

財政の健全化ということで、先ほど田中議員も言っていましたとおり、将来負担の増加が見込まれる維持管理費や扶助費、公債費の対応を、基本的に財政運営としてどのように考えていくのか。この間協議会で渡された健全化の資料を見ると、何年来と平均的に年間七、八億円の財源不足が予想されているのかなと思います。それで、この内容を見ると、大体毎年説明されるような内容でないかなと私は考えています。それも、定員適正化の見直しとかいろいろ言われますけれども、あと市税の確保、交付税の確保とかね、言われるけれども、やっぱりスクラップアンドビルド的に、やっぱり事業の見直しというのが一番重要でないかなと思うのです。それでないと、毎年毎年、定員の適正化云々、こういうふうな計画を立てられても、毎年毎年同じような、そして時間も何年来と同じようなやり方しかできないのかなと思います。先ほど田中議員さんも質問されていましたが、根本的にやっぱり考え方を変えていかないと、なかなかなし得ないのかなと思いますので、そのスクラップアンドビルドとか、そういったものの考え方をしていく。スクラップアンドビルドといっても、ビルドの

ほうは控えて、やっぱり事業の見直し、撤退とか、そういうものを考えていかないと、なかなかこの財政の健全化計画というのが推進されないのではないかなと心配するものですから、そういった基本的な考えをお持ちなのか。それとも、議会に資料として4月に出したから、この方針にしか、変わりませんというのか、その辺の考え方をお知らせください。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

まず、先日協議会でお示しいたしました第三次行財政改革推進計画の改定版の中の財政見通し及び財源確保策についてのご質問でございます。

まず、この財政見通しでございますけれども、つくり方といたしましては基本的に毎年同じ基準でつくっているという言い方が正しいかと思えます。と申しますのは、例えば、現状として市税に関してはこのくらいですと。あとは各担当課のほうにも照会をいたしまして、収支見通しとして今後5年間どういう推移にいくのか、歳入歳出ともに同じでございますけれども、同じ基準で将来を推計して財源不足額を算出している。

ただ、財源不足額41億9,900万でございますけれども、この財源不足額に対しては、きちんと財源確保策をして、今後5年間は財政運営は一定程度安定を見込めますというのが、この資料の本来の趣旨でございます。

あわせて、スクラップアンドビルドのお話もございました。とりあえず財源確保策のほうといたしましては、例えば歳出のほうでいきますと、経常経費の歳出削減ということで、財政課が毎年、各課と要求査定交渉をいたしまして、予算を削減もしくは効率化を図る予算査定をしているところでございます。政策経費等についても、政策課と財政課が両方あわせて担当課をヒアリングした上で、最終的にスクラップアンドビルドを目標としながら各種事業のスクラップ、そして、新規事業の立ち上げをやっているものでございます。

それと、歳出予算、新規で上げる場合には、財政からの要望でもあるんですけれども、国の各種制度に乗って、基本的にその財源を確保して、なるべく一般財源を使わず、かつ市民のニーズに応える行政サービスの向上に寄与するような歳出予算、歳出事業を予算化するというふうに努力しておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） どうもありがとうございます。財政のほうでやりとりしたいと思います。

1点だけ。特別会計の繰出金の件なのですが、特別会計関係は独立採算制だというふうに言

って、数年前は繰出金を抑制していきますよというふうな答弁というか、そういうのがずっと説明されてきたのですよ。しかしながら、また増加傾向になっていると。そうすると、計画は立てるけれどもなかなかし得ないというふうな現実があると、こういった計画も本当に大丈夫なのかと心配しますので、そういった計画を決めて、どうしてやるのかというそういう決意が必要でないかなと私は思うんですよ。その計画を出して、その実効性をいかに担保してやっていくか。そうしないと、なかなかこの財政の健全化というのは難しいのではないかなと思うんですよ。先ほど財調の問題とかも出てましたけれども、本当に私は常々、経常収支比率はやっぱり90%、ほんとは88くらいがいいかもわからないのですが、やっぱり90%くらいで、予算の1割くらいは政策予算として使えるくらいの財政であってほしいと常々言っているんですけども、そういったためにも、やはり皆さんで決めた繰出金の抑制というのであれば、ちゃんとそういうのを実行してもらわないと困るなと思うのです。そうでないと、数年たてばもういいんだと、議員忘れているからと思うかもわかんないけれども、なかなか本当に財政の健全化というのが推進しないと思うので、今後そういった意味で、決めたものは守っていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。これは言うておきます。

次に、教育関係について、先ほど、済みません。いろいろ質問したかったので、質問します。

例えば、今回の教育関係の予算を見ますと、教育予算の中で大幅な増加になったのは、生徒児童の教育に直接関係するのは、外国語指導助手の400万円だけでないかなと思うんですよ。全体的な額は上がっています。それは指定管理者の委託費とか、温水プールの設備導入費等で7,500万の増額でした。しかしながら、児童生徒への教育予算は、逆にマイナスの1,300万くらいになっているんでないかなというふうに思うんですよ。こういった感じで、未来を担う大切な子供の教育の予算がこういうふうに、直接教育的な予算が減ってきているということは、教育長として、やりくりするからいいんだというのか、行政に予算要求しているんだけれどもなかなか回してもらえないというのか、どちらなのですか。要求しているけどもらえないのか、何とか行政から言われた額で頑張るというのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 今度は私でよろしいわけですね。

もちろん予算折衝の中で、さまざまなものを企画し、立案をして、財政当局と話をするわけ

です。その中で、年度計画でやるものも出てきますし、今今しなければならぬものもありますし、それから、教育委員会の体力というものもありますので、そういったものを勘案しながら出た結果がこういうものだ。特にALTにつきましては、今年度、浦戸の小中学校で小学校1年生から外国語をするということで特別にお認めいただいて、こういうことになっているところでございます。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 先ほど冒頭に、塩竈チャレンジ教室の推進を図ってくださいと申しました。それで、私は、こういうふうな発想、考えはいいと思うんです。しかしながら、奈良の東大寺さんからの寄附での実施だということで、ここが大変私にとっては残念だなと思うんですよ。やっぱり教育予算の中で知恵を絞ってこういうものやってくる方向性だったら、もうほんとに拍手喝采だと思うんですけれども、じゃあこの奈良の東大寺さんからの寄附がなかったらしなかったんですか。本当に教育をしたいというんだったら、やっぱりこういった、我々も高知市に行って、チャレンジという名前は一緒ですけれども、あちらは生保関係の負の連鎖を防ぐために市内の子供たちに教育の後押しをするということでやっていたものなんですけれども、質問もいろいろしたんですが、塩竈市も震災に遭われたお子さんの教育の後押しということではいいんだけど、本来、未来を担う子供の教育だったら、やっぱり寄附金だけに頼らないでやってほしいというのが私の願いなんです。そうすることが、やっぱり塩竈の教育ってすごいな、すばらしいなとなれば、やっぱり塩竈に住居を構えるかとか、そういった定住人口にもつながるのではないかなと私は考えますので、もっともっと予算をいっぱい要求して、教育長が思っている塩竈の子供たちの教育の充実を図っていただきたいなと、私は応援したいんですよ。それについてどういうふうにご考えておられるのか、お答え願えればなと思っています。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） ありがとうございます。

寄附がなければしないのかというようなことでございましたが、例えば、昨年度行いました土曜日授業につきましては、文科省の補助事業でございました。さまざまな事業があるかと思いますが、これまたさまざまな補助メニュー、それから、寄附も含めてですが、財政的なバックを要求しながら進めていくのも教育行政の大事な仕事なんだろうなというふうに思っておる

ところでありますので、今後ともさまざまな、寄附も含めて、補助事業を、補助メニューを捉えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 寄附とか補助を当てにしないで、教育委員会の単独の事業にするくらい頑張ってくださいよ。そうすることが、30年先、50年先の塩竈というのがすばらしいものになるのではないかなと、何度も言いますが、私はそういうふうな考えを持っていますので、ぜひ単独の事業をしていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。お願いしておきます。

その予算を出すほうの財政課、今のやりとりを聞いて、財政課長として、奈良東大寺さんの寄附でやっている。そういうのを聞いてどう思われますか、財政的に。

○議長（佐藤英治君） 末永財政課長。

○市民総務部財政課長（末永量太君） お答えいたします。

私も開校式に出させていただきまして、本当に子供たちの教育に、寄附金ですけれども、そういうご厚志をいただいたことに関しては本当にありがたいなというふうに個人的に実感しました。

予算化につきましては、教育予算、予算は当然教育費だけではなくて、建設関係もあれば、福祉関係もあれば、全体的な塩竈市の行政サービスをするための予算全体的な中での教育予算では一つありますので、限られた財源の中で、何とか最大限の行政サービスの効果があらわれるような予算編成を毎年努力しながらやっておりますので、ご理解のほどよろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 予算関係も十分に必要なものには出すと。そして、長期的に、まだ大丈夫かなというものには軽減していくというやり方が、どこだって家庭に返ればそうじゃないかなと。今必要なもの、将来にわたって必要なものはちゃんと出すと。そういうふうな発想がいいのではないかと。

あと、さっき市長とデッドヒートしたせいか、聞き忘れたのかどうかかわからないのですが、魚市場卸売機関の一元化。新たな魚市場が運営されるに当たって、民間委託等の運営方針について伺いするとともに、卸売機関の一元化については、長年、各議員からの質問にもありましたとおり、その行方はどうなるのか、今の時点で説明できるのであれば説明してください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 現状をまずお話をさせていただきます。

現在建設いたしております新魚市場であります。卸売機関の事務所は1カ所であります。このことについては、卸売運営協議会あるいは水産振興協議会等々の席で、私のほうからその方針はお示しをさせていただいております。29年秋には何とか全ての施設整備を終えたいということですので、それまでの間に、この1カ所の事務所で仕事ができる体制を構築していかなければならないと考えているところであります。

これまで本市も、あるいは他の関係者に仲介をいただいたり、金融機関の方々が入りまして、卸売機関の一元化につきましてさまざまな協議を重ねてきております。今現在では、両機関とも一定程度一本化ということについての土壌はでき上がりつつあるのかなと思っておりますが、ただ、やはり、組織形態が株式会社と水産業協同組合法に基づくいわゆる水協法の組合に基づくというところがどうすり合わせをするかということがこれからの最大の課題になるものと思っております。こういった調整でありますので、金融機関に任せるということではなくて、今後本市もこの話し合いの中に参加をさせていただき、意見調整を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 時間もなくなってきましたのですが、基幹産業水産、何とか水揚げも100億だなんて言わないで、倍の200億くらいになるような卸売機関の設立が望まれるのかなと思っております。

最後で申しわけないのですが、1つだけ。また教育のほうなのだけれども、これは当局に聞いたほうがいいかな。先日、一中で会合がありました。それは少年の主張です。そのとき、教育委員の方とお話する機会がありましたが、教育委員会の方は、やっぱり議員さん、こういうすばらしい子供たちが育っているのに全般的な教育予算が少ないよと、何とかなんないものなんですかねというふうな心配されておりましたので、市長、そういった言葉がありますが、市長のお考えをお聞きして終わります。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来いろいろお話をいただいております。本市の全体の予算額に限りがあるということについては重々ご承知の上でのご質問でありますので、我々もそういった中からどういったやりくりができるかについては、真摯に受けとめをさせていただきたいと思

います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 以上で、菊地 進議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（鎌田礼二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君）（登壇） 今定例会におきまして、昨日の小野幸男議員に続き質問をさせていただきます公明党の浅野敏江です。市長初め当局の誠意あるご答弁をお願いいたしまして、通告に従って質問いたします。今回は、私たちが住む地域の環境、未来を託す子供たちの環境、塩竈の経済を担う水産業の状況についてお尋ねいたします。

初めに、安心の地域づくりについて、2点お聞きいたします。

全国にふえ続ける空き家対策について、一昨年、私は一般質問で、本市の空き家の現状についてお聞きいたしました。その後、調査をしていただいておりますが、その調査の結果をお聞かせください。

また、本年5月26日より全面施行となった空家対策特別措置法、いわゆる空家法について、本市の対応はどうされるのでしょうか。これは、昨年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。これによって、これまで防災や衛生面などで地域に深刻な影響を及ぼしてきた空き家問題の解消に向けて、具体的な対応が可能になりました。全面施行により、倒壊のおそれがある、衛生上著しく有害である、景観を損ねる、生活環境が保てないなどのいずれかに該当する空き家は特定空家と認定され、立入調査や所有者に対して撤去修繕の指導勧告、命令が可能となります。本市も空き家については条例をつくっておりますが、昨年10月時点でも、全国400の自治体で空き家対策条例をつくっています。国土交通省では、同日、ガイドラインを示して判断基準を明確にしているとのことですが、本市では、今後空き家等の対策についてどのように対応されるおつもりかお聞かせください。

また、特定空家と判断されない活用が可能な空き家についてはどのように対応されるのか、

お考えがありましたらあわせてお聞きいたします。

次に、子供たちが健やかに育つ環境についてお伺いいたします。

4月から施行された子ども・子育て支援法により、新たな運営が開始されております。そこでお尋ねいたします。

1点目は、放課後児童クラブの現状についてであります。当初、支援員、補助員が予定していた人数に満たないと聞いておりましたが、その後の状況はどうなったでしょうか。また、放課後児童クラブの運営の質を高めるための支援員の確保は大切です。現在、補助員としてお手伝いいただいている方の中には、支援員としてより責任ある職責で携わりたいと意欲を持っている方もいます。資格を得るための方策はあるのでしょうか。

また、全国ではユニークな取り組みを展開している自治体もあります。地域の皆様のお力をおかりし、体験型放課後児童クラブはできないでしょうか。世代を超えた地域の皆様から、学びや学習を通じて学ぶことはたくさんあると思います。それは、子供たちだけではなく、若い指導員や補助員にも有為であると思われませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、児童虐待の現状についてお尋ねいたします。

6月22日より28日までは、子ども的人権110番の強化週間です。最近また、児童の命が脅かされる虐待の報道が見られるようになってきました。特に、震災後、生活環境の激変により、そのしわ寄せが幼い子供たちに及んでいるとの報道もあります。

そこでお尋ねいたしますが、本市の保護を必要とする児童の数や内容、そして、傾向性と対応についてお聞きいたします。

児童に関してさらに心配なのが、発達障害についてであります。発達障害という言葉は大分浸透してはきましたが、その特徴などはまだまだ知られていません。赤ちゃんが集まる広場などで、自分の赤ちゃんとはその赤ちゃんの違いに敏感になるお母さんやご家族もいらっしゃると思います。また、保育所等に通り始めて、保育士等に心配されて初めてショックを受けるお母さんもいらっしゃると思います。厚生労働省では、発達障害の理解のためにパンフレットなどを出しておりますが、自閉症、アスペルガー症候群等、特徴がわかりやすいイラスト入りのパンフをつくってはいかがでしょうか。お考えをお聞きいたします。

子どもを取り巻く環境について、最後の質問です。

生まれ育った環境によって将来が左右されない社会を目指して子どもの貧困対策推進法が施行されて、今月で2年を迎えました。同法は、保護者の経済格差が子どもの教育、進学に影響

響を及ぼす貧困の連鎖を断ち切り、教育の機会均等など総合的に推進することを目的とされています。平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らしている18歳未満の子どもの割合を示す子どもの貧困率は、厚生労働省の発表によりますと、1985年において10.9%だったのが、2012年では16.3%となり、6人に1人が貧困という結果になっています。これは、OECD加盟34カ国中25位になっております。これを受けた政府は、子どもの貧困対策に関する大綱の中で、我が国の子ども貧困の状況が、先進国の中でも厳しいとの危機感を示しました。そこでお聞きいたします。本市の状況とその対策についてお聞かせください。

最後に、小規模企業対策についてお聞きいたします。

震災から4年経過し、現在の水産加工団地の現状と今後の見通しはいかがでしょうか。生産量、出荷量の変化をお聞きいたします。

また、仲卸の現状と課題、今後の対策についてもお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から3点についてご質問いただきました。初めに、安心の地域づくりについてお答えをいたします。

まず、本市の空き家の調査結果についてであります。

本市では、老朽化が進み、周辺に影響を及ぼす空き家等の現状を把握することを目的に、平成20年度と平成26年度に空き家調査を実施いたしております。

平成26年度の調査では、各地区の防犯協会や町内会の皆様方のご協力を賜り、一軒一軒、現地の実態調査を行っております。406軒の空き家が確認をされております。そのうち、老朽化が進み地域に影響を及ぼしていると思われる空き家数であります。31戸ございました。20年度の調査時の154戸と比べ、大幅に減少している結果となりました。減少の主な要因であります。やはり東日本大震災によりまして被災をし、危険度を増したことなどにより、該当する空き家の解体が進んだものと推察をいたしております。

次に、施行されました空家法に伴う本市の対応についてのご質問でありました。

本年5月に全面施行されました、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法によりまして、倒壊など著しく保安上危険となるおそれや著しく衛生上有害となるものに関しましては、特定空家等に該当すると市が判断いたしました場合は、勧告などを経て、最終的には解体除去の行政代執行も可能となりました。本市といたしましては、本年5月に国から示さ

れました特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針に基づき、昨年度の調査において確認をされました31戸の空き家を対象に、特定空家等に該当するかどうかを判断するために再調査を早急に行ってまいります。

なお、本市におきましては、これまでも空き家対策として、その所有者等に文書等による改善の指導を行ってまいりました。今回の空家法によりまして、所有者把握のための固定資産情報の利用が可能になったこと、あるいは、市が特定空家等の所有者に対して必要な措置をとるように勧告を行った場合には、固定資産税や都市計画税の軽減措置の対象から除外されることなどであります。このような制度を活用し、さらに老朽空き家の解消に取り組んでまいります。

また、議員のほうからは、空き家の活用についてはというお話をいただきました。なお、空家法では、特定空家対策以外にも地域の活性化の観点から、各自治体の実情に応じて空き家や跡地等の有効活用の推進も示されております。第五次長期総合計画の重点戦略の一つであります定住の促進の観点からも、市内の連携を強化しながら空き家対策と空き家の活用に取り組みをさせていただきたいと考えております。

次に、放課後児童クラブにおける支援員、補助員の状況についてのご質問でありました。本年6月15日現在の支援員と補助員の配置状況についてご説明をさせていただきます。

6つの小学校の12クラブ全体で、支援員が26名、補助員が18名で、合計で44名となっており、運営上の必要な人数は一定程度確保いたしている状況であります。しかし、当初の雇用予定では、支援員が30名、補助員25名、合計で55名を採用することにいたしておりましたので、現在11名ほど下回っている状況でございます。4月1日以降、支援員と補助員合わせて4人を追加で採用いたしましたが、一方では、さまざまな事情で4人が退職している状況にありますので、今後とも放課後児童クラブの運営の充実がより図られますよう、支援員と補助員の募集を継続して行ってまいります。

議員のほうから、補助員を支援員に昇格はできないのかというようなご質問でありました。

本市では、塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、放課後児童クラブに従事する職員の資格要件を規定いたしております。補助員が支援員となるためには、この条例で規定する要件を満たしていただく必要があり、支援員の資格要件の一つには、児童福祉事業、あるいは放課後児童クラブなどの事業に他市町での勤務年数も含めて2年以上従事いたすことを資格要件とさせていただいているところであります。

この要件を満たされた方々については、支援員というようなことについても検討いたしてまいりたいと考えているところであります。

また、せっかくの地域の埋もれた人材を活用するために、体験型の放課後児童クラブはいかがでしょうかというご提案でありました。放課後児童クラブは、子供さんたちが安心して過ごせるように放課後等に適切な遊びと生活の場を提供して、子供の健全育成を図る事業でございます。

まず、地域の方々との交流や体験学習であります。既に市内各学校におきましては、学校教育の中でさまざまな取り組みを実施させていただいております。例えば、地域の方々を招いての伝承遊びや地元名産である手づくり笹かまぼこの体験学習なども行っているところであります。

一方、放課後児童クラブの取り組みといたしましては、例えば、今年8月に青山学院大学ボランティアステーションの皆様が各クラブへ支援に入ってくださいと予定であり、子供たちと触れ合えるようなさまざまな企画についても考えてみたいというようなお話も頂戴いたしているところであります。このほか市内にある他の団体の方々からも、各クラブの子供さんたちを対象に、楽しみながら英会話に親しんでもらおうといったような企画も持ち込んでいただいております。このような取り組みは、議員お話しのように、児童クラブの子供さんたちのみならず、若い指導員の方々の環境醸成にも大いに役立つのではと期待をいたしておりますので、積極的な開発に努めてまいります。

次に、児童虐待の状況についてご質問いただきました。

現在、本市において児童虐待や教育環境不良などによって見守りを続けている児童であります。29世帯68人となっております。その内訳であります。身体的虐待、育児放棄などの児童虐待が6世帯17名、虐待まで至らない養育環境不良が21世帯49人、児童の不登校や精神的不安定が2世帯2人となっております。主な内容として、養育者の育児に対する無関心や養育者が精神的に不安定な状況にあるために育児ができないなどのケースが大半を占めているところであります。

これらに対応するため本市におきましては、児童相談所や警察を初め、保健医療機関、人権擁護などの各種団体、学校、保育所、幼稚園、民生委員などによる塩竈市要保護児童対策地域協議会を組織し、協議会に集まるそれぞれの機関が、役割分担を行いながら児童の見守りを続けているところでございます。また、年に2回、児童相談所や臨床心理士、教育機関、

保健師などを交えて、全てのケースにつきまして状況の確認を行っているところでございます。

これら児童の中には、短期間では解決できない複雑な問題が絡み合い、長期間にわたってかわり続けているケースもあり、特に対応が困難と思われるケースにつきましては、個別ケース会議などを開催しながら対応策の検討を行っているところであります。

なお、日常的にも、学校、保育所、幼稚園、保健センターなど児童に関する定期的な情報交換を行い、必要に応じて家庭訪問をしながら子供の安否は発育状況などを確認し、見守りを継続いたしてまいります。

次に、発達障害についてのご質問でありました。

平成17年4月に施行されました発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと法律では定められているところでございます。

発達障害の理解を促すためのパンフレット、チラシの配布等についても、議員のほうからご提案をいただきました。

当事者やご家族にとりましては、非常にデリケートな問題であるというふうに把握をいたしております。また、同じ発達障害でありましても、その特性は個々に異なるものでありますことから、その配布に当たりましては慎重に対応をいたしてまいりたいと考えております。具体的には、今現在、保育所や保育園での発達障害研修会等の開催後に関心をお示しいただいた方や保健センター等で発達障害の相談があった際に、限定的にパンフレットを配布しているところであります。

一方、発達障害につきましては、近年、認知されてきてはおりますが、親の育て方や子供のやる気、努力不足あるいは個々の性格の問題による等といった誤った捉え方がまだまだあるのが現状でございます。このことから、発達障害を正しく理解をしていただくため、昨年の広報しおがま5月号及び11月号で「発達障害を知ろう」という特集を組み、広く市民に周知を図らせていただいたところでございます。

次に、子どもの貧困の対策についてご質問いただきました。

まず、子どもの貧困率につきましては、厚生労働省では、平均的な所得のおおむね半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合というふうに定義をいたしております。子どもの貧困率であります。厚生労働省が行う国民生活基礎調査の3年ごとの大規模調査をもとに

公表されており、昨年7月に公表された平成24年時点の子どもの貧困率は16.3%と、これまで最高だった21年度の15.7%を更新したところであります。

このような状況の中、本市の子どもの貧困状況についてであります。子どもの貧困率に係る国民生活基礎調査は、全国規模で国が無作為抽出した約4万世帯、9万人を対象としたものであり、個別、県別、市町村別の調査結果は公表されておりません。本市における具体的子どもの貧困率は把握できない状況でありますことから、全国の比率を参考として、その対策に取り組んでいるところであります。

次に、本市における子どもの貧困対策についてであります。

まず、子育て支援におきましては、母子・父子家庭の生計の安定と自立に向けた児童扶養手当支給事業や所得階層別の保育料設定があり、医療費関係の支援では、子ども医療費助成事業や母子・父子家庭医療費助成事業等々で対応させていただいているところであります。

また、教育関係の支援としては、要保護・準要保護児童生徒援助事業や入園児家庭の所得に応じて保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励費補助があり、子どもの貧困に、行政で横断的に取り組みをさせていただいております。

一方、子どもの貧困問題は、やはり経済的問題のほかに社会的孤立の問題も含んでおります。このことにつきましては、行政だけではなく、民生委員、児童委員、町内会などの地域による声かけや見守りなどの支援も絶対に必要であります。子供さんたちは、これからの社会を担う大切な大切な存在でございます。その子供たちを支えるため、今後とも行政と地域が連携して子供を取り巻く良好な環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、小規模企業対策について、具体的には水産加工団地の現状と見通しについてのご質問でありました。

初めに、震災後4年間の復旧状況といたしましては、経済産業省が実施をいたしております工業統計調査の結果であります。従業者4人以上の事業所における平成22年の市内の水産・食品・製造業の総出荷額は321億4,200万円で、平成25年では351億7,200万円となっております。約30億円出荷額はふえております。しかしながら、本年4月に本市が独自にアンケート調査を実施いたしましたところ、平成22年と比較して26年の売上額がふえたと回答した事業者は、わずか19.4%にとどまっております。減ったと回答した事業者が71.3%にも達しております。水産加工業全体としては、やはり施設や設備がさまざまな補助事業によって復旧し、生産量も増加はいたしておりますが、個々の事業所として見た場合、売上げの回復には、

残念ながら至っていないという現状ではないかと把握をいたしております。

次に、事業所数の変化についてであります。従業員数が4人以上の事業所は、平成22年が59事業所、平成25年度では63事業所となっており、4つの事業所が増加をいたしております。これは、震災後に各種補助事業等を活用して施設を整備した効果ではないかと考えております。

次に、仲卸の現状と課題等についてご質問いただきました。

まず、現在の店舗数についてであります。仲卸市場には、中央鮮魚商業協同組合、鮮魚卸売協同組合、魚類卸商業協同組合、水産加工商業協同組合の4つの組合があり、あわせて115店舗が営業をいたしております。仲卸市場は市場であります。古くは近隣の鮮魚店や飲食店などプロのための市場として利用されておりましたが、近年では、市民や観光客が買い物に訪れる観光名所ともなっており、平成26年度の観光バスによる入込客数であります。約4万人となっており、平成22年度と比較をいたしますと7,000人ほど増加をいたしております。

仲卸市場の管理運営等については、これら4組合で組織する協同組合連合会塩釜水産物仲卸市場が担っております。各組合間の相互連携についてであります。これまでも、本市も一体となって利府中インターチェンジからの案内板の設置や塩竈市魚市場と連携したどっと祭の開催、観光バスの誘致等々に取り組み、できるだけ多くのお客様にご来場いただきますような取り組みに努力してまいったところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） 大変ありがとうございます。

まず初めに、今回の空き家対策ですが、今お聞きいたしますと、31戸が特定空き家に指定されるといいますか、そういうふうに見受けられると。今回は、またさらにそれを精査して、今後どのようにしていくかということ、今市長のほうからお話ございました。私も市民の方から、たくさんの空き家に関する情報とか、またご相談もいただいております。なかなかこれまで進まなかったのが、どうしても個人の所有の財産であるということで、行政がそこに踏み込めないということがありましたが、今回の措置法によりまして、それが具体的に、また大胆に進んでいくかと大変期待するところではあります。

そこで、今回、さまざまな調査をしていただいたその結果、先ほど市長のほうからのお話が

ありましたように、平成20年に調べた、また今回、私も一昨年質問させていただいて、26年にまた調べたという状況がありますが、これをぜひデータベースにさせていただいて、継続的に管理していただくというか、見ていただきたいと思っています。このことは今回の法律の中にも、ガイドラインの中にも組み込まれている内容かと思いますが、ぜひこの空き家の所在地、そして現況、それから所有者の基本的なものに加えて、その後どのように措置されたか、また、先ほどありましたように活用されるようなものであればどのように活用されたかということで、時系列で、時間を追ってのそういった履歴を今回の平成26年に調べたこの調査をもとにして、これを基本として今後活用されたらいかがなと思いますので、まずそのことについてお聞きいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今、議員のほうからご指摘ありましたデータベース化のお話でございます。

空き家情報のデータベース化につきましては、空家法の第11条において、市町村が必要に応じて整備することに努めるということが規定されてございます。

今回本市が行いました調査といいますのは、特定空家と捉えられるような老朽化した空き家のみをまず対象としております。これにつきましては、まず第1段階として、紙の媒体とはなりますが、今、市民安全課のほうで、必要な情報を空き家カルテということで整理をさせていただいているところでございます。必要に応じまして、こういう情報につきましては関係課と情報共有を図っていきたいと考えてございます。

一方、法の趣旨といたしまして、先ほども申しましたように危険な特定空家だけではなくて、空き家や空き家跡地の活用対策も柱としてございますので、より幅広いそういう意味でのデータベース化につきましては、空き家等に関する総合的な対策ということで、今後なお関係部課と協議を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君） ぜひ、そのように活用できるものも、それから、大変環境的にはすぐわないといえますか、危険だという部分をきちんと明確にさせていただいて、本当にそういった意味では第五次長期総合計画の中で利活用、今回、浦戸のほうで学校の公共の建物を利活用してステーションをつくっていくというような中身もありますので、ぜひそういった部分では、個人においては、確かにこれからこの家をどうしても、誰にも貸さないんだとか、私ら

で管理していくという部分もあると思います。しかし、ここの部分はもう必要ないとか、また、そういった部分でさまざまな情報があると思いますので、ぜひそのことは、今回をきっかけに基礎的なものをつくっていただければと思っております。

また、今回適切な処置を講ずるために判断されるというので、国土交通省のほうからはかなり細かい点でこういった例はどうなのかということをとくさん出されております。先ほど市長の答弁にありましたように、最終的には強い公権力を発揮する場合があります。その場合、その処置にかかるまでの手続の透明化、また、適正化が確保されるかどうかということが大変重要な問題でありまして、今までもこの問題が進まなかったのは、やはり他人の財産に行政が立ち入って、そして、最終的にはそこを除去するというところまでの強いものが今回の法律の中に組み込まれております。そういった意味では、大変判断も難しいところがあると思いますので、このことについてはどのようなお考えを持っているのか、その辺お聞きしたいと思っております。

○副議長（鎌田礼二君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） いわゆる特定空家と判断する条件のご質問かと思いますが、法の第2条におきましても特定空家との言葉の定義はされております。4つほどございまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、あるいはそのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態などがございます。

それを受けまして、なおことしの5月に国のほうでは、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るための必要な指針、いわゆるガイドラインというものですが、これを策定いたしております、この4つの状態の判断基準をより具体的に明示してございます。例えば、最初に申し上げました、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態ということでは、例えば基礎に不同沈下があるとか、柱が傾斜している、屋根が変形している、バルコニーが腐食、破損しているなどの例が示されてございます。

ただ、各市町村では、地域の実情を反映しつつ、固有の判断基準を決めることが適当というふうに言われておりますので、今後、本市でも、市としての独自の判断基準等も含めまして適切な基準を検討してまいりたいと考えてございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） このことは、この間は震災で除去された部分がたくさんありますが、所有者が明示されない、所有者がわからないというか限定されない家屋もあります。その判断、そしてまたその所有者がはっきりしないという部分での取り扱い等もこの中に含まれてくると思いますので、そういったところが市内にもございます。本当に早急にこのことには取り組んでいただきたいと思っております。

また、所有者を限定したとしても、塩竈市から遠く離れたところにいまして、今塩竈でふえている空き家というのは、両親が亡くなった後、息子さんとか娘さんが遠く東京のほうとか関西のほうに行ってもう塩竈市には住んでいないと、そういった遠距離に所有者がいる場合、これまでは恐らく封書で連絡はしていたと思うのです。でも、それは一方的なことになってしまって、向こうからの応答がなければ、また何カ月も何年間も放置になってしまうと思うのです。それでぜひ、所有者が遠距離にある場合、その方法もまたどうしていいかわからないという場合の相談のアドバイスの窓口をどこかの課にぜひ設けていただきたいと思いますが、そのことについてはどのようなお考えかお聞かせください。

○副議長（鎌田礼二君） 神谷市民総務部長。

○市民総務部長（神谷 統君） 今回の法施行に伴いまして、いろいろな特定空家に対する措置というものはあるわけですが、法の趣旨といいますのも、まずは所有者等の事情を十分に勘案して、何ができるかということを具体的に検討しなさいというような趣旨のことが言われてございます。本市でもこれまで空き家等の取り扱いに対するご相談に対しましては、内容に応じまして市民安全課や定住促進課が対応してきているところでございます。

法の施行に伴いまして、特定空家と思われる住宅に関する周辺住民からの相談、あるいは今議員おっしゃいましたように、遠距離にある所有者の方からの空き家等の除却、改修、修理、管理、活用等さまざまな相談がふえるものと考えてございます。遠距離にある方ということになりますと、やはり頻繁に連絡をとり合っということにはなるかと思えます。まずはご相談の最初の入り口としては、市民総務部の市民安全課で対応させていただきながら、なお庁内関係部課連携して空き家対策に当たってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ぜひよろしく願いいたします。とにかくきめ細かな対応が大変必要ですし、このことは全国でも400の自治体で条例をつくるくらい本当に深刻な問題になっており

ます。今後、少子高齢化でますます空き家がふえていく現状にあると思いますので、ぜひ、塩竈市のほうの取り組みも、このことに対して真摯に取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

次に、放課後児童クラブについて伺います。

先ほど市長の答弁におきまして、支援員の方が必要な人数から11名不足だったと。このことによって待機児童ということはないのでしょうか。その辺について伺います。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 放課後児童クラブ、いわゆる仲よしクラブの待機児童ということでご質問いただきました。

6月1日現在、12クラブ全体で346名入級をいたしております。定員が365名ということでございまして、現在のところ待機児童はないという状況でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） 安心いたしました。

ただ、やはり必要な人員が確保されていないということは変わりありませんので、やはり子供さんたちの安全、そして安心を担保するためにも、ぜひ今後も支援員の方の積極的な募集を行っていただきたいと思います。

また、支援員の方の資格につきましては、先ほど市長のご答弁にもありましたように、一定の条件が満たされればその限りではないというお話で安心いたしましたが、ぜひ、支援員になるためにも、また、さまざまな講習会も県などで行われていると聞きましたが、そういったことに参加できる機会というのはあるのでしょうか。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま支援員、補助員、放課後児童クラブの先生方の研修の機会というお話を頂戴いたしました。

今のところ県が開催する研修会というところまでは行ってございませんが、本市が開催する研修会等につきましては、年に数回行っているところでございます。例えば、年度初めでございますけれども、全ての支援員、補助員の先生方を対象とした研修会を開催いたしまして、例えばクラブ運営上の注意点、あるいは事務処理の方法等について話し合いを行っているところでございます。

そのほか毎月1回、各クラブの代表者の方にお集まりいただいて運営委員会というものを開

催しております。その中で、ただいま申し上げた年間の運営上の問題点、課題等について、直近のものを拾い起こししながら、各クラブの情報交換等に努めているという状況でございます。

以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

ぜひ指導員の方、子供さんもそうですし、また、ご父兄の方も安心して預ける場所は、やはり指導員の方たちのコミュニケーションも図られ、そして、また自分たちの意欲も高められるという環境が大切だと思っております。そういった意味で、今の部長のお話にもありましたように、横のコミュニケーション、これはぜひ、大変忙しい過密スケジュールだと思えますが、そして、代表者の下にたくさんの、今現在44名の方がいらっしゃるわけですね。そういった方たちにそれぞれの思いがあったり、それぞれの困難な状況もあると思えます。ぜひそれを丁寧に吸い上げていただいて、気持ちのいい環境の中で子供たちのことを見ていただく。また、その中には、この後でも触れますが発達障害の情報、こういったものが子供たちの気づきを、支援員の方たち、また補助員の方たちにもわかりやすいように、そういったものもぜひ情報として入れていただきたいと思いますと思っております。

もう一点、今回支援員のことについて大きくお聞きいたしますのは、今言ったように安心して働ける環境が、ひいては子供たち、また保護者の方にも安心していただける放課後児童クラブになると思っておりますのでお聞きいたしますが、この支援員の方たちのメンタルヘルスチェックと申しますか、身体的、また精神的なもの、これは労働安全衛生法に改正によって50人以上の職場でというふうになっておりますけれども、こういった状況についても健康診断は実施されているのか、その辺をお伺いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） ただいま支援員、それから補助員のメンタルヘルス、メンタルケアについてどのような取り組みかというご質問でございました。

指導員の先生方のまず一番の大きい悩みというのは、今年度から対象となる児童が、これまでは小学校の1年生から3年生まででございましたが、4年生から6年生まで拡大されたという状況がございます。指導員の先生方、大半は家庭の主婦でございまして、ご自身の子育ての経験を生かして仲よしで活動をされているという先生方が大半でございますけれども、

4年生から6年生になりますと、子供たちの体も大きくなりまして、なかなか体力的あるいは経験的についていく状況が難しいというようなことが大半の悩みだろうかというふうに思われます。

ただ、議員さんおっしゃいました支援を要する子供というのも、今全体で二十数%、仲よしに入級しているという状況がございます。その子供たちにとりましても、当然仲よしというのは生活の場でございますので、快適な環境をつくりたいということで支援員の先生方、補助員の先生方、日々取り組んでいるわけでございますけれども、そのような悩みを聞く場といたしましては、基本的に児童館が当たっているところでございます。そのほか年に2回でございますが、臨床心理士の先生方が子供たちを見に各クラブを巡回診断するという機会がございます。私どもといたしましては、その機会を利用いたしまして、支援員の先生方、補助員の先生方のそういった悩み等についても、臨床心理士の先生方にご相談できるような環境をつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

健康診断をとということでございました。

先ほどお話し申し上げましたように、支援員、指導員の先生方、大半が旦那さん等の扶養に入っていらっしゃるということでございまして、住民健診等を含めまして、そちらのほうの健康診断をお受けいただいているという状況でございます。

以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ぜひ、身体的なことは心配ありませんが、メンタルヘルスチェック、ぜひこの辺はお願いいたします。

次に、児童虐待についてお聞きしたいと思います。

先ほどさまざまな人数も大変多くて、ちょっとびっくりしている、29世帯68名、児相とか、またさまざまな警察の事案もあるとお聞きして、かなり深刻な状況であるかなというふうに私実感したわけでありますが、その中でやはり一番は、保護者の問題が多くあります。これまではやはりプライバシー等がありまして、なかなかそこに踏み込めない、また、デリケートな問題もたくさんあると思いますので、ここのところは、本当にご苦労なさっているのは今の市長の答弁でよくわかりましたが、これは本当に大きな問題になって、要は子供の命をどう守るかということでもあります。ぜひその辺の一点を外さないで、対応のほうをお願いしたいと思っております。

次に、発達障害の子どもさんについてお聞きいたします。

先ほど市長の答弁にありましたように、さまざまな機会を通じて、個別にその対応をして、またパンフレットを差し上げているというお話がありました。

私が申し上げているのは、確かにそういった部分もあると思います。しかし、これだけ多くの、本屋さんに行くとかわかんと思います、発達障害の本であふれかえっております。発達障害という言葉はわかります。テレビでもいろいろ特集しております。しかし、気づきのきっかけがどこにあるかということです。先ほども言いましたように、赤ちゃんを連れて広場で会ったり、公園で会ったりするお母さんたちは、うちの赤ちゃんと一緒に遊んでいるほか赤ちゃんと比べて、何かおくれがあるとか、どう違うんだろうかというときに、その参考になるといいますか、ここで言いますと、例えば自閉症の場合、5つの大きな特徴があります。それは、極端に育てやすいか、また、極端に育てにくい。極端に育てやすいというのは、全く泣かないで手がかからない子です。また、極端に育てにくいというのは、いつもかんしゃくを起こして、お母さんが休まる暇がないという赤ちゃんです。また、欲しいものがあつたら指さしするのですが、その指さしをしないで、お母さんの手を引っ張って欲しいものに持っていく。これは、クレーン現象というらしいのです。また、もちろん言葉やコミュニケーションのおくれ、それから人見知り、後追いをしない、だっこを好まない、こういった普通の赤ちゃんならできることが極端に現象があらわれる。このことは必ずしも自閉症とは限りませんが、後で振り返ったとき、確かにこういった特徴があったと思ひ起こされるということが数多くあります。そういったことをある自治体でもかわいいイラストで、言葉ではなくて簡単な絵に置いて、それを「こころん」でありますとかいろいろな行政機関に置いてあって、手にとって見やすいところにあると。もしかしてこれってうちの子にも当てはまるかなと、その気づきが早ければ早いほど、そのことに対する対応ができると思いますので、そういった意味でのパンフレットであります。深刻にならない状況の気づきを今回はテーマにしたいと思っておりますので、このことについてお考えがありましたらお聞かせください。

○副議長（鎌田礼二君） 桜井健康福祉部長。

○健康福祉部長（桜井史裕君） 発達障害、市長からもご答弁申し上げましたように、最近いろいろなところで聞くという言葉でございます。

ただ、答弁の中にもございましたように、自分の子供の発達障害をなかなか保護者として認

めがたいという心情も一方にございます。思い起こしていただければと思いますけれども、例えば、今認知症という症状、介護の世界でございますけれども、ひところは痴呆症という言葉がされました。そのときには、まだまだ社会一般では認知されていなかったんだろうなというふうに思います。発達障害も、今まさにそういう状況にあるのではないかとこのように思います。私どもとして、先ほど答弁申し上げましたとおり、市の広報誌等を使いながら、緩やかな周知に今努めている最中でございます。直接的にチラシを配布したり、パンフレットを配布したりというのは、今は控えている状況と。そのようにそういう環境を一方で醸成しながら、保護者の皆さん、あるいはその地域社会の皆さんに発達障害を知っていただくのが、まさに今の時期なんだろうなというふうに思うところであります。歯がゆい取り組みかもしれませんが、もう少し見守っていただければなというふうに思うところであります。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） 私、このことは議員になった平成15年のときも、学校の入学式のときに発達障害というのはこういうことですよとお話ししてくださいということで質問したときがあったのですが、やはりそのときも個別対応でというようなことでお話がありました。私が今、これはこうですよというふうに直接的にという意味ではなくて、まさに今部長がおっしゃるように、緩やかにこの発達障害というのはどういうものかということ、もう市民権を得ています。先ほど放課後児童クラブの中でも、特別支援を必要としているお子さんが20人くらいいらっしゃるというお話でした。それを見ただけでも、年々ふえてきている状況です。もう特別扱いをする状況ではありません。これは子供の特徴の一つとして私たちが捉えなければ、逆に言えばその子を特別扱いしてしまう。特別支援という言葉はありますけれども、特別扱いするのではなくて、その子の特徴だと、その子が生きづらいのをどうやったら周りの人たちがフォローできるのか、そして、少しでも早い発見を促していくきっかけになるのではということで、今回こういったご提案をさせていただいておりますので、ぜひその点をご検討いただきたいと思います。

子どもの貧困についてお聞きいたします。

子どもの貧困は、本当に驚異的な数字で今伸びております。私たちも、この子どもの貧困、特に要保護、準要保護という状況もありますけれども、今国のほうでは、そういった意味で

幼児教育の無償化といったものを考えていくという状況になっております。やはり親の経済格差によって、子供が教育を受ける場がなかったり、また、そういった意味では今離婚もかなりふえておりまして、昔は母子家庭中心に貧困ということがありましたが、今、父子家庭も結構貧困であります。子供が小さいために正社員から契約社員に仕事の実態を変えてしまわなければならないということも結構ありまして、そういった意味では、きのう小野幸男議員から貧困の支援ということでお話がありましたけれども、今回も11世帯、相談があったと。その中には、ひとり親という方でのご相談があったかどうか、まずその辺お聞きしたいと思います。

○副議長（鎌田礼二君） 郷古健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（郷古正夫君） 昨日も小野議員の生活困窮者自立支援事業につきましてのご質問がございました。その際に、4月5月延べ11件19回の相談をしているというようなお話をさせていただきました。ただいまその中で浅野議員のほうから、ひとり親世帯の相談というようなご質問ございました。その11件の中には、ひとり親世帯の相談というものはございませんでした。

以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

比較的塩竈市は高齢化している方が多い、相談があるかと思いますが、私もよその市でそういった相談もいただいております。ぜひ、ひとり親支援ということで、今のところ塩竈市ではそういったご相談はなかったかもしれませんが、今後どのような状況になるかわかりません。

そこで1つご提案なのですが、ひとり親家族の自立促進策定懇話会、言葉はかたいのですが、要はそういったひとり親世帯の方たちが一人で頑張っているのではなくて、そういった方たちとの懇話会、ぜひ市のほうがコーディネーターをしていただいて、そういった集まり、またNPOでこういったことに取り組んでいる自治体もたくさんございます。本当に手を挙げれば、そういった方たちがさまざまな相談に乗ったり、またさまざまな支援をしていただいている方もふえてきております。ぜひそういった情報を得ていただきながら、もしこういったご相談があった場合、横の連絡、横とのつながりを大きくして行って、先ほどの児童虐待ではありませんが、当局が一個一個本当にそういった、プライバシーのある部分は別といた

しましても、ひとり親という家庭は結構これからふえてきて、決してそういったことがプライバシーとか、恥ずかしいという部分ではなくて、逆にお互いに頑張っていこうよという横のつながりの連携にもなると思います。ぜひそういった意味でも、ひとり親家族の自立を促進させる策定の懇話会、そういったものを、またNPOの方をお呼びして、どういったことができるのかということの講習会でも結構ですので、まずそこから始めていただければ、子どもの貧困率をどうやって下げていくかというのは、さまざまな教育の部分と、それから資金の部分もありますが、まず、この親御さんたちの横の連絡、それから、自分自身にも立ち向かっていくというそういった後押しも行政の仕事かと思っていますので、その点について、市長のお考えを伺います。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今いろいろな課題を浅野議員のほうから提案いただきました。貧困対策のみならず、発達障害あるいはその他の課題解決という放課後児童クラブ、全てが、やっぱり一つは地域全体でどういった取り組みができるかということではないのかなと思っておりました。つい先日も放課後児童クラブで、先ほど事例として紹介させていただきました、担当が一生懸命指導員の方々をとということで4名やっと思ってもらったと。ただ、残念ながら、今年から4年生、5年生、6年生が入ったことによって、今まで指導員として携わっていただいた方々が、その職域、職場を離れざるを得なくなってしまったと。本人たちは思いをかなり残されて、結果としてやめてしまったというようなお話を聞くにつけ、そういったものに、我々は組織としてどうやって対応できるか。先ほども菊地議員から教育の問題、お話いただきました。まさに教育委員会だけの課題ではなくて、我々行政がそこにどういった形で入っていけるか。

もう一つ言わせていただければ、地域全体の問題として地域の皆様方が関心を示していただきながら、放課後児童クラブの子供さんたちがお帰りになるときに、「さよなら」と一声かけていただく、あるいは「おはようございます」と一声かけていただくというようなことが、長い期間には地域全体としての地域力、抽象的な表現で恐縮ではありますが、地域力の向上ということにつながるのかなと。そういったところから地道に、即効薬ではありませんが、地道に時間をかけるということも改めて必要かなということも、今浅野議員のお話を聞きながら心に思っておったところでございます。

以上でございます。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

次、18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 2015年6月定例議会一般質問の最後となりました、日本共産党市議団の曾我ミヨでございます。伊勢議員に続きまして、通告に従い一般質問を行います。

初めに、塩釜港の振興策についてお伺いいたします。

5月15日、当市議団は天下みゆき県議とともに、仙台塩釜港塩釜港区、以下、塩釜港というふうにならさせていただきますが、どのように利活用されているか、現地の視察を行いました。塩釜港の視察をしようというきっかけになったのは、当市議団と天下県議が行った、汚染土壌処理についての調査や企業の説明の中で、汚染土壌が既に塩釜港に運ばれ、船で搬出されているということがわかり、実際に搬出されている現場を視察することになりました。

この視察には、仙台塩釜港湾事務所の大瀧所長ほか2名の職員に案内していただきました。中埠頭の野積み場にはコークスやスクラップ、東埠頭の野積み場には汚染土壌とスクラップが山積みになっておりました。特に汚染土壌の野積み場は、コンクリートを縦に仕切られたところに、この日でございますが、仙台駅東西通路案件バラと書かれたプレートが取り付けられて、野積みされた汚染土壌にはブルーシートがかけられておりました。雨の際、海への流出を防止するための土壌が置かれておりましたが、しかし、運ばれた砂が周辺に全く影響を与えないとは言い切れないと思われました。

塩釜港区が、バルク貨物を取り扱う港という指定もあり、コークス、スクラップ、汚染土壌など、これらの搬出港となっております。この塩釜港区の現状についてどのように捉えているのか、また、今後の振興策についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

特に塩釜港は、水産業、観光業、浅海漁業などが営まれており、塩釜港区は、住民生活とこれらの産業の調和のとれた港として発展させていくことが必要です。そのためには、住民生活や海洋への影響などに対する対策が求められていると考えます。塩竈の環境対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

2つ目は、離島の災害復旧についてです。

1つは、寒風沢漁港の物揚げ場及び道路の復旧工事についてお伺いいたします。

寒風沢漁港の物揚げ場を利用する方々から、この間復旧で整備された護岸や物揚げ場は高過ぎて利用しにくい、整備されたものはもう仕方がないけれども、これから残りの部分を整備する予定の場所は、若干の傾斜にはなるけれども、切り下げて利用しやすいように整備して

ほしいという要望が出されております。既に市のほうにも同様の要望が出されているとは思いますが、要望に沿う取り組みができる見通しがあるのかどうか、お伺いいたします。

2つ目は、各島ごとの防潮堤と宅地のかさ上げとの関係です。特に、桂島や石浜のほうはどのようにになっているのか、お伺いいたします。

桂島の方から、家の建てかえとなることも視野に、地盤のかさ上げについて要望されているというふうに聞いてまいりましたが、この点ではどのようにになるのか、お伺いいたします。

第3点目は、税務行政についてであります。

税の滞納者に対する塩竈市の対応についてお伺いいたします。

5月末に塩竈市から宮城県滞納整理機構へ移管された3名がそれぞれ、生活と健康を守る会、あるいは伊勢議員、そして、私に相談がされた事案があります。Aさんについては6月17日、生活と健康を守る会の虎川代表とともに、Bさんについては6月19日、私とともに滞納整理機構との話し合いをしてまいりました。いずれも天下みゆき県議に同伴していただきました。市から県に移管されたAさんもBさんも、塩竈市の窓口で相談をして、話し合いをしながら分納していたのに、市は、移管前に何の告知や相談もせず機構に移管してしまった、約束をして支払っていたのに県に突然回してしまった、このやり方でいいのかということをお伺いいたします。

最後に、災害公営住宅建設に伴う環境整備についてお伺いいたします。

1つは、NEWしおナビ100円バスの路線の拡充です。NEWしおナビ100円バスや、あるいは100円バスの拡充を求める市民の要望が強いことの反映もあり、2月議会で請願が採択されてまいりました。特に、新年度から錦町災害公営住宅の入居となったこともあり、毎日の生活のために一日も早く100円バスの運行を実現させてほしいという要望が寄せられております。NEWしおナビ100円バスの拡充について、現段階でどのような検討をしておられるのか、今後の見通しなどについてお伺いいたします。

2つ目は、西塩釜駅の通路利用のためのエレベーター設置の取り組みについてです。これまで市は、この場所へのエレベーター設置について、東日本大震災復興交付金効果促進事業を活用して取り組むという考えを示してまいりましたが、現在どのような取り組みが行われているのか、今後、建設に向けてどういうことに取り組まなければならないのか、いつごろまでかかるのかなど見通しについて、わかればお伺いしたいと思っております。

以上で第1回目の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 曾我議員から4点についてご質問いただきました。順次お答えさせていただきます。

初めに、塩釜港の振興策についてのご質問でありました。

ご案内のとおり、平成24年10月でありましたが、県内の仙台塩釜港、石巻港、松島港の3港統合一体化が実現をいたしました。新たな国際拠点港湾、仙台塩釜港が船出をしたところがあります。これは、東北の産業競争力を高め、産業、雇用、暮らしを守り発展させることを理念としたものでありまして、3港それぞれの機能特性を生かした利用再編成を行っております。その中で、塩釜港であります。地域産業支援港湾という位置づけをいたしております。小型貨物船に対応した内貿バルク貨物港湾、石油備蓄基地としての役割といったようなものを今後特化していくということになるのかなと思っております。

塩釜港の利用実態であります。現在は、石油製品、セメントなどの取り扱いがその主要なものであります。後ほど数量等についてはご説明をさせていただきます。一般的な話であります。港湾利用を考えますときに、やはりその港に固有の貨物といえますか、ベースカーゴという言い方をされております。基礎となる貨物ということかと思っております。先ほど申し上げました3港統合であります。仙台港につきましては、やはり石油、原油あるいはコンテナといったようなものが中心となる港ではないかなと思っております。本市の場合は石油製品、セメントといったようなものがその中心。石巻港について言えば木材を中心とする産業の集積。そして、松島については観光港としての役割を果たしていくということになるものと思っております。

塩釜港の平成26年の取り扱い貨物量をご紹介します。年間251万3,000トンございました。そのうち石油製品が110万5,000トンで44%であります。セメントが55万9,000トン、22.2%であります。重油が24万3,000トン、9.7%でありました。この3品目を合計いたしますと190万7,000トン、約76%という状況であります。他の貨物量は4分の1という状況になると思っております。したがって、これから先、塩釜港の振興活性化を考えますときに、まずはこのベースカーゴをいかに確保し、そして伸ばしていくかということをお考えしております。また、あわせて他の貨物量の拡大といったようなことについても、当然これから、我々管理者ではありませんが、塩竈市も港湾所在都市としてさまざまなポートセールス活動に同行させていただきながら、ぜひ塩竈に貨物をといてほしいをさせていただきたいと思っております。

ります。

そういった中で、環境対策についてはというお話でありました。

ご案内のとおり、港湾の拡張整備を行う場合については、環境アセスメント等を取り行うことになっております。その整備が、例えば海域環境に与える影響、大気質に与える影響、あるいは騒音振動等、さまざまな分野にわたる環境アセスメントを実施されております。塩釜港区につきましても、今、貞山1号埠頭の増設工事に入っております。背後の荷捌き、野積み等もかなり拡張が見込まれますので、港湾管理者並びに我々は、今後この埠頭を活用して、今までにはなかった塩釜港で、新たな貨物にチャレンジをさせていただくという取り組みを行っていくことになるのかなと思っております。恐らくハードルは大変厳しいのですが、輸送革新船といいますか、定期的に貨物を輸送するという船舶等をぜひ塩釜港に招致をしていくということについては、港湾管理者、我々の思いは一致できるのかなと思っております。今後も、また議員の皆様方にもさまざまなお願いをさせていただきながら、この輸送革新的な貨物の獲得に努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、離島の災害復旧について、2点ご質問いただきました。

初めに、寒風沢漁港の物揚げ場及び道路の復旧についてであります。具体的には、既に整備をいたしました2m物揚げ場が高過ぎて、高齢化社会の浦戸の漁民の方々からは、なかなか使いづらいというお話を我々にも寄せられていたところであります。この災害復旧の際に、前段で、島民の方々あるいは漁業従事者の方々に、震災前と同じ高さに復旧をいたしますよということについてご説明をさせていただき、ご理解はいただいたところであります。しかしながら、現地に改めてでき上がりますと、やっぱりちょっと高いよなど、私自身も見て、ちょっと高いのかなというのが率直な感想でございます。今、地域住民の方々から、今後整備する物揚げ場については、少し高さを低くできないかというようなご意見を頂戴いたしております。真摯に耳を傾け、今後に発注予定をいたしております寒風沢漁港災害復旧工事については、現地で島民の方々に、こういった高さではどうでしょうかというようなことをお示しさせていただきながら工事を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、桂島漁港に面した防潮堤整備と宅地地盤のかさ上げということであったかと思います。

当初、復興交付金事業である桂島地区漁業集落防災機能強化事業による桂島北地区における整備についてであります。集落全体の地盤をかさ上げする計画でということですので地元の方々

に説明をさせていただきました。この考え方は、先ほど菊地議員からご質問いただいた野々島地区につきましても同様で、防潮堤の高さが高くなることと調整をとるために、地盤もあわせてかさ上げをさせていただきながらというご説明をさせていただきました。残念ながら、このことについては地元の方々と合意に至らなかったという経過を私は聞いております。かさ上げを希望する方々もおられました、かさ上げをしてもらいたくないという方々もおられたようでもあります。

このような結果を受けまして、今、国と再協議をさせていただいております。もともと復興交付金では、かさ上げを行うことで問題解決を図ることにしておりましたので、塩竈市の提案の中身が変わっております。このようなことがございまして、今、国との協議の中で、改めて浸水対策としては、ポンプによる強制排水といったようなことを検討させていただけないかというようなお話をさせていただいたところでございます。

この強制排水案については、1つは潮の問題であります。もう1つは、交付金の問題であります。これらの問題について、前段ご説明をさせていただきました、地盤のかさ上げよりも強制排水のほうが、例えば経費的に安い、期間的に短縮できるというような何らかのメリットが出てこないということであれば、復興庁のほうでは理解をいただけないということになってしまうのかなと思っております。今その対応策等について、いろいろさまざまな角度から検討させていただき、最終的には、ぜひこの案で復興庁にご理解をいただきたいという思いであります。

また、あわせて石浜地区の防潮堤について質問いただきました。

実は石浜地区については、ご案内のとおり宮城県の港湾課の所管の事業であります。私も再三港湾課のほうに足を運びまして、石浜もいつまでも放置をしておくということではなくて、ぜひ防潮堤建設に向けた計画説明を行っていただきたいというお話をさせていただいております。ただ1点、防潮堤の建設で港湾管理者が大変苦慮されておりますのが、防潮堤建設敷地と海が極めて近接をしている。結果的に、防潮堤は地域の皆様方の住家の後ろに壁が立つというような形になりまして、こういった考え方で提案させていただいてよろしいものかどうかということについて、今港湾管理者もお悩みのようであります。そういったことの問題点の解決策を一定程度整備した上で、地元の説明会に入りたいというような説明を受けております。具体的にいつということまで申し上げればよろしいのですが、まだ、そういった段階にはないというようなお話をいただいてまいりました。

次に、税務行政について、税の滞納世帯に対する対応についてのご質問をいただきました。

まず本市の税の滞納整理についてであります。これは、本市のであります。法に基づき、納税者の負担の公平性を図る観点を基本とさせていただいております。この基本に立ち、税の未納者に対しましては、本市が督促や納税相談を行い、自主納税をお願いした後、再三の督促や面談要請にも納税に応じない等徴収困難な高額滞納者を対象に、宮城県滞納整理機構に移管を行っております。税の徴収は、基本的に市町村が行うものでございますが、滞納整理機構は、県と市町村が共同して滞納額の縮減と実践的な研修の場として平成21年に設置されたものと理解をいたしておりますが、本市におきましても、毎年1名職員を派遣し、滞納整理業務を行っております。

本市が滞納整理機構への移管を行う場合であります。事前に滞納者宛てに連絡を行い、それでも応じない場合や滞納相談を行っても完納に至らない場合などに移管させていただいております。

納税通知書の対応についてであります。平成27年1月23日付、総務省からこのような対応について十分に留意しながら対応するよなというご指導をいただいたことについては、十分踏まえながら、このような対応をさせていただいているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、錦町災害公営住宅の供用開始にあわせて、1つはNEWしおナビ100円バスの路線拡充についてのご質問でありました。2点目は、西塩釜駅の自由通路に係る利用者専用のエレベーター設置についてのご質問でございました。

まず、1点目のNEWしおナビ100円バスの路線拡充についてでございます。

錦町地区災害公営住宅の建設に伴う環境整備として、西塩釜駅通路利用者のためにエレベーター設置を促進しているということについては、議員のほうからもご質問いただきました。これにより、NEWしおナビ100円バスよりも利用回数が極めて高く、市立病院や塩釜駅方面への北回りと本塩釜駅中心市街地方面に向かう南回り双方でご利用いただけることとなりますので、まずは、このしおナビ100円バスのバス停までの利便性向上のために、今エレベーター設置に努めさせていただいているところであります。

ご質問のNEWしおナビ100円バスについては、請願等もご採択をいただき、先ほども検討に入ったということをご説明させていただきました。ただ、現状であります。もう午後の1便も増便し、4便フル稼働という状況であります。周回時間についても、2時間という限

られた時間の中で4便ということであります。周回ルートを変えますと2時間を超えてしまい、今までの利便性というのが著しく低下するということが懸念されますことから、今の現行のNEWしおナビ100円バスは、現状でまずは推移をさせていただきながら、この後、ご要望の趣旨にどのような形でお応えできるかということについて、今検討を始めたというところでございます。

次に、西塩釜駅の通路利用専用のエレベーター設置についてのご質問でありました。

このエレベーター設置につきましては、本市といたしましても、ご高齢者や障がい者、あるいは妊産婦、小さなお子様連れの方々の利便性に著しく貢献できるものと考えているところであります。現在、その実現に向けて、災害公営住宅入居者や近隣の住民の方々の日常における移動の円滑化や利便性の向上といったようなことで、どのようなエレベーターを設置すべきかということの検討をいたしているところであります。今月16日には、宮城復興局に赴き、効果促進事業の申請についてご指導いただいたところであります。今後、書面協議を重ねながら復興庁の認可に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

もう一つ問題点がございます。この自由通路であります、JRの敷地に一部入ることになります。JRと本市、双方で管理協定等を締結しなければならないと考えているところであります。また、駅舎にも一部手をつけますことから、整備に当たりましては、JRとの十分な協議、合意のもとで進めていく必要があるものと考えております。このため今月3日、JR東日本をご訪問し、今後の進め方について協議をいたしたところであります。今後も協議調整を重ねながら、できる限り早期にエレベーター整備に着手できますよう努力をいたしてまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） 最後に質問をしました点から伺っていきたいと思います。確認ですけれど、NEWしおナビ100円バスは、現在4便フル稼働で、これ以上路線をふやすと、ほかのところに回る時間帯がすごくおくれしていくということです。そのとおりだと思うんですね。目いっぱい動いてという状況ですからね。

請願でも出されたように、まだまだ西塩釜の公営住宅以外にも、ふやしてほしいというところがたくさんあるわけですから、一般市民的には、やっぱりあの便だけで西、東、北とかと回るのはもう限界ではないのかと。小さいバスでいいから、もう1台ふやしても市民の要望

に答えるような施策も検討してもらおうようにしなければならないのではないかとこのうふうな、ちまたの話ですがそういったことも言われております。あとバス停の問題、腰かけの問題とかさまざま言われておりますので、今市長が言われているとおり、NEWしおナビだけではいっぱいということはそのとおりだとうふうに思いますので、引き続き、具体的に全体のバスはどうするかとか、あるいは具体的に災害公営住宅、錦町の災害公営住宅にどうするかということは、一日も早く庁内で検討して答えを出していただきたいとうふうに思いますので、よろしくお願ひします。

エレベーターについてもわかりました。なかなかJRが絡んできますと、非常に難しくなっていますけれども、その辺は担当者の腕の見せどころで、一日も早く取り組めるように頑張ってくださいとうふうに申し上げておきます。

それから、2番目に質問しました浦戸の災害復旧でございますが、天下議員を通じて県のほうの動向も聞いてまいりましたが、これからつくることについては、市さんと協議しながら、十分それには応えたいと、あるいは高いところにもゴムではしごみたいなものを取りつけることなども応えていきますよという話もしているようでありますから、ぜひ引き続き島民の方との話し合い、現地での話し合いもしながら取り組んでいただきたいことを申し上げておきます。

それから、石浜は、もともと岸壁工事をしたときから、ここに防潮堤ができればほんとに大変だとうふうにずっと思っていました。区長さんたちは、まずとにかく水を、海水を掃ってもらえばいいという話をしていましたけれど、いよいよここに防潮堤をつくるとなると、県の港湾のほうも大変なことだろうとうふうに思いますが、引き続きそういった状況もつかみながら、地元の市長としても、住民の生活環境が悪くならないような方法をぜひ考えて取り組んでいただきたいことを申し上げておきます。

ここは要望だけで、第1問に入ります。

私、ここで質問したのは、3港統合だとか、そういった状況はインターネットで見させていただいて、この総会で市長が何をお話ししたかということも全部るる勉強させていただきました。

私が今回の港湾のことで問題にしているのは、その全体の残りの24%の取り組み、汚染土壌やバラと言われる金属類だとか、ああいう24%の部分が入ってきている中で、市民全体が、海から見ても、いや塩竈の港はもうさま変わりだとう感じを、悪いとかどうかではないの

です。さま変わりだというふうに思っています。それで、バラというか、バルクというか、ちょっと専門用語はわかりませんが、今のこの汚染土壌だとか自動車のリサイクルだとか、そういうものはリサイクルが必要です。そして、港も発展させなければなりません。だけど、そういったものに対して、市として環境対策は必要だろうというふうに思うわけです。あれはもちろん港湾ですから、県が管轄です。だけど、首長としても、市としても、そこを県だからと構わないで置くというわけにはいかないと思います。

実際に塩釜港区に汚染土壌が運ばれたのはいつかと。2011年2月からだそうです。2014年度は5万1,000トン。市内をもう、塩釜駅であろうと、泉沢であろうと、トラックに汚染土壌というのを書いて入ってきています。市内全部入っています。そういう状況だと。それで、私、2011年2月と言いました。から入っているのです。2011年の3月に震災です。ですから、そこに汚染土壌が入っていたということは、あの津波で、港町も津波かぶったわけですから、流された可能性は十分考えると。今後もこういうことも、この間行って見てきましたブルーシート、白いシートで土のうを積んでありましたが、やっぱりいざというときの対策は、市として考えていかなければならないんだと思うわけです。塩竈市はこの2011年度から塩釜港に運ばれていたのはご存じでしたか。

○副議長（鎌田礼二君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 私どもも当時から実は知っていたということではありませんけれども、その後、こういった形の話がありまして、やはり震災以降、とりわけCO₂の削減等の関係がございまして、車両で今までは運んでいたものを船に切りかえるというようなことの国交省の指導等があったということによりまして、一定程度塩釜港から搬出されていたということは、後になって聞いておりました。その当時から運ばれていたということは聞いておりました。

○副議長（鎌田礼二君） 曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君） ですから、これは後回しになっているのです。つまり今はルールがないのです。港湾は県です。県がどのように使わせようと県です。塩竈市には一切そのことは知らされていない。

ここに、県の、積みかえ、保管施設、埠頭の土壌汚染対策法に基づく基準のガイドラインというものがございます。これは1枚しかありません。6項目書いたもの。これにのっとって土のうを積むときはちゃんと区分けしなさい、ブルーシートしなさい、散水しなさいとかい

ろいろなことが書いてございます。こっちの汚染土壌処理施設の設置に関する要綱というのは、大変な厚さのものであります。周辺住民への説明も、今やられているわけですが、それから、私はここでうんと大事なのは、やっぱり生活環境への影響とか、あるいは安全協定、生活環境保全協定とかとありますけれども、やっぱり先ほど津波で多分あそこの土が全部海の底に沈んだというふうなことを想定すれば、当然、浅海漁業だとか、いろいろ心配するわけです。そういう点で、このガイドラインでは全くうたわれていないこの状況と、実際は汚染土壌は市内に運ばれてきている状況の中で、やっぱりこれらを組み合わせて、きちんとまずとりあえず県に、こういうときの不安となるもの、特にね、冷凍魚だとかそういうものできちんとされたものはいいですよ。そうでないばら積みものは、やっぱりきちんと塩竈市に報告してほしい。あるいは住民にそれがわかるようにしてほしいということ、私は市長から、こういう新たな時代に入っていますから、そのことが必要ではないかと思うのですが、市長はどうでしょうか。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど担当部長のほうから申し上げたのが我々の現状であります。

どういった汚染土壌というものが持ち込まれているのかということについても、実は我々も把握していないというのが実態でありますので、港湾管理者のほうには、どういった汚染土壌が運搬されているのかということについては、今聞き取り等もさせていただいているところであります。今後も適切な対応をいたしてまいりたいと思っております。

○副議長（鎌田礼二君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） 新たなことになってきますので、よく積みかえの保全施設のガイドラインと、それから、その汚染土壌処理対策法に基づく、施設が建てられたときに周辺住民にどうなのかとかそういうことをよく調整しながら、市としては、住民の生活と、それから塩竈市は、狭いところに港湾があり、漁港があり、水産業があり、浅海漁業がありとこういう特徴のあるまちとして、きちんとどういったことを最低でもこのことだけは報告もらおうじゃないかということ、ぜひ検討してほしいと思います。とりわけ今塩竈市では、「海とともに生き、自らの手で築く、シーサイドエコシティ塩竈」これはこれしか持っていませんけど、中身はまだもらっていませんが、やっぱり海と緑を取り戻し、そして、守り育て生かす、そういう点でも環境の面からも、やっぱりきちんとしていかなければならないというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それから、私からの提案です。あそこをやっぱりマリゲートからすぐそば、港町地区から貞山通地区にかけてずっと、あそこが商業地域というか、住宅地域ではないのですね。それでうんと住宅と密集している地域なのですが、けさも私ずっと行ってまいりました。土壌を運ぶ船が着いていましたけど。行ってみて思うのは、コークスもそうですけれども、今2メートルぐらいの金網がずうっとあのエリアに配置されています。コークスは、北から風が吹くと住宅の中に全部入って行って、そして、この間、天下みゆき県議と県に話をさせていただいて、若干ネットを高くしてもらいました。それでも状況は変わらないということです。

私たちが都会に視察に行くと、やっぱり相当高い壁をつくったりしています。そういうところもあります。ああいう工場地帯ということもありますけど。市長はもう全国各地、世界も見て回っていると思うのですが、やっぱりこの港湾と住居の関係の環境をきちんとすると。津波の対策も必要ですけれども、そういった点で、何ていう壁なのでしょう。コンクリートの壁ずっと高いものでしているのがありますが、ああいうことが必要ではないかという人もいます。

それから、緑地というか、緑をもっと密集させて植えていったらいいのではないかと。ところがあそこは、木はありました。2メートルに1カ所ぐらいずつ緑はありますけれども、やっぱり緑では、今も緑があるのに、それがコークスの粉じんは全然遮断されないわけですから、むしろきちんと県のほうに安全対策というか、住民への対策として、これからもそういうものがどんどん入ってくる状況になるとすれば、きちんとそういった壁をつくってもらうような取り組みを村井知事にちゃんと要望されるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（鎌田礼二君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、まず港湾の環境についてというご質問でありました。

例えば仙台、石巻的に、新たに開発港湾という形で整理をされた区域については、比較的土地利用については明確な区分をされておると思っております。要は、港の区域と居住空間というのは全く分離されまして、緩衝緑地でありますとか、あるいは道路でありますとか、そういったもので一定程度遮断をされているということではありますが、塩竈の港の場合は、かなり自然派生的に、昔から埋め立てをして、必要なスペースを確保してきたというようなこともございまして、残念ながら、今議員のほうからもご指摘いただきましたとおり、背後の住宅系と工業系というものを分けるための、バッファエリアと呼んでいるのですが、木を植

えたりそういったところが、塩竈では現状の中ではなかなかスペースがとれないというのが実態だと思っております。それは、私もかつて県で港湾にかかわったときに、何とかそういった緑地をつくろうかということではいろいろ取り組みをし、築港大通線の脇にちょっとした公園をつくらせていただきましたが、ああいったところが今の現状の中で精いっぱいでありました。また、中の島の緑地公園につきましても、そのバッファエリアになり得ないかということでそういった取り組みをさせていただきました。

今ご質問の、要するに、貨物を一定時間滞留させるところの環境対策についてというご質問でありました。今ご質問いただきました趣旨については、県のほうに足を運びまして、また、こういったことについて今後検討していただきたいというお話は、首長としてさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（鎌田礼二君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） よろしく願いします。

要するに今の金網フェンスでは、ちょっと高くしてネット張ってもほとんど効果がなくて、それ以上にコークスだとかが山積みなのです。フェンス以上に山積みなのです。だから、ぜひ、今市長が言われたとおり、その辺もいろいろと環境も含めて県に働きかけるようお願いしておきます。

続きまして、税務行政です。

市長は、要するに負担の公平に立ちという、ちゃんと納めている人からすれば不公平だよということで取り組んでいると。そういうふうなことで、結局、督促を出したり、面談に応じない、こういったときに滞納整理機構に出しているということでありました。要するに、何回出しても応じないというのは、悪質だなというふうに私たちも思います。

でも今回の件はそうじゃないんですよ。担当課に行ってお話をして、事情も聞いて、最初はちょっとこのままだと差し押さえるぞと言われてびっくりしちゃって、頭真っ白になって、20万ずつ払うことにしたと。ところが、結局無理な金額で払えとなると、それは長続きしないということで、もう一回相談に行って、これではもう全然足りないねということになって、それで月々3万ねとか、2万ねとか、そのうちに奥さんが病気になって、ああじゃあ体治してねと、病院に行ってきたからでいいからということで、そういうやりとりと相談をしているのに、やるときに何にも言わないで県にぼんとやってしまうやり方、それは滞納整理機構の要望に沿ったってちゃんと本人に告知をして、塩竈市で納めなくていいということを告知

してやるのならいいのです。市長が言われたとおり、ちゃんと。そして、相談に乗って、分納しているのに、それをどんと投げてやるこのやり方に問題はないのかと。それで私行きました。多分来ていると思います。また差し戻しされているんじゃないですか。塩竈市とよく相談して払ってくださいと。一体塩竈市では、何件この5月に県にやったのですか。伺います。

○副議長（鎌田礼二君） 小林税務課長。

○市民総務部税務課長（小林正人君） まず1点目、突然移管されたといった話です。それにつきましては、まず基本的に滞納整理機構に移管する場合につきましては、事前に必ず通知を行っております。また、県のほう、機構のほうも、通知を行っていない案件につきましては、受け取らないといったシステムとなっておりますので、それにつきましては機構のほうに、本人には必ず通知は行っているといった内容です。

また、個別の中身ということですがけれども、例えば少額分納をやっていたとしても、今の時期ですと確定申告等で前年度の収入がわかります。そうしますと、かなりの収入があったということがわかったといった場合につきましては、少額分納を行っていた方につきましても移管を行うといった内容となっております。

また、最後のご質問、今回何件出したのかといった部分につきましては、前回議会でもご答弁差し上げたと思うのですが、塩竈市のほうから派遣が1名行っているところにつきましては60件が上限ですので、ことしも60件移管の予定ということで、もう既に上げております。

以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） 塩竈市から青い封筒でやったことはやったんです。やられたからびっくりして、塩竈市に来て相談して、じゃあこうやって払いますというふうにして、差し押さえるよと言われたから、収入以上のお金を払うと約束してきたりなんかした。そのときの告知はわかるのです。ただ、実際に今窓口に行って、毎月払っていると。市も認めてこうだねと言っているものも、去年に告知したものだからやっているんだというふうな言い方ではなくて、実際にその信頼関係でやっているわけでしょう、精いっぱい。それを無視してやるやり方が、やっぱり正さなければならぬのではないかということです。

そして、もう一つ聞いたら時間がないから聞きますが、塩竈市は、この滞納整理機構の要綱に基づいてやっている。それは告知と説明などをあらかじめやっておきなさいよと、これ

でやっているというふうに言いますが、今回の例は、これがされていなかったというんですよ。だって、毎月7万払ったり、3万払ったりしてきたのに、これがされてなかったということでしょう。それから、総務省も、これは伊勢議員も言いましたが、27年1月23日の通達ですが、滞納処分することによってその生活を著しく急迫させるおそれがあるときは、その執行を停止させることができるとされていることを踏まえて、各地方自治体においては、滞納者の個別具体的な実態を十分に把握した上でやりなさいよと。

それからもう一つ、国税徴収法があります。差し押さえ禁止財産という第6款があります。こういうことには全く塩竈市は税の取り方については、これにのっつてはやらないんですか。伺います。

○副議長（鎌田礼二君） 小林税務課長。

○市民総務部税務課長（小林正人君） 先ほど通知の中で、生活を著しく窮迫するおそれがあるというお話ありました。これにつきましては、国税徴収の基本通達という通知が来てまして、その中で、その基準というのを詳しく示しております。ちょっと読ませていただきます。滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活をできない程度の状態になるおそれがある場合と記載しております。本市としましても、世帯全員の所得調査を行いながら、生計の維持ができるかどうか、資産の有無等につきまして調査して、納税相談を進めながら生活状況を確認して、その辺については判断しているような状況です。以上です。

○副議長（鎌田礼二君） 曾我議員。

○18番（曾我ミヨ君） だって、相談に行っていて、実際に21万運転手で給料もらってくると。だけど、やっぱり食べ物だとか健康保険だとかといろいろ払えば、とても10万円というのは厳しいねということで、だったらそのときの働きぐあいでいいよというふうに言っているわけですよ。ね。差し押さえというの、国税徴収法にも書いてありますよ。生活保護法によるそういったことを基準にして考えなさいよと、プラスアルファだと。ところが今のやり方やっていくと、結局食べないで払えと言わんばかりのやり方でしょう。差し押さえるぞと言って。相談しているものについては、相談しない、応じないというのであればそれは問題だけれど、職員と相談してやっているんですから、それをぼんと滞納整理機構に移管するということはやめなきゃいけないんじゃないかと、市は改めなさいよと。その都度、私たち駆けずり回って、滞納整理機構と折衝しなければならなくなりますよ。それで、また塩竈市に差し戻

させる。きちんとその人たちが、生活して働いて、きちんとやっていけるような方向しかないんですから、どんなこと言ったって。そうでなきゃ自殺するしかないですよ。だから、きちんとそこところは、ね、滞納者が悪いんだけど、やっぱり生活権をちゃんと保障しながら納めてもらうという方向にすべきだと。だから、滞納整理機構なんかは、やめてしまうべきだと思います。もったいないですよ、職員。塩竈市の滞納に回ってもらったほうが、ずっと、何ぼ効果があるかわかりませんよ。ぜひやめるべきだということを申し上げて、私は終わります。

○副議長（鎌田礼二君） 以上で、曾我ミヨ議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明25日を議会運営委員会開催のため休会とし、26日、定刻再開したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鎌田礼二君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明25日を議会運営委員会開催のため休会とし、26日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年6月24日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 鎌田礼二

塩竈市議会議員 小野絹子

塩竈市議会議員 伊勢由典

平成27年 6 月 26 日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成27年6月26日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第48号ないし第59号、議員提出議案第7号

（各常任委員会委員長議案審査報告）

第3 請願第4号及び第11号

（総務教育常任委員会及び産業建設常任委員会委員長請願審査報告）

第4 議員提出議案第8号及び第9号

第5 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

追加日程 議員提出議案第10号

出席議員（16名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員（1名）

15番 高橋卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 副市長 内形 繁夫君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	神谷統君
市民総務部理事 政策調整監	佐藤修一君	健康福祉部長	桜井史裕君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	阿部徳和君	震災復興推進局長	荒井敏明君
建設部技監 兼震災復興推進局技監	熊谷滋雄君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
水道部長	赤間忠良君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤達也君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	鈴木康則君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
会計管理者 参事兼会計課長	高橋敏也君	市民総務部 政策課長	川村淳君
市民総務部 財政課長	末永量太君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部 環境課長	菊池有司君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主事	片山太郎君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから6月定例会4日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは、15番高橋卓也議員の1名であります。

これより、去る6月17日、東京日比谷公会堂で開催されました第91回全国市議会議長会定期総会において、長年にわたり市議会議員として市勢の発展に寄与されたことに対する表彰状の贈呈がありましたので、これより表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（安藤英治君） それでは、全国市議会議長会の議員在職40年以上の表彰でございます。

小野絹子議員、演壇にお進みください。

○議長（佐藤英治君） 表彰状 塩竈市 小野絹子殿。

あなたは、市議会議員として40年の長きにわたって市勢の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会 会長 岡下勝彦。

大変長い間、お疲れさまでした。おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（安藤英治君） 次に、全国市議会議長会の議員在職20年以上の表彰でございます。

伊勢由典議員、演壇にお進みください。

○議長（佐藤英治君） 表彰状 塩竈市 伊勢由典殿。

あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市勢の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会 会長 岡下勝彦。

大変おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（安藤英治君） 以上で表彰伝達式を終了いたします。

○議長（佐藤英治君） 本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようによろしくお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番曾我ミヨ議員、1番浅野敏江議員を指名いたします。



日程第2 議案第48号ないし第59号、議員提出議案第7号

（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤英治君） 日程第2、議案第48号ないし第59号、議員提出議案第7号を議題といたします。

去る6月12日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。17番伊勢由典委員長。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月18日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第48号「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられた要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 特定個人情報については、現行条例では事業を営む個人の当該事業に関する情報や法人等に関する情報に含まれる役員に関する情報を個人情報から除かれているが、改正後はこれらの事業、役員情報も個人情報に含まれることになることから、今後も関係機関との連携のもと、情報の流出等により市民生活に影響を及ぼすことがないよう、セキュリティー対策に万全を期されたい。

次に、議案第49号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、地方税法の改正による市たばこ税の特例の廃止や、国の津波被害区域を対象とする固定資産税等の課税免除の終了に伴い、条例による減免継続と所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、東日本大震災による被災者に対して行った市税、固定資産税及び都市計画税の減免について、平成27年度分の税額も対象とするため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例」については、浦戸地区における新たな漁業従事者等の招致育成や市民の交流活動の促進により、浦戸地区の振興に資する浦戸ステイ・ステーションの設置をするため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 浦戸ステイ・ステーションは浦戸の魅力を市内外に発信する大きな拠点と期待されることから、人口交流や定住促進に係る事業や浦戸の自然を生かした子供たちの体験学習の場など、施設の有効活用について積極的に取り組まれない。

次に、議案第53号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において市所有地保全事業費や市民活動推進費等が計上され、地方債において防災対策事業債が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「工事請負契約の一部変更について」は、浦戸地区集落再生促進施設整備工事に関して、工事内容に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「工事請負契約の締結について」は、27-復・交 新浜地区漁業集落防災機能強化（その1）工事に関して、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「工事請負契約の締結について」は、27-復・交 藤倉二号雨水幹線・汚水枝線築造工事に関して、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「工事請負契約の締結について」は、27-復・交 北浜地区復興土地区画整理事業基盤整備工事に関して、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基

づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議員提出議案第7号「塩竈市証人等の実費弁償に関する条例」は、地方自治法第207条及びその他法令の規定により出頭した証人、参考人及び公聴会に参加した者等に支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 伊勢由典

○議長（佐藤英治君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。8番西村勝男委員長。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月19日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第51号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、原子力発電所の事故により避難等を行った被災者に対し、平成27年度分についても引き続き国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において健康増進事業費や被災者健康支援事業費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 健康増進事業はこれまでも子宮頸がん及び乳がん検診等の無料クーポン券の配布等により、がん検診の受診を促してきたが、今後は従来からの取り組みに加え、新たな検診方法の導入などにより、利便性の高い仕組みの構築についても検討を深められ、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進になお一層取り組まれない。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員会委員長 西村勝男

○議長（佐藤英治君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番小野絹子委員長。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月22日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その審議の結果についてご報告いたします。

まず、議案第53号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」であります。歳出において東日本大震災復興交付金基金費、海岸通地区市街地再開発組合補助金、漁港施設災害復旧費などが計上され、債務負担行為については漁港施設災害復旧事業が追加され、地方債においては公営住宅整備事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 海岸通地区震災復興市街地再開発事業については、地権者からの同意が得られるよう、引き続き取り組まれるとともに、今後も人件費や資材費等の建設コストの上昇が見込まれることから、さまざまな補助メニューの活用などに取り組まれ、地権者の負担軽減に努力を重ねられたい。

次に、議案第54号「平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」は、歳出において、藤倉二丁目地区下水道整備事業、越の浦地区下水道整備事業、北浜地区区画整理関連下水道整備事業としての復興交付金事業費が計上され、債務負担行為については、藤倉・北浜地区下水道事業及び越の浦地区下水道事業が追加され、また地方債においては、公営企業復興交付金事業が変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「公有水面の埋立てに関する意見の答申について」は、公有水面埋立法第3条第1項及び港湾法第58条第2項の規定に基づき、港湾管理者である宮城県から、塩竈市貞山通一丁目に位置する公有水面の埋め立てに関する意見を求められたことに関して、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、異義がない旨を答申しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員会委員長 小野絹子

○議長（佐藤英治君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第48号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可します。18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第48号「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

番号法（マイナンバー法）は、全ての国民一人一人に付番するカードを送付し、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真入りの個人番号カードをつくり、国が税や社会保障の個人情報を一元管理し、徴税強化や社会保障費の給付抑制に使うもので、2013年4月26日、自民、公明、民主、維新の会、みんなの党が賛成で可決成立しました。

6月11日の参議院内閣委員会で、日本共産党の山下芳生参議院議員が、日本年金機構から125万件の個人情報が流出した問題の質疑の中で、①100%情報漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能であること、②意図的に情報を盗み、売る人がいること、③一度漏れた情報は流出売買され、取り返しがつかなくなること、④情報が集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすいことなどを指摘し、番号法、マイナンバー実施をすることの中止を求めてまいりました。以上の4つの指摘のとおり、番号法そのものが市民にとってメリットよりも危険性のほうが大きいと言わざるを得ないものであります。

政府は、法案の中には個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがある場合は番号の変更ができるとしていますが、しかし、番号を変更したことを徹底する法律上の規定はまだ定められておりません。同法の第19条では、特定個人情報の提供を原則禁止となっております。しかし、その他、政令で定める公益上必要があるときに提供できるとして、利用拡大に道を開く内容となっております。今後、利用拡大に向けた取り組みの中で、自治体間のサーバーは全国1カ所に集約、共同化で一括管理となってまいります。国の機関、自治体間の連携などが可能となれば、個人情報が守られる保証はありません。今回の塩竈市個人情報保護条例は必要なものの、条例を定めても漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能であります。

よって、「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」に反対するものであります。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。7番阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君）（登壇） 自由民主の会の阿部かほるでございます。

議案第48号「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」に賛成する立場から、討論を行います。

平成25年5月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、平成27年10月から個人番号の通知が行われ、本格的に制度運用が開始されます。

今定例会に上程されました「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の趣旨は、このマイナンバー法が10月5日から施行されることに伴い、マイナンバー法に基づき、塩竈市が保有することになる個人番号を含む特定個人情報等の取り扱いについて、その保護が条例に基づき、適正かつ厳格に適用されることを目的に、必要な改正を行おうとするものであります。

本条例の一部改正がなされない場合、マイナンバー法に基づく制度運用が始まった後、法に基づき保有される特定個人情報本条例に基づく個人情報保護の対象として明確に規定されず、市民の皆さんの個人情報の保護において著しく不利益な影響を及ぼすことは明白であります。市民の皆さんの個人情報の保護を適正に確保しようとする本条例の一部改正は、市民の皆さんの権利を保護するため、必要不可欠であります。

さらに、懸念されている個人情報の管理につきましても、制度面では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法において、法律の規定によるものを除き特定個人情報の提供などが禁止され、罰則も強化されるところであります。また、マイナポータルと呼ばれる自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる機能を有した情報提供等記録開示システムが稼働する予定となっております。市民自身がチェックできる体制となっております。さらに、技術面でのシステムのセキュリティー対策につきましても、通信にはL G W A Nと呼ばれるインターネットとは異なる別回線を使用すること、地方自治体などの各機関が特定個人情報のデータを照合する際には、マイナンバーとは別個の各機関によって異なる符号によって行われ、送受信されるデータも暗

号化されること、マイナンバー法の規定に基づき情報連携を行う情報のみを各機関が管理するとなっており、法律に規定されない情報については連携できない仕組みとなっており、また国などによる情報の一元管理はされないことなど、万全なセキュリティ対策が措置されているものと考えます。

また、このマイナンバー制度は社会保障に関する給付の申請の際に必要な納税証明書などの書類の添付が不要となるなど、市民の利便性向上につながるものであること、さらに本来認められない給付の重複や不正受給の防止、所得の過少申告の防止や是正を行うもので、これは公正な社会を実現する社会基盤と言えるものであると考えます。

なお、マイナンバー制度は特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、全国一律に導入されるものであり、本市において本制度の導入が行われなかった場合は、市民や過去に塩竈市民であった方、施設入居者など、各種社会保障等の手続面で市民の皆さんに多大な影響が発生することは明らかであります。

以上のことから、「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」に賛成することを表明し、議員各位の良識あるご判断のもとでご賛同賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第48号について採決いたします。

議案第48号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第48号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第49号ないし第59号、議員提出議案第7号について採決いたします。

議案第49号ないし第59号、議員提出議案第7号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議案第49号ないし第59号、議員提出議案第7号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 請願第4号及び第11号

(総務教育常任委員会及び産業建設常任委員会委員長請願審査報告)

○議長(佐藤英治君) 日程第3、請願第4号及び第11号を議題といたします。

去る平成26年12月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第4号並びに本定例会において産業建設常任委員会に付託されておりました請願第11号の請願審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。17番伊勢由典委員長。

○総務教育常任委員会委員長(伊勢由典君)(登壇) ご報告いたします。

平成26年12月定例会において、総務教育常任委員会に付託された閉会中の継続審査となっておりました請願第4号については、6月18日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

審査に当たりまして、各委員より述べられた意見の主なるものを申し上げます。

1. 集団的自衛権は日本が直接攻撃されたときではなく、他の国が攻撃されたときに発動されるものであり、また、その行使に係る関連法については過去の憲法審査会において参考人が違憲であるとしており、請願趣旨は尊重されるべきものである。

1. 憲法上、国を防衛する自衛のための武力行使は認められているものである。今回の閣議決定では、他国のみを防衛する集団的自衛権は認められておらず、自衛隊も海外派遣の3要件に該当しなければ派遣できないものであり、専守防衛の精神が貫かれている。

以上の意見を踏まえ、質疑、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

総務教育常任委員会委員長 伊勢由典

○議長(佐藤英治君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番小野絹子委員長。

○産業建設常任委員会委員長(小野絹子君)(登壇) ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願第11号「塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する地区住民への説明会等の取組に関する請願」については、6月22日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第11号については、質疑、採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（佐藤英治君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第4号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

委員長報告は不採択でありますので、本請願に対する賛成者からの発言を許可いたします。

16番小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇） 請願第4号「「集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願」について、日本共産党市議団を代表しまして、賛成の討論を行います。

この請願は、塩釜地方労働組合総連合、塩釜地方労連の議長、東海林昌利氏と治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟塩釜支部、国賠同盟塩釜支部の支部長、相原君雄氏より、昨年11月18日に市議会議長宛てに請願が提出され、12月議会で総務教育常任委員会に付託されて、請願は12月議会、2月議会で継続審査となっていたものです。

請願趣旨では、安倍内閣は26年7月1日、集团的自衛権の行使を閣議において決定しました。これは戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたう憲法第9条のもとで、これまでの歴代の自民党政権も認められないとしてきたことを大転換させる暴挙であります。

本閣議決定は、日本への武力攻撃がなくても、我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃があれば、自衛隊による武力行使を可能にしました。武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないというこれまでの2つの歯どめを外し、自衛隊の後方支援を戦闘地域に拡大して、武器使用についても制限を撤廃しました。このままでは武装した自衛隊が戦地で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかであり、多くの国民は他国の戦争に国民も巻き込まれるのではないかとの懸念と不安を抱いていますと述べております。憲法9条のもとで戦争ができる国にするということは、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した日本国憲法の平和主義を根本から否定するものです。

安倍内閣は5月15日に、安全保障体制に関する関係法案10本を一举に提案してきました。日

本共産党の志位和夫委員長が27日、28日の衆院安保法制特別委員会で、戦争法案の連続追及を行いました。戦争法案は自衛隊の活動地域を戦闘地域にまで広げ、弾薬の補給、武器の輸送などのいわゆる後方支援、兵たんを行うというものであります。戦闘地域での兵たんは相手方から攻撃目標とされ、武力行使に道を開くこととなります。この後方支援活動の実態が憲法9条第1項で禁止した武力の行使になり、自衛隊の殺し殺される危険が決定的に高まることを明らかにしました。

戦闘地域で自衛隊が攻撃される可能性があり、攻撃されたら武器も使用することになるとの志位委員長の追及に、安倍首相は、攻撃される可能性も武器使用の反撃も認めました。さらに質疑の中で、非戦闘地域とされたイラク、サマーワに自衛隊が携行した武器は重装備だったことや、アフガニスタン、イラクの両戦争への派兵任務を経験し、帰国後に自殺した自衛官が54人に上ったことが明らかになりました。戦闘地域での活動を可能にすれば、自衛隊が真っ先に攻撃対象になり、戦地派兵で隊員にこれまでをはるかに超える負担と犠牲を強いることになることを告発し、若者を戦場に送ることは絶対認められないと強調して、戦争法案の正体をくっきりと浮き彫りさせました。

さらに、6月4日の衆議院憲法審査会で参考人として出席した3人の憲法学者が、いずれも安全保障関連法案は違憲であると表明し、国民の中での反対の声が急速に高まっております。とりわけ、自民党推薦の長谷部恭男早稲田大学教授の発言は与党政府関係者に衝撃を与え、6月9日、内閣官房と内閣法制局が「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」と「他国の武力の行使との一体化の回避について」という2つの文書を発表しました。しかし、その政府見解も全く説得力のないものであり、撤回を求める声はますます大きくなっております。

22日の衆院安保法制特別委員会で参考人質疑が行われ、元法制局長官らが戦争法案を批判しました。元内閣法制局長官の宮崎礼壹さんは、集団的自衛権の本質は他国防衛です、自衛権という名前こそついているが、自国への直接の侵略という意味の自衛とは異質の概念です、これは同盟国による介入武力行使を容認するため、恣意的で過剰な武力行使を招く危険をはらんでおります、国際法上の権利だという形式だけ見て、大急ぎで我が国も追いつく必要があるのでしょうか、歴代政府は戦後一貫して集団的自衛権は地球上のもとでは行使容認の余地がないとしてきました、1972年の見地から、確実な憲法解釈だと考えるべきであります、集団的自衛権の行使容認は限定的と称するものも含めて、従来の政府見解とは相入れないも

のです、これを内容とする今回の法案部分は憲法9条に違反し、速やかに撤回すべきと述べているのであります。

戦争法案反対の声は憲法学者だけでなく、学者、法律家、弁護士、演劇家、労働者、女性、青年など、広範囲に広がっております。マスメディアの世論調査でも反対が58%であります。今国会で成立させる必要がないというのが65%、圧倒的であります。

2月議会での総務教育常任委員会の質疑で、ある議員は、今回の閣議決定は自衛の措置と思う、その中で安全保障環境の変化で日本への武力攻撃が発生した場合でなく、他国への武力攻撃が発生し、日本の安全が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から崩される明白な危険が起これ得るということで、自衛隊に他国を守るための必要最小限の実力行使になったと思うと述べております。

なお、政府が集団的自衛権は行使できるという最大の根拠に、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化を続けていると述べていますが、10日の衆議院安保特別委員会で日本共産党の宮本 徹議員が、我が国を取り巻く安全保障環境の根本的変容について、何をいつごろから根本的に変容したのかとただしたところ、中谷防衛大臣は答えることができませんでした。

さらに、早稲田大学の長谷部恭男教授が、実にわかりやすいことを言っております。我が国を取り巻く安全保障環境が変容し、日本が危ないというのだったら、自国をこそ固めることが必要で、なぜ外に出ていくのか、サッカーでゴールされそうになったとき、ゴールから離れる人がいますか。全くそのとおりではないでしょうか。

戦争法案反対や廃案などを求める意見書を可決する議会は連日ふえ続けており、今国会の大幅延長で成立を願う安倍政権を四方から包囲する動きが出ております。戦争法案の提出前に、集団的自衛権行使容認解釈改憲であります、この反対の意見書を可決した議会は254議会に及び、法案提出後に意見書を採択した議会は116と、連日ふえ続けております。栗原市は23日の最終議会で、国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないことを求める意見書を全会一致で可決したことが報道されております。

自衛隊の皆さんは、東日本大震災で市民の救援、救出活動に日夜奮闘され、感謝しております。自衛隊と若者を戦場に送ってはなりません。自衛隊と若者を戦場に送ることになる集団的自衛権の行使容認の閣議決定撤回と関連法案の立法措置で提案されている安全保障関連法案撤回を求める請願にぜひご賛同いただきますようお願いを申し上げます、賛成討論とい

たします。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 次に、本請願に対する反対者からの発言を許可いたします。2番小野幸男議員。

○2番（小野幸男君）（登壇） 請願第4号「『集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと』を求める請願」について、委員長報告に対し賛成の会派を代表して討論を行います。

まず、なぜ今、安法制の整備が必要かということではありますが、世界に目を向けてみますと、核兵器や弾道ミサイルなど、大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散しています。また、軍事技術も著しく高度化しており、我が国の近隣で弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発疑惑を否定できない国もあります。国際テロやサイバーテロの脅威も深刻になっているなど、安全保障環境の基盤が厳しさを増す中、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できる、すき間のない安全保障体制を構築する必要があるからであります。

さて、集団的自衛権について誤解を招くおそれがありますので申し上げますが、憲法9条のもとでは国際法上のいわゆる他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められておりません。政府の憲法第9条解釈は、長年にわたる国会との議論の中で形成されてまいりました。その中で一番の根幹になっているのが、1972年、昭和47年の政府見解であります。すなわち、自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力行使は許されるという考え方があります。

この考え方に立ち、日本を取り巻く安保環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が、昨年7月の閣議決定であります。この閣議決定では、憲法9条のもとで許される自衛の措置発動の新3要件が定められ、法案に全て明記されました。新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って自衛の措置をとることができるを見直したのであります。

明白な危険とは、国民に日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶこと

が明らかな状況をいいます。しかも、自衛権の発動に当たっては、国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段のない場合のみ許され、あくまで専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのであります。

したがって、海外での武力行使を禁じた憲法9条の解釈の根幹は変えていないのであり、国連憲章第51条にあるような、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は一切認めておらず、安倍首相も答弁しているとおり、地球の裏側に行って他国を守るため戦争するということはこの法案ではできないことになっております。

また、請願では、後方支援活動に関し、自衛隊の後方支援を戦闘地域に拡大して武器使用についても制限を撤廃しましたと述べており、治安維持活動の拡大を意味していると思いますが、治安維持活動一般は現地の警察がやるべき任務であり、それを自衛隊が肩がわりすることは一切ないのであります。

今回の国連平和維持活動、PKO法改正で自衛隊が実施する安全確保業務は、防護を必要とする住民を守り、特定の区域を巡回するなどの内容であり、これは多くのPKO参加国でこれまでもやってきたことであります。安全確保業務を行う以上、自衛隊員に自己を守るだけでなく、任務遂行型の武器使用も認めますが、正当防衛と緊急避難以外は人に危害を加えてはいけないとの原則は変えていません。

いずれにしても、自衛隊を海外に派遣する場合の3原則を明確に定め、歯どめをかけました。それは、1. 国連決議などの国際法上の正当性、2. 国民の理解を得るため、国会の例外なき事前承認、3. 自衛隊員の安全確保、以上の3原則が担保されない限り、自衛隊が派遣されることはありません。

また、戦争法案だとの指摘について、識者の声を紹介いたします。静岡県立大学グローバル地域センター特任教授の小川和久氏は、戦争法案と批判する人がいるが、国際平和の貢献は外国の戦争に協力するという意味ではない、そもそも軍事力としての自衛隊の構造は他国に本格的に攻撃を加える能力を欠いている、自衛隊の予算規模を見ても明らかだ、私は平和安全法制の最大の眼目は日米同盟による抑止力の高レベルでの実現にあると思うと言われております。また、東京財団上席研究員の渡部恒雄氏は、戦争立法との批判が一部にあるが、不安をおおる極論こそ周辺国や国際社会の誤解を招き、国益を損なう、自衛隊の海外派遣に関しては相当な歯どめで制限を加えていると言われております。拓殖大学特任教授、元防衛相の森本 敏氏は、自衛隊による他国軍隊への支援活動についても、現に戦闘が行われている現

場では行わないということを確保しつつ、任務を遂行する仕組みになっているのに、米軍の戦闘に巻き込まれるという批判を繰り返すことは、法案を十分に理解しておらず、国民の不安をあおるだけのためにする議論としか思えないと述べられております。

以上、識者の声をお知らせしましたが、このたびの安保法制はあくまで国民を守るための限界を示したものであり、戦争法案でなく、むしろ平和を守るための平和安全法制であります。

最後に、衆院憲法審査会について申し上げます。参考人として3人の憲法学者が出席し、いずれも安保法制は違憲であると述べられました。しかし、憲法学会ではこれまで自衛隊の存在自体が違憲という見解が伝統的に多く、憲法9条のもとで自衛の措置がどこまで許されるかの議論はなされてきませんでした。政治家の使命は国と国民の生命を守ることであり、その義務を負うのが政治家であります。そういう意味では、憲法学者と政治家の意見が食い違うことはそれぞれの立場から当然にあり得ることではないでしょうか。

以上のことから、我が国と国民を守るための安保法制の整備は必要であると申し上げ、原案に対する反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第4号について、この請願に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、採決は本請願を採択することについてお諮りいたします。

請願第4号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立少数であります。よって、請願第4号については、不採択とすることに決しました。

次に、請願第11号について採決いたします。

請願第11号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、請願第11号については、委員長報告のとおり決しました。



○議長（佐藤英治君） 日程第4、議員提出議案第8号及び第9号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

初めに、議員提出議案第8号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。18番曾我ミヨ議員。

○18番（曾我ミヨ君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「復興・創生期間」における東日本大震災復興交付金の自治体一部負担について見直しを求める意見書

先般、国は集中復興期間後の復興事業の地元負担のあり方について、案を示しましたが、その内容は一部事業について地元負担を求めるなど、これまで被災自治体が求めてきた内容とは大きく異なり、国の支援の枠組みを後退させるものであります。

政府は6月24日、復興推進会議を開き、東日本大震災からの復興事業に関し、一部事業において、地元自治体に1.0～3.3%の負担を求めることを決定し、被災3県の負担総額は220億円程度になる見込みです。

いまだ復興の途中にある中、一部とはいえ地元負担を求めることは、各地でようやく本格化し始めた復興への歩みの減速が懸念されるばかりか、より被害の甚大な復興に長期間を要する自治体に対して深刻な影響が生じるものです。

これまで、東北被災自治体は、未曾有の震災被害から立ち上がり、失われた故郷を早期に取り戻す気概を持って、地域の復興に向けた方策を真剣に考え、立ち向かってきました。

したがって、国におかれましては、復興は道半ばであることを踏まえ、東日本大震災復興交付金について、一部自治体負担について見直しを行い、平成28年度以降においても自治体負担が生じることのないよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） 次に、議員提出議案第9号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。1番浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第9号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさ

せていただきます。

人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書

近年、主に在日韓国・朝鮮人を標的とした差別と憎悪をあおるヘイトスピーチデモが全国各地で行われており、大きな社会問題となっています。

2014年7月、国連自由権規約委員会は、日本政府に対し、人種や国籍差別を助長する街宣活動を禁止し、犯罪者を処罰する自由権規約第20条に適応した立法措置を求める勧告を出し、さらに8月には、国連人種差別撤廃委員会が、日本政府がヘイトスピーチ問題に毅然と対応し、法律で規制するよう勧告しました。

また、最高裁判所は12月、京都朝鮮学校周辺における街宣活動に対して、人種差別撤廃条例で禁止した人種差別に当たり、違法と指摘した大阪高裁の判決を支持し、ヘイトスピーチは差別であることを認め、賠償命令を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、諸外国では法規制が行われています。安倍首相はホロコースト記念館でスピーチし、「特定の民族を差別し、憎悪の対象とすることが、人間をどれほど残酷にするのかを学ぶことができた」と述べました。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。

訪日外国人も年間1,300万人を超えました。人種差別や民族差別的行為の放置は、国際社会における我が国への尊敬と信頼を失墜させるものとなります。

よって、政府においては、人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を速やかに講じられるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第8号及び第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第8号及び第9号については、さよう

取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

議員提出議案第9号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

本議案に対する反対者からの発言を許可いたします。5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 第9号「人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書」に関して、反対討論を行いたいと思います。

これは問題提起を考えていただきたいと思います。そもそも、私はヘイトスピーチそのものに対しては賛成の立場ではありません。よくないことであると認識しております。では、なぜ、あえて反対討論をするのかについて、私なりの考えを述べさせていただきます。

この意見書は、在日韓国人の方が主体となって提出されたものと認識しております。ヘイトスピーチは当然よくないことでありますが、現在の日韓関係を考えたとき、ほんの数年前までは韓流ドラマに、K-POPに、日本中が沸き返っておりました。この良好な関係を壊したのは韓国の対日政策であると私は考えております。韓国内では日本の国旗が当たり前のように破られたり燃やされたりしている光景をテレビや新聞でよく見ております。戦後70年がたち、歴史認識の違いを盾に反日感情をあおるような政策を打ち出す韓国政府のあり方がヘイトスピーチに結びつく根源ではないかと考えております。

先日、この意見書提出の代表の方が私のところにお見えになり、いろいろとお話をお伺いしました。在日の方が現在、五、六十万人いることもお聞きしました。日本にとっては韓国が一番近い外国であり、両国が将来にわたり友好的な関係を築くためには在日の方々の思いを母国にしっかり伝えていただくことが大切ではないかと考えております。しかし、お話の中では難しいということでありました。どう難しいのかまではお話しただけませんでした。

日本国内にだけヘイトスピーチに対する法整備を求めるのではなく、ぜひ韓国国内に対しての行動を示していただければと願うものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（佐藤英治君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議員提出議案第8号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第8号については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第9号については、原案のとおり可決されました。



日程第5 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告

○議長（佐藤英治君） 日程第5、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長の報告を求めます。5番志賀勝利委員長。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の委員長の志賀でございます。中間報告をさせていただきます。

2月定例会最終日の3月9日に、調査特別委員会への100条調査権付託を全員賛成で可決いたしました。100条委員会に小委員会を設置し、毎週火曜日開催を原則とし、小委員会をきょうまで14回開催しております。委員会の進め方としては、小委員会での決定を同日午後または翌日朝に100条本委員会にて採決という流れに沿って審議が進められております。

100条委員会では、4回にわたり、証人喚問を行いました。第1回目は、4月15日、環境課で震災後の瓦れき処理、家屋解体等全般にわたる事務処理を担当した鈴木孝至氏の証人喚問を行いました。

初めに、浦戸地区のガレキ収集運搬業務についての質疑がありました。ガレキ収集運搬業務は7月、8月、9月、10月の4カ月間作業が行われております。この業務は、集めた瓦れきの容量に応じて支払う出来高契約となっております。にもかかわらず、担当の鈴木氏の作成した出来高表に記載した数字に多くの間違いが委員から指摘されました。忙しさに紛れ、間違えたと認めてはおりますが、特に問題とされたのは収集量が本来は積み込み数量と運搬数量が同じ数であるべきなのに対し、10月分だけが積み込み数量に対して運搬数量が2倍を超えた数量になっていたということであり、10月分に関しては転記ミスは一切なく、この点について疑義が生じ、鈴木証人に説明を求めましたが、明確な答えは得られませんでした。

また、浦戸危険家屋解体に係る申請書類が整わないことを理由に寄せ集められた家屋の処

理に関しては、瓦れき処理と解体の区分けは所有者が立ち会いを希望したかしないかで決めたことが鈴木証人の証言ではっきりいたしました。しかしながら、寄せ集められた72件の中には、所有者が立ち会いを希望していない家屋が解体したとして処理されている物件が多数存在していることを申し添えます。また、鈴木証人は、寄せ集めは課長が決裁権を持っているので、課長の指示で行ったことを認めております。

今までの特別委員会の中で、市当局が寄せ集めを可と判断した環境省の通達分については、同省の廃棄物対策課に確認したところ、本通達は寄せ集めを想定した通達ではない、また寄せ集めという行為をほかの地区では確認していないという説明を受けております。

浦戸一次仮置き場に関しては、使用重機、台船、引船、作業員の数、交通船等について確認したところ、交通船については実際使用しているところ、台船についても実際に使用しているところを確認している、ほかについては協議会から上げていただいた実績報告をもとにして精算していると証言しておりますが、交通船は毎日使用しております。毎日島に行っていないと証言している鈴木証人は、どのようにして確認できたのでしょうか。疑問の残るところであります。

有価物については、越の浦への搬入を証明できる伝票が23年度は発行されていないことが確認されました。浦戸地区で最初の作業となったガレキ収集運搬業務では数字の間違いが多数発覚しましたが、鈴木証人はみずから間違いを認めております。間違いは、浦戸の危険家屋解体の精算設計書でも見られます。震災後の2年間の事務処理に対し、小委員会では外部監査に精査を委託すべきとの意見が多く出ました。さらに、今後の課題として、監査制度そのものを見直し、外部監査導入をすべきとの意見もあつたことを申し添えます。

証人喚問第2回目は、5月22日、元連絡協議会会長 和田 忠氏、株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫氏、東北重機工事株式会社 代表取締役 千葉浩介氏、東華建設株式会社 代表取締役 津田清司氏、株式会社晃信建設 代表取締役 和田野 晃氏、以上5名の方に出席いただきました。

100条委員会での証人喚問は宣誓が義務となっておりますが、東北重機工事株式会社の千葉証人を除く元連絡協議会の役員の和田会長、津田副会長、千葉事務局長、和田野事務局員の4名は、みずからの証言が自己や親族に著しい利害関係のある事項について尋問を受けることを理由に、宣誓を拒否しております。

当日は、初めに元連絡協議会会長 和田証人、株式会社千葉鳶 千葉証人の証人喚問を行

いました。和田証人からは、連絡協議会が非営利団体であることの確認をとりました。証人喚問は、事務の流れの確認を主に行いました。下請企業から協議会への日々の業務報告は、野帳、業務日報、電話連絡等で行われ、協議会の事務局のパソコンに入力されていることが確認できました。

瓦れき収集運搬の日々の数量管理は下請企業ではなされておらず、事務局が収集したデータをもとに下請企業に対して毎月、連絡協議会が作成した支払い内訳明細書なるもので支払い金額を決め、支払いが行われていたことが判明いたしました。個々の下請企業のデータをもとに、連絡協議会事務局が日報月報を作成し、市に請求していることがわかりました。下請企業の野帳、業務日報との整合性をチェックするための資料は市当局には提出されておられません。膨大な量なので廃棄したと、特別委員会での参考人招致の際、千葉事務局長は発言しておりますが、事実とは異なると考えます。

塩竈市は、連絡協議会が作成した日報月報による請求内容を綿密に確認することなく、信頼関係という名のもとに28億円という大きな金額の税金を使い、連絡協議会へ支払いをしております。

株式会社千葉鳶の千葉証人から、有価物の不適切な処理をした業者3社について発言がありました。解体建物から本来発生すべき量の有価物が自身の会社が管理している越の浦に搬入されていない旨の発言がありました。有価物が発生する建物を解体した時期に、越の浦への搬入が不足している、その根拠として、越の浦一次仮置き場管理を請け負っていた株式会社千葉鳶はトラックの搬入台数をチェックしており、発生量は環境課で計算してもらったと証言しておりました。しかし、搬入台数をチェックしたとする資料は100条委員会に提出されておられません。

次に、東北重機工事の千葉証人の喚問が行われました。この日、唯一宣誓をしていただきました。事務の流れについて質問いたしました。ただ、東北重機さんにおかれましても、一部請求書がないのに入金がある、こういった疑義が生じておりますので、今後ともこの調査が必要であると考えられます。

次に、津田証人、和田野証人の喚問が行われました。津田証人の会社、東華建設は5億5,000万の仕事をしていながら、自社作成の請求明細書を一切発行していないことが判明いたしました。さらに、自社の請求内容がわかるデータも保存していないことがわかりました。和田野証人の晃信建設は、平成23年7月から平成24年2月までの作業で1億6,000万円の未収

金を抱え、平成24年10月の入金までにさらに8カ月以上期間がありました。普通に考えると資金繰りに困るのではと考え、資金繰りについて質問しましたが、明快な答えはありませんでした。

今月6月に入った直後、昨年1月に提出された資料を精査した結果、平成23年7月から平成24年2月まで、同社は浦戸に作業員を出していないことが判明いたしました。作業員を使用していないのに請求書だけが提出されている、資金繰りの謎が明らかとなりました。

証人喚問第3回目は、6月15日、宮本産業株式会社 代表取締役 宮本光雄氏、有限会社中沢組 代表取締役 中澤 仁氏、株式会社清野工務店 代表取締役 清野 薫氏の以上3名であります。この日は1人ずつの証人喚問となりました。

初めに、宮本証人に対して、プレスCと言われる名称の有価物に関して質問がありました。宮本証人の証言によれば、本来プレスCという名称は空き缶をプレスしたスクラップに使う名称であるが、鉄骨等よりプレスCのほうが買い取り価格が高いため、取引量が多いことから、中身は鉄骨であるが、実績を評価していただき、単価の高いプレスCとして買い取ってもらったものであるということの説明を受けました。

有価物の不適切処理に関しての証人喚問でしたが、不適切処理が指摘された一次仮置き場では搬入を証明する帳票類の発行が全くされていないという事実だけが明らかになりました。不適切処理を立証できる事柄はありませんでした。

証人喚問第4回目は、6月16日、前産業環境部長荒川和浩氏、前環境課長村上昭弘氏、塩竈市議会議員嶺岸淳一氏、以上3名であります。この日も1人ずつの証人喚問となりました。

荒川証人からは、印鑑が3つあり、全ての書類にみずから捺印していなかったことがわかりました。当時、環境課で現場の責任者であった村上証人の証言では、危険家屋の寄せ集めは誰の責任のもとに行われたのか、明確になりませんでした。ちなみに、さきの証人喚問で証言した鈴木証人は、村上課長の決裁のもとにやったと証言しております。

解体建物から出る有価物の算出について、村上証人に対して環境課で算出が可能なのかと質問したところ、可能だと回答がありました。環境課の中で誰が算出計算できる人なのかとの問いかけには明確な回答がありませんでした。

次に、100条委員会の記録簿の提出要求による記録簿に関しての報告についてご報告いたします。

100条委員会の調査権にのっとり、4月4日付にて浦戸地区でのガレキ収集運搬、危険家屋

解体、一次仮置き場業務、市内全般の有価物処置に関する関係書類を市当局に求めました。また、民間業者に対しましては、100条委員会の調査権にのっとり、4月4日付にて浦戸地区において作業に従事した12社の代表者に記録簿の原本、例えば請求明細書、請求の根拠となる作業員の出勤簿、使用重機のリース等の請求書、領収書等の提出を4月11日までを期限とし、提出を求めました。

ところが、12社全社から、申し合わせたように、ほぼ同様の内容にて提出期限の延長の要請がありました。委員会としては、提出要求の記録簿は全て法定帳簿であり、7年間の保管が義務となっている書類であることから、これを認めず、改めて期限までの提出を求めました。結果、東北重機工事株式会社1社だけが請求明細書を含む記録簿の提出がありました。残りの11社は、明細のない請求金額のみ一括請求書だけだという、常識では考えられない結果でありました。

特に、事務局担当の株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の2社においては、一回提出した請求書に間違いがあったとして、請求書の再提出がありましたが、その内容は1回目と大幅に異なる請求書の内容でありました。

結果、記録簿の提出要求に全く誠意の見られない3社の代表者を対象に、5月12日、調査特別委員会を開催し、元連絡協議会会長 和田 忠氏、株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫氏、株式会社晃信建設 代表取締役 和田野 晃氏の3名を、資料提出拒否の理由で、賛成多数により告発を可決しました。6月4日の本会議での可決後、塩釜警察署長に対し、告発状を提出いたしました。告発状は、6月23日、正式に受理となりましたことを改めてご報告申し上げます。

次に、これまで委員会として取り組んでまいりました12名の証人喚問と、100条委員会の記録簿の提出要求による記録簿の精査の結果、不透明な状況にあった事柄の中で、新たに事実関係が判明した点について報告いたします。

1つ、協議会から事務を請け負った各社は、自社の請求書（明細書つき）を協議会に提出していないという事実であります。最初の提出要求にある程度満足できる書類を提出したのは、東北重機工事株式会社のみでありました。しかし、自社名で作成した請求明細書は、平成23年7月、8月分の2カ月のみであり、かわりに提出されたのは連絡協議会が作成した支払い内訳明細書なるものでありました。この書類には、使用した重機類の明細、作業員の明細が記載されている内訳書が別紙添付されており、全体像を推測する資料となっております。

2つ目に、協議会副会長の東華建設株式会社は、日々の作業の明細は連絡協議会事務局に日々連絡はしていたが、作業した内容については自社では一切把握できない、協議会にもその記録がないとの回答をしております。5億5,000万の税金を使った業務の支払いが、請求金額の明細が一切不明な中で行われております。

3つ目として、株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の両社からは、協議会作成の支払い内訳明細書が提出されましたが、請求金額の根幹となる使用機械類の明細、作業員の明細を記載した内訳書の提出はありませんでした。このところが告発の対象となっております。

4つ目として、証人喚問の際、事務局の千葉勇夫氏、和田野 晃氏に事務の流れを確認したところ、協議会が塩竈市に請求した請求明細に記載された使用重機の種類、数量、さらに従業員の数等の内容は、協議会が業務を委託した業者から報告を受けた内容と一致しているのかとの質問に対して、当然のことではありますが、一致していると答えております。しかしながら、委員会の調査によると、委託した事業者の内訳書に記載された重機の種類、数、作業員の数、作業開始の平成23年7月分から大幅に違っていることが判明しております。重機の種類別、作業員の職種別に明細がわかる東北重機工事の内訳書と照らし合わせると数多くの違いがあり、作業完了時まで同じような状態であることを報告いたします。東北重機工事1社の資料から推測は十分に可能な状況にあります。

5つ目として、塩竈市当局に対する資料要求に関して、次のような事態が発生しました。浦戸危険家屋解体での寄せ集められた72件に係る解体指示から業務完了までに関する書類の提出を求めたところ、市当局が作成し、控えとして保管しておくべき業務指示書、実施数量指示書、積算設計書、精算設計書は連絡協議会に返還しており、保管していないので提出できないという回答が文書で返ってきました。

本来、市当局が保管しておくべき書類であります。市当局が協議会に対し返還を求め、委員会に提出すべき書類であるにもかかわらず、委員会が協議会に改めて提出を求めることになりました。協議会から提出された書類は、業務指示書と解体撤去指示数量表のみで、塩竈市長名で発行されている業務指示書には、72件分全て日付のない、真新しいと思われる市長印が押印された書類でありました。提出された書類を見ると、とても4年経過した書類には見えないというのが多くの委員の意見であります。

浦戸地区危険家屋解体172件について、解体前の家屋調査を実施したのは69件のみであることが判明いたしました。所定の手続を踏むことなく、103件の家が解体されていたことになり

ます。ここでも管理のずさんさが見受けられます。

6つ目として、平成26年1月に委員会に資料提出された資料No.(その8)の1として、浦戸一次仮置き場作業従事者の内容を確認すると、株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設両社は、平成23年7月から平成24年3月まで作業従事者がゼロであるにもかかわらず、同期間に株式会社千葉鳶は総額3,900万円の請求書を提出しております。株式会社晃信建設は総額1億6,000万円の請求書を提出しております。東華建設株式会社においても、平成24年5月以降は作業従事者がゼロであるにもかかわらず、平成24年5月から9月まで、総額8,700万円の請求書を提出されていることが判明しました。3社の総額は2億8,600万円になります。この事実は、連絡協議会の請求事務に疑義を生じることになり、結果として協議会が塩竈市に提出した請求明細書の信憑性に疑問を感じるものであります。

今後も真相究明のため、そして市民の皆様の負託に応えるべく、本調査特別委員会として真摯に調査に取り組んでまいります。

以上で、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の中間報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告は終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま1番浅野敏江議員外15名から議員提出議案第10号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第10号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。



追加日程第1 議員提出議案第10号

○議長（佐藤英治君） 追加日程第1、議員提出議案第10号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第10号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。4番田中徳寿議員。

○4番（田中徳寿君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第10号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する地区住民への説明会等の取組に関する意見書

このたび、汚染土壌処理会社が港町地区に進出予定であります。同地区は観光船の発着場に近く、さらに湾内は多くの浅海漁業者の養殖場となっていることから、地域住民の住環境の保全はもとより、観光地としての景観、湾内の水質保全が大変重要な課題と捉えております。ことし1月に地域住民に対して第1回目の説明会が開催されましたが、その内容は汚染物質がどのようなものであるかも明示されない、住民に対しての誠意が全く感じられない内容で不信感を抱かせるものであります。

第2回目説明会が先日開催されましたが、企業側は安全性をうたうものの、説明を受ける側にとって十分理解できる説明ではありませんでした。着工ありきで住民の十分な理解が得られないまま、型どおりの3回の説明会で進めるということであれば反対をせざるを得ない状況にあります。有害物質による実害、さらには風評被害等を考えたとき、地区住民や企業への被害に対する補償等のあらゆる状況を考え将来的に「万が一」が起こったときに備えることが大切であると考えます。

宮城県は進出企業が地域住民の納得を得られるまで説明会を開催し、約束事の確実な履行も含め、地域住民との合意が得られるまでは工事に着手しないよう、進出企業に対して指導くださるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第10号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第10号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第10号については原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年6月26日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会議員 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 浅野敏江